

市 政 概 要

令和 8 年度版



千葉市議会事務局

千葉市のシンボル

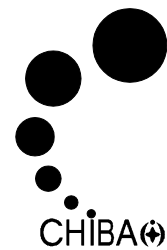
徽章（大正10年5月8日告示）

千葉市の開祖、千葉氏の月星の紋章からとったものである。
千葉氏の紋章は月星・九曜星の併用であるが、この月星に千葉の「千」を入れて、大正10年に市制施行を記念して本市の徽章とした。



コミュニケーションマーク（平成3年12月1日告示）

弧を描く円は6つの区を表し、千葉に集まる人、もの、情報の活発な交流とコミュニケーションを表している。
また、成長し続ける先端情報の発信基地である新しい千葉のイメージを表現している。



市の花木／キョウチクトウ（昭和45年1月制定）

インド原産の観葉植物で、夏に紅色や白の美しい花を咲かせ、葉が狭く花がモモの花に似ていることから漢名を夾竹桃といい、日本名はこれに基づいているものである。

市の花／オオガハス（平成5年4月29日制定）

市内検見川で発掘された古ハスの実を故大賀一郎博士が発芽・育成したものである。世界に誇る古代のロマンを秘めたハスとして、本市の象徴ともなっており、昭和29年に千葉県天然記念物に指定されている。

市の木／ケヤキ（平成5年4月29日制定）

太くまっすぐな幹にほうき状に立ったこずえ。端正で雄大な姿のケヤキは、本市の保存樹林として本数が一番多い木でもあり、古くから人の暮らしと深い関わりをもっている。

市の鳥／コアジサシ（平成5年4月29日制定）

春から秋にかけて海岸で繁殖する渡り鳥で、餌を求めて海岸などでダイビングをする姿が見かけられる。カモメの一種で希少種とされている。

平和都市宣言

私たちの郷土千葉市は、「ゆとりと活力ある都市づくり」を基本目標に、心のふれあう豊かで美しい地域社会の創造と健康で快適なまちづくりに懸命な努力を続けているところである。

郷土千葉市の発展と市民の幸せは、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。

よって、私たちは、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和を求め、ここに「平和都市」を宣言する。

平成元年2月28日

千 葉 市

緑と水辺の都市宣言

私たちは、生命をはぐくみ文化を支える緑と水辺に恵まれた美しい環境のなかに住みたいと願う。

千葉市は、東京湾の水辺と下総台地に広がる豊かな緑に囲まれ、縄文の昔から、恵まれた自然環境のなかで、健やかで活力に満ちた生活が営まれてきた。

私たちは、この千葉市に住むことを誇りとし、都市づくりの総べてにわたって、自然との調和を求めつつ、この緑と水辺を千葉市の個性にまで高め、これを次代に引き継ぎたいと思う。

このため、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりをすすめることを誓い、ここに、私たちの郷土千葉市を「緑と水辺の都市」とすることを宣言する。

昭和59年10月20日

千 葉 市

目 次

総務委員会編

第1章 総説

1 沿 革	1
2 位 置	3
3 地 勢	3
4 気 候	3
5 市 域 の 変 遷	3
6 人 口 ・ 世 帯 数	4
7 人 口 動 態	5
8 産 業 別 人 口 推 移	6
9 市 民 経 済 計 算	6

第2章 議会

1 議 会 構 成	7
2 常 任 委 員 会	8
3 議会運営委員会	8
4 特 別 委 員 会	8
5 議 員 名 簿	9
6 当選回数別議員数	10
7 歴 代 正 副 議 長	11
8 議 会 活 動	13
9 議員報酬・政務活動費	14
10 議 会 事 務 局	14

第3章 総合政策局

1 歴 代 三 役	19
2 名 誉 市 民	20
3 パ ブ リ シ テ ィ	21
4 広 報	21
5 広 聴	22
6 防 災	24
7 基 本 構 想	28
8 基 本 計 画	29
9 第 2 次 実 施 計 画	32
10 業務核都市の整備	33
11 都市アイデンティティの確立	35
12 千葉開府900年の取組み	35
13 スマートシティの推進	35
14 公民共創の推進	36
15 国家戦略特区の推進	36
16 幕 張 新 都 心	38

第4章 総務局

1 行 政 組 織 図	41
2 市 政 情 報	46
3 人 事 ・ 給 与	48
4 職 員 育 成	50

5 行 政 改 革	50
6 情 報 化 推 進	51

第5章 財政局

1 予 算 の 推 移	53
2 令和8年度当初予算の概要	53
3 令和8年度当初予算	59
4 中期財政運営方針	64
5 主 要 財 政 指 標	65
6 会計別地方債現在高の状況	65
7 基 金	66
8 市民1人当たり予算・決算額	66
9 一般会計実質収支	67
10 市 税 等	68
11 資 産 経 営	70

第6章 会計・選挙管理・人事・監査

1 会 計 室	73
2 選挙管理委員会	74
3 人 事 委 員 会	75
4 監 査 委 員	76

保健消防委員会編

第7章 保健福祉局

1 保 健 福 祉 計 画	79
2 地 域 保 健 福 祉	81
3 生 活 保 護	83
4 保 健 衛 生	83
5 医 療 ・ 医 療 機 関	95
6 保 健 衛 生 施 設	100
7 高 齢 者 福 祉	101
8 地域包括ケアの推進	108
9 介 護 保 険	111
10 国 民 健 康 保 険	118
11 国 民 年 金	122
12 障 害 保 健 福 祉	122
13 そ の 他 の 事 業	132

第8章 消防局

1 消 防 体 制	135
2 消 防 力 の 現 況	136
3 消 防 施 設	137
4 火 災 統 計	140
5 救 急 統 計	140
6 救 助 活 動	140
7 予 防 業 務	141
8 消 防 団	142

9 公益財団法人千葉市防災普及公社	144
第9章 病院局	
1 病院事業	145
環境経済委員会編	
第10章 市民局	
1 コミュニティ施設	149
2 平和啓発	151
3 地域運営委員会	151
4 市民自治の推進、市民公益活動	152
5 町内自治会	154
6 区役所	155
7 住居表示	157
8 地域安全対策	158
9 交通安全対策	160
10 国際交流	161
11 文化振興	164
12 スポーツ振興	170
13 男女共同参画	173
14 消費生活	175
第11章 環境局	
1 環境基本計画	179
2 地球温暖化対策	180
3 自然保護対策	181
4 環境状況の把握	181
5 環境保全対策	186
6 公害健康被害の補償	190
7 循環型社会の形成	193
8 ごみ処理	200
9 産業廃棄物・残土対策	205
10 し尿処理	207
11 路上喫煙等対策	208
第12章 経済農政局	
1 経済政策の方向性	209
2 商業	209
3 工業	211
4 産業振興	215
5 観光MICE	218
6 観光プロモーション	221
7 雇用・労働	222
8 競輪事業	224
9 地方卸売市場	225
10 農政	226
11 農政センター	230

第13章 農業委員会	
1 農業委員会	233
教育未来委員会編	
第14章 こども未来局	
1 こども計画	235
2 こども・若者支援	236
3 健全育成	237
4 子ども家庭支援	239
5 子育て支援	242
6 保育	245
7 私立幼稚園への助成	255
第15章 教育委員会	
1 学校施設	257
2 学校教育	263
3 生涯学習	272
4 文化財	282
都市建設委員会編	
第16章 都市局	
1 都市計画	287
2 都市再開発	290
3 区画整理	293
4 都市交通体系	297
5 海辺の活性化	299
6 建築・住宅	301
7 公園	310
8 緑化事業	319
第17章 建設局	
1 道路	325
2 公共下水道	330
3 浄化センター	332
4 印旛沼流域下水道関連	332
5 排水設備助成等	333
6 排水施設の整備	335
7 河川の整備	335
8 急傾斜地崩壊対策事業	336
9 農業集落排水事業	337
第18章 水道局	
1 水道	339

※ 掲載した表などで、基準日の記載のないものは、令和8年4月1日現在です。

総務委員会編	第1章	総	説	1
	第2章	議	会	7
	第3章	総 合 政 策 局		19
	第4章	総 務 局		41
	第5章	財 政 局		53
	第6章	会計・選挙管理・人事・監査		73
.....				
保健消防委員会編	第7章	保 健 福 祉 局		79
	第8章	消 防 局		135
	第9章	病 院 局		145
.....				
環境経済委員会編	第10章	市 民 局		149
	第11章	環 境 局		179
	第12章	経 済 農 政 局		209
	第13章	農 業 委 員 会		233
.....				
教育未来委員会編	第14章	こ ど も 未 来 局		235
	第15章	教 育 委 員 会		257
.....				
都市建設委員会編	第16章	都 市 局		287
	第17章	建 設 局		325
	第18章	水 道 局		339

第 1 章

総

説

1 沿革

千葉市のはじまりは、約3万年前の旧石器時代に溯り、縄文時代には我が国最大級の貝塚である特別史跡加曽利貝塚をはじめ100か所を超える貝塚が形成されるなど、当時から多くの人々が暮らす豊かな土地であったと考えられる。

弥生時代には市内でも水田稲作を中心とした農耕が始まり、古墳時代になると集落の数や規模が拡大し、県指定史跡の大覚寺山古墳や市指定史跡の荒久古墳をはじめ約900基もの古墳が築かれた。奈良時代には千葉市域の大部分は下総国千葉郡に属し、東京湾岸沿いに上総国府と下総国府を結ぶ官道が整備され、都川の下流域で常陸国府へ向かう官道が分岐するなど、交通の要衝として発展した。

まちとしての歴史は、上総国、下総国に勢力を持った千葉常重が大治元年（1126年）6月1日に大椎（現在の緑区大椎町）から現在の中央区亥鼻付近に本拠を移したことから始まり、その子常胤が鎌倉幕府の創設に貢献して有力御家人となると、千葉氏の本拠として繁栄した。享徳4年（1455年）の享徳の乱により千葉氏は本拠を本佐倉に移すが、その後も町には、信仰する妙見宮（現在の千葉神社）をはじめとする社寺が残り、水陸交通の要地としての地位を保った。

江戸時代には、寒川に佐倉藩の蔵が置かれるなど、江戸などに向けた物資の集積・積出港、宿場町、門前町として栄えた。また、南部には生実藩が置かれ、その他の地域には旗本の領地などが配置された。

明治6年（1873年）6月15日に木更津、印旛の2県が廃合され、千葉県となり、県庁が千葉町に置かれた。鉄道が敷設されたことにより、県内の政治・経済・文化の中心地、交通の要衝として発展した。また、軍の部隊や施設が多く設けられ「軍郷」となった。

大正10年（1921年）1月1日に市制を施行、全国76番目の市となった（人口33,887人、世帯数6,918世帯、面積15.22km²）。その後、周辺の町村を合併し市域が拡大した。

昭和20年（1945年）6月10日と7月7日の2度の空襲により中心市街地の約7割を焼失したが、戦後、市民は協力してまちの復興に立ち上がり、さらに臨海部の埋立地に川崎製鉄、東京電力などの企業を誘致するとともに、千葉港の整備を行い、念願であった消費都市から生産都市への転換を図った。

昭和40年代から50年代にかけて海浜ニュータウンなど臨海部の更なる開発、内陸工業団地、大規模住宅団地の造成、交通網の整備を行うなど市勢は発展を続け、平成4年（1992年）4月1日には、全国12番目の政令指定都市に移行した。その間、昭和59年（1984年）10月20日に、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めることを誓い、「緑と水辺の都市」とすることを宣言するとともに、平成元年（1989年）2月28日には、世界の恒久平和を願い「平和都市宣言」を行った。

令和3年（2021年）に市制施行100周年を迎え、令和4年（2022年）4月1日に、政令指定都市移行30周年を迎えた。

そして令和8年（2026年）には、まちが開かれてから900年の節目である「千葉開府900年」を迎える。

[千葉市のあゆみ]

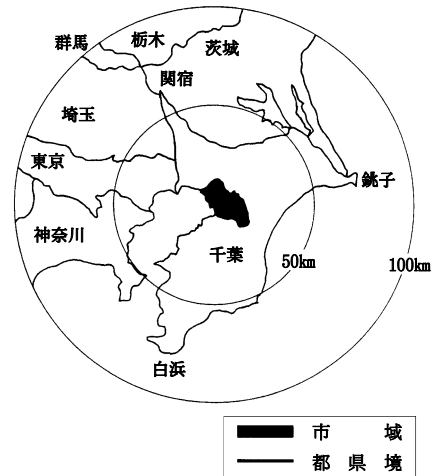
大	10. 1 市制施行 33,887人 15.22km² 10. 3 第1回市議員選挙施行 10. 7 京成電気軌道、船橋～千葉間開業 15. 6 千葉開府800年祭を開催 昭 10. 7 省線電車、御茶ノ水～千葉間開通 12. 2 検見川町、蘇我町、都賀村、都村を合併 15.12 297ha（約90万坪）の埋立開始（現川崎町） 19. 2 千城村を合併 20. 7 市街地231ha（約70万坪）が空襲により焼失 29. 7 千葉港が港湾指定となり正式開港 犢橋村、幕張町を合併 30. 2 生浜町、椎名村、菅田村を合併 36. 4 内陸工業地帯の開発に着手 36. 5 稲毛海岸の埋立開始 38. 4 泉町を合併 38. 9 京葉臨海鉄道が開業 39. 4 人口が30万人突破 40. 4 千葉港が特定重要港湾に昇格 42. 3 検見川海岸の埋立開始 43. 6 人口が40万人突破	昭	44. 7 土気町を合併 45. 1 ノースバンクーバー、アスンシオン両市と姉妹都市締結 46. 4 人口が50万人突破 46.10 東関東自動車道が宮野木で分岐し、富里まで開通 47.10 ヒューストン市と姉妹都市締結 47.11 ケソン市と姉妹都市締結 49. 5 人口が60万人突破 51. 6 千葉開府850年祭を開催 52.11 人口が70万人突破 54. 3 千葉東金有料道路が開通 55.10 京葉道路が全線開通 57. 4 湾岸道路が開通 59.10 「緑と水辺の都市宣言」を行う 61. 3 国鉄京葉線（千葉みなと～西船橋間）開通 61. 5 天津市と友好都市締結 61. 6 千葉ポートタワーオープン 62. 4 人口が80万人突破 62.12 千葉県東方沖地震で大きな被害
昭 平 元	63. 3 千葉都市モノレール開業 （スポーツセンター～千城台間） 元 2 「平和都市宣言」を行う 10 日本コンベンションセンター（幕張メッセ）オープン 2. 3 千葉マリスタジアム（現ZOZOマリスタジアム）オープン 3.10 ロッテマリーナズの本拠地、マリスタジアムに決定 4. 4 政令指定都市に移行 千葉急行（現京成千原線）、千葉中央～大森台間開業 5. 9 人口が85万人突破 8. 5 モントルー市と姉妹都市締結 8.10 呉江市と友好都市締結 第1回市民の日記念式典開催 12. 3 「千葉市新総合ビジョン」を策定 14. 4 人口が90万人突破 15. 3 ジェフユナイテッド市原のホームタウンの千葉市への広域化が決定 17.10 フクダ電子アリーナ、アクアリンクちばオープン 21. 3 人口が95万人突破 23. 1 市制施行90周年 23. 3 東日本大震災で大きな被害 24. 4 政令指定都市移行20周年 平 26. 2 家庭ごみ手数料徴収制度開始 26. 4 待機児童ゼロを達成	昭 令 元	27. 4 「焼却ごみ3分の1削減」目標を達成 27. 5 幕張海浜公園でレッドブル・エアレースが日本初開催 27. 9 中央区で局地的な突風により多数の家屋に被害 28. 4 千葉港初の旅客船さん橋やターミナル等複合施設がオープン 29. 3 みずほハスの花図書館オープン 29.10 加曽利貝塚が、国の特別史跡に指定 30. 9 「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」を制定 令 元 9 令和元年房総半島台風で甚大な被害 元.10 令和元年東日本台風で甚大な被害 千葉県豪雨で甚大な被害 3. 1 市制施行100周年 3. 7 幕張メッセで東京2020オリンピック競技大会が開催 3. 8 東京2020パラリンピック競技大会が開催 3.10 千葉市営競輪250競走（PIST6）が開幕 4. 4 政令指定都市移行30周年 日本初上陸の「X Games Chiba 2023」をZOZOマリスタジアムで開催 5. 2 新庁舎竣工 5. 4 公立夜間中学「市立真砂中学校かがやき分校」開校 5. 4 「YohaS アリーナ ～本能に、感動を。～」 （千葉公園総合体育館）がオープン 6. 4 千葉公園に賑わいエリア「芝庭」がオープン 8. 6 千葉開府900年記念式典を開催

2 位 置

方位	東 経	北 緯	地 点
東端	140度18分	35度31分	緑区小食土町
西端	140度01分	35度39分	美浜区豊砂
南端	140度16分	35度29分	緑区小山町
北端	140度06分	35度42分	花見川区横戸町

※東経及び北緯は令和4年1月公表の国土交通省国土地理院

「千葉県市区町村の東西南北端点の緯度経度(世界測地系)」による。



3 地 勢

西部は東京湾に臨み、市域の約8分の1に相当する埋立地があり、さらに市街地が連なり、その後方は平均標高21mの平坦な台地が続いている一方、東部に向ってはゆるやかに高くなり、最高地は103.6m（緑区板倉町）である。

4 気 候

令和6年の年間平均気温は18.0℃、年間降水量は1,634.5mmと比較的温暖で、気候に恵まれた土地である。

5 市 域 の 変 遷

年 月 日	編 入（合併）地域名	面 積 (km ²)		人 口 (人)	
		関係区域	総 面 積	関係人口	総 人 口
大正10. 1. 1	市制施行	15.22	15.22	33,887	33,887
昭和12. 2. 11	検見川町、蘇我町、都賀村、都村	51.66	66.88	28,105	80,833
〃 19. 2. 11	千城村	19.45	86.33	4,522	110,139
〃 29. 7. 1	犢橋村	19.11	107.24	5,219	160,728
〃 29. 7. 6	幕張町	10.00	117.24	14,360	175,088
〃 30. 2. 11	生浜町、椎名村、誉田村	41.57	158.81	16,109	197,962
〃 38. 4. 10	泉町	49.37	210.84	9,454	285,794
〃 44. 7. 15	土気町	31.47	249.68	8,208	448,207
令和8. 4. 1			271.76		996,341

※市制施行欄の人口は大正10年12月31日現在

※直近の市域面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和8年1月1日現在）

※令和8年の総人口は、令和7年国勢調査結果（速報値）に基づく推計人口による。

6 人 口 ・ 世 帯 数

1 推 移

年次別	面積 (km ²)	世 帯 数	人 口 (人)			人口密度 (1 km ² 当り)	人 口 増加率 (%)
			総 数	男	女		
大正10年	15.22	6,918	33,887	17,093	16,794	2,226	—
〃 14年	15.22	8,788	41,806	20,569	21,237	2,747	23.37
昭和5年	15.22	10,537	49,088	24,212	24,876	3,225	17.42
〃 10年	15.22	11,938	57,446	28,218	29,228	3,774	17.03
〃 15年	66.88	18,086	92,061	45,272	46,789	1,377	60.26
〃 22年	86.33	25,529	122,006	61,070	60,936	1,413	32.53
〃 25年	86.33	28,228	133,844	66,850	66,994	1,550	9.70
〃 30年	158.81	40,868	197,962	99,277	98,685	1,247	47.91
〃 35年	160.99	56,056	241,615	123,310	118,305	1,501	22.05
〃 40年	211.97	85,295	332,188	170,413	161,775	1,567	37.49
〃 45年	249.95	136,241	482,133	245,240	236,893	1,929	45.14
〃 50年	262.75	196,206	659,356	334,616	324,740	2,509	36.76
〃 55年	271.72	235,735	746,430	376,861	369,569	2,747	13.21
〃 60年	272.12	252,960	788,930	397,582	391,348	2,899	5.69
平成2年	272.54	284,293	829,455	419,505	409,950	3,043	5.14
〃 7年	272.08	316,466	856,878	433,612	423,266	3,149	3.31
〃 12年	272.08	348,159	887,164	447,563	439,601	3,261	3.53
〃 17年	272.08	373,766	924,319	462,961	461,358	3,397	4.19
〃 22年	272.08	406,309	961,749	480,194	481,555	3,535	4.05
〃 27年	271.76	417,857	971,882	482,840	489,042	3,576	1.05
令和2年	271.78	447,982	974,951	481,246	493,705	3,587	0.32
〃 8年	271.76	481,020	996,341	490,655	505,686	3,666	2.19

※人口及び世帯数については、大正10年は12月31日現在、令和8年は4月1日現在（令和7年国勢調査結果（速報値）に基づく推計人口）、それ以外は国勢調査時。増加率は前国勢調査と比較。

※本市の15歳未満人口は104,162人、65歳以上人口は259,366人、平均年齢は47.3歳（令和8年3月31日現在住民基本台帳人口）

2 区 別

区	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口 (人)		
			総数	男	女
中 央 区	44.71	121,146	227,795	114,311	113,484
花 見 川 区	34.19	86,232	177,925	86,983	90,942
稲 毛 区	21.22	78,401	160,500	79,692	80,808
若 葉 区	84.19	68,221	145,333	72,409	72,924
緑 区	66.25	52,781	128,000	62,397	65,603
美 浜 区	21.20	74,239	156,788	74,863	81,925

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和8年1月1日現在）

※人口及び世帯数は、令和8年4月1日現在（令和7年国勢調査結果（速報値）に基づく推計人口）

7 人 口 動 態

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人 口		976,086	979,211	981,423	984,830	991,351
自 然 動 態	出 生	6,119	5,990	5,764	5,502	5,520
	死 亡	9,648	10,836	11,076	11,517	11,468
	増 減	-3,529	-4,846	-5,312	-6,015	-5,948
社 会 動 態	転 入	55,372	56,685	57,641	62,548	60,834
	転 出	49,511	50,802	50,069	51,120	51,690
	そ の 他 (職権記載・消除)	793	1,175	1,147	1,108	645
	増 減	6,654	7,058	8,719	12,536	9,789
年 間 増 減		3,125	2,212	3,407	6,521	3,841
対 前 年 増 減 率		0.32%	0.23%	0.35%	0.66%	0.39%

※令和7年国勢調査結果（速報値）に基づく推計人口による。

※自然動態および社会動態は、当該年の1月1日から12月31日までの数値であり、人口は、その翌年の1月1日現在の数値

※本市の昼間人口は956,669人、夜間人口は974,951人（令和2年国勢調査）

8 産 業 別 人 口 推 移

(国勢調査報告－総務省)

産業別		区 分	平成27年	構成比	令和2年	構成比
第1次	農 林 漁	業	2,898 人	0.7 %	2,849 人	1.0 %
		業	41	0.0	64	0.0
		業	25	0.0	29	0.0
	小 計		2,964	0.7	2,942	1.0
第2次	鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 建 設 製 造	業	114	0.0	103	0.0
		業	31,116	7.2	29,943	7.0
		業	44,846	10.4	40,409	10.0
	小 計		76,076	17.7	70,455	17.0
第3次	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 、 郵 便 業 卸 売 業 、 小 売 業 金 融 業 、 保 険 業 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 教 育 、 学 習 支 援 業 医 療 、 福 祉 複 合 サ ー ビ ス 事 業 サ ー ビ ス 業（他に分類されないもの） 公 務（他に分類されないものを除く）	業	2,226	0.5	2,106	0.0
		業	21,005	4.9	22,188	5.0
		業	27,061	6.3	28,008	7.0
		業	70,982	16.5	70,091	17.0
		業	15,799	3.7	14,679	3.0
		業	12,135	2.8	12,523	3.0
		業	17,549	4.1	19,294	5.0
		業	24,349	5.7	23,173	5.0
		業	16,431	3.8	16,130	4.0
		業	21,644	5.0	23,219	5.0
		業	47,064	10.9	52,567	12.0
		業	1,741	0.4	1,785	0.0
		業	31,564	7.3	33,949	8.0
		業	15,382	3.6	15,792	4.0
	小 計		324,932	75.5	335,504	79.0
分類不能の産業			26,666	6.2	13,838	3.0
合 計			430,638	100.0	422,739	100.0

※区分は日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

※単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

9 市 民 経 済 計 算

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 済 成 長 率	名 目	%	-2.0	2.9	3.4
	実 質	%	-2.9	2.8	4.8
市 内 総 生 産	名 目	億円	41,118	42,323	43,752
	実 質	億円	40,103	41,207	43,172
市 民 所 得 (分 配)		億円	30,088	31,378	32,082
市 民 所 得 (一人当たり)		千円	3,086	3,209	3,278

※実質値は平成27暦年基準による連鎖方式

※市民所得には、企業の所得なども含まれているため個人の所得とは異なる。また、市民所得（一人当り）は、市民所得（分配）を市の総人口（各年度10月1日現在）で割った額

第 2 章

議

会

1 議 会 構 成

1 議 員 数

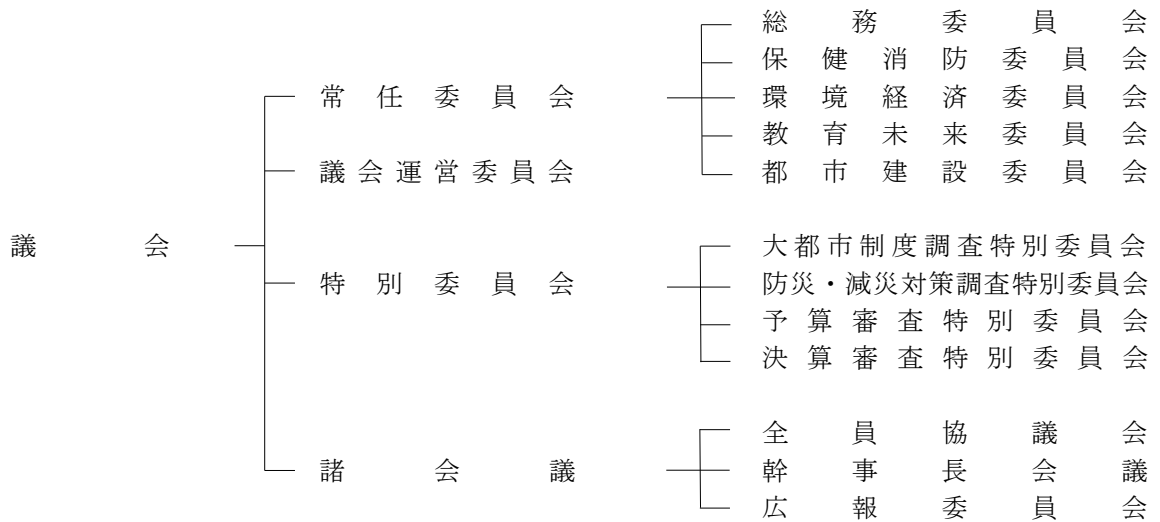
条例定数 50人 現員 50人

2 選挙区ごとの議員定数

選 挙 区	中 央 区	花見川区	稲 毛 区	若 葉 区	緑 区	美 浜 区
議 員 数	11 人	9 人	8 人	7 人	7 人	8 人

3 構 成

(令和8年7月1日現在)



※予算及び決算審査特別委員会には、それぞれ5分科会及び理事会を設置

※議会運営委員会には理事会を設置

4 会派及び党派等別人員

(令和8年7月1日現在)

会 派 \ 政 党	自 民 党	立 憲 民 主 党	公 明 党	共 産 党	日 本 維 新 の 会	無 所 属	計
自 由 民 主 党 千 葉 市 議 会 議 員 団	17人	—人	—人	—人	—人	—人	17人
立 憲 民 主 ・ 無 所 属 千 葉 市 議 会 議 員 団	—	8	—	—	—	3	11
公 明 党 千 葉 市 議 会 議 員 団	—	—	8	—	—	—	8
日 本 共 産 党 千 葉 市 議 会 議 員 団	—	—	—	7	—	—	7
日 本 維 新 の 会 ち ば	—	—	—	—	3	—	3
無 所 属	—	—	—	—	—	4	4
計	17	8	8	7	3	7	50

2 常任委員会

- 1 総務委員会（10人）総合政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
- 2 保健消防委員会（10人）保健福祉局、消防局及び病院局の所管に属する事項
- 3 環境経済委員会（10人）市民局、環境局、経済農政局、区役所及び農業委員会の所管に属する事項
- 4 教育未来委員会（10人）こども未来局及び教育委員会の所管に属する事項
- 5 都市建設委員会（10人）都市局、建設局及び水道局の所管に属する事項

3 議会運営委員会

所属議員4人以上の会派からその所属議員数の比率により選出された委員（11人）をもって構成され、委員会は原則として招集日の4日前に開くほか、必要の都度開催される。

協議事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
 - ア 会期の決定及び議事日程に関すること。
 - イ 本会議の議事の進行に関すること。
 - ウ 議案、意見書、決議、諮問の取り扱いに関すること。
 - エ 議会における選挙、選任に関すること。
 - オ 質疑、質問等の取り扱いに関すること。
 - カ 請願、陳情の取り扱いに関すること。
 - キ 説明員の出席要求その他執行機関との連絡に関すること。
 - ク 議会関係の争訟に関すること。
 - ケ その他議長が必要と認めた事項に関すること。

（令和8年7月1日現在）

区 分	自由民主党 千葉市議会 議員 団	立憲民主・無所属 千葉市議会議員団	公明党 千葉市議会 議員 団	日本共産党 千葉市議会 議員 団
会派別所属 議員数	17 ^人	11 ^人	8 ^人	7 ^人
議会運営 委員数	4	3	2	2

4 特別委員会

（令和8年7月1日現在）

- 1 大都市制度調査特別委員会（11人）
（令和5年5月18日設置）
大都市の実態に対応した行財政運営の確立と地方分権の推進について調査するとともに、大都市固有の特性や課題を踏まえたまちづくりについて調査する。
- 2 防災・減災対策調査特別委員会（11人）
（令和5年5月18日設置）
激甚化・頻発化する豪雨や首都直下地震などの自然災害へ適確に対応していくための防災・減災対策について調査する。
- 3 予算審査特別委員会（全議員）
当初予算審議の都度設置するのを例とする。
- 4 決算審査特別委員会（全議員）
決算審議の都度設置するのを例とする。

5 議 員 名 簿

(令和8年7月1日現在)

区 名	氏 名	住 所	所属党派	所 属 党	常 任 委 員 会	議 運	大都市 特委	防災 特委	年 齢	当 選 回 数
中 央 区	渡 邊 惟 大	中央区今井2-6-7-101	維新の会ちば	維 新	環経				39	1
	野 島 友 介	中央区白旗2-19-4	共 産 党	共 産 党	保消			☆	46	1
	三井美和香	中央区春日1-6-11-106	立民・無所属	立憲民主党	◎都建				54	3
	亀 井 琢 磨	中央区椿森3-13-8	立民・無所属	無 所 属	保消	☆		☆	46	4
	森 山 和 博	中央区千葉港3-30-204	公 明 党	公 明 党	環経	★	☆		54	4
	植 草 毅	中央区新千葉3-6-11	自 民 党	自 民 党	教未			○☆	58	4
	蛭 田 浩 文	中央区南町1-1-20-302	無 所 属	無 所 属	環経				64	4
	酒 井 伸 二	中央区蘇我3-5-14	公 明 党	公 明 党	総務			◎☆	56	5
	向 後 保 雄	中央区新宿1-2-4	自 民 党	自 民 党	環経			☆	67	5
	宇留間又衛門	中央区稲荷町3-3-11	自 民 党	自 民 党	教未		☆		78	6
	中 島 賢 治	中央区南生実町1224-2	自 民 党	自 民 党	都建		☆		64	7
花 見 川 区	石 川 美 香	花見川区幕張町1-7675-2-201	公 明 党	公 明 党	保消		○☆		52	1
	茂 呂 一 弘	花見川区花見川4-16-110	公 明 党	公 明 党	都建	☆			58	1
	石 川 弘	花見川区幕張町4-526	自 民 党	自 民 党	保消				72	3
	櫻 井 崇	花見川区幕張本郷2-7-4-102	無 所 属	無 所 属	環経				59	4
	岩 井 雅 夫	花見川区犢橋町1458-1	自 民 党	自 民 党	都建		◎☆		67	4
	段 木 和 彦	花見川区花島町430-8	立民・無所属	立憲民主党	環経	○★			67	4
	盛 田 眞 弓	花見川区天戸町1342-3	共 産 党	共 産 党	総務		☆		61	5
	中 村 公 江	花見川区幕張町5-465-1 リブポート幕張102	共 産 党	共 産 党	保消		☆		59	7
	三 瓶 輝 枝	花見川区花園1-20-14	立民・無所属	立憲民主党	総務		☆		71	8
稲 毛 区	守 屋 聡	稲毛区柏台1-24-812	維新の会ちば	維 新	保消				63	1
	小坂さとみ	稲毛区柏台1-4-603	立民・無所属	立憲民主党	○教未		☆		64	2
	安 喰 初 美	稲毛区天台4-11-5 ハイツパンボー1B	共 産 党	共 産 党	環経	☆			66	2
	渡 辺 忍	稲毛区小仲台7-19-7 1F	立民・無所属	無 所 属	教未	☆			53	3
	桜 井 秀 夫	稲毛区天台1-3-11-706	公 明 党	公 明 党	保消				57	3
	阿 部 智	稲毛区稲毛東3-17-21	自 民 党	自 民 党	環経				51	4
	川 合 隆 史	稲毛区小仲台8-12-1-101	立民・無所属	立憲民主党	総務				58	4
	小松崎文嘉	稲毛区山王町112-1	自 民 党	自 民 党	◎総務	★			56	5

区 名	氏 名	住 所	所属党派	所 属 政 党	常 任 委 員 会	議 運	大都市 特委	防災 特委	年 齢	当選 回数
若 葉 区	岳 田 雄 亮	若葉区千城台北1-29-9	自 民 党	自 民 党	○環経	☆			37	1
	山 崎 真 彦	若葉区都賀3-8-3-402	維新の会ちば	維 新 都建					38	1
	前 田 健 一 郎	若葉区桜木1-29-2-101	自 民 党	自 民 党	総務	◎☆			54	2
	青 山 雅 紀	若葉区殿台町88-1	公 明 党	公 明 党	教未			☆	61	3
	麻 生 紀 雄	若葉区西都賀5-9-1	立民・無所属	立憲民主党	◎環経			☆	60	4
	石 橋 毅	若葉区原町836-1	自 民 党	自 民 党	総務		☆		85	10
	野 本 信 正	若葉区千城台西2-15-3	共 産 党	共 産 党	総務				81	14
緑 区	吉 川 英 二	緑区茂呂町636-2	公 明 党	公 明 党	○総務				55	1
	岡 崎 純 子	緑区おゆみ野中央9-8-13-102	立民・無所属	立憲民主党	○保消		☆		57	1
	椛 澤 洋 平	緑区誉田町2-24-275	共 産 党	共 産 党	都建	★			47	3
	松 坂 吉 則	緑区鎌取町230	自 民 党	自 民 党	教未				51	4
	白 鳥 誠	緑区おゆみ野南2-97-9	立民・無所属	無 所 属	都建				68	5
	三 須 和 夫	緑区誉田町2-21-1189	自 民 党	自 民 党	総務				78	8
	石 井 茂 隆	緑区上大和田町253	自 民 党	自 民 党	◎教未			☆	78	8
美 浜 区	大 平 真 弘	美浜区若葉3-1-13	無 所 属	無 所 属	教未				38	1
	須 藤 博 文	美浜区幸町1-16-4山越ビル3階	自 民 党	自 民 党	○都建				43	1
	黒 澤 和 泉	美浜区打瀬2-22-3-309	無 所 属	無 所 属	都建				53	1
	伊 藤 隆 広	美浜区幸町1-18-7	自 民 党	自 民 党	保消	★			39	2
	佐々木友樹	美浜区高洲4-1-5ちとせハイツ102	共 産 党	共 産 党	教未			☆	46	4
	田 畑 直 子	美浜区真砂3-4-4-2F	立民・無所属	立憲民主党	都建			☆	50	4
	伊 藤 康 平	美浜区幸町2-6-1-408	公 明 党	公 明 党	教未				54	4
	米 持 克 彦	美浜区磯辺4-25-3	自 民 党	自 民 党	◎保消			☆	85	10

※◎＝委員長、 ○＝副委員長、 ☆＝委員（★は委員及び理事）：令8選任

※自民党＝自由民主党千葉市議会議員団、立民・無所属＝立憲民主・無所属千葉市議会議員団、
公明党＝公明党千葉市議会議員団、維新の会ちば＝日本維新の会ちば、共産党＝日本共産党千葉市議
会議員団

※保消＝保健消防委員会、環経＝環境経済委員会、教未＝教育未来委員会、都建＝都市建設委員会

※議運＝議会運営委員会、大都市特委＝大都市制度調査特別委員会、防災特委＝防災・減災対策調査特別
委員会

※平均年齢58.36歳

6 当選回数別議員数

当選回数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	10 回	14 回
議 員 数	12人 (3)	4人 (2)	6人 (2)	14人 (1)	5人 (1)	1人	2人 (1)	3人 (1)	2人	1人

※（ ）は女性議員で内数

7 歴代正副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任年月	退任年月	代	氏名	就任年月	退任年月
1	神谷良平	大10. 3	大14. 3	1	石塚正二	大10. 3	大14. 3
2	和田秀之助	14. 3	昭 4. 3	2	一瀬房之助	14. 3	昭 4. 3
3	石塚正二	昭 4. 3	6. 4	3	古川興	昭 4. 3	6. 4
4	西川測吉	6. 4	8. 3	4	斉藤三五郎	6. 4	8. 3
5	斉藤三五郎	8. 3	10. 11	5	藤原治郎	8. 3	8. 11
6	浅原銓三郎	11. 2	11. 12	6	丸島清	8. 12	11. 2
7	一瀬房之助	11. 12	12. 3	7	岩瀬甚藏	11. 2	12. 3
8	岩瀬甚藏	12. 3	17. 6	8	海宝英二	12. 3	17. 6
9	臼井莊一	17. 6	21. 11	9	浅尾国一	17. 6	22. 4
10	石塚正二	22. 1	22. 4	10	長島敏	22. 5	24. 5
11	石塚正二	22. 5	24. 5	11	和田平武	24. 6	25. 6
12	石塚正二	24. 5	25. 6	12	原田賢三	25. 6	26. 4
13	和田平武	25. 6	26. 4	13	山本秀一	26. 5	28. 5
14	和田平武	26. 5	28. 5	14	稲生八郎	28. 5	29. 5
15	和田平武	28. 5	29. 5	15	稲生八郎	29. 5	30. 4
16	山本秀一	29. 5	30. 4	16	飯島勝信	30. 5	31. 5
17	金杉 仵	30. 5	31. 5	17	桑田治助	31. 5	32. 5
18	稲生八郎	31. 5	32. 5	18	長島満	32. 5	33. 5
19	木村嘉信	32. 5	33. 5	19	高橋与一	33. 5	34. 4
20	山本秀一	33. 5	34. 5	20	井上正次	34. 4	36. 5
21	木村嘉信	34. 5	36. 5	21	米元 昇	36. 5	37. 6
22	長島満	36. 5	37. 6	22	秋元英一郎	37. 6	38. 4
23	木村嘉信	37. 6	38. 4	23	茂手木幸忠	38. 5	39. 5
24	木村嘉信	38. 5	39. 5	24	高梨広璋	39. 5	40. 5
25	木村嘉信	39. 5	40. 5	25	古川義誉	40. 5	41. 5
26	小出正次	40. 5	41. 5	26	林通康	41. 5	42. 4
27	茂手木幸忠	41. 5	42. 4	27	吉岡政吉	42. 5	43. 5
28	木村嘉信	42. 5	43. 5	28	遠藤秋男	43. 5	44. 5
29	高橋与一	43. 5	44. 5	29	遠藤秋男	44. 5	45. 5
30	高橋与一	44. 5	45. 5	30	林三藏	45. 5	46. 4
31	木村嘉信	45. 5	46. 4	31	町野五郎衛	46. 5	47. 5
32	林通康	46. 5	47. 5	32	林田伍郎	47. 5	48. 5
33	高橋与一	47. 5	48. 5	33	萩田福太郎	48. 5	49. 5
34	林三藏	48. 5	49. 5	34	相原徳治	49. 5	50. 4
35	田中信夫	49. 5	50. 4	35	小林義造	50. 5	52. 5
36	石井武一	50. 5	51. 5	36	白井与三郎	52. 5	53. 5
37	石井武一	51. 5	52. 5	37	白井与三郎	53. 5	54. 4
38	町野五郎衛	52. 5	53. 5	38	飯高治雄	54. 5	55. 5
39	町野五郎衛	53. 5	54. 4	39	重村 旦	55. 5	56. 5
40	大塚常好	54. 5	55. 5	40	松井孝安	56. 5	57. 5
41	鴻崎豊隆	55. 5	56. 5	41	石橋春司	57. 5	58. 4
42	石橋作治	56. 5	57. 5	42	花沢清治	58. 5	60. 7
43	飯高治雄	57. 5	58. 4	43	実川義明	60. 7	61. 6
44	安藤定男	58. 5	60. 7	44	亀田佐太郎	昭61. 6	昭62. 4
45	鴻崎豊隆	60. 7	61. 6	45	立石 悟	62. 5	63. 6
46	林田伍郎	昭61. 6	昭62. 4				
47	飯高治雄	62. 5	63. 6				

議長				副議長			
代	氏名	就任年月	退任年月	代	氏名	就任年月	退任年月
48	林 三 藏	63. 6	平元. 6	46	佐 藤 勇 吉	63. 6	平元. 7
49	市 原 治四郎	平元. 6	2. 6	47	稲 垣 昌 彦	平元. 7	2. 6
50	宍 倉 清 藏	2. 6	3. 4	48	高 橋 薫	2. 6	3. 4
51	長谷川 実	3. 5	4. 6	49	大胡田 典 克	3. 5	4. 6
52	松 戸 敏 雄	4. 6	5. 6	50	片 田 幸 一	4. 6	5. 7
53	清 野 裕 三	5. 6	6. 6	51	中 山 善 郎	5. 7	6. 6
54	糸日谷 義 男	6. 6	7. 4	52	中 村 敏 夫	6. 6	7. 4
55	市 原 弘	7. 5	8. 6	53	田 中 春 人	7. 5	8. 6
56	中 野 弘	8. 6	9. 6	54	布 施 貴 良	8. 6	9. 6
57	橋 本 登	9. 6	10. 6	55	蟹 江 将 生	9. 6	10. 6
58	竹 内 正 巳	10. 6	11. 4	56	佐々木 久 昭	10. 6	11. 4
59	向 後 一 夫	11. 5	12. 6	57	納 元 政 幸	11. 5	12. 6
60	石 橋 毅	12. 6	13. 6	58	伊 藤 晶	12. 6	13. 6
61	萩 田 章	13. 6	14. 6	59	内 藤 靖 夫	13. 6	14. 6
62	市 原 弘	14. 6	15. 4	60	斉 藤 肇	14. 6	15. 4
63	中 本 貞 夫	15. 5	15.11	61	布 施 貴 良	15. 5	15.11
64	木 村 正 信	15.11	16. 6	62	米 持 克 彦	15.11	16. 6
65	森 茂 樹	16. 6	17. 6	63	中 島 賢 治	16. 6	17. 6
66	石 井 茂 隆	17. 6	18. 6	64	川 岸 俊 洋	17. 6	18. 6
67	三 須 和 夫	18. 6	19. 4	65	中野渡 時 男	18. 6	19. 4
68	米 持 克 彦	19. 5	20. 6	66	西 卷 義 通	19. 5	20. 6
69	中 島 賢 治	20. 6	21. 6	67	近 藤 千鶴子	20. 6	21. 7
70	小 柳 輝 信	21. 6	21. 9	68	上村井 真知子	21. 7	22. 6
71	佐々木 久 昭	21. 9	22. 6				
72	茂手木 直 忠	22. 6	23. 4	69	三 瓶 輝 枝	22. 6	23. 4
73	小 川 智 之	23. 5	25. 6	70	奥 井 憲 興	23. 5	25. 6
74	宇留間 又衛門	25. 6	27. 4	71	福 谷 章 子	25. 6	27. 4
75	向 後 保 雄	27. 5	29. 6	72	白 鳥 誠	27. 5	29. 6
76	小松崎 文 嘉	29. 6	31. 4	73	村 尾 伊佐夫	29. 6	31. 4
77	岩 井 雅 夫	令元. 5	令 3. 6	74	段 木 和 彦	令元. 5	令 3. 6
78	川 村 博 章	3. 6	5. 3	75	森 山 和 博	3. 6	5. 4
79	石 川 弘	5. 5	7. 6	76	麻 生 紀 雄	5. 5	7. 6
80	松 坂 吉 則	7. 6		77	川 合 隆 史	7. 6	

8 議会活動（令和7年中）

1 議会活動状況

区 分	会 期 (日 数)	本会議日数	質 疑 (人)		質 問 (人)		傍 聴 者 (人)
		本会議時間	代 表	個 人	代 表	一 般	
第1回定例会	2月5日～2月26日 (22日間)	6日	4			11	113
		20時間18分					
第2回定例会	6月5日～6月25日 (21日間)	12日		2	4	32	317
		29時間51分					
第3回定例会	9月4日～10月2日 (29日間)	11日	4	2		31	210
		32時間20分					
第4回定例会	11月25日～12月12日 (18日間)	10日		2	4	33	261
		28時間18分					
計	90日間	39日	8	6	8	107	901
		110時間47分					

2 委員会等活動状況

区 分	開催日数（時間）		区 分	開催日数（時間）	
	委 員 会	協 議 会		委 員 会	協 議 会
総 務 委 員 会	6 日 (16時間26分)	—	予算審査特別委員会	2 日 (55分)	—
保 健 消 防 委 員 会	5 日 (7時間26分)	—	決算審査特別委員会	2 日 (41分)	—
環 境 経 済 委 員 会	5 日 (9時間58分)	—	予算審査特別委員会 分 科 会	総 務 分 科 会 3 日 (11時間49分)	
教 育 未 来 委 員 会	7 日 (8時間2分)	—		保健消防分科会 3 日 (5時間47分)	
				環境経済分科会 3 日 (8時間52分)	
				教育未来分科会 3 日 (5時間39分)	
				都市建設分科会 3 日 (5時間39分)	
都 市 建 設 委 員 会	5 日 (5時間25分)	—	決算審査特別委員会 分 科 会	総 務 分 科 会 3 日 (7時間30分)	
議 会 運 営 委 員 会	13日 (8時間46分)	—		保健消防分科会 3 日 (2時間21分)	
				環境経済分科会 3 日 (4時間51分)	
				教育未来分科会 3 日 (5時間12分)	
				都市建設分科会 3 日 (3時間47分)	
大 都 市 制 度 調 査 特 別 委 員 会	4 日 (4時間20分)	—	全 員 協 議 会	4 日 (58分)	
防 災 ・ 減 災 対 策 調 査 特 別 委 員 会	5 日 (1時間46分)	—	幹 事 長 会 議	2 2 日 (14時間13分)	
			広 報 委 員 会	1 0 日 (4時間53分)	
			第 3 次 議 会 運 営 活 性 化 推 進 協 議 会	2 日 (1時間16分)	
			議 会 機 能 向 上 委 員 会	5 日 (3時間3分)	

3 議案並びに請願・陳情件数と議決結果

区 分	原案可決	原案承認	原案同意	原案認定	修正可決	原案否決	継続審査	撤回	審議未了	議決不要
市長提出議案	158	3	23	18	—	—	—	—	—	—
議員提出議案	8	—	—	—	—	3	—	—	—	—
計	166	3	22	18	—	3	—	—	—	—

区 分	採択送付	採 択	不 採 択	継続審査	撤回	審議未了
請 願	—	—	3	—	—	—
陳 情	1	—	8	—	—	—
計	1	—	11	—	—	—

9 議員報酬・政務活動費

1 議員報酬

区 分	現 行		改 正 前	
	報 酬 額	適用年月日	報 酬 額	適用年月日
議 長	930,000 円	平18. 7. 1	980,000 円	平 8. 1. 1
副 議 長	840,000	〃	880,000	〃
議 員	770,000	〃	810,000	〃

2 政務活動費

交 付 対 象	交付金額
会 派	議員 1 人当たり月額300,000円
会派及び議員	議員 1 人当たり月額300,000円 会派分 月額範囲内で会派が定める額（会派交付額） 議員分 月額－会派交付額

※ 交付対象は、「会派」又は「会派及び議員」の選択制

※ 地方自治法の一部改正に基づき、「政務調査費」を「政務活動費」に改めた（適用年月日 平成25年3月1日）

10 議 会 事 務 局

1 組 織

定 数 [33] 事 務 局 [28] 局長1 次長1	総務課 [9] 課長1 補佐1	総務班 [5] 秘書班 [2]	主査1 主査1	主任主事3 主任主事1	主事1
	議事課 [9] 課長1 補佐1	議事班 [4] 委員会班 [3]	主査1 主査1	主任主事2 主任主事2	主事1
	調査課 [8] 課長1 補佐1	調査班 [3] 広報班 [3]	主査1 主査1	主任主事2 主任主事1	主事1

2 議会の広報

(1) ちば市議会だより

創刊年月	発行回数	発行部数	サイズ	ページ数	備 考
平成5年8月	年4回	490,375部/回	タブロイド判	4ページ	全戸ポスティング 点字版、録音版（テープ・デジ）

(2) ホームページ (<https://www.city.chiba.jp/shigikai/top.html>)

開設 平成13年9月

内容 議員名簿、会議日程、会議結果、市議会のしくみ、会議録の検索と閲覧、キッズページ等

(3) 議会中継（本会議、予算・決算審査特別委員会、常任委員会、特別委員会）

ア 本会議、予算・決算審査特別委員会

生中継 開始 平成15年9月 方法 インターネット、モニターテレビ（傍聴ロビー）

録画放映 開始 平成16年6月 方法 インターネット

イ 常任委員会、特別委員会

生中継 開始 令和7年6月 方法 インターネット

録画放映 開始 令和6年3月 方法 インターネット

(4) 千葉市議会公式X (<https://x.com/chibashigikai>)

開設 平成24年2月

内容 会議日程などに関する情報、議会中継に関する情報、市議会からのお知らせ等

(5) 千葉市議会公式フェイスブック (<https://www.facebook.com/chibashigikai>)

開設 平成26年6月

内容 会議日程などに関する情報、議会中継に関する情報、市議会からのお知らせ等

3 議会図書室

(1) 蔵書（図書）数（令和8年7月1日）

5,086冊 ※令和7年度新規購入図書冊数は58冊

(2) 購読新聞及び雑誌

ア 〔新聞〕千葉日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞

（以上7紙）

イ 〔雑誌〕地方自治、地方財務、都市問題、地方議会人、ガバナンス、ディーファイ、

自治体法務研究、自治実務セミナー（以上8種）

(3) データベース

法令電子版データベース、新聞・雑誌記事データベース、官報情報検索サービス、議員NAV I、千葉日報縮刷版（DVD）

4 刊行物発行状況

（令和7年度実績）

名 称	区 分	発行回数	発行部数	印刷形式	規 格	配 布 対 象
会 議 録		会議毎	60部	タイプオフ	A4	議員、市当局
常 任 委 員 会 記 録		年4回	26	〃	〃	各会派、市当局
特 別 委 員 会 記 録		年1回	26	〃	〃	〃
分 科 会 記 録		年2回	26	〃	〃	〃
議会運営委員会記録		年1回	26	〃	〃	〃
市 議 会 提 要		4年に1回 ※1	110	〃	A5	議員
市議会先例（事例）集		〃	110	〃	〃	〃
意見書・決議事例集		〃	70	〃	A4	〃
議 会 資 料		〃	100	〃	〃	〃
市 政 概 要		年1回	45	〃	〃	〃
調 査 時 報		年3回	60※2	〃	〃	〃
管 理 職 名 簿		年1回	250	〃	A5	〃

※1 随時、更新内容を追補する

※2 3回分の合計部数

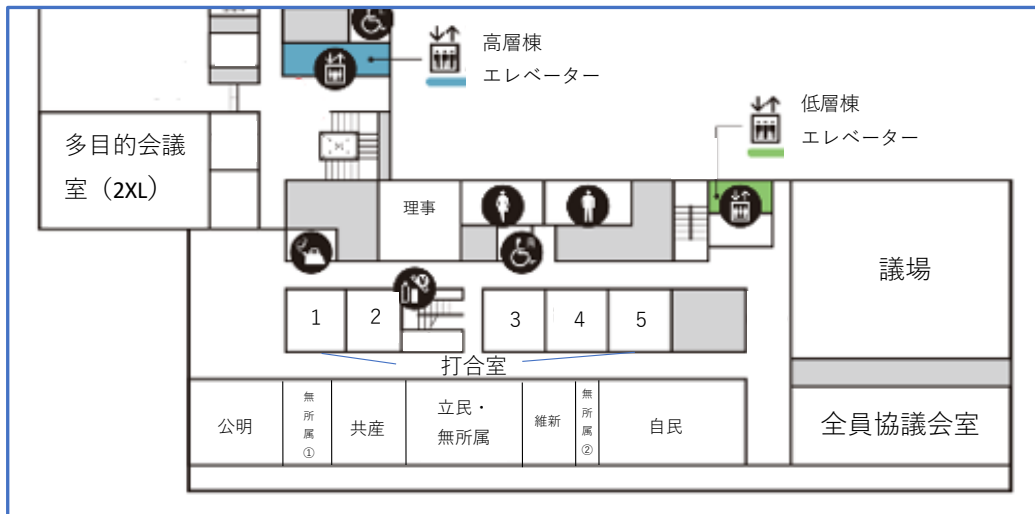
5 議会エリア

(令和8年7月1日現在)

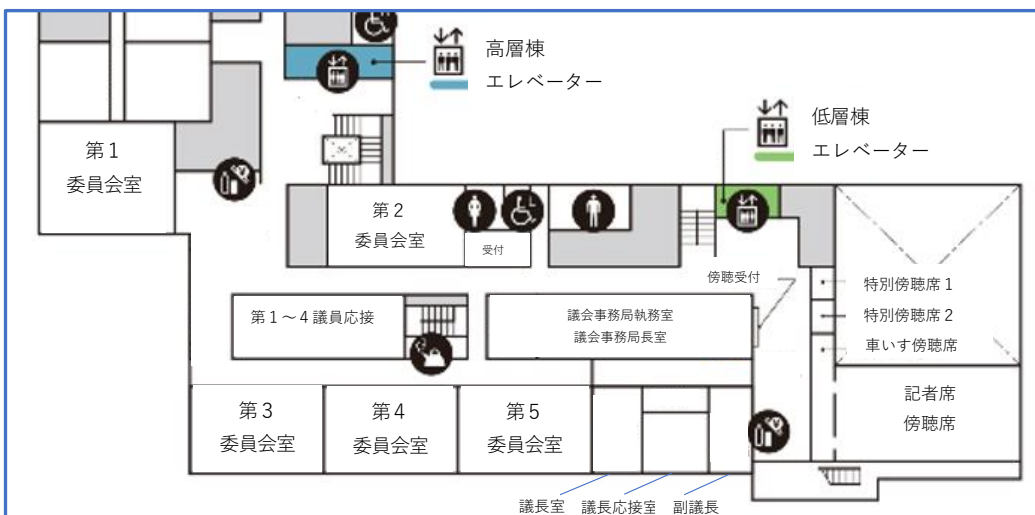
区分	名 称	面 積	区分	名 称	面 積
5 階	全 員 協 議 会 室	169.00㎡	6 階	議 長 室	50.00㎡
	議 場	302.00㎡		議 長 応 接 室	40.00㎡
	議 員 控 室	505.00㎡		副 議 長 室	36.00㎡
	打 合 室 1	36.00㎡		第 1 委 員 会 室	144.00㎡
	打 合 室 2	32.00㎡		第 2 委 員 会 室	111.00㎡
	打 合 室 3	37.00㎡		第 3 委 員 会 室	121.00㎡
	打 合 室 4	37.00㎡		第 4 委 員 会 室	119.00㎡
	打 合 室 5	37.00㎡		第 5 委 員 会 室	119.00㎡
	理 事 会 室	71.00㎡		第 1 ～ 4 議 員 応 接 室	100.00㎡
	多目的会議室（ 2 XL）	233.00㎡		議 会 事 務 局 執 務 室	134.00㎡
	自由民主党千葉市議会議員団控室	167.30㎡		議 会 事 務 局 長 室	28.00㎡
	立憲民主・無所属千葉市議会議員団控室	97.80㎡		受 付 室	24.00㎡
	公明党千葉市議会議員団控室	77.80㎡	傍聴席（92席） ・ 記者席		186.00㎡
	日本共産党千葉市議会議員団控室	65.20㎡			
	日本維新の会ちば控室	43.47㎡			
	無 所 属 控 室 ①	32.60㎡			
	無 所 属 控 室 ②	21.73㎡			
	議 員 控 室 合 計	505.9㎡			
7 階	図 書 室			176.00㎡	

議会エリア各階配置図

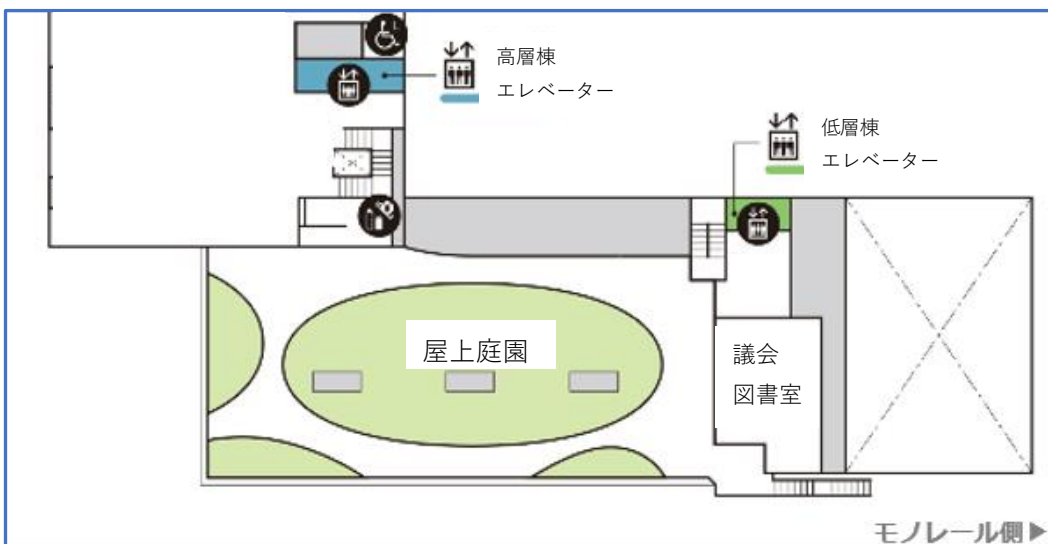
5階



6階



7階



第3章

総 合
政策局

総 合 政 策 局

1 歴 代 三 役

1 市 長

代	氏 名	就 退 任 年 月
初	神 田 清 治	大 10. 1～大 13. 7
2	久 保 三 郎	大 13. 8～昭 3. 8
3	神 谷 良 平	昭 3. 8～昭 7. 8
4	財 部 実 秀	昭 7. 11～昭 8. 7
5	加 納 金 助	昭 8. 9～昭 8. 12
6～8	永 井 準 一 郎	昭 9. 12～昭 13. 12、昭 13. 12～昭 17. 12、昭 17. 12～昭 21. 4
9・10	加 納 金 助	昭 21. 6～昭 22. 4、昭 22. 4～昭 25. 4
11～15	宮 内 三 朗	昭 25. 5～昭 29. 5、昭 29. 5～昭 33. 5、昭 33. 5～昭 37. 5
		昭 37. 5～昭 41. 5、昭 41. 5～昭 45. 5
16・17	荒 木 和 成	昭 45. 5～昭 49. 5、昭 49. 5～昭 52. 5
18～23	松 井 旭	昭 52. 7～昭 56. 7、昭 56. 7～昭 60. 7、昭 60. 7～平 元. 7
		平 元. 7～平 5. 7、平 5. 7～平 9. 7、平 9. 7～平 13. 7
24・25	鶴 岡 啓 一	平 13. 7～平 17. 7、平 17. 7～平 21. 5
26～28	熊 谷 俊 人	平 21. 6～平 25. 6、平 25. 6～平 29. 6、平 29. 6～令 3. 3
29・30	神 谷 俊 一	令 3. 3～令 7. 3、令 7. 3～

2 助 役

氏 名	就 退 任 年 月
小 沢 勝	大 10. 1～大 11. 11
鈴 木 彰	大 11. 4～大 15. 3、大 15. 3～大 15. 11
景 山 周 蔵	大 12. 11～昭 2. 11、昭 2. 12～昭 6. 9
那 須 峯 吉	昭 6. 10～昭 8. 6
宮 内 三 朗	昭 8. 6～昭 12. 5、昭 12. 6～昭 16. 5、昭 16. 6～昭 20. 6
渡 辺 良 雄	昭 20. 6～昭 21. 11
平 山 滋 春	昭 21. 12～昭 25. 12、昭 25. 12～昭 29. 12、昭 29. 12～昭 33. 12
	昭 33. 12～昭 37. 12
小 笹 精 一	昭 24. 10～昭 28. 10、昭 28. 10～昭 32. 10、昭 32. 10～昭 36. 10
	昭 36. 10～昭 37. 7
荒 木 和 成	昭 37. 12～昭 41. 12、昭 41. 12～昭 45. 3
佐 久 間 正 夫	昭 37. 12～昭 41. 12、昭 41. 12～昭 42. 10
杉 山 正	昭 45. 9～昭 49. 8、昭 49. 9～昭 53. 3
松 井 旭	昭 49. 6～昭 52. 6
近 岡 武 男	昭 52. 12～昭 56. 7
川 代 賢	昭 54. 6～昭 58. 6、昭 58. 6～昭 60. 1
小 林 紘	昭 58. 3～昭 61. 3
山 口 凱 史	昭 60. 7～平 元. 7、平 元. 7～平 5. 7
大 平 充 夫	昭 61. 4～平 2. 3
中 橋 芳 弘	平 2. 4～平 6. 3
齋 藤 市 衛	平 5. 10～平 8. 3
鶴 岡 啓 一	平 6. 4～平 10. 3、平 10. 4～平 12. 10
稻 葉 秀 雄	平 6. 7～平 10. 6、平 10. 7～平 14. 6
島 田 行 信	平 11. 12～平 15. 12
小 島 一 彦	平 14. 7～平 18. 6、平 18. 7～平 19. 3
林 孝 二 郎	平 14. 7～平 18. 6、平 18. 7～平 19. 3

3 副市長

氏名	就任年月
林 孝二郎	平 19. 4～平 20. 12
藤代 謙二	平 19. 4～平 23. 3、平 23. 4～平 27. 3
徳永 幸久	平 21. 9～平 25. 9、平 25. 9～平 26. 6
鈴木 達也	平 26. 7～平 30. 6、平 30. 7～令 4. 3
神谷 俊一	平 27. 4～平 30. 6
服部 卓也	平 30. 7～令 2. 3
川口 真友美	令 2. 4～令 4. 6
大木 正人	令 4. 4～令 8. 3
青柳 太	令 4. 7～令 6. 6
橋本 直明	令 6. 7～
那須 一恵	令 8. 4～

4 収入役

代	氏名	就任年月
初～6	吉田 吉太郎	大 10. 4～大 14. 4、大 14. 4～昭 4. 4、昭 4. 5～昭 8. 5 昭 8. 5～昭 12. 6、昭 12. 6～昭 16. 6、昭 16. 6～昭 20. 6
7	伊原 晋一	昭 20. 6～昭 20. 12
8	市原 庄司	昭 21. 1～昭 25. 1
9～12	鈴木 松夫	昭 25. 3～昭 29. 3、昭 29. 3～昭 33. 3、昭 33. 3～昭 37. 3 昭 37. 3～昭 38. 11
13・14	野中 勘助	昭 39. 1～昭 42. 12、昭 43. 1～昭 46. 12
15	千代 三郎	昭 47. 2～昭 51. 2
16	高橋 重雄	昭 51. 4～昭 55. 3
17	鈴木 正己	昭 55. 4～昭 59. 3
18	鈴木 秀一	昭 59. 4～昭 63. 3
19	村上 孝	昭 63. 4～平 4. 3
20～22	道村 潔	平 4. 4～平 8. 3、平 8. 4～平 12. 3、平 12. 4～平 14. 6
23	星野 忠雄	平 14. 7～平 18. 6、平 18. 7～平 19. 3

2 名誉市民

氏名	選任日	実績
宮内 三朗 明22. 4. 5～昭47. 3. 13	昭45. 6. 17	千葉市長として5期20年、市の発展に尽力
長戸路 政司 明17. 12. 10～昭55. 6. 3	昭48. 6. 20	学校経営に50余年、私学振興の先駆者として教育界の振興に尽力
荒木 和成 明38. 8. 8～昭52. 5. 24	昭52. 5. 24	千葉市長・助役として15年、市の発展に尽力
楠原 信一 明27. 3. 3～昭59. 12. 18	昭55. 12. 22	千葉市初代教育長として23年、教育行政の伸展に尽力
沼田 多美 明20. 3. 17～昭58. 6. 8	昭55. 12. 22	千葉市文化婦人会長等を歴任、女性の地位の向上、福祉の充実に尽力
臼井 荘一 明35. 7. 26～昭62. 10. 18	昭61. 12. 8	50余年の政治活動のほか、福祉の充実、青少年の健全育成に尽力
長谷川 喜三郎 明42. 12. 1～平11. 2. 17	平 8. 9. 3	千葉市教育長等50余年、教育・文化の振興に尽力

3 パブリシティ

報道機関に対して記者発表することにより、マスメディアを通じて市民への市政情報の伝達に努めた。

発表形態	令和7年度発表実績	発表時期
市長記者会見	70件(20回)	原則として毎月第2・4木曜日
記者レクチャー	10件	随時
資料配布	883件	〃
計	963件	

4 広報

1 広報紙誌

(1) ちば市政だより

発行日	発行部数	サイズ	頁数
毎月1日	約490,577部 (令和7年度)	タブロイド判	24ページ(最終面は区版)

- ・平成29年10月から発行形態を見直し、月1回24ページに変更するとともに全戸ポスティングを実施。
- ・満18歳以上の重度視覚障害者で希望する方には、CDに録音した声の市政だよりや点字市政だよりを発行日に郵送(声の市政だより＝障害福祉サービス課、点字版＝広報広聴課)。
- ・令和2年12月から、市議会だより(4ページ分)を年4回折り込んで発行している。

(2) 刊行物

誌名	発行部数	内容	配布先等
2025・2026年度版 ちば市民便利帳	180,000部 (令和7年度)	市役所の窓口業務等を 紹介したガイドブック	転入者、希望者

2 テレビ・ラジオ広報

テレビ・ラジオ番組を通して千葉市の情報を提供している。

(1) テレビ

放送局	番組名	放送時間	内容
千葉テレビ放送	ザ・サンデー千葉市	毎月第1日曜日 9:00～9:15	魅力的なスポット、イベント情報等を紹介
J:COM チャンネル	ちば情報Clip	毎月1日～7日 月～金曜日 9:00～9:10 20:00～20:10 土・日曜日 9:00～9:10 12:00～12:10 20:00～20:10	市政情報や市内のイベント等を紹介

(2) ラジオ

放送局	番組名	放送時間	内容
ベイエフエム	ベイ・モーニング・グローリー	毎週日曜日 8:00～8:55	市内の旬な情報と魅力的なスポットを音楽とともに紹介

3 ソーシャルメディア

ソーシャルメディアを通して市政情報や緊急情報、各種イベント情報などを提供している。

(1) 千葉市公式Xアカウント

広報広聴課（市政情報・緊急情報）、観光プロモーション課（観光情報）、動物公園（動物公園情報）、消防局（防災情報・消防イベント情報）、ちば市役所ノヒト（市政情報の親しみある発信）、職員募集（採用試験や説明会情報）、加曽利貝塚博物館（みどころ、イベント情報）、郷土博物館（千葉の郷土史・イベント情報）、図書館（図書館利用案内・イベント情報）、千葉開府900年（千葉開府900年の情報）、マククリ Makuhari Future Creators（幕張新都心の地域情報）、千葉市議会（千葉市議会の情報）

(2) 千葉市公式 Facebook ページ

中央図書館（図書館のイベントなど）、Chiba City Japan Just East of Tokyo（外国人向け観光情報）、千葉開府900年（千葉開府900年の情報）、マククリ Makuhari Future Creators（幕張新都心の地域情報）、千葉市議会（千葉市議会の情報）

(3) 千葉市LINE公式アカウント

千葉市（市政情報・緊急情報など）

(4) 千葉市公式Instagramアカウント

ちばまち（都市づくり・まちづくりの取組みやスポット紹介）、千葉開府900年（千葉開府900年の情報）、マククリ Makuhari Future Creators（幕張新都心の地域情報）、ふるさと納税（ふるさと納税の情報）、千葉市消防局（消防活動・消防行政の取組紹介など）

5 広 聴

1 市長への手紙

市民からの意見・要望等について、市政運営の改善に資するとともに、市政への理解を深めていただくため、市の見解等を市長が確認し意向を反映させて回答している。

令和7年度 受付件数 市長への手紙等 1,823件

2 WEBアンケート

インターネット（ちば電子申請システム）を活用し、短期間で精度の高い市民意識・意見等を聴取するためにアンケートを実施している。また、調査結果は、担当所管課で施策を実施する際の基礎資料として活用している。

令和7年度 実施テーマ数 48テーマ 平均回答者数 1,793人

3 市長と語ろう会

市政に関するテーマに沿って、市長自らが説明し、参加者と直接意見交換する「市長と語ろう会」を実施している。

令和7年度 一般向け	実施回数12回	延参加者数123人
オンライン	実施回数 2回	延参加者数 18人
地域団体向け	実施回数 8回	延参加者数115人

4 ティーミーティング

市長が市内で定期的に活動している団体と、活動内容や市政について気軽に意見交換する「ティーミーティング」を実施している。

令和7年度 実施回数 13回 延参加者数 80人

5 市政出前講座

事業を所管する職員が、市民が行う集会・会合等に出向き、市の施策や制度・事業について説明するとともに意見交換する「市政出前講座」を実施している。

令和7年度 実施回数 103回 延受講者数 3,624人 対象テーマ数 110テーマ

6 市役所コールセンターの運用管理

市民に迅速でわかりやすい情報提供を行うため、市役所コールセンターを設置し、運営・管理を行っている。

令和7年度 平均受付件数（1日あたり） 195件

F A Q平均アクセス件数（1日あたり） 3,631件

7 ちばレポ（My City Report）運用管理

ちばレポ（スマートフォンなどを活用した、市民と行政との協働によるまちづくりをめざし、地域における様々な課題を市民協働により解決する仕組み）の運営・管理を行っている。

令和7年度（3月末現在の累計） レポーター登録者数 10,138人 レポート数 36,524件

8 市民相談

広報広聴課や各区地域づくり支援課において、生活上の心配や悩み事等の相談に応じるとともに、弁護士による無料法律相談を実施するほか、交通事故相談及び住宅相談など市民生活全般にわたる相談業務を行っている。

相 談 の 種 類	相 談 日							内 容	令 和 7 年 度 相 談 数
	本 庁	区 役 所							
		中 央	花 見 川	稲 毛	若 葉	緑	美 浜		
く ら し 相 談	—	月～金						生活上の心配ごとや悩みごと	1,519件
交 通 事 故 相 談	—	火 ・ 金	金	水	月 ・ 木	火 ・ 木	月 ・ 水	事故に関する示談の方法、賠償問題など	124件
法 律 相 談	—	木 ・ 第 4 月	月 ・ 第 4 水	金 ・ 第 4 火	水 ・ 第 4 金	水 ・ 第 4 月	火 ・ 第 4 木	相続、離婚、金銭貸借等の法律関係(千葉県 県弁護士会所属弁護士)	2,025件

特設法律相談	土 (年 12 回)	—	—	—	—	—	—	相続、離婚、金銭貸借等の法律関係 (千葉県弁護士会所属弁護士)	130件
住 宅 相 談	—	第 3 月	第 3 水	第 3 火	第 3 金	第 3 月	第 3 木	宅地建物に関する相談(千葉県宅地建物取引業協会千葉支部)	161件
くらしとすまいの特設相談	第 2 水	—	—	—	—	—	—	相続、登記、税、不動産取引手続き等に関すること (千葉司法書士会千葉支部、千葉県税理士会千葉東支部等)	265件
行 政 相 談	—	第 1 月	第 1 火	第 1 火	第 1 金	第 1 月	第 1 木	行政活動全般の相談 (総務大臣委嘱の行政相談委員)	10件

6 防 災

1 防災・危機管理体制の推進

昭和38年に本市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画となる「千葉市地域防災計画」を策定し、以後、国や県の計画との整合や東日本大震災、令和元年房総半島台風など過去の災害における課題・教訓等を踏まえ、必要に応じて修正を加えている。

また、平成17年4月からは、自然災害などへの防災対策に加え、全般的な危機管理対策を含めた有事の災害対応体制の整備に努めており、平成18年3月に「千葉市危機事案対応計画」を策定、平成19年1月に武力攻撃事態や大規模テロに対応するため、「千葉市国民保護計画」を策定するとともに、平成22年3月に、災害時における高齢者や障害者などへの防災対策を定めた「千葉市災害時要援護者支援計画」(平成26年7月～「千葉市災害時要配慮者支援計画」)、平成27年3月に、大規模地震発生時における市の業務継続体制を定めた「千葉市業務継続計画(地震対策編)」(令和2年7月～「千葉市業務継続計画(自然災害対策編)」)、平成28年3月に、大規模災害発生時における外部からの応援受入体制を定めた「千葉市災害時受援計画」をそれぞれ策定した。さらに、平成30年3月には、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市を、国、県、市、民間事業者、市民等の関係者相互の参画・連携のもと、構築するために、「千葉市国土強靱化地域計画」を策定した。

平成23年7月には、大規模な自然災害をはじめとしたさまざまな有事に対し、迅速かつ的確に対応するとともに危機管理体制の強化を図るため、総合防災課を市民局から総務局に移管し、危機管理課と防災対策課の2課体制とする組織改正を行った。さらに、平成24年4月から全庁横断的に対応するため、危機管理監を設置した。

令和3年7月には、災害・危機事案に対する初動を一層迅速に行うとともに、複数の所管部局にまたがる事案に対して、他部局を統括して指揮できる体制を整備することなどを目的として、局長級の危機管理監を配置した。また、危機管理監を補佐する危機管理部長を配置(危機管理部を設置)するほか、初動の中心的な役割を担う組織として、危機管理課に緊急対策室を新設した。

令和5年4月には、災害救助のさらなる迅速かつ円滑な実施を図るため、災害救助法に基づく救助実

施市の指定を受けた。

2 情報の収集伝達

(1) 防災行政無線の整備

ア 防災行政無線（同報系）

(ア) 概要

本庁舎設置の親局から中継局（ポートサイドタワー）を経て無線により屋外・屋内受信機（スピーカー）を介し、地域住民に一斉放送を行う。また、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」に接続されており、震度5弱以上の緊急地震速報、武力攻撃等の緊急事態も自動放送される。

(イ) 整備状況 親局1局、中継局1局、再送信子局1局、屋外受信機151局、屋内受信機585台

(ウ) 運用状況

地震・大火災・台風・津波等の災害発生時、又は光化学スモッグの発生時等に、市民に対し早く・広く・正確に状況及び対策を伝える。

イ 地域防災無線（移動系）

(ア) 概要

電話等の連絡手段が途絶した際に、市組織間のほか、関係機関との緊急通話を行う。

(イ) 整備状況

令和7年度に、既存携帯電話通信網（NTT、KDDI）を活用した公共機関向けの通信システムである公共安全モバイルシステムに更新した。米イリジウム社提供の衛星無線については、継続利用。

- ・移動局無線機513台（本庁、各区役所、避難所、市関係部署、外部機関）
- ・衛星無線機7台（本庁、各区）

(ウ) 運用状況

災害発生時、災害対策本部や関係機関（警察や電気・ガス等の生活関連機関）と相互に連絡を取り合う。また、平常時には通信訓練等に使用している。

(2) 総合防災情報システム

近年発生する自然災害は、激甚化し、頻度も増加しており、以前にも増してより迅速かつ的確な災害対応を行う必要性が増している。そのため、災害情報の収集・分析・共有・発信機能を備え、関連するシステムとの連携等にも配慮した「千葉市総合防災情報システム」の運用を令和5年度から開始した。

(3) 災害時用公衆電話

災害時に避難者等が安否確認などを速やかに行えるよう、通信規制を受けづらい無料の公衆電話回線を各避難所に事前設置するとともに、電話機を2台ずつ整備している。

3 九都県市合同防災訓練千葉市会場及び各区訓練

本市の総合防災訓練は、昭和49年から実施しており、令和7年の九都県市合同防災訓練千葉市会場は、イオンモール幕張新都心を主会場として、69機関、約700人が訓練に参加した。会場では、自衛隊、警察、消防、民間団体及び市民とともに救出・救護訓練、初期消火訓練、ライフライン施設応急復旧訓練などを実施した。なお令和7年も市内の271か所の指定避難所において、施設管理者、避難所担当職員、避難

所運営委員会や自主防災組織などの市民とともに避難所開設・運営訓練を実施し、約4,000人が訓練に参加した。（避難所担当職員については併せて職員参集訓練を実施）

また、市域の誰もがそれぞれの場所で訓練に参加できる「千葉市シェイクアウト訓練～千葉市いっせいで防災訓練～」を、9月1日（月）に実施した。

4 指定緊急避難場所・指定避難所

災害時に身の安全を図るとともに一時的な生活の場とするため、指定緊急避難場所・指定避難所を指定している。

指定緊急避難場所 (363か所)	災害種別ごとに一時的に市民の安全が確保できる施設又は場所 【例】公園、学校の屋内運動場又は校庭など
広域避難場所 (38か所)	大規模な火災が発生したとき、煙などから身を守り、安全を確保する場所 【例】相当程度のオープンスペースが確保された公園など
津波避難ビル (48か所)	津波から身の安全を確保するための、緊急に一時避難する施設 【例】原則として建築物の3階又は地上高4m以上の場所
指定避難所 (271か所)	被災者の住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設 【例】小・中学校、コミュニティセンターなど

5 自主防災組織の育成

町内自治会等を単位に市民が自主的に結成した自主防災組織に対し、自発的な活動を支援するために、組織の設置助成、活動助成及び資機材購入等の助成を行い、組織の育成・強化を図っている。

(1) 自主防災組織活動カバー率

結成組織数	自主防災組織活動範囲世帯数	活動カバー率
1,018組織	494,635世帯	97.6%

※ 活動カバー率＝自主防災組織活動範囲世帯数÷全世帯数（令和8年3月末：506,943世帯）

6 避難所運営委員会

災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営できるようにするため、避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災組織等が一体となった「避難所運営委員会」の設立を促進している。

また、避難所運営委員会の活動を支援するため、自主的な訓練、研修会等に係る経費を助成するほか、避難所の開設・運営の手順を分かりやすく解説する動画を令和元年度に制作した。

※ 令和8年度中に全指定避難所（271か所）に設立予定

7 避難行動要支援者名簿

災害発生時に自ら避難することが困難な方について、円滑かつ迅速な避難を確保するため「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時の避難支援等に活用することを目的として、町内自治会等への提供を推進している。

令和7年度末（令和8年3月末）時点 359団体提供済

8 非常用井戸等

災害時の生活用水を確保するため、地区の防災拠点となる区役所（消防署）等に井戸付耐震性貯水槽13か所、全ての中学校区に各1小学校等を指定し非常用井戸58か所設置している。

※旧千城台南小学校設置の非常用井戸は跡施設活用整備中のため休止中。令和11年度の施設供用開始に併せて復旧予定。

区 分	中 央 区	花 見 川 区	稲 毛 区	若 葉 区	緑 区	美 浜 区	備 考
井戸付耐震性貯水槽	千葉公園（2か所） 県立千葉工業高校 青葉の森公園（整備） 消防合同庁舎	一本松公園 区役所	区消防署 長沼町公園 （井戸のみ）	区役所 小倉台公園	区消防署	区消防署	5,000L/h 貯水槽 40m ³ 浄水装置・滅菌機・自家発電機
非常用井戸	松ヶ丘小学校 本町小学校 寒川小学校 蘇我小学校 生浜西小学校 院内小学校 新宿小学校 星久喜小学校 川戸小学校 都小学校	長作小学校 幕張小学校 花見川第三小学校 検見川小学校 上の台小学校 花見川中学校 朝日ヶ丘小学校 さつきが丘東小学校 犢橋小学校 横戸小学校 宇那谷第一緑地	稲丘小学校 緑町小学校 園生小学校 千草台小学校 弥生小学校 草野小学校 都賀小学校 宮野木小学校 山王小学校	旧千城台南小学校 大宮小学校 みつわ台南小学校 桜木小学校 若松小学校 千城台わかば小学校 白井小学校 更科小学校	誉田小学校 泉谷小学校 土気南小学校 越智小学校 有吉小学校 土気小学校 大椎小学校 おゆみ野南小学校	幸町小学校 磯辺小学校 高洲第三小学校 高等特別支援学校 幕張西小学校 高浜第一小学校 稲浜小学校 稲毛高校附属中学校 幸町第三小学校 真砂第五小学校 打瀬小学校 真砂東小学校	4,500L/h 滅菌機 自家発電機

9 備蓄品及び備蓄倉庫の整備

災害時に備え、各避難所には、初動対応用として食料・飲料水の他に、マスク・歯ブラシ・手指等消毒液・ウェットティッシュ・生理用品などの衛生用品、アルミ毛布・ブルーシート・携帯トイレ・トイレトペーパー・発電機・間仕切りなどの資機材を備蓄しており、令和2年度にはフェイスシールドなどの感染症対策用備蓄品を整備した。

また、区役所・消防署等の拠点倉庫15か所に、食料・飲料水、毛布等の備蓄品や応急活動用資機材などを備蓄しているほか、非常用井戸が整備されている小学校等を中心とした市内63か所の備蓄倉庫にも、毛布・担架・応急活動用資機材などの分散備蓄を図っている。

なお、保管スペースを補うために、平成26年度から平成30年度の5年間で計156か所の避難所に備蓄倉庫を整備したが、備蓄品目の増加に伴い、令和2年度から令和4年度の3年間で約137か所の避難所に備蓄倉庫を設置した。さらに、令和5年度から令和7年度までの3年間の計画で整備を進めており、令和7年度には42か所の避難所に備蓄倉庫を設置した。また、広域防災拠点として位置づけている千葉市蘇我

スポーツ公園内バックヤードに千葉市中央防災倉庫を令和４年度に整備し、発災後の避難状況等を見極めてから必要な箇所に輸送する段ボールベッドなどを備蓄した。また、大型トラックによる搬出入やパレット管理が可能であるため、他自治体等から送られる応援物資を一時保管することとしている。

10 マンホールトイレの整備

災害時に多くの被災者が生活する避難所の機能強化や衛生環境の向上を図るため、し尿を下水道に直接流すことができるマンホールトイレの整備を進めている。

令和７年度末（令和８年３月末）時点 169か所（845基）設置済

11 災害時における応援協定等

大規模な災害が発生した際に迅速な応急体制の確立を図るため、各都県市及び各種団体等と応援協定等を締結している。

協定の数

自治体間等の相互応援協定	9
民間団体との協力協定	218（社・団体）
消防・水道応援協定	18

12 建築防災について

首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると、被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされており、死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、計画的に施策を推進する。

令和８年度から令和１２年度までの５か年計画として、新たな耐震化の目標を設定した第４次千葉市耐震改修促進計画の推進により、更なる地震に対する安全性の向上を図る。

13 橋梁耐震対策について

橋梁耐震対策については、地震発生時の交通の確保と二次災害を防止するため、落橋防止対策・橋脚補強を講じてきたところであるが、今後も引き続き、要対策橋梁の耐震補強を順次実施する。

７ 基本構想

「千葉市基本構想」（平成11年12月議決）は、市政の基本理念や基本目標を掲げた市政運営の指針である。

1 策定の趣旨

私たちは、市民、民間団体、企業、行政が手を携えて、新しい世紀を生きそして暮らす市民一人ひとりが、生きがいと幸せを感じ、愛着と誇りの持てる「郷土千葉市」を築き、次の世代に引き継いでいくため、ここに「千葉市基本構想」を定め、市政運営の指針とするものである。

2 目 的

千葉市民の合意を得て定めるこの「基本構想」は、市政運営の根本をなす基本理念と都市づくりの最も基本的な目標を掲げるものである。

また、この「基本構想」は、長期ビジョンと併せて本市の望ましい姿を実現していくために必要な施策を、総合的・計画的に推進するための礎となるものである。

3 市政の基本理念

「人間尊重・市民生活優先」

千葉市の都市づくりにあたっては、「人間尊重・市民生活優先」を基本理念として、世界の発展に貢献し、次代に誇れる「ちば」を築いていくものである。

4 基 本 目 標

「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」

市民生活のゆとりと活力の向上や様々な地域資源を活かしたまちづくりを進め、多彩な魅力が輝く都市の形成を目指して、千葉市の都市づくりの基本的な目標を「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」として掲げるものである。

5 望ましい都市の姿

- (1) 自然を身近に感じるまち・千葉市
- (2) 健やかに安心して暮らせるまち・千葉市
- (3) 安全で快適なまち・千葉市
- (4) 豊かな創造力をはぐくむまち・千葉市
- (5) はつらつとした活力のあるまち・千葉市
- (6) 共に築いていくまち・千葉市

6 土地利用の考え方

内陸部に残された森林・農地などの緑、東京湾に面する長い水際線、文化的遺産及びこれまで整備されてきた都市基盤など、様々な資産を活かしながら、千葉市民共有の財産として、公共の福祉を優先させ、安全性、快適性、機能性の向上を基本に、自然と調和した多様性のある土地利用を進めるものである。

8 基 本 計 画

基本計画は、基本構想で定める基本目標等を実現するため、少子高齢化の進行とこれに伴う生産年齢人口の減少、テクノロジーの進展、地球温暖化に伴う気候変動リスクの増大に対応し、100年先の未来を見据えた市政運営の方向性を示す計画である。

1 策定の趣旨

少子高齢化の進行とこれに伴う生産年齢人口の減少やI o T、A I等先端テクノロジーの進展、地球温暖化に伴う気候変動リスクの増大など、様々な社会経済情勢の変化を的確に捉えるとともに、より長

期的な将来を展望しながら、本市ならではのまちづくりの方向性を定めることが重要であることを踏まえ、本市の次なるステージへの幕開けとなる計画として、次の100年を見据えつつ、市民はもとより、大学・企業・団体など多様な主体との一層の連携により、みんなが共有できる未来への方針となる基本計画を策定した。

2 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間

3 計画の特徴

本市が持つ未来に引き継ぐべき特性を、5つの「まちの宝」として位置付けるとともに、現在の本市を取り巻く状況と2040年頃を展望した重要な社会変化を整理した。

それらを踏まえたまちづくりの基本方針として、みんなで目指す未来の千葉市の姿や、分野横断的かつ重点的に取り組むべき戦略的視点などを定めた。

4 本市の特性

- (1) はるか「縄文」の昔から受け継ぐめぐみ豊かな自然
- (2) なんでもそう・なんでもできる利便性とやすらぎをもたらすゆとり
- (3) 多様な交流が生み出す拠点性、拠点性がもたらす多様な交流
- (4) おだやかで温暖な気候と交流により育まれる懐の深い市民性
- (5) 未来を拓く「挑戦都市」としての矜持

5 2040年を展望した重要な社会変化

(1) 人口の変化

千葉市の人口は2020年代前半をピークに減少に転ずる見通しとなっている。また、生産年齢人口及び年少人口（15歳未満）は継続的に減少するほか、高齢者人口（65歳以上）は継続的に増加し2045年にピークを迎える見込みである。

(2) 災害等リスクの増大

地球温暖化に伴う気候変動リスク増大、首都直下地震の切迫性等が懸念される。

(3) テクノロジーの進展

テクノロジーの進展とともに幅広い分野におけるAIなどの社会実装が進み、Society5.0に向けた本格的なデジタル社会に移行していくことが想定される。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて

持続可能でよりよい世界を実現していくためには、環境・社会・経済の3つの側面を不可分のものとして調和させ、行政を含む様々なステークホルダーが連携・協力しながら相乗効果を生み出し、持続可能な開発に取り組んでいくことが必要である。

6 まちづくりの基本方針

(1) みんなで目指す未来の千葉市

「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」

(2) 未来のまちづくりに向けた戦略的視点

- ア 100年先に引き継ぐ 持続可能なまちづくり
- イ ゆとりを生み・活かす 創造的なまちづくり
- ウ 世界とつながる 多様性を活かしたインクルーシブなまちづくり
- エ 都市機能の集積を活かした 地域経済・社会の活性化

(3) 目指すべき区の姿

- ア 中央区
人々が行き交い、にぎわいと文化を生み出すまち
- イ 花見川区
川と緑と花々に包まれた、安らぎと潤いのまち
- ウ 稲毛区
まなびと創造が脈打つ文教のまち
- エ 若葉区
共生の原点 縄文が息づく、自然の恵み豊かなまち
- オ 緑区
田園と調和する広やかで快適なまち
- カ 美浜区
海辺を楽しみ、世界とつながるまち

7 計画の推進にあたって

(1) 将来にわたり持続可能な行財政運営

本計画に基づき、より具体的な事業内容を示す実施計画では、行政改革推進指針や中期財政運営方針などと連携し、行政運営の効率化や財政の健全性の維持・向上を図りながら、持続的発展に向けたまちづくりを着実に推進する。

(2) 計画の進行管理及び評価

本計画のまちづくりを推進するとともに、取組みの効果を高めるため、データに基づき、進捗状況の管理及び評価を実施する。

8 まちづくりの総合8分野

まちづくりの基本方針に沿った施策に取り組むため、政策分野を8つに分類し、それぞれの分野目標と、その実現に向けた政策・施策を定める。

(1) 環境・自然

気候変動に対応し、豊かな自然と共生する持続可能なまちを実現します

(2) 安全・安心

災害など様々なリスクに対応し、安全・安心に暮らせるまちを実現します

(3) 健康・福祉

みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します

(4) 子ども・教育

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子どもたちが育つまちを実現します

(5) 地域社会

多様性を力に、みんなでまちづくりを進める地域社会を実現します

(6) 文化芸術・スポーツ

市民の文化芸術・スポーツ活動が広がる、創造性豊かなまちを実現します

(7) 都市・交通

市民の快適な暮らしと活発な交流を支える、魅力と愛着が感じられる都市を実現します

(8) 地域経済

地域経済を支える産業や人材が育ち、新たな価値が生まれるまちを実現します

9 第2次実施計画

1 計画策定の趣旨

基本計画のまちづくりを進める第2期の計画として、第1次実施計画の成果や課題とともに、計画期間中に千葉開府900年の節目を迎えることを踏まえ、千葉市の特性を活かした更なる取組みを進め、基本計画に掲げる「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」の実現に向けた着実な歩みを進めるために、重点的・優先的に取り組む具体的な事業を明らかにした。

2 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間

3 策定の視点

- (1) 100年先に引き継ぐ 持続可能なまちづくり
- (2) ゆとりを生み・生かす 創造的なまちづくり
- (3) 世界とつながる 多様性を活かしたインクルーシブなまちづくり
- (4) 都市機能の集積を活かした 地域経済・社会の活性化
- (5) まちづくりを進める力を高める

4 計画事業数と会計区分別計画事業費

(1) 計画事業数

政策（まちづくりの総合8分野）	事業数
1 環境・自然 気候変動に対応し、豊かな自然と共生する持続可能なまちを実現します	30
2 安全・安心 災害など様々なリスクに対応し、安全・安心に暮らせるまちを実現します	31
3 健康・福祉 みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します	18
4 子ども・教育 夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子どもたちが育つまちを実現します	34
5 地域社会 多様性を力に、みんなでまちづくりを進める地域社会を実現します	7

6 文化芸術・スポーツ 市民の文化芸術・スポーツ活動が広がる、創造性豊かなまちを実現します	15
7 都市・交通 市民の快適な暮らしと活発な交流を支える、魅力と愛着が感じられる都市を実現します	32
8 地域経済 地域経済を支える産業や人材が育ち、新たな価値が生まれるまちを実現します	22
合計	189

(2) 会計区分別計画事業費

(単位：億円)

区分	計画事業費
普通会計	959
普通会計外	233
総 額	1,192

※普通会計：地方公共団体間の財政指標の比較をしやすくするために設けられた統一的な会計区分。

千葉市では、一般会計に都市計画土地地区画整理事業特別会計、市街地再開発事業特別会計などを加えたもの。

※普通会計外：普通会計に属さない企業会計（病院事業、下水道事業、水道事業）や介護保険事業特別会計など。

5 計画の推進

- (1) 市民、団体、企業、大学等、多様な主体との一層の連携
- (2) 行財政改革の取り組み
- (3) 計画の進行管理及び評価
- (4) 計画の弾力的な運用

10 業務核都市の整備

1 業務核都市の背景と目的

東京圏においては、職住遠隔化、交通混雑、住宅問題等の大都市問題の解決を図ることが、圏域整備上の重要な課題となっている。そのため、首都改造計画（昭和60年5月公表）、第4次首都圏基本計画（昭和61年6月決定）、第四次全国総合開発計画（昭和62年6月決定）等において、東京圏における東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市を業務核都市として、諸機能の適正配置の受け皿となるよう育成整備し、職住近接、生活サービスの充足等が確保された地域社会（自立都市圏）の形成を図り、従来の東京都区部への一極依存構造からバランスのとれた地域構造に改善することを目指した。

このため、昭和63年に制定された多極分散型国土形成促進法（多極法）において、業務核都市の整備制度が盛り込まれ、現在、その整備に対して、地方債の特例措置が講じられている。

さらに、第5次首都圏基本計画（平成11年3月決定）及び首都圏整備計画（平成18年9月決定）にお

いては、首都圏の目指すべき地域構造を、首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成するとともに、相互の機能分担と連携・交流を行う「分散型ネットワーク構造」とし、そのため、首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市等を「広域連携拠点」として位置づけ、その育成・整備を図ることとしている。

2 首都圏基本計画（第5次 平成11年3月決定）に位置付けられている業務核都市

地 域	業務核都市（広域連携拠点）
東京都市圏西部	横浜、川崎、厚木、町田・相模原、八王子・立川・多摩、青梅
東京都市圏北部	川越、埼玉中枢都市圏、熊谷・深谷、春日部・越谷、柏、土浦・つくば・牛久
東京都市圏東部	千葉、木更津、成田・千葉ニュータウン

3 千葉業務核都市基本構想

平成3年3月19日、多極分散型国土形成促進法に基づき千葉県が作成した「千葉業務核都市基本構想」が第1号で承認された。この構想では、千葉都心地区及び幕張新都心地区を業務施設集積地区と設定し、特に業務施設の集積を図るとともに、各種公共施設や広域的交通網の整備を通じて、国際的な業務核都市を目指すこととしている。

千葉業務核都市基本構想の概要

- (1) 業務核都市の名称 千葉業務核都市
- (2) 面 積 24,130 ha（うち、習志野市 23 ha）
- (3) 業務核都市の範囲 千葉市（一部を除く）及び習志野市の一部
- (4) 整 備 の 方 針 千葉市（習志野市の一部を含む）を、東京都区部からの業務機能をはじめとする諸機能分散の受皿として重点的に育成整備し、世界に開かれた国際的業務核都市を目指す。
- (5) 業務施設集積地区及び中核的民間施設

業務施設集積地区	市町村名	面 積	整備の方針及び中核的民間施設
幕張新都心地区	千葉市 習志野市	約 522 ha	千葉県が策定した千葉新産業三角構想の一角を形成する地域 国際交流機能、国際的業務機能等を導入整備する。 ＜中核的民間施設＞ 日本コンベンションセンター（幕張メッセ）、幕張テクノガーデン、ワールドビジネスガーデン 「ジャパン・ビジネス・センター」
千葉都心地区	千葉市	約 400 ha	県内の交通、経済、社会、文化等の中心として、千葉自立都市圏の中核管理機能を担う地域 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の活用により、業務・商業機能の一層の集積を図る。 ＜中核的民間施設＞ 千葉都市モノレール、千葉急行電鉄線 ※千葉急行電鉄線は、平成10年10月1日より、京成電鉄千原線として営業している。

11 都市アイデンティティの確立

「千葉市都市アイデンティティ戦略プラン」等に基づき、本市の都市アイデンティティ確立に取り組んでいる。

1 千葉市都市アイデンティティ戦略プランとは

「千葉市らしい」まち・ひと・くらしづくりを進め、その積み重ねを通じて「都市アイデンティティ」を確立するため、千葉開府900年にあたる令和8年（2026年）を目標年次とする計画を平成28年4月に策定した。「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」及び「海辺」を、本市固有の4つの資源と位置づけ、都市アイデンティティ形成のために活用していくこととしている。

また、令和3年度末、計画期間前半が経過したことから、これまでの取組みを振り返り、計画期間後半の取組みを効果的に進めるため改定版を作成した。

2 プランの施策展開

施策1 4つの地域資源の魅力あるコンテンツづくり

施策2 4つの地域資源に見て触れる環境づくり

施策3 「千葉市らしさ」を知り親しむ機会づくり

施策4 「千葉市らしさ」のプロモーション

12 千葉開府900年の取組み

千葉開府900年の節目にあたり、千葉開府800年、850年の取組みに続き、千葉開府900年記念事業を実施する。

千葉市に関わる全ての主体が、千葉氏から始まる本市のまちの歴史を振り返り、まちの未来について考え、これからの千葉市のより良い豊かな未来に向けたひとづくり・文化づくりにつながる取組みを推進する。

基本理念：「千葉一族からの学びを活かし、未来へ向けたひとづくり、文化づくり」

実施期間：令和7年度（先行期間）、令和8年度（記念期間）

13 スマートシティの推進

現在直面している地域課題に、すべての市民や事業者等と一体となって解決に向けて取り組んでいくため、「千葉市スマートシティ推進ビジョン」における目指すべき将来像や方向性を共有し、テクノロジーを活用した取組みを推進する。

1 千葉市スマートシティ推進ビジョン

少子高齢化や地球温暖化に伴う気候変動リスクなどの社会変化に対応し、テクノロジーの活用などにより市民生活の質の向上を図るとともに持続可能なまちづくりを進めるため、目指すスマートシティの姿や取組みの方向性を地域住民や民間企業など、異なる役割を担う多くの関係者と共有する「千葉市ス

「スマートシティ推進ビジョン」を、令和３年度に策定した。また、ビジョンの実現に向け、現在、進めている具体的な取組みを掲載する「千葉市スマートシティプロジェクト」を毎年作成している。

2 スマートシティサービス実装促進

スマートシティの実現に向けて地域課題の解決や新たな価値の創造に繋がる具体的なサービスの創出・実装を加速するため、民間企業等が行うテクノロジー活用による実証事業を支援するとともに、多様なステークホルダー同士が連携を図るためのプラットフォーム形成に向けて、市民等への普及啓発を推進する。

3 デジタル人材育成

千葉市民のデジタル対応力（デジタルレディネス）を高めるため、産官学連携し、eスポーツなどを活用したデジタル人材育成を行う。

14 公民共創の推進

多様な住民のニーズに応える行政サービスの提供や地域課題の解決に必要な取組みの推進のため、民間企業の持つノウハウや技術、民間資金などを活かした具体的な事業提案を幅広く受け付ける総合的な窓口「コネクテッドセンターちば」を設置し、公民共創を推進する。

15 国家戦略特区の推進

平成28年１月29日に、千葉市が東京圏国家戦略特別区域に追加指定された。

国家戦略特区として、幕張新都心の中核としたドローンや自動運転モビリティなどの未来技術の実証実験を実施するとともに、その他特区制度を活用した規制緩和事業を推進する。

日本の技術や多様な人材を活用した取組みを実施することで産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点の形成を促進するとともに、すべての人がストレスフリーな生活の実現に必要なサービスを享受できる「ユニバーサル未来社会」の実現を図る。

1 ドローンの利活用推進等

都市部でのドローン宅配のほか、ドローンの研究開発等に関する実証実験の支援に取り組み、市内におけるドローン産業の発展や振興を促進する。

東京圏国家戦略特別区域会議の下に「千葉市ドローン宅配等分科会・技術検討会」を設置し、国・千葉市・民間事業者の３者が連携し、新たな制度改革・規制改革について重点的・集中的に検討を行う。

2 自動運転モビリティの導入

モビリティに関わる多様な主体が参画する「幕張新都心モビリティコンソーシアム」を中心として、自動運転モビリティの導入に向けた実証実験等の取り組みを進めることで、路線バスの慢性的な運転手不足に対する地域公共交通の維持・確保への寄与や、拠点間の移動負担の軽減による街の滞在時間の増加、街全体の賑わいの創出及び経済活動の活性化を促進する。

3 その他特区活用事業（活用実績）

(1) 旅館業法の特例（平成29年12月15日 区域計画認定）

本市内陸部の「緑」、「里」、「農」をキーワードとする農業体験や観光資源を活用した戦略的なプロモーションを目的に、若葉区及び緑区の一部の地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業（特区民泊）を行う。

(2) 小型無人機の実証実験を促進するための「ちばドローン実証ワンストップセンター」の設置（平成30年3月9日 区域計画認定）

ドローンを活用した実証実験を希望する民間事業者に対して、必要な手続きに関する情報提供、相談等をワンストップで支援することで、実証実験の迅速かつ円滑な実施を促し、ドローン利活用の早期本格化を図る。

令和7年度は、多様な分野でのドローン利活用機会の創出を狙うため、従来の小型無人機に加え、水中・水上ドローンといった海洋無人機も支援対象に加える機能拡充を行った。

・令和7年度実績 相談件数55件、実証実験実施件数30件

(3) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例（令和6年6月4日 区域計画認定）

適切な指導医が確保されており、かつ、国際交流に主体的に取り組む診療所であれば、診療所単独で外国医師等の臨床修練を行うことができる。

4 全国措置事業（区域計画認定後、全国措置されたもの）

(1) 特定非営利活動促進法の特例（平成28年4月13日 区域計画認定、令和3年6月9日 全国措置）

人口減少や少子高齢化等の社会環境の変化により、地域課題の増加・多様化・高度化していくなかで、NPO法人やボランティア等がその重要な担い手となることから、NPO法人の設立手続きに要する期間を短縮し、法人設立を促進する。

(2) エリアマネジメントに係る道路法の特例（平成28年9月9日 区域計画認定、令和4年3月17日 全国措置）

幕張メッセ内で開催される大規模かつ国際的な会議・イベント等の実施に合わせて道路空間を活用し、賑わいや魅力の創出による街の活性化を図り、MICE誘致を推進する。

(3) 粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例（平成29年5月22日 区域計画認定、令和5年3月31日 全国措置）

国立研究開発法人である量子科学技術研究開発機構が外国人医師等の粒子線治療に係る研修の在留期間の特例（現行の1年から最長2年までとする）を活用し、粒子線治療に関する技術やノウハウの普及及び日本製診療用粒子線装置の輸出を促進する。

(4) テレビ電話等を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例（令和元年12月18日 区域計画認定、令和4年3月31日 全国措置）

都市部でテレビ電話等を活用した服薬指導を行うことで、診療から服薬指導、薬の授受までの「一気通貫」のオンライン医療を実現し、高齢者、就業者層、子育て世帯等における生活の利便性向上を図る。

- (5) **日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長**（令和2年9月14日 区域計画認定、令和3年9月27日 全国措置）

海外の大学等を卒業した留学生について、日本語教育機関を卒業後、一定の要件の下、就職活動継続のための在留資格「特定活動」を付与する。

16 幕 張 新 都 心

幕張新都心は、幕張地先の埋立地約522haに、旧千葉県企業庁が約15万人の就業人口と約3万6千人の居住人口を計画し、整備してきた未来型国際業務都市である。

幕張新都心では、国際交流機能、業務機能、研究開発機能、学術・商業・文化機能、スポーツ・レクリエーション機能、住宅機能等の諸機能の一体的な集積を目指しており、まちづくりにあたっては、快適で効率的な都市環境を形成するため、地域冷暖房システムや共同溝方式などを導入すると共に、美しい都市景観をつくるために無電柱化を図っている。また、ビル間の移動には、歩行者の安全性・利便性を図るスカイウェイが整備されている。

1 幕張新都心まちづくり将来構想

これまでの幕張新都心の歴史・あゆみを踏まえ、幕張新都心が更に発展していくまちであり続けるために概ね20～30年後の将来を見据えたまちづくりの方向性を示す「幕張新都心まちづくり将来構想」を令和4年8月に策定した。多様な関係者と将来構想を共有し、連携・協働の好循環により取組みを推進する。

2 地区別概要

(1) 業務研究地区

業務研究地区は、国際的な業務機能、本社機能、先端技術産業の研究開発機能等が集積している地区である。

平成元年に幕張メッセがオープンし、国際展示場、国際会議場、幕張イベントホールの3つの施設で構成される、幕張新都心の中核的な施設となっている。幕張メッセは日本最大級のコンベンション施設であり、様々な国際見本市や国際会議、世界的なスポーツイベント等が開催され、令和7年度は、約572万人の人々が来場し、オープンから令和8年4月1日現在で累計約2億4百万人の人々が来場している。

幕張メッセがオープンして以来、国内外を代表する企業15社がオフィスビルをオープンさせており、幕張テクノガーデン及びワールドビジネスガーデンの企業を合わせると令和7年4月現在で約600社の企業が活動している。なお、幕張新都心全体では令和7年4月現在で約5万8千人が就業している。

(2) タウンセンター地区

タウンセンター地区は、「魅力的で賑わいのある街づくり」をコンセプトに、ホテル、ショッピング、アミューズメント、飲食、物販、レジャーなどの機能が集積しており、幕張新都心の就業者、居住者はもとより、来訪者の方々へにぎわいや交流の場を提供している地区である。

海浜幕張駅を中心に「プレナ幕張」、「三井アウトレットパーク幕張」や「メッセ・アミューズ・モール」等の商業施設が立地し、幕張新都心の魅力とにぎわいを創出するとともに、幕張海浜公園に隣

接して7つのホテルが営業しており、令和7年4月現在で合計約3千5百室の客室数を有し、一大ホテルゾーンを形成している。

(3) 文教地区

文教地区は、教育学術機能を有する施設が集積し、多様な人材育成を図る地区であり、神田外語大学をはじめ大学4校、専門学校1校、高等学校3校（うち2校が中学校を併設）、幕張インターナショナルスクールが開校している。

また、日本貿易振興機構アジア経済研究所をはじめ7つの施設が整備され、研究及び研修が行われている。

(4) 幕張ベイトウン

幕張ベイトウンは、魅力的な都市デザインを備え、新しい時代のニーズやライフスタイルに対応した快適な居住環境の実現を目指した都市型住宅地である。

建物を街路沿いに配列した沿道型建築による街並みにより魅力的な都市デザインを実現し、低層部に商業・業務系の用途を配置することで賑わいを演出している。

地区の面積は約84haであり、計画戸数9千4百戸が既に供給され、令和8年3月末現在、約2万4千人が居住している。

(5) 幕張ベイパーク（若葉住宅地区）

幕張ベイパーク（若葉住宅地区）は、「輝く人と街並みが融合する国際性豊かな街づくり」を目指して、新たなまちづくりを進めている。

・事業計画 計画戸数：約4千5百戸、計画人口：約1万人

総面積：約17万5千㎡、全8区画（A街区、B－1街区からB－7街区）

平成27年7月に、「幕張新都心若葉住宅地区街づくりグループ」が事業者に決定し、ICTの活用や、良好な都市環境の形成、地域の価値の維持・向上を目指す「地区管理システム」を導入するなど、他都市にない先進的なまちづくりの実現を目指している。

平成31年3月には最初の街区となる「クロスタワー&レジデンス（B－7街区）」への入居が開始され、同年4月には商業施設「イオンスタイル幕張ベイパーク（A街区）」がオープンし、街びらきを迎えた。令和8年3月末現在、約7千4百人が居住している。

(6) 幕張海浜公園

幕張海浜公園は、約72haの規模を有し、その中には、日本文化と世界の交流を意図した池泉回遊式庭園「見浜園」などが整備され、新都心の憩いと安らぎの空間として利用されている。幕張海浜公園海側においては、公益財団法人日本サッカー協会が令和2年4月に「高円宮記念JFA夢フィールド」を整備した。

また、千葉ロッテマリーンズの本拠地である「ZOZOマリンスタジアム」は、プロ野球や、コンサート等のイベントなど幅広く利用されている。

(7) 拡大地区

拡大地区は、千葉市域の「豊砂地区」と隣接する習志野市域の「芝園地区」が一体となり、幕張メッセとの補完性・相乗性を有する国際交流機能、高度な業務機能、商業・サービス、文化機能等多元的な要素を含んだ市街地の形成を目指している地区である。

現在、千葉市域ではイオンモール幕張新都心、コストコホールセールジャパン幕張倉庫店、東京ベイ先端医療・幕張クリニック等が営業している。

平成29年12月に千葉市・千葉県（企業土地管理局）・地元企業（代表イオンモール株式会社）の3者を構成員とする「幕張新都心拡大地区新駅設置協議会」を設立し、平成30年4月に新駅の位置や費用負担割合などを内容とする協定を東日本旅客鉄道株式会社と同協議会で締結した。令和2年7月下旬からは本格工事に着手し、令和5年3月に「幕張豊砂駅」が開業した。令和6年3月には、幕張豊砂駅前に、「JR東日本ホテルメッツ プレミア 幕張豊砂」が開業した。

令和5年7月からは、千葉市・地元企業等を構成員とする「幕張豊砂ウォーカブル推進社会実験実行委員会」を設立し、官民によるパブリック空間の一体的活用に向けた社会実験を実施し、ウォーカブルなまちづくりを推進している。

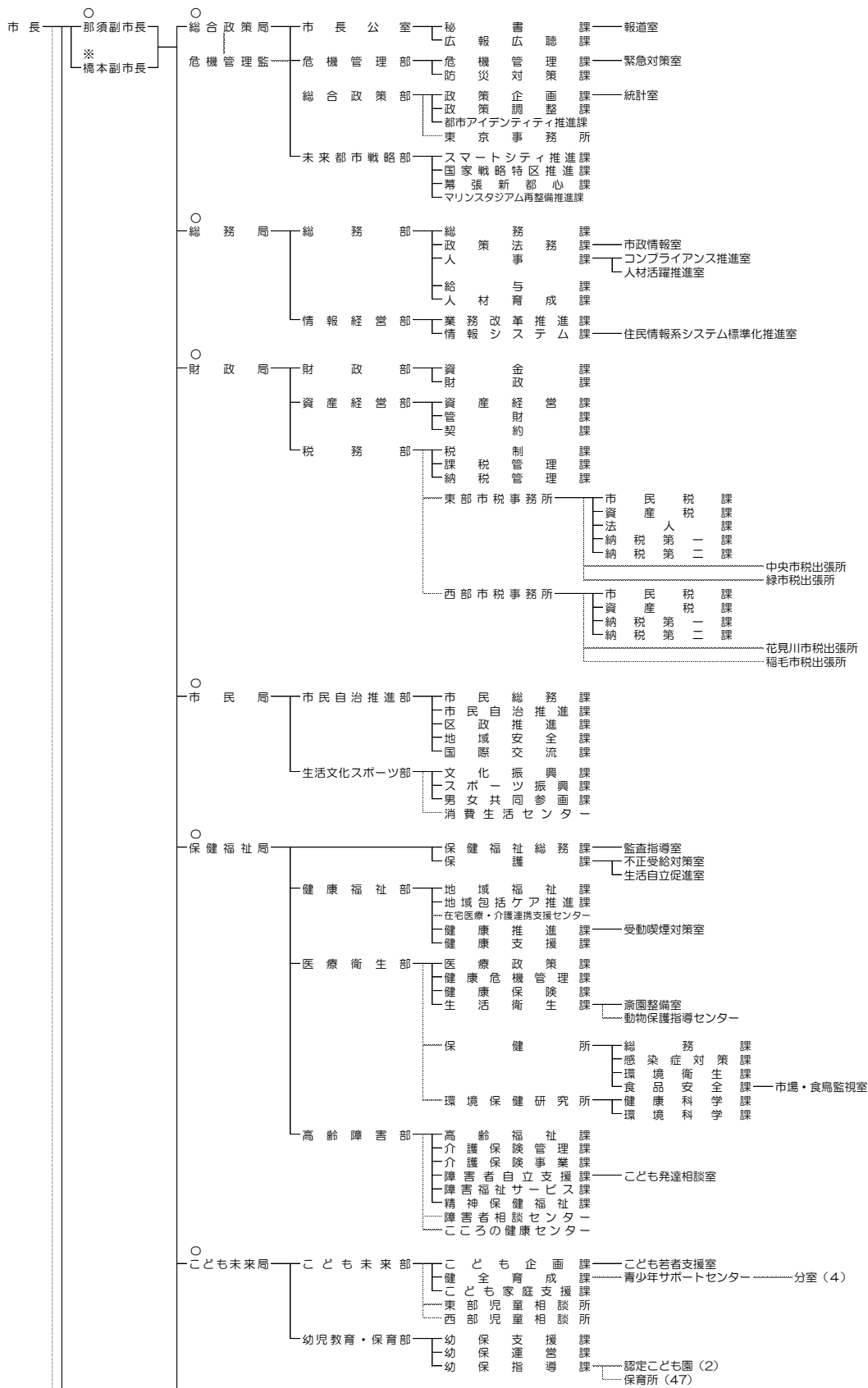
第4章

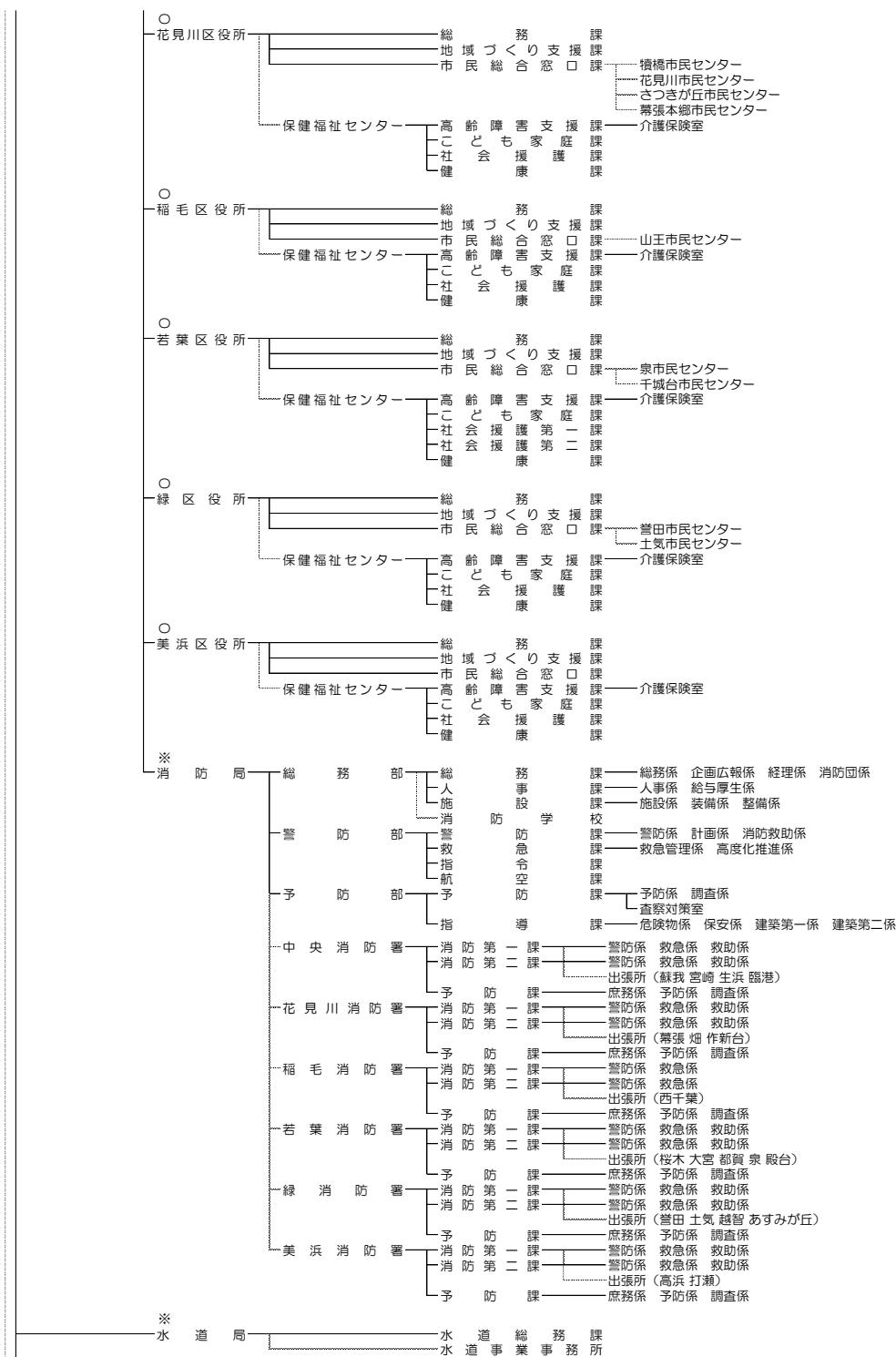
総務局

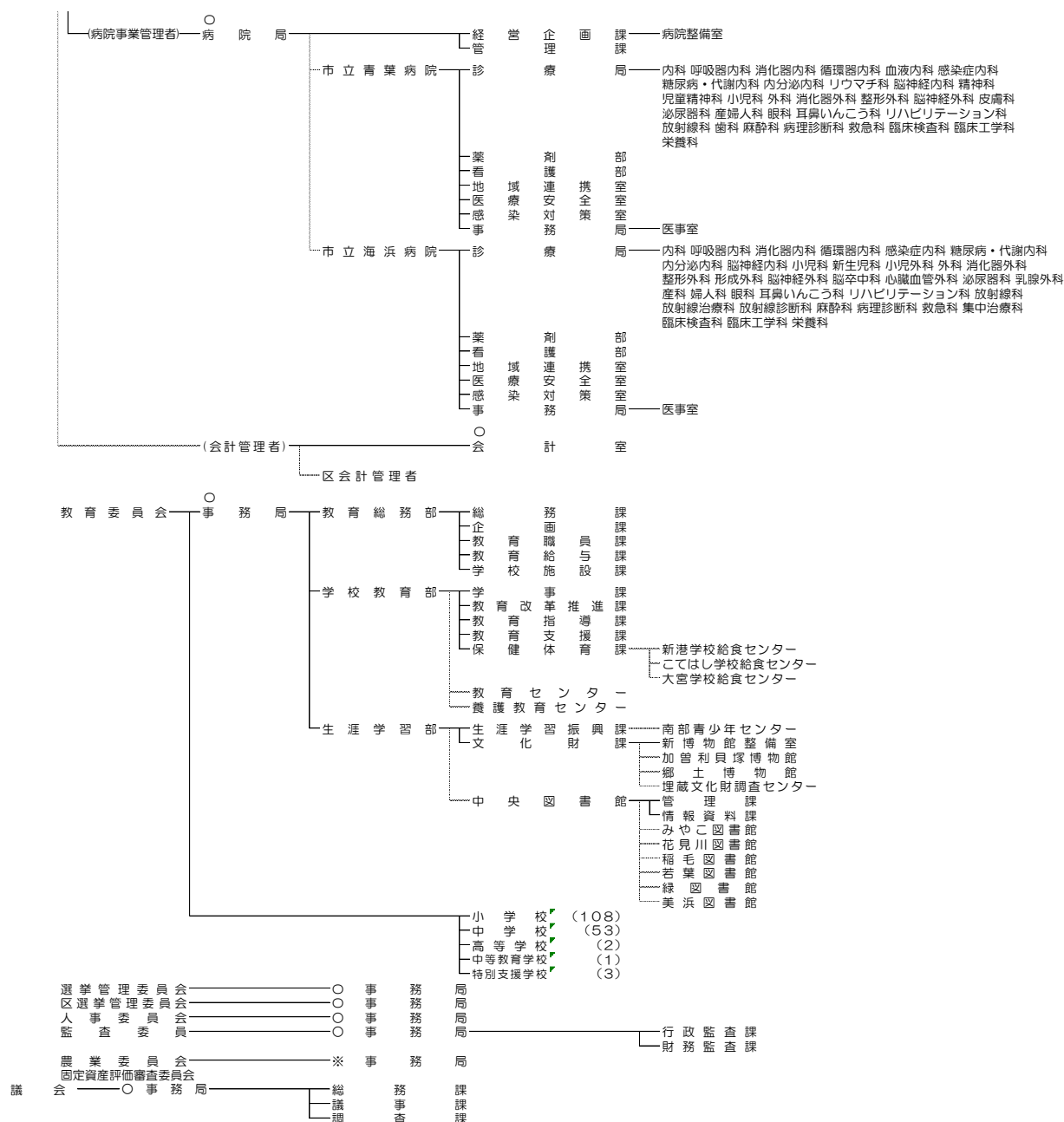
総務局

1 行政組織図

(令和8年4月1日)







区 分			局	部	課	課内室	係
市長事務部局	(本 庁)		10	27	108	21	
	区 役 所		6		19		
	市民センター		12				
	事業所	第 一 類	9		21		
		第 二 類	22				
		第 三 類	56				
	保 健 所		1		4	1	
	児 童 相 談 所		2				
	保 健 福 祉 セ ン タ ー		6		26	6	
	小 計			10	27	178	28
消防局	(本 庁)		1	3	9	1	20
	消 防 学 校		1				
	消 防 署		6		18		52
	小 計			1	3	27	72
水道局	(本 庁)			1	1		
	第二類事業所		1				
	小 計			1	1		
病院局	(本 庁)		1		2	1	
	病 院		2		8	2	
	小 計			1	10	3	
会計管理者	(本 庁)		1		1		
	(区役所)						
	小 計			1	1		
教育委員会事務局	(本 庁)		1	3	12	1	
	教育機関	第 1 類	1		2		
		第 2 類	10				
		第 3 類	5				
	小 計			1	3	14	1
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局				1			
区選挙管理委員会事務局			(6)				
人 事 委 員 会 事 務 局				1			
監 査 委 員 事 務 局				1	2		
農 業 委 員 会 事 務 局				1			
議 会 事 務 局			1		3		
合 計				15	38	236	72

2 市 政 情 報

1 情報公開

市民の市政への参加を一層推進し、開かれた市政の実現を図るため、「千葉市情報公開条例」を平成6年10月1日に施行した。この条例は、「公文書公開制度」を実施機関が保有する公文書を市民の請求に応じて公開することを実施機関に義務付ける制度として、また、「情報の提供」を市が市民にとって有用と認めた情報を積極的に提供する制度及び施策として位置付けている。

その後、議会を実施機関とするなど情報公開制度の全面的な見直しを行い、条例の全部改正を行った（平成12年10月1日施行）。また、平成14年4月1日から閲覧手数料を無料にした。

(1) 公文書開示制度

ア 開示請求の件数及びその処理状況

令和7年度

実施機関	開 示 請求件数	処 理 件 数						取下げ
		開示決定	部分開示 決 定	不 開 示 決 定				
				不開示情報	不存在等	小計		
市 長	170	284	52	51	9	44	53	128
消 防 長	14	14	1	1	0	0	0	12
教 育 委 員 会	32	49	9	10	5	6	11	19
千葉市選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	1
中央区選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	1
花見川区選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	1
稲毛区選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	1
若葉区選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	1
緑区選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	1
美浜区選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	1
人 事 委 員 会	2	2	0	0	1	0	1	1
監 査 委 員	1	2	0	1	0	1	1	0
農 業 委 員 会	1	2	0	1	0	1	1	0
病院事業管理者	2	3	0	0	0	0	0	3
議 会	8	12	4	2	0	0	0	6
計	237	375	66	66	15	52	67	176

※1件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

イ 審査請求の件数及びその処理状況

令和 7 年度

処理すべき 件数	新規の 件数	前年度か らの持越 し件数	処理済	取下げ	処理中 (次年度に 持越し)	処理方針、審 査会への諮問 準備中 等	審査会に 諮問中	審査会の答 申を受けて 裁決の準備中
40	31	9	3	0	37	32	3	2

(2) 情報の提供

行政資料室（新庁舎低層棟 2 F）では、本市の刊行物等を中心とした市政資料を収集し、その閲覧や複写サービス等を行うとともに、本市の刊行物について有償頒布を行うなど、市民への市政情報の提供を積極的に推進している。

ア 配架資料数 約11,000種、約13,500点

イ 複写サービス 1枚10円（カラーコピーは1枚につき20円、CD-Rは1枚につき100円、DVD-Rは1枚につき120円）

令和 7 年度実績 単色コピー 14,470枚

カラーコピー 344枚

CD-R 10枚

DVD-R 2枚 152,820円

ウ 有償刊行物 約140種 令和 7 年度実績 288冊 275,670円

エ 利用者数 2,339人（令和 7 年度）

2 個人情報保護制度

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めた「千葉市個人情報保護条例」を平成 8 年 4 月 1 日に施行し、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に努めてきた。その後、個人情報の利用停止を請求する権利及び罰則を規定するなどの条例の全部改正（平成17年 4 月 1 日施行）を行うなど、制度の拡充に努めてきた。

令和 3 年の個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、個人情報保護制度が法のもとに一元化され、本市においても法が適用されることとなるため、令和 4 年第 4 回定例会で条例を廃止した。

法改正に伴い、新たに「個人情報ファイル簿」の作成が義務付けられたほか、「行政機関等匿名加工情報」の提供制度が導入されている。また、議会が法適用の対象外とされたことを受け、「千葉市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定した。

(1) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務目録の届出状況

区 分	市 長	消 防 長	教育委員会	議 会	そ の 他	計
令和 7 年度末 ファイル簿及び目録数	1,801 ^件	114 ^件	167 ^件	19 ^件	99 ^件	2,200 ^件

(2) 個人情報の開示請求の件数及びその処理状況

令和7年度

実 施 機 関	開 示 請求件数	処 理 件 数						取 下 げ
		開 示 決 定	部分開示 決 定	不 開 示 決 定				
				不開示情報	不存在等	小 計		
市 長	128	220	80	67	14	35	49	24
消 防 長	2	3	1	2	0	0	0	0
教 育 委 員 会	21	48	10	17	3	13	16	5
人 事 委 員 会	3	5	0	2	0	3	3	0
監 査 委 員	2	4	1	1	0	1	1	1
議 会	1	1	0	0	0	1	1	0
病院事業管理者	2	3	1	1	0	0	0	1
計	159	284	93	90	17	53	70	31

※1件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

令和7年度

処理すべき 件数	新規の 件数	前年度から の持越し 件数	処理済	取下げ	処理中 (次年度に 持越し)	処理方針、審 査会への諮問 準備中 等	審査会に 諮問中	審査会の答申を 受けて裁決の準 備中
53	49	4	6	3	44	37	6	1

3 人 事 ・ 給 与

1 職員の定数と現員

区 分	市長部局	下水道	議 会	選 管	農 委	監 査	人 委	教 委	消 防	水 道	病 院	その他	合 計
合 計	4,419 ^人	139 ^人	28 ^人	10 ^人	19 ^人	18 ^人	11 ^人	5,225 ^人	879 ^人	22 ^人	1,233 ^人	537 ^人	12,540 ^人
定 数	4,570	152	33	10	21	19	12	5,377	946	22	1,310	—	12,472

※平成29年度より、市長部局の職員が農業委員会事務局の職員を兼務している。

※その他は、千葉市職員定数条例（昭和24年7月27日条例第31号）第2条第2項各号に掲げる定数外の職員

2 級別職員数（行政職に限る）

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	合 計
合 計	19 ^人	70 ^人	290 ^人	365 ^人	921 ^人	2,710 ^人	1,246 ^人	282 ^人	5,903 ^人

※全職員平均年齢 40.3歳 ・ 一般行政職平均年齢 41.5歳

3 平均給料

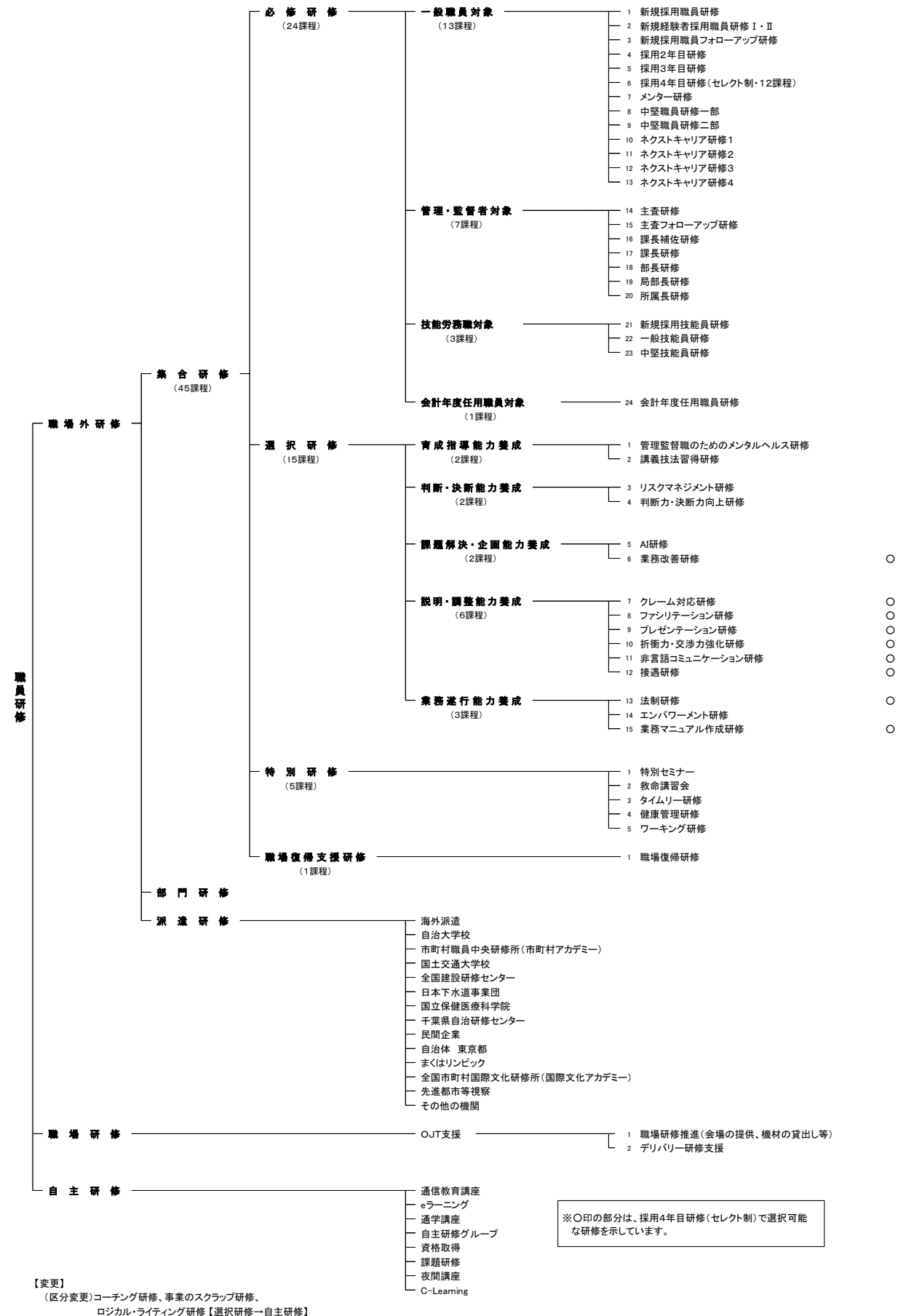
令和7年4月1日時点

	給 料	扶養手当	地域手当	合 計
総 平 均 給 料	335,000 円	6,800 円	52,400 円	394,200 円

※ラスパイレ指数 令和7年 99.8 令和6年 100.5 令和5年 100.6 令和4年 100.7 令和3年 100.9

※本表は、地方公務員給与実態調査に基づくものである（教育長は除く）。

令和8年度 職員研修体系



4 職 員 育 成

現在、本市は、少子高齢化の進展や、地球温暖化に伴う気候変動、首都直下地震の切迫、感染症拡大などのリスクの増大、AIをはじめとするテクノロジーの進展の加速化、持続可能な開発目標（SDGs）への対応など、様々な社会環境の変化に直面している。

このように、本市を取り巻く社会環境が急激に変化するなか、職員は、市民の負託とニーズに応え、社会環境の変化がもたらす様々な課題を解決しながら、「千葉市基本構想」及び「千葉市基本計画」の実現に向け取り組んでいく必要があり、その実現のカギは、本市が擁する多様な「人材」、すなわち、一人ひとりの職員にある。

そのため、本市では、組織的・戦略的な人材育成・活用の必要性がいつそう高まっているとの認識のもと、「千葉市人材育成・活用基本方針」を令和5年3月に改定し、社会環境の変化等がもたらす多くの課題を解決し、市政の変革を成し遂げるための担い手として、次の4つを人材像に掲げている。

「千葉市への愛着と誇りを持ち、市民に信頼される職員」

「多様な主体と連携し、共創する職員」

「変化をとらえ、改革・改善に取り組む職員」

「自ら成長し、組織目標達成に貢献する職員」

また、職員が自らの能力を高め、それを最大限に発揮することができるよう、本市が目指すべき姿として、次の6つを組織像に掲げている。

「職員が目指すべき目標が明確な組織」

「職員の実績や能力を的確に評価する組織」

「職員同士が信頼・協力し、率直に意見を交わす組織」

「職員が果敢にチャレンジする組織」

「職員が仕事や学習を通じた成長を実感する組織」

「職員が心身ともに健康で仕事に打ち込む組織」

人材像、組織像の実現に向けた施策を並行して展開していくことで、「人が育ち、人が活きる」組織へと進化を図っていく。

そのため、職員の育成では、日常の職務遂行を通じて学ぶ「職場研修（OJT）」、職場外の研修機関等で学ぶ「職場外研修（Off-JT）」、自らの意思で勤務時間外に学ぶ「自主研修」の3つを職員研修の柱として、それぞれのメリットを効果的に組み合わせ、職員のニーズを的確に捉えた多様な学習の機会を提供することで、個々の職員の能力開発やキャリア形成を支援していく。

5 行 政 改 革

今後、更に深刻化する人口減少・少子超高齢社会の中でも、将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けるため、行政改革推進指針を令和4年3月に改正し、「限られた行政資源でも多様な行政ニーズに応え続けられる行政運営」を行政改革で目指すべき行政運営の将来像に定め、未来志向で行政改革を進めることとした。

1 行政改革の推進

限られた行政資源でも市民の多様化・高度化するニーズに応え、本市を持続的に発展させていくため、行政資源を最適配分し、より効果的・効率的な行政運営を図る必要があることから、3つの基本方針（①将来世代に責任を持つ持続可能な行財政運営、②多様な主体との連携・共創、③行政運営の透明性と説明責任）を行政改革推進指針に定め、選択と集中及び未来志向の観点で事務事業を抜本的に見直す。

2 指定管理者制度の総括

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、市民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、148施設に指定管理者制度を導入している。

3 包括外部監査

財務に関する事務の執行等について、毎年度の契約により、公認会計士、弁護士等の資格を有する外部監査人がテーマを定めて監査を行っている。

令和8年度包括外部監査人 伊藤孝明（公認会計士）

4 内部統制

業務執行の適正化を図るため、千葉市内部統制基本方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を推進するとともに、その結果を評価した報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出したうえで公表する。

6 情 報 化 推 進

社会情勢の変化やデジタル技術の進展に合わせ、行政デジタル化を進めるとともに、法に基づく自治体情報システムの標準化・共通化や情報システムを安全かつ安定的に運用するための取組を行っている。

また、「千葉市行政デジタル化推進指針」（令和4年3月策定）に基づき、デジタル技術の積極的な活用により、質の高い行政サービスを持続的に提供し、多様な行政ニーズに応える「市民に寄り添ったデジタル化」を進めている。

1 行政デジタル化の推進

行政手続のオンライン化、キャッシュレス化やデジタル技術を活用した業務の効率化を推進するとともに、多様な主体と共創し、課題を解決するため、市の保有するデータのオープンデータ化に取り組んでいる。

2 情報システムの標準化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民基本台帳などの業務で使用する情報システムを、国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行する。

3 情報セキュリティ対策

市の情報資産を様々な脅威から守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を行う。

第 5 章

財 政 局

1 予算の推移

(単位：人、千円、%)

年度	人 口	当 初 予 算 額				一般会計決算額	
		一 般 会 計	特 別 会 計	合 計	増 減 率	歳 入	歳 出
24	961, 813	365, 840, 000	387, 516, 011	753, 356, 011	3. 7	369, 149, 062	367, 366, 484
25	962, 424	359, 500, 000	389, 170, 265	748, 670, 265	△0. 6	364, 032, 995	360, 951, 807
26	963, 750	375, 300, 000	423, 460, 786	798, 760, 786	6. 7	379, 351, 385	376, 093, 948
27	966, 817	390, 200, 000	465, 934, 333	856, 134, 333	7. 2	392, 359, 847	384, 805, 129
28	972, 532	400, 400, 000	436, 819, 784	837, 219, 784	△2. 2	403, 912, 842	398, 562, 417
29	973, 856	441, 500, 000	467, 882, 492	909, 382, 492	8. 6	438, 762, 624	434, 930, 550
30	975, 669	445, 400, 000	444, 815, 433	890, 215, 433	△2. 1	433, 260, 692	429, 943, 705
31	978, 158	461, 000, 000	451, 692, 979	912, 692, 979	2. 5	458, 042, 935	451, 046, 770
2	980, 824	463, 600, 000	411, 293, 414	874, 893, 414	△4. 1	576, 771, 399	570, 188, 708
3	983, 211	466, 400, 000	421, 402, 020	887, 802, 020	1. 5	509, 112, 268	502, 670, 618
4	976, 925	488, 400, 000	441, 153, 443	929, 553, 443	4. 7	529, 859, 339	522, 986, 050
5	978, 064	483, 000, 000	436, 062, 708	919, 062, 708	△1. 1	506, 283, 390	502, 483, 041
6	981, 909	509, 400, 000	443, 754, 863	953, 154, 863	3. 7	529, 470, 242	525, 677, 208
7	985, 335	551, 200, 000	459, 705, 217	1, 010, 905, 217	6. 1		
8	996, 341	541, 700, 000	479, 269, 195	1, 020, 969, 195	1. 0		

※人口は4月1日現在

企業会計は特別会計に含む。

2 令和8年度当初予算の概要

1 編成の背景

国の令和8年度予算においては、「責任ある積極財政」のもと、戦略的な財政出動により社会課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、「強い経済」を実現することを目指して、中小企業・小規模事業者を始めとした賃上げ環境の整備、危機管理投資・成長投資の推進、未来に向けた投資の拡大、防災・減災・国土強靱化の推進、地方の伸び代の活用と暮らしの安定、防衛力強化と外交・安全保障環境の変化への対応など、重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講ずることによって、広く国民に恩恵が行き渡る予算編成を行うこととした。

また、既存経費等については、地方財政も含め、物価上昇に合わせた公的制度の点検も踏まえつつ、経済・物価動向等を適切に反映するほか、E B P MやP D C Aによって政策の実効性を検証し、国民生

活の下支えや経済成長に資すると期待される施策は大胆に重点化する一方、そうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で「強い経済」を支える財政構造への転換を推進することとした。

その結果、一般会計の予算額は、122兆3,092億円で、前年度に比べ6.2%の増となっており、基礎的財政収支対象経費は、91兆3,823億円で、前年度に比べ4.6%の増となっている。

また、「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において、令和8年度の国内総生産は691.9兆円程度、名目成長率は3.4%程度、実質成長率は1.3%程度となるとの見通しを示した。

2 編成の基本的考え方

本市を取り巻く現状については、税源の涵養に向けた取組みを進めている中で、市税収入の決算額は、令和6年度で過去最大になるなど堅調な一方、法に基づく障害者介護給付や民間保育施設給付をはじめとする社会保障関係経費、市有施設の老朽化対策、物価高騰に伴う行政コストが増加し、これらへの対応のため、一般財源での負担を余儀なくされており、本市独自の施策展開に制約を受けている。また、これらの財政需要の中には、国の地方交付税措置や公定価格への反映等が十分とは言えないものもあって、歳入の増を歳出の増が上回る状態が恒常化しており、深刻な収支状況にある。

令和8年度予算の編成にあたっての収支見通しでは、歳入において、自主財源の根幹をなす市税収入の堅調な推移が見込まれるものの、米国の関税措置による市税収入への影響や、ガソリンの暫定税率の扱いを含む税制改正のほか、物価高騰の影響に対する地方交付税等の財政措置の状況、学校給食費の抜本的な負担軽減といった新たな制度に対する国の財源措置など、本市予算編成への影響が大きい事項について、国の予算編成の動向を見極める必要があった。

一方、歳出では、従来からの社会保障関係経費、市有施設の老朽化対策、物価高騰に伴う各種行政コストが更に増加することに加え、人件費や金利上昇に伴う公債費などの財政需要の増が見込まれた。

加えて、財政調整基金は、物価高騰をはじめとした財政需要の増への対応のためにやむを得ず大幅な取崩しが続き、令和7年度当初予算においても、令和6年度末残高99億円のうち69億円の取崩しを計上するなど、令和8年度予算編成に活用できる額は少なくなっている。

こうしたことから、令和8年度はこれまで以上に、極めて厳しい収支状況になると見込まれた。

このような状況においても、少子・超高齢化や人口減少社会到来への対策、脱炭素化の推進のほか、老朽化したインフラ施設等の健全性の確保といった課題に的確に対応するとともに、都市の活力を維持するための施策に、重点的に投資を行っていく必要がある。

このため、予算編成にあたっては、次の項目を基本的な方針とした。

(1) 第2次実施計画事業等の推進

新たに策定する第2次実施計画の初年度として、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

また、物価高対策のほか、子育て、教育、介護、環境、防災、都市づくりなどを中心に、市民生活の向上や本市の発展につながる施策には重点的に予算を配分する。

(2) 財政の健全性の維持に向けた取組み及び行政改革の推進

持続的な財政運営に資する取組みを着実に実施するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、社会状況等の変化を踏まえ、必要性や効果を検証し、徹底した整理・合理化を図るほか、公共料金の受益者負担の適正化を図るなど、市民生活への影響に配慮しつつ、あらゆる歳入確保、歳出削減策を講じる。

3 予算規模

当初予算の規模は、表1のとおりである。

令和8年度一般会計の歳入歳出予算は、5,417億円で、前年度に比べ95億円、1.7%の減となっている。

企業会計を含む特別会計17会計は、公債管理特別会計や介護保険事業特別会計などで増額となることから、総額4,792億6,900万円で、前年度に比べ195億6,400万円、4.3%の増となっている。

以上、全会計を合わせた規模は、1兆209億6,900万円で、前年度に比べ100億6,400万円、1.0%の増となっている。

表1

(単位：百万円、%)

区 分	令和8年度		令和7年度		増 減 額 (A)－(B)
	(A)	増減率	(B)	増減率	
一 般 会 計	541,700	△ 1.7	551,200	8.2	△ 9,500
特 別 会 計 (17 会 計)	479,269	4.3	459,705	3.6	19,564
合 計	1,020,969	1.0	1,010,905	6.1	10,064

4 一般会計予算の内容

(1) 歳入

歳入予算の款別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和 8 年度		令和 7 年度		増 減 額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率
	(A)	構成比	(B)	構成比			
市 税	232,100	42.9	221,200	40.1	10,900	4.9	7.7
国 庫 支 出 金	119,160	22.0	120,276	21.8	△ 1,116	△ 0.9	17.8
市 債	37,456	6.9	59,299	10.8	△ 21,843	△ 36.8	8.8
県 支 出 金	31,198	5.8	29,312	5.3	1,886	6.4	13.2
地 方 消 費 税 金 交 付 金	29,509	5.4	26,698	4.9	2,811	10.5	8.2
地 方 交 付 税	27,900	5.2	28,600	5.2	△ 700	△ 2.4	14.4
諸 収 入	22,073	4.1	23,270	4.2	△ 1,197	△ 5.1	11.1
使 用 料 及 び 料 手 数	11,033	2.0	10,881	2.0	152	1.4	2.2
繰 入 金	7,141	1.3	9,496	1.7	△ 2,355	△ 24.8	△ 16.5
地方特例交付金	4,108	0.8	1,108	0.2	3,000	270.8	△ 84.3
そ の 他	20,022	3.6	21,060	3.8	△ 1,038	△ 4.9	△ 3.5
合 計	541,700	100.0	551,200	100.0	△ 9,500	△ 1.7	8.2

(2) 歳 出

歳出予算の款別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和 8 年度		令和 7 年度		増 減 額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率
	(A)	構成比	(B)	構成比			
民 生 費	223,588	41.3	214,321	38.9	9,267	4.3	9.2
教 育 費	78,593	14.5	79,733	14.5	△ 1,140	△ 1.4	2.9
土 木 費	60,818	11.2	58,141	10.5	2,677	4.6	△ 1.9
公 債 費	54,353	10.0	52,634	9.5	1,719	3.3	△ 0.5
総 務 費	46,667	8.6	40,065	7.3	6,602	16.5	14.9
衛 生 費	45,623	8.4	73,110	13.3	△ 27,487	△ 37.6	31.9
商 工 費	14,592	2.7	13,408	2.4	1,184	8.8	4.9
消 防 費	12,991	2.4	15,422	2.8	△ 2,431	△ 15.8	0.8
農 林 水 産 業 費	1,954	0.4	1,946	0.4	8	0.5	△ 2.4
そ の 他	2,521	0.5	2,420	0.4	101	4.2	△ 22.3
合 計	541,700	100.0	551,200	100.0	△ 9,500	△ 1.7	8.2

5 一般会計予算の財政構造

(1) 歳入

自主財源と依存財源の状況

(単位：百万円、%)

区 分		令和8年度		令和7年度		増 減 額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率
		(A)	構成比	(B)	構成比			
歳入総額		541,700	100.0	551,200	100.0	△ 9,500	△ 1.7	8.2
内 訳	自主財源	278,006	51.3	270,763	49.1	7,243	2.7	5.9
	依存財源	263,694	48.7	280,437	50.9	△ 16,743	△ 6.0	10.5

(2) 歳出

義務的経費と投資的経費の状況

(単位：百万円、%)

区 分		令和8年度		令和7年度		増 減 額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率
		(A)	構成比	(B)	構成比			
義務的経費		317,169	58.6	302,341	54.9	14,828	4.9	5.6
内 訳	人件費	108,722	20.1	103,753	18.8	4,969	4.8	1.2
	扶助費	154,499	28.5	146,349	26.6	8,150	5.6	11.4
	公債費	53,948	10.0	52,239	9.5	1,709	3.3	△ 0.4
投資的経費		49,080	9.1	83,077	15.1	△ 33,997	△ 40.9	26.8
内 訳	補助事業費	15,699	2.9	46,223	8.4	△ 30,524	△ 66.0	60.4
	単独事業費	33,381	6.2	36,854	6.7	△ 3,473	△ 9.4	0.4
その他の経費		175,451	32.3	165,782	30.0	9,669	5.8	5.3
合 計		541,700	100.0	551,200	100.0	△ 9,500	△ 1.7	8.2

6 特別会計予算の状況

(単位：百万円、%)

会 計 名	令和8年度		令和7年度		増 減 額 (A) - (B)
	(A)	増減率	(B)	増減率	
国民健康保険	80,368	2.4	78,514	△ 3.1	1,854
介護保険	92,305	4.5	88,289	4.3	4,016
後期高齢者医療	19,746	23.4	15,996	3.6	3,750
母子父子寡婦福祉資金貸付	426	△ 2.7	438	29.6	△ 12
霊園	1,086	5.2	1,033	17.6	53
競輪	5,956	△ 4.3	6,224	23.4	△ 268
地方卸売市場	1,178	10.0	1,071	△ 0.5	107
都市計画土地地区画整理	1,145	30.6	877	0.2	268
市街地再開発	422	△ 11.9	479	△ 9.0	△ 57
動物公園	2,487	98.8	1,251	△ 37.3	1,236
公共用地取得	78	997.0	7	△ 98.8	71
学校給食	11,164	14.6	9,743	2.8	1,421
公債管理	158,573	12.0	141,603	1.8	16,970
合 計	374,934	8.5	345,525	1.3	29,409

7 企業会計予算の状況

(1) 病院事業会計

(単位：百万円、%)

区 分		令和 8 年度		令和 7 年度		増減額 (A)－(B)
		(A)	増減率	(B)	増減率	
収 益 的 収 支	収 入	29,357	14.2	25,712	6.6	3,645
	支 出	32,609	19.3	27,327	4.4	5,282
資 本 的 収 支	収 入	8,406	△ 67.4	25,809	105.6	△ 17,403
	支 出	9,516	△ 65.0	27,175	95.4	△ 17,659
支 出 合 計		42,125	△ 22.7	54,502	36.0	△ 12,377

(2) 下水道事業会計

(単位：百万円、%)

区 分		令和 8 年度		令和 7 年度		増減額 (A)－(B)
		(A)	増減率	(B)	増減率	
収 益 的 収 支	収 入	33,399	6.3	31,421	1.1	1,978
	支 出	30,842	1.1	30,514	3.3	328
資 本 的 収 支	収 入	14,708	4.5	14,080	△ 19.5	628
	支 出	25,493	5.0	24,271	△ 12.9	1,222
支 出 合 計		56,335	2.8	54,785	△ 4.6	1,550

(3) 農業集落排水事業会計

(単位：百万円、%)

区 分		令和 8 年度		令和 7 年度		増減額 (A)－(B)
		(A)	増減率	(B)	増減率	
収 益 的 収 支	収 入	555	1.4	548	△ 15.3	7
	支 出	541	△ 2.7	556	△ 13.6	△ 15
資 本 的 収 支	収 入	782	50.7	519	△ 27.2	263
	支 出	800	56.8	510	△ 28.7	290
支 出 合 計		1,341	25.8	1,066	△ 21.5	275

(4) 水道事業会計

(単位：百万円、%)

区 分		令和 8 年度		令和 7 年度		増減額 (A)－(B)
		(A)	増減率	(B)	増減率	
収 益 的 収 支	収 入	2,503	14.6	2,185	△ 1.8	318
	支 出	2,399	13.0	2,123	△ 1.7	276
資 本 的 収 支	収 入	1,619	35.6	1,194	△ 1.7	425
	支 出	2,135	25.3	1,704	△ 1.2	431
支 出 合 計		4,534	18.5	3,827	△ 1.5	707

3 令和8年度当初予算

(単位：千円、%)

会 計 名			予 算 額	増減率 (対前年度)	繰入（繰出）金
一 般 会 計			541,700,000	△ 1.7	(53,805,116) 17,000
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業		80,368,479	2.4	6,191,963
	介 護 保 険 事 業		92,305,434	4.5	14,103,194
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業		19,746,297	23.4	2,706,488
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業		425,860	△ 2.7	1,709
	霊 園 事 業		1,085,751	5.2	276,278
	競 輪 事 業		5,955,789	△ 4.3	(17,000) —
	地 方 卸 売 市 場 事 業		1,178,459	10.0	253,120
	都 市 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業		1,145,183	30.6	307,977
	市 街 地 再 開 発 事 業		421,923	△ 11.9	369,752
	動 物 公 園 事 業		2,486,521	98.8	630,972
	公 共 用 地 取 得 事 業		78,104	997.0	78,104
	学 校 給 食 事 業		11,163,901	14.6	6,570,829
	公 債 管 理		158,572,493	12.0	112,194,217
	小 計		374,934,194	8.5	(17,000) 143,684,603
企 業 会 計	病 院 事 業	収 益 的 支 出	32,609,244	19.3	5,396,400
		資 本 的 支 出	9,515,904	△ 65.0	2,239,600
	下 水 道 事 業	収 益 的 支 出	30,842,210	1.1	11,319,367
		資 本 的 支 出	25,493,297	5.0	1,105,022
	農 業 集 落 排 水 事 業	収 益 的 支 出	540,194	△ 2.7	182,822
		資 本 的 支 出	800,339	56.8	225,274
	水 道 事 業	収 益 的 支 出	2,398,512	13.0	990,831
		資 本 的 支 出	2,135,301	25.3	852,683
	小 計		104,335,001	△ 8.6	22,311,999
合 計			1,020,969,195	1.0	

※繰入（繰出）金の欄は、会計間の繰入・繰出金を示し、一般会計は競輪事業からの収益事業収入、企業会計は一般会計からの出資金、負担金、補助金及び貸付金である。

なお、（ ）書きは他会計への繰出金を示す（ただし、公債管理特別会計への繰出金は含まない）。

一般会計歳入歳出款別表

(歳 入)

(単位：千円、%)

款	当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率 (対前年度)
1 市 税	232,100,000	42.9	4.9
2 地 方 譲 与 税	2,561,000	0.5	△ 1.4
3 利 子 割 交 付 金	707,000	0.1	668.5
4 配 当 割 交 付 金	1,766,000	0.3	37.6
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,691,000	0.5	58.7
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	233,000	0.0	6.4
7 法 人 事 業 税 交 付 金	2,889,000	0.5	8.4
8 地 方 消 費 税 交 付 金	29,509,000	5.4	10.5
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	187,000	0.0	3.3
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	0.0
11 環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	△ 100.0
12 軽 油 引 取 税 交 付 金	2,991,000	0.6	△ 44.3
13 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	35,000	0.0	2.9
14 地 方 特 例 交 付 金	4,108,000	0.8	270.8
15 地 方 交 付 税	27,900,000	5.2	△ 2.4
16 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	303,000	0.1	0.0
17 分 担 金 及 び 負 担 金	1,771,099	0.3	△ 15.3
18 使 用 料 及 び 手 数 料	11,033,307	2.0	1.4
19 国 庫 支 出 金	119,160,326	22.0	△ 0.9
20 県 支 出 金	31,197,764	5.8	6.4
21 財 産 収 入	2,635,706	0.5	△ 1.6
22 寄 附 金	1,252,210	0.2	9.2
23 繰 入 金	7,141,237	1.3	△ 24.8
24 繰 越 金	1	0.0	0.0
25 諸 収 入	22,072,348	4.1	△ 5.1
26 市 債	37,456,000	6.9	△ 36.8
合 計	541,700,000	100.0	△ 1.7

(歳 出)

(単位：千円、%)

款	当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率 (対前年度)
1 議 会 費	1,334,930	0.2	0.5
2 総 務 費	46,667,390	8.6	16.5
3 民 生 費	223,587,741	41.3	4.3
4 衛 生 費	45,623,301	8.4	△ 37.6
5 労 働 費	315,677	0.1	18.5
6 農 林 水 産 業 費	1,954,399	0.4	0.5
7 商 工 費	14,592,065	2.7	8.8
8 土 木 費	60,818,057	11.2	4.6
9 消 防 費	12,990,812	2.4	△ 15.8
10 教 育 費	78,592,773	14.5	△ 1.4
11 公 債 費	54,352,875	10.0	3.3
12 諸 支 出 金	569,980	0.1	8.4
13 予 備 費	300,000	0.1	0.0
合 計	541,700,000	100.0	△ 1.7

一般会計歳入財源別表

(単位：千円、%)

区 分		当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率 (対前年度)
自主財源	市 自 体 の 財 源	278,005,908	51.3	2.7
	市 税	232,100,000	42.9	4.9
	分 担 金 及 び 負 担 金	1,771,099	0.3	△15.3
	使 用 料 及 び 手 数 料	11,033,307	2.0	1.4
	財 産 収 入	2,635,706	0.5	△ 1.6
	寄 附 金	1,252,210	0.2	9.2
	繰 入 金	7,141,237	1.3	△ 24.8
	繰 越 金	1	0.0	0.0
	諸 収 入	22,072,348	4.1	△5.1
依存財源	国 から 交 付 さ れ る も の	154,067,326	28.6	0.8
	国 庫 支 出 金	119,160,326	22.0	△0.9
	地 方 譲 与 税	2,561,000	0.5	△ 1.4
	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	35,000	0.0	2.9
	地 方 特 例 交 付 金	4,108,000	0.8	270.8
	地 方 交 付 税	27,900,000	5.2	△2.4
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	303,000	0.1	0.0
	県 から 交 付 さ れ る も の	72,170,766	13.2	5.8
	地 方 消 費 税 交 付 金	29,509,000	5.4	10.5
	県 支 出 金	31,197,764	5.8	6.4
	利 子 割 交 付 金	707,000	0.1	668.5
	配 当 割 交 付 金	1,766,000	0.3	37.6
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,691,000	0.5	58.7
	分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	233,000	0.0	6.4
	法 人 事 業 税 交 付 金	2,889,000	0.5	8.4
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	187,000	0.0	3.3
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	0.0
	環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	△ 100.0
	軽 油 引 取 税 交 付 金	2,991,000	0.6	△ 44.3
	市 債	37,456,000	6.9	△36.8
	小 計	263,694,092	48.7	△6.0
合 計		541,700,000	100.0	△1.7

一般会計歳出性質別表

(単位：千円、%)

区 分			当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率 (対前年度)
義務的経費	人 件 費		108,722,322	20.1	4.8
	扶 助 費		154,498,644	28.5	5.6
	公 債 費		53,947,686	10.0	3.3
	小 計		317,168,652	58.6	4.9
投資的経費	普 通 建 設 事 業 費		49,079,748	9.1	△ 40.9
	補 助 事 業 費		15,698,994	2.9	△ 66.0
	単 独 事 業 費		33,380,754	6.2	△ 9.4
	小 計		49,079,748	9.1	△ 40.9
その他の経費	物 件 費		70,875,161	13.1	3.9
	維 持 補 修 費		8,431,454	1.5	14.4
	補 助 費 等		37,046,537	6.8	10.0
	積 立 金		2,409,279	0.4	△ 33.2
	投 資 及 び 出 資 金		4,081,197	0.8	4.6
	貸 付 金		10,386,805	1.9	12.4
	繰 出 金		41,921,167	7.7	6.3
	予 備 費		300,000	0.1	0.0
	小 計		175,451,600	32.3	5.8
合 計			541,700,000	100.0	△ 1.7

4 中期財政運営方針

これまでの財政健全化の取組みにより改善した各種財政指標の水準を維持しつつ、本市の持続的発展につながる都市機能の強化など、必要な投資もバランスを取りながら着実に推進し、再び危機的な状況に陥ることがないように、また、市民サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、将来にわたって持続可能な財政構造を確立していく必要があるとの認識のもと、「中期財政運営方針」（方針期間：令和4～7年度、以下「第1期方針」という）を策定した。

この第1期方針では、これまでの財政健全化プランが主眼を置いていた過去の債務の解消（ストック）とは別に、財政運営の質の向上を図るべく、主にフローの観点から基礎的財政収支（プライマリーバランス）などの収支の状況に主眼を置き、各種取組みを進め、期間中に生じた物価高騰をはじめとした環境の大きな変化の中にあっても、第1期方針で掲げた各種財政指標については、概ね目標値の範囲内に収まる見通しとなった。

しかしながら、今後においては、歳入については引き続き市税収入の堅調な推移が見込まれる一方、歳出では、既存の事務事業の整理・合理化を図った上でもなお、従来からの社会保障関係経費をはじめ、市有施設の老朽化対策、物価高騰に伴う各種行政コストがさらに増加することに加え、人件費や金利上昇に伴う公債費などの財政需要の増が見込まれることから、歳入の増を歳出の増が上回る状態が継続する見通しであり、引き続き厳しい収支状況が想定されている。さらには、体育館の空調整備を含めた小中学校の改修事業や新港清掃工場のリニューアルをはじめとした大規模事業が今後予定されるなど、市債残高の一時的な増加も見込まれ、金利が上昇している中で、市債残高が増加となれば、それに伴い利払費も増加し、財政状況をさらに悪化させる可能性があるため、今後も引き続き適正規模の市債発行に努めるほか、将来負担軽減のために市債残高を適正に管理する必要がある。

こうした歳出圧力の強まりが見込まれる厳しい状況にあっても、令和8年度から10年度にかけては、第2次実施計画のもと、子育て、教育、医療、介護、環境、防災、都市づくりなどを中心に、市民生活の向上や本市の発展につながる「千葉市ならではの」施策を力強く進め、「住み続けたい」「訪れてみたい」「住んでみたい」、そして「選ばれる」都市を目指す必要がある、そのためには、本市の持続的発展につながる必要な投資を推進しつつ、引き続き、持続可能な財政構造の確立に向け、着実に歩を進めていく必要がある。

そこで、第2期中期財政運営方針（方針期間：令和8～10年度）を策定し、第2次実施計画の期間と方針時期を合わせた上で、引き続き第1期方針で掲げた基礎的財政収支をはじめとした各種財政指標を踏まえた財政運営に取り組んでいくこととする。

今後の財政運営の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- 1 持続的発展に向け計画的に市債を活用するとともに、将来負担低減のため、市債残高を適正に管理し、中長期的に基礎的財政収支の均衡を目指し、赤字額の段階的な縮小を図る。
- 2 健全化判断比率及び資金不足比率について、第1期方針への移行時点（令和2年度）同水準の維持を目指す。
- 3 基金借入金について、期間内に15億円程度の返済を目指す。

5 主要財政指標

指標名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率		98.1%	98.4%	98.8%
財政力指数		0.905	0.888	0.884
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率	10.6%	10.7%	10.4%
	将来負担比率	125.0%	122.4%	120.1%

※項目が「—」になっている箇所は、黒字であるため赤字比率は発生していない。

6 会計別地方債現在高の状況

(単位：千円)

会計名		現在高の状況				
		令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度 借入見込額	令和8年度 元金償還見込額	令和8年度末 現在高見込額
一般会計		689,453,699	699,381,941	37,456,000	49,743,324	687,094,617
特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1,833,484	1,646,938	—	133,137	1,513,801
	霊園事業	320,333	409,819	145,000	28,075	526,744
	競輪事業	2,665,746	2,560,413	—	105,333	2,455,080
	地方卸売市場事業	2,459,438	2,338,429	112,000	161,958	2,288,471
	都市計画土地区画整理事業	2,161,336	2,116,980	601,000	118,290	2,599,690
	市街地再開発事業	4,278,728	3,814,882	—	408,680	3,406,202
	動物公園事業	3,951,983	4,009,592	886,000	151,129	4,744,463
	公共用地取得事業	331,000	331,000	—	69,000	262,000
	学校給食事業	301,282	331,473	214,000	9,632	535,841
	公債管理	—	—	44,987,400	44,987,400	—
	計	18,303,330	17,559,526	46,945,400	46,172,634	18,332,292
企業会計	病院事業	20,830,132	41,935,607	8844,000	2,447,503	48,332,104
	下水道事業	208,711,403	205,060,822	11,449,800	14,916,592	201,594,030
	農業集落排水事業	2,121,883	2,132,296	427,700	242,339	2,317,657
	水道事業	13,561,644	12,979,803	705,000	968,861	12,715,942
	計	245,225,062	262,108,528	21,426,500	18,575,295	264,959,733
合 計		952,982,091	979,049,995	105,827,900	114,491,253	970,386,642

(注) 1 令和8年度末現在高見込額には、千葉市債管理基金積立額147,298,012千円は含まない。

7 基 金

(単位：千円、%)

区 分	設置年月日	令和8年5月末現在高	令和7年5月末現在高	増 減 率
財 政 調 整 基 金	昭.42. 3. 25	4,545,190	9,936,982	△54.3
社 会 福 祉 基 金	53. 4. 1	637,057	632,358	0.7
文 化 基 金	53.10. 1	951,824	949,819	0.2
市 債 管 理 基 金	59. 3. 31	144,115,319	138,857,743	3.8
緑 と 水 辺 の 基 金	59. 4. 1	2,916,858	2,935,563	△0.6
美 術 品 等 取 得 基 金	平. 2. 3. 30	1,031,407	1,030,308	0.1
地 域 環 境 保 全 基 金	2. 4. 1	397,478	374,737	6.1
市 庁 舎 整 備 基 金	7. 4. 1	—	98,482	皆減
リサイクル等推進基金	10. 8. 1	4,113,486	3,986,336	3.2
地下水浄化事業推進基金	11. 4. 1	—	—	—
介 護 給 付 準 備 基 金	12. 4. 1	2,532,950	1,632,544	55.2
都 市 モ ノ レ ー ル 基 金	18. 3. 28	1,012,653	1,092,054	△7.3
競 輪 事 業 運 営 基 金	20. 3. 21	192	192	0.0
千葉マリンスタジアム基金	22. 6. 28	303,089	161,954	87.1
教 育 み ら い 夢 基 金	25. 3. 19	213,511	195,756	9.1
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	29. 3. 21	66,761	52,482	27.2
国民健康保険財政調整基金	令.元. 9. 24	2,028,248	2,203,799	△8.0
競 輪 事 業 施 設 整 備 基 金	元. 9. 24	1,028,875	977,692	5.2
職 員 退 職 手 当 基 金	令. 5. 4. 1	906,074	—	皆増
災 害 救 助 基 金	5. 4. 3	721,759	695,661	3.8
みんなが輝くまちづくり基金	5. 9. 21	93,431	48,761	91.6
前澤友作アートのまちづくり基金	6. 9. 20	2,060,146	2,055,655	0.2
動 物 愛 護 基 金	7. 2. 28	55,919	39,845	40.3
新日本建設・金綱一男こども 若 者 育 英 基 金	7. 6. 27	5,012,992	—	皆増

8 市民1人当たり予算・決算額

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般会計当初予算	499,936	493,833	518,785	559,404	543,689
うち市税	207,693	213,381	209,184	224,492	232,952
一般会計歳出決算	535,339	509,962	535,362		
市税決算	210,290	211,062	215,842		

9 一般会計実質収支

(単位：千円)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
区分					
1 歳	入 総 額	529,859,339	506,283,390	529,470,242	
2 歳	出 総 額	522,986,050	502,483,041	525,677,208	
3 歳	入 歳 出 差 引 額	6,873,289	3,800,349	3,793,034	
4	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(1) 継続費通次繰越額	68,679	21,864	28,570
		(2) 繰越明許費繰越額	1,234,357	853,474	738,132
		(3) 事故繰越し繰越額	4,979	74,334	44,351
		計	1,308,015	949,672	811,053
5 実	質 収 支	5,565,274	2,850,677	2,981,981	
6 実質収支のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額		0	0	0	

10 市 税 等

1 市 税 概 要

税 目			納 税 義 務 者 等	課 税 標 準	税 率（税 額）
普 通 税	市 民 税	個人	・ 1 月 1 日現在、区内に住所を有する者 …所得割と均等割 ・ 区内に住所を有しないが事務所又は家 屋敷を有する者…均等割	【均等割】 定額課税	3,000 円 （県民税：1,000 円）
				【所得割】 前年の所得	8 %（県民税：2 %） ※分離課税が適用される所 得に係る特例あり
		法人	・ 区内に事務所等を有する法人 …均等割と法人税割 ・ 区内に寮等を有する法人でその区内に 事務所等を有しない法人…均等割 ・ 区内に事務所等を有する個人で法人課 税信託の引受けを行うことにより法人 税を課されるもの…法人税割	【均等割】 資本金等の額と 従業者数に応じ た区分ごとに定 額課税	資本金等の額と従業者数に 応じ、 5 万円～300 万円
				【法人税割】 法人税額	資本金等の額に応じ、 6.0 %～8.4 %
	固定資産税	1 月 1 日現在、区内に土地、家屋、償 却資産を所有している者	固定資産の価格 等	1.4 %	
	軽自動車税	4 月 1 日現在、原動機付自転車、軽自 動車、小型特殊自動車、二輪の小型自 動車を所有又は使用している者	—	車種・初年度検査年月に応 じ、1,000 円～12,900 円	
	市たばこ税	・ 製造たばこの製造者 ・ 特定販売業者 ・ 卸売販売業者	たばこの売渡本 数	1,000 本につき 6,552 円	
	鉱 産 税	鉱物の採掘事業を行う鉱業者	鉱物の価格	鉱物の価格に応じ、 1 %又は 0.7 %	
目 的 税	都市計画税	1 月 1 日現在、市街化区域内に所在す る土地、家屋を所有している者	固定資産の価格 等	0.3 %	
	事 業 所 税	事業所等において事業を行う法人又は 個人	【資産割】 事業所床面積	1 m ² につき 600 円	
			【従業者割】 従業者給与総額	0.25 %	
	入 湯 税	鉱泉浴場（温泉）を利用する入湯客	—	1 人 1 日につき 150 円	

普通税… 使途が特定されず、本市のどのような事務事業の費用にも充てることができる税金

目的税… 使途が特定されている税

例えば、都市計画税は、都市計画事業などの費用に、事業所税は、都市環境の整備などの費用に充てられる。

2 市税の決算額

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市 税	205,437,959	207,965,406	211,936,891	226,284,582
1 市 民 税	107,922,505	108,989,333	110,135,288	122,645,255
(1) 個 人	93,938,051	96,030,480	94,036,455	104,386,187
(2) 法 人	13,984,454	12,958,853	16,098,833	18,259,068
2 固 定 資 産 税	70,598,747	71,622,573	74,125,586	75,470,852
(1) 固 定 資 産 税	69,725,081	70,772,563	73,261,461	74,694,448
(2) 国有資産等所在 市町村交付金	873,666	850,010	864,125	776,404
3 軽 自 動 車 税	1,426,523	1,465,837	1,536,526	1,602,218
4 市 た ば こ 税	6,886,637	7,056,236	6,985,748	7,012,225
5 鉱 産 税	0	0	0	0
6 特別土地保有税	0	0	0	0
7 都 市 計 画 税	13,152,335	13,332,896	13,621,659	13,842,556
8 事 業 所 税	5,442,736	5,490,828	5,524,505	5,703,910
9 入 湯 税	8,476	7,703	7,579	7,566

3 納税義務者数（人数は、現年度分の課税のみ）

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 市 民 税	538,754	544,175	556,119	571,009
(1) 個 人	512,331	517,119	528,714	543,216
(2) 法 人	26,423	27,056	27,405	27,793
2 固 定 資 産 税	349,397	351,025	352,291	355,353
(1) 固 定 資 産 税	349,381	351,009	352,275	355,337
(2) 国有資産等所在 市町村交付金	16	16	16	16
3 軽 自 動 車 税	190,447	192,806	194,805	196,936
4 市 た ば こ 税 ()内は、手持品課税	18 (4)	16 (0)	16 (0)	15 (0)
5 鉱 産 税	0	0	0	0
6 特別土地保有税	0	0	0	0
7 都 市 計 画 税	305,566	306,649	307,314	309,917
8 事 業 所 税	1,328	1,345	1,339	1,405
9 入 湯 税	2	2	2	2

注) 国有資産等所在市町村交付金・・・本市内に所在する国や他自治体の施設に用いられる土地、建物、償却資産（非課税）について、固定資産税の代わりに国や他自治体から交付される交付金

4 市税の徴収率

(単位：％)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
現 年 度 分	99.3	99.3	99.3	99.4
滞 納 繰 越 分	31.6	30.8	29.3	31.3
合 計	97.9	97.9	97.9	98.1

5 市税の滞納額

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
現 年 度 分	1,602,725	1,650,890	1,601,861	1,802,517
滞 納 繰 越 分	2,706,782	2,725,955	2,798,543	2,707,650
合 計	4,309,507	4,376,845	4,400,404	4,510,167

6 債権管理の適正化

- (1) 債権管理に関する総合調整及び指導を行うとともに、非強制徴収債権を含めた滞納債権の効率的、効果的な徴収を行う。

市税事務所各納税課、納税管理課で徴収を行う債権

ア 強制徴収債権（6 債権）

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料の滞納繰越分と、それに名寄せされる現年分の滞納案件

イ 非強制徴収債権（12 債権）

国民健康保険給付費返納金、生活保護費返還金・徴収金、生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費、児童扶養手当過誤払返還金、子どもルーム利用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、水洗便所改造等資金貸付金、市営住宅使用料、退去修繕退去者負担金、市立病院診療費、給食費、給料及び職員手当戻入金のうち高額徴収困難案件

- (2) 統一滞納管理システムを活用した移管債権の滞納整理

強制徴収 6 債権を一元的に管理することができる統一滞納管理システムの特徴を最大限活用し市税及び移管債権の効果的な徴収を目指す。

11 資 産 経 営

今後想定される人口減少や、市民ニーズの変化を踏まえ、資産経営システムにより市有建築物等の有効活用を推進するとともに、老朽化及び耐震性の課題解消に向けた千葉中央コミュニティセンターの再整備、将来的に利用予定のない未利用市有地の公募処分や、建設工事や物品調達に関する入札契約事務の適正な執行を推進する。

1 資産経営の推進

市が所有する建築物及び土地の有効活用を図るため、引き続き資産経営システムを運用する。

(1) 資産データの一元化、資産の総合評価

資産データベースに一元化した資産の情報を、「資産カルテ」として公表し、資産情報を見える化する。また、各施設の状況を定量・定性の両面から総合的かつ多角的に評価することで、施設の方向性を示す。

(2) 公共施設の見直し

「資産経営基本方針」及び「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の再配置等の検討や調整を行う。

2 市庁舎概要

区 分	延床面積	備 考
本庁舎	48,888.74 m ²	地上 11 階、塔屋 1 階 整備期間 平成 31 年 3 月～令和 7 年 4 月 請負代金額：27,420,192 千円

3 千葉中央コミュニティセンターの再整備

令和 10 年度の供用開始に向け減築改修工事を進める。

工事概要 契約期間 令和 7～9 年度 請負代金額 21,096,570 千円

施設規模 減築改修前 階数：地上 10 階、地下 3 階 延床面積：51,801.61 m²

減築改修後 階数：地上 4 階、地下 3 階 延床面積：32,832.79 m²

4 市有地の公募処分の状況

令和 7 年度			令和 6 年度		
件 数	面 積	売却金額	件 数	面 積	売却金額
3 件	2,362.34 m ²	348,612 千円	6 件	28,504.92 m ²	1,079,330 千円

5 契約事務

契約件数及び金額（契約課執行分）

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
工事関係	608	30,543,516	609	30,502,175
物品関係	342	1,521,004	375	1,655,561
委 託	8	443,262	9	649,806
計	958	32,507,782	993	32,807,542

第6章

会計・選挙管理・人事・監査

1 会 計 室

会計室は会計管理者の権限に属する事務を処理するために設置された会計管理者の補助組織であり、主な業務として現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、物品の出納及び保管、現金及び財産の記録管理、支出負担行為の確認、支出命令書等の審査、歳入歳出決算書の調製等を行っている。

1 支払状況（令和7年度）

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 支出命令書取扱件数 | 126,014件 |
| (2) 支出金額 | 822,362,182千円 |

（注）下水道事業会計を含む。

2 有価証券等の保管状況（令和8年3月31日現在）

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| (1) 有価証券 | 株券 | 1,182,176千円 |
| (2) 出資による権利 | 出資及び出捐金 | 2,518,315千円 |

3 共通物品（令和7年度）

- | | | |
|-----------|-------|------|
| (1) 共通消耗品 | 取扱品目数 | 70品目 |
| (2) 庁用備品 | 取扱品目数 | 13品目 |

4 指定金融機関等

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 指定金融機関（1行） | 千葉銀行 |
| (2) 指定代理金融機関（2行） | 京葉銀行・千葉興業銀行 |
| (3) 収納代理金融機関（20行） | みずほ銀行・三菱UFJ信託銀行・三菱UFJ銀行・千葉信用金庫・三井住友銀行・中央労働金庫・りそな銀行・みずほ信託銀行・佐原信用金庫・常陽銀行・銚子信用金庫・千葉みらい農業協同組合・東京スター銀行・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・埼玉りそな銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・PayPay銀行・楽天銀行 |

2 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、地方自治法によって設置され、選挙の管理執行に関すること、選挙が公正かつ適正に行われるように選挙人の政治常識の向上に努めること、検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること、直接請求に関すること等を行っている。

1 委員数、選挙人名簿登録者数、投・開票所数、期日前投票所数、ポスター掲示場数

区 名	項 目	委 員 数	選 挙 人 名 簿 登 録 者 数	投・開票所数	期 日 前 投 票 所 数	ポ ス ター 掲 示 場 数	一 数
中 央 区		4 人	183,374人 (男 92,180) (女 91,194)	投票区 32 開票区 1	2		243
花 見 川 区		4	148,611人 (男 72,989) (女 75,622)	投票区 28 開票区 1	2		211
稲 毛 区		4	132,551人 (男 65,570) (女 66,981)	投票区 23 開票区 1	2		175
若 葉 区		4	122,730人 (男 61,292) (女 61,438)	投票区 29 開票区 1	2		221
緑 区		4	106,573人 (男 51,818) (女 54,755)	投票区 22 開票区 1	2		168
美 浜 区		4	124,963人 (男 59,475) (女 65,488)	投票区 24 開票区 1	2		180
市 選 挙 管 理 委 員 数		4 計	818,802人 (男 403,324) (女 415,478)	投票区 158 開票区 6	12		1,198

※選挙人名簿登録者数は、令和8年3月2日登録

投・開票所数、期日前投票所数及びポスター掲示場数は、令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙

2 最近の選挙執行状況

選 挙 名	執 行 日	当日の有権者数	投 票 者 数	棄 権 者 数	投 票 率
衆議院議員選挙（小選挙区）	R3. 10. 31	811,580	434,444	377,136	53.53 %
衆議院議員選挙（比例代表）	R3. 10. 31	811,580	434,334	377,246	53.52 %
参議院議員選挙（県選出）	R4. 7. 10	812,324	415,502	396,822	51.15 %
参議院議員選挙（比例代表）	R4. 7. 10	812,324	415,433	396,891	51.14 %
市 議 会 議 員 選 挙	R5. 4. 9	800,875	306,349	494,526	38.25 %
県 議 会 議 員 選 挙	R5. 4. 9	392,148	156,599	235,549	39.93 %
衆議院議員選挙（小選挙区）	R6. 10. 27	816,257	423,501	392,756	51.88 %
衆議院議員選挙（比例代表）	R6. 10. 27	816,257	423,421	392,836	51.87 %
県 知 事 選 挙	R7. 3. 16	807,336	289,085	518,251	35.81 %
市 長 選 挙	R7. 3. 16	807,079	288,118	518,961	35.70 %
参議院議員選挙（県選出）	R7. 7. 20	817,590	461,478	356,112	56.44 %
参議院議員選挙（比例代表）	R7. 7. 20	817,590	461,384	356,206	56.43 %
衆議院議員選挙（小選挙区）	R8. 2. 8	817,528	432,554	384,974	52.91 %
衆議院議員選挙（比例代表）	R8. 2. 8	817,528	432,473	385,055	52.90 %

※令和5年4月9日執行の県議会議員選挙については中央区、稲毛区及び緑区が無投票

3 人事委員会

人事委員会は、政令指定都市の必置機関として設置され、職員の採用試験及び選考、給与の勧告、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分についての審査請求に対する審査、判定及び措置等を行う。

1 委 員 数 3人

2 職員採用試験（選考）の実施状況（令和7年度）

試験（選考）区分				受験者数 (A)	最終合格 者数 (B)	倍 率 (A)／(B)	試験（選考）区分				受験者数 (A)	最終合格 者数 (B)	倍 率 (A)／(B)
上 級	事 務	行 政 A	287	113	2.5	民間企業等職務経験者	事 務	行 政	206	14	14.7		
		行 政 B	130	11	11.8			情 報	17	3	5.7		
		福 祉	14	7	2.0			学 芸 員	4	0	-		
		児 童 福 祉	5	2	2.5		土 木	15	6	2.5			
		情 報	2	2	1.0		建 築	7	0	-			
	技 術 （先行実施枠）	土 木	25	12	2.1		技 術	電 気	7	1	7.0		
		建 築	19	4	4.8			機 械	6	3	2.0		
		電 気	2	2	1.0			造 園	4	1	4.0		
		機 械	6	4	1.5			農 業	1	-	-		
		化 学	11	4	2.8			資格免許職（行政）	保 育 士	11	2	5.5	
		造 園	21	3	7.0		獣 医 師		5	0	-		
		土 木	7	5	1.4		薬 剂 師		4	0	-		
		建 築	7	1	7.0		保 健 師		13	2	6.5		
	技 術	電 気	0	-	-		心 理 士	3	0	-			
		機 械	3	1	3.0		小 計	303	32	9.5			
		化 学	3	1	3.0		資格免許職（行政）	上 級	獣 医 師	1	0	-	
		造 園	5	1	5.0				薬 剂 師	9	3	3.0	
		農 業	2	1	2.0				保 健 師	34	10	3.4	
		行 政	118	29	4.1				心 理 士 A	55	14	3.9	
		建 築	1	1	1.0				心 理 士 B	8	1	8.0	
電 気		-	-	-	中 級	保 育 士		61	25	2.4			
化 学	1	1	1.0	栄 養 士		23		2	11.5				
救 急 救 命 士	35	10	3.5	学校栄養職員		25		3	8.3				
小 計	704	215	3.3	看 護 師		2		2	1.0				
学 校 事 務	17	4	4.3	歯 科 衛 生 士		19		3	6.3				
初 級	事 務	59	13	4.5	小 計	237	63	3.8					
	技 術（土木）	1	1	1.0	育児休業代替任期待	13	6	2.2					
	学 校 事 務	7	3	2.3	技 能 員 A	37	4	9.3					
	消 防 士 行 政	156	28	5.6	障 害 者 ※	29	1	29.0					
	救 急 救 命 士	32	4	8.0	合 計	1595	374	4.3					
	小 計	255	49	5.2									

3 職員の給与に関する報告及び勧告

職種別民間給与実態調査及び職員給与等実態調査を実施し、その調査結果に基づき、令和7年10月2日に議会及び市長に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

4 監 査 委 員

各種監査等については、監査実施方針及び監査年間計画に基づき、実施している。

1 委 員 数

4人（識見選任委員 2人、議員選任委員 2人）

2 監査等実施状況（令和7年度）

(1) 定期監査

ア 事務事業監査

監査の実施期間	監査の対象年度	監査対象部局
第1期 令7. 8. 1～令7.11.19	令和6年度等	こども未来局、建設局、教育委員会
第2期 令7.11. 1～令8. 3.25	令和6年度等	環境局、花見川区役所及び美浜区役所（区選挙管理委員会事務局を含む。）、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局

イ 工事監査

監査の実施期間	監査の対象年度	監査対象部局
第1期 令7. 4. 1～令7.10.22	令和6年度	経済農政局、建設局、水道局
第2期 令7.10. 1～令8. 3.25	令和6年度	財政局、環境局、都市局、病院局

(2) 財政援助団体等監査

監査の実施期間	監査の対象年度	監査対象団体
令7.11. 1～令8. 3.25	令和6年度	出資団体 公益財団法人千葉市スポーツ協会 公益財団法人千葉市教育振興財団
		財政援助団体 公益財団法人千葉市スポーツ協会
		公の施設の指定管理者 公益財団法人千葉市スポーツ協会 公益財団法人千葉市教育振興財団

(3) 現金出納検査

毎月1回、会計管理者並びに病院事業、下水道事業、農業集落排水事業及び水道事業の各管理者が管理する現金の出納事務について検査した。

(4) 決算審査

令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに令和6年度公営企業会計（病院事業会計・下水道事業会計・農業集落排水事業会計・水道事業会計）決算について審査した。

(5) 健全化判断比率等審査

令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率について審査した。

(6) 内部統制評価報告書審査

令和6年度内部統制評価報告書について審査した。

(7) 住民監査請求

地方自治法第242条による住民監査請求 3件

第7章

保 健 福 祉 局

1 保 健 福 祉 計 画

明るく活力ある超高齢社会の構築に向けた仕組みづくりを進め、障害者の社会参加を促進し、また、健康なまちの実現を図るため、保健・医療・福祉サービスを総合的かつ計画的に展開する。

また、地域の交流や人々の結びつきが希薄化している一方、市民ニーズは複雑・多様化していることから、住民が地域に対する意識を高め、地域全体で支え合い助け合い、共存するまちづくりを進めるため、住民参加により地域福祉を推進する。

1 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）

(1) 計画の目的

すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指し、市民と行政との協働により、地域で支え合う仕組みづくりを進める。なお、新型コロナウイルス感染症収束の状況など、地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和5年度に中間見直しを行った。

(2) 計画の位置づけ

社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画

(3) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(4) 計画の概要

これまでの取組みを持続しつつ、地域と市がより一体となり、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現を目指し、地域の支え合いの力を高め、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築し、社会資源の創出を促進するための取組みを位置づけている。

2 健やか未来都市ちばプラン（第3次健康推進計画）

(1) 計画の目的

「疾病の発症予防・重症化予防に重点をおいた健康づくり」と「成育過程にある者及びその保護者等が健やかに暮らせる社会づくり」等を総合的・効果的に推進し、市民や行政・関係機関・団体・事業所等が一体となって取り組むことで、すべての市民が支え合いながら、生涯にわたって心豊かに暮らせる「健やか未来都市 ちば」を目指す。

(2) 計画の位置づけ

ア 健康増進法第8条に規定する市町村健康増進計画。

イ 市民の健康づくり運動を総合的に推進するための指針であり、千葉市基本計画に位置付けている施策の1つである「健康づくりの促進」、「妊娠期から子育て期までの支援の充実」を実現するための行動計画。

ウ 国の「健康日本21（第三次）」「成育医療等基本方針」の基本的な考え方を踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させた本市独自の計画。

(3) 計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年間

3 千葉市高齢者保健福祉推進計画・第9期介護保険事業計画

(1) 計画の目的

「高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る」を基本目標として、可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を推進し、市民の誰もが世代や分野を超えてつながり地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。

(2) 計画の位置づけ

老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を一体のものとして策定した。また、「地域福祉計画」や「障害者計画」など関連する計画と整合や連携を図りながら推進する。

(3) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

(4) 計画の特色

新型コロナウイルス感染症の流行による外出の制限、人との交流や地域活動の減少、介護事業所の一部の休止など、高齢者の生活への影響を整理するとともに、この影響を踏まえて、感染防止や在宅生活維持のための支援のほか、介護事業所への運営継続支援などに取り組むこととした。また、「相談支援体制の充実」と「介護人材の確保と離職防止」を重要な課題ととらえ、新たに計画の基本方針に位置づけた。

4 千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針

(1) 策定の趣旨

障害福祉施策の課題については、様々な問題が相互に関連しあい、短期間で結果を出すことが難しい状況であることから、課題解決に向けて、達成までのロードマップをイメージしながら個々の施策を検討するため、本市が独自に推進すべき障害福祉施策に係る中長期指針を策定した。

(2) 指針の位置づけ

3年ごとに策定する障害者計画等をはじめ、関連する個別計画の「上位方針」として位置付けており、本指針の内容を踏まえ、関連する個別計画において、より具体的な施策を展開する。

(3) 対象期間

平成29年度から令和8年度までの10年間

(4) 指針の特色

中長期的に取り組むべき課題として、①障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備、②重度若しくは特別な配慮を必要とする障害のある方へのサービス提供体制の整備、③社会全体の障害者への理解の不足の解消、④障害福祉施策関連事業費の増大への対応を設定した。また、目指すべき方向性を設定のうえ、個別課題と対応方針として、①障害の早期発見から相談機関への連携、②相談機関とネットワーク構築、③障害福祉サービス等の充実、④重い障害があっても自立できる社会の推進、⑤就労支援の充実、⑥人材の育成、⑦障害者への理解促進と社会参加しやすい環境の構築、⑧障害福祉施策関連事業費の増大への対応、について、それぞれ課題及び対応方針を示した。

5 第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画

(1) 計画の目的

「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」で示された方向性を踏まえ、同指針の第三段階の実施計画として、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築することを目指す。

(2) 計画の位置づけ

「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位方針とした実施計画である。障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、千葉市新基本計画を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画という性格を有する「第6次千葉市障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に位置付けられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する実施計画という性格を有する「第7期千葉市障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に位置付けられた、障害児通所支援、障害児相談支援等の提供体制の確保に関する実施計画という性格を有する「第3期千葉市障害児福祉計画」を一体的に策定した。

(3) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

(4) 計画の特色

第6次千葉市障害者計画については、計画の基本理念を実現するための視点を、①中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援、②ライフステージの各段階での相談とサービスの一層の充実と重点化、③誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進、④新しい生活様式の実践、の4項目とし、各分野における障害者施策の方向性を定めた。また、重点課題として、①親なき後を見据えた支援、②発達障害者への支援、③重度の障害のある人たちへの支援、④働く人や働きたい人たちへの支援の4項目を設定し、対応方針と該当する施策を整理した。

第7期千葉市障害福祉計画については、令和8年度までに達成すべき目標を、①施設入所者の地域生活への移行、②地域生活支援の充実、③福祉施設から一般就労への移行等、の3項目とし、さらに、指定障害福祉サービス等と地域生活支援事業の必要なサービス量を見込むとともに、その確保の方策を定めた。

第3期千葉市障害児福祉計画については、令和8年度までに達成すべき目標を、①児童発達支援センターの設置、②障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）、③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保、④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保、⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置、⑦障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置、の7項目とし、さらに、指定通所支援等の必要なサービス量を見込むとともにその確保の方策を定めた。

2 地域保健福祉

1 保健福祉センター

保健センターと福祉事務所を統合し、保健と福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供する「安心・すこやか市民サービスの拠点」として各区に整備を進め、平成22年4月に全区に開設した。

(1) 施設の特徴（※ 施設概要については第10章 6（2）参照）

- ア 保健と福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供できるよう、保健と福祉の事務室を集中的に配置。
- イ 健康診査や健康教育のための、診察室、健康学習室、健康増進室、口腔保健室などを配置。
- ウ 市民参加による地域保健福祉活動の拠点として、社会福祉協議会区事務所やボランティア活動室等を配置。

2 福祉まるごとサポートセンター

令和5年10月2日に開設した「福祉まるごとサポートセンター」は、単独の機関では対応が難しい複雑化・複合化した相談事案の関係機関協働のコーディネートや、世代・分野・相談内容を問わず包括的に相談を受けとめる窓口として相談支援を行う。新規相談者数1,017人、対応件数は13,325件（令和7年度実績）。

受付時間 月～土 午前8時30分～午後5時30分（祝日、年末年始を除く）

3 民生委員・児童委員活動状況

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

児童委員は、子どもたちが健やかに育つよう、子育てや児童に関する相談、環境づくりなどの活動を行っている。なお、児童委員は、児童福祉法に基づき設置され、民生委員が兼ねている。

本市の定数は1,526人（うち主任児童委員158人）で、79地区の民生委員児童委員協議会を組織して活動している。

民生委員・児童委員の主な活動と取扱件数（令和7年度）

- (1) 地域社会の生活状態を調査把握
- (2) 困っている人の相談支援（19,833件）

また、民生委員・児童委員の負担軽減及び新たな地域福祉の担い手の掘り起しを目的に、民生委員・児童委員の活動を補佐する民生委員協力員を、平成26年7月より配置している。

民生委員協力員 158人

4 千葉市社会福祉基金

障害者（児）、高齢者、児童、ひとり親家庭などの福祉の増進を図るために、市民などから贈られた寄附金を積み立て、寄附者の善意に応える千葉市社会福祉基金を昭和53年4月に創設した。

令和7年度は、社会福祉施設への物品寄贈及び本市が実施主体である事業で本市の地域福祉の増進に特に寄与すると認められるものへの充当等により、合計で53,767千円を活用した。

基金残高 637,057千円（令和7年度）

5 千葉市ハーモニープラザ

「千葉市ハーモニープラザ」は、社会福祉の増進並びに男女共同参画社会の形成及びコミュニティ活動の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種事業を実施する施設で、障害者福祉センター等福祉関連施設と、男女共同参画センター、中央区蘇我コミュニティセンター

ハーモニープラザ分館等から構成されている。

(1) 施設概要

ア 開設	平成11年12月
イ 位置	中央区千葉寺町1208番地 2
ウ 敷地面積	14,180.14㎡
エ 施設面積	14,185㎡
オ 施設内容	障害者相談センター、社会福祉研修センター、障害者福祉センター、男女共同参画センター、中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館、ボランティアセンター、成年後見支援センター、福祉関係団体事務局ほか

3 生活保護

生活保護の状況

区 分		生活保護	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
令和 6年度	月平均世帯数	17,811	15,149	15,899	566	3,820	13,425	6	283	872
	月平均人員	21,332	18,228	19,050	838	3,891	15,353	6	312	872
令和 7年度	月平均世帯数	17,824	14,959	15,784	535	3,903	13,292	5	251	854
	月平均人員	21,158	17,840	18,751	773	3,982	15,085	5	285	854

※出産・葬祭の各扶助は年間延数

4 保健衛生

1 保健予防

(1) 健やか未来都市ちばプラン推進事業

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいくとともに家庭、地域や職域などに根ざした市民総ぐるみの健康づくり運動として展開するためリーフレット作成等の他、民間企業との協働による減塩レシピの作成など、普及啓発を実施した。また、市民が主体的に健康的な生活を実践し、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、地域に根ざした健康づくりのためのネットワークの構築を目標に、健康づくり支援マップの作成を行った他、健康づくり支援連絡会を開催した。

(2) 女性の健康支援事業

女性が自己の健康管理を行い、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的として、助産師、保健師による健康相談及び健康教育を実施した。

令和7年度実績 助産師相談 36件 集団健康教育 388回 10,736人

(3) 食育推進事業

ア 栄養・食生活改善指導

市民の健康づくりを推進するため、乳幼児から高齢者に至るまでの個人や集団を対象に栄養・食生活改善指導を実施した。

令和7年度実績 個別指導等 8,211人 集団指導 1,276回 48,289人

イ 食育推進員（旧食生活改善推進員）による健康づくり

地域において、食生活改善運動を中心に健康づくりのボランティアを育成し活動した。

令和7年度実績 食育推進員 322人（R7.5時点） 対話訪問 38,643人

健康料理教室 315回 7,644人 健康づくり事業協力 68回

(4) 栄養指導事業

ア 給食施設指導

令和7年度

給食施設数	施設指導件数	集団指導	
		実施回数	受講者数
631か所	巡回指導 240件	3回	577人

イ 調理師免許申請、試験実施状況（令和7年度）

調理師免許申請 新規申請 156人 書換申請 28人 再交付申請 37人 返納 1人

調理師試験 受験者数 112人 合格者数 81人 合格率 72.3%

ウ 国民健康・栄養調査

令和7年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した地区について、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣状況調査を実施した。

令和7年度は、若葉区高根町（9世帯）、緑区あすみが丘1丁目（10世帯）を対象に実施した

エ 栄養成分表示相談窓口

食品表示責任者を対象に栄養成分表示に関する指導及び市民を対象に栄養成分表示の普及啓発を実施した。

令和7年度 相談 42件 指導 2件 普及啓発 943人

オ 健康づくり応援店事業

市民が自ら健康づくりを推進することができるよう、飲食店等から栄養成分表示等の栄養及び食生活に関する情報提供を実施した。

令和7年度 健康づくり応援店 33店 普及啓発 943件

(5) 健康運動対策事業

市民が健康的な運動習慣を実践するため、健康運動サポーター（旧ヘルスサポーター）（健康づくり支援者）の養成、チャレンジ運動講習会（自治会や事業所等の団体への講師派遣）等を行った。

令和7年度実績 健康運動サポーター養成教室 4コース 96人

チャレンジ運動講習会 13回 211人

(6) 地域・職域連携推進事業

市内事業所における従業員の健康づくりの推進を図ることを目的に、取組状況に応じて3つの区分で「健康づくり推進事業所」として認証し、取組みの支援を行っている。

令和7年度実績 健康づくり推進事業所認証数 309事業所(3月末時点)

(7) 健康づくり事業

自治会などの地区組織等が行う健康づくりの取組みを点数化し、規定の点数で賞品があたる抽選への応募ができる等のインセンティブを付与することによって、市民の生活習慣の改善を促進している。また、個人向けに、歩数に応じたポイントを付与し、健康づくりのきっかけを提供している。

ア 地区組織が行う健康づくりの支援 応募団体数105団体 賞品当選団体数85団体

ウォーキングポイント（令和8年3月時点）

ICT（アプリ）による利用者数 4,701人

はがきによる利用者数 266人

(8) がん患者支援事業

がん患者の治療と社会参加などの両立、療養生活の質の向上及び経済的負担の軽減を図るため、補整具等（ウィッグ等、胸部補整具、エビテーゼ）の購入や在宅療養における訪問介護サービスなどの利用に係る費用の一部を助成している。

令和7年度実績 ア ウィッグ等購入費用助成件数 385件

イ 胸部補整具購入費用助成件数 136件

ウ エピテーゼ購入費用助成件数 9件

エ 若年がん患者在宅療養生活支援 延13件

(9) 歯科保健事業

ア 歯と口の健康週間（6月4日から6月10日まで）

口腔保健に関する正しい知識の普及と歯科疾患の早期発見・早期治療を励行することを目的に、令和7年度は「歯みがきで 丈夫な体の 基礎づくり」を標語に、市政だよりなどで健康週間についての周知を行った。また、周知イベント（ヘルシーカムカム2025）を実施した。（参加延人数：1,752人）

イ 歯科保健指導

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、各ライフステージに応じた歯科健康教育・相談等の歯科保健事業を実施している。

令和7年度

区 分		回 数	人 数
母 子	2歳児のむし歯予防教室	202	1,264
	乳幼児口腔保健指導（中央講習会）録画配信	1	499（視聴回数）
	乳幼児歯科相談、その他の相談	670	1,904
	幼稚園等刷掃指導、その他の健康教育	67	1,234
成人・老人	歯科医師による講演会	12	204
	健康教育	331	5,260
	健康相談	484	2,438
	ねたきり者等に対する訪問指導	3	3

ウ 口腔保健支援センター

関係機関との連携を強化し、生涯を通じた総合的な歯科口腔保健施策を行い、市民の一層の口腔の健康づくりの推進を図るため、口腔保健支援センターを設置した。

設置日：令和6年4月18日

設置場所：健康推進課内

事業内容

- ①歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発
- ②定期的な歯科健診の受診勧奨
- ③就労世代への周知のため、企業訪問および研修等を含めた普及啓発活動

- ④地域の状況を踏まえた施策の実施のため歯科医療従事者等に対する情報の提供、研修の実施
- ⑤庁内・外における口腔保健に関連する部署と連携・調整

(10) アスベスト対策

健康相談等に加え、アスベスト健診の体制を整備し、アスベスト健診を実施できる医療機関の案内を実施している。平成18年4月1日より、石綿健康被害救済給付業務に係る受付・相談等を実施している。

令和7年度実績 アスベストに関する相談件数 7件
石綿健康被害救済給付の受付件数 0件

(11) 結核予防事業

健康診断、結核患者に対する適正な医療、管理、指導等一貫した対策を実施している。

ア 健康診断

令和7年度実績 間接撮影 16,185人 直接撮影 117,341人

イ 結核医療

令和7年度実績 一般患者 106人 入院勧告 36人

ウ 管理及び接触者健診

令和7年度実績 管理検診 264人 接触者健診 2,408人

(12) 予防接種事業

○定期接種

令和7年度

種 類		対象者数(人)	被接種者数(人)	接種率(%)
五 種 混 合		21,776	21,778	100.0
二 種 混 合		7,762	5,821	75.0
麻 し ん 風 し ん		12,470	12,007	96.3
日 本 脳 炎		26,484	28,112	106.1
B C G		5,375	5,476	101.9
H P V	1 回 目	3,862	2,253	58.3
	2 回 目	3,862	2,513	65.1
	3 回 目	3,862	698	18.1
小 児 用 肺 炎 球 菌		21,500	21,896	101.8
水 痘		11,762	10,669	90.7
B 型 肝 炎		16,125	16,107	99.9
ロ タ		12,363	12,373	100.1
高 齢 者 インフルエンザ		258,766	125,905	48.7
高 齢 者 肺 炎 球 菌		—	2,201	—
高 齢 者 新 型 コ ロ ナ		258,766	22,380	8.6
高 齢 者 帯 状 疱 疹		—	19,710	—

※対象者数は、令和7年9月末人口からの推計。

※対象者数は、標準接種年齢を基準に算定するが、被接種者数には標準接種年齢外の者も含まれるため、接種率が100%を超える場合がある。

※予防接種の種類によっては複数回接種するものがあるため、対象者数、被接種者数は延人数である。

※HPV(子宮頸がん予防接種)については、ワクチンの種類、初回接種時の年齢で接種回数が異なるため、回数ごとに記載している。また、接種率の欄の数字は、国の算定方法に基づいた「実施率」である。

令和7年度は、キャッチアップ接種最終年度として、上記定期予防接種対象者に加えて、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方を対象に接種を実施した。(被接種者数 延べ6,527人)
※高齢者肺炎球菌、带状疱疹は、過去に接種済で対象外となる者の数が不明のため、対象者数は算出していない。

○任意接種等助成

・風しん対策

妊娠を希望する女性やその配偶者等に、風しん抗体検査にかかる費用を助成している。

また、風しんの発症やまん延、先天性風しん症候群の発症を予防するため、風しん抗体検査の結果、抗体価が低い者にワクチン接種に係る費用を助成している。

令和7年度実績 風しん抗体検査 1,308人

予防接種助成 1,096人

・麻しん対策

麻しんの発症やまん延を予防するため、過去に麻しんワクチン(混合ワクチンを含む)を接種していない者や、麻しん抗体検査の結果、抗体価が低い者にワクチン接種に係る費用を助成している。

令和7年度実績 予防接種助成 163人

(13) 性感染症対策事業

HIV感染者・エイズ患者を早期に発見し適切な医療につなげるため、匿名・無料で即日抗体検査を実施し、希望者には専門のカウンセラーによる相談を実施している。併せて性感染症対策としてクラミジア及び梅毒の抗体検査を実施している。

6月・12月の強化月間等に合わせて、休日検査を実施している。

また、市内高等学校などを対象に、専門のカウンセラーによる「性感染症に関する講演会」を開催している。

令和7年度実績 HIV抗体検査 491件 相談 145件

クラミジア及び梅毒抗体検査 429件 性感染症に関する講演会 7回

(14) 原子爆弾被爆者対策事業

健康診断受診者数

令和7年度実績 定期健診 延35人、希望健診 延48人(一般 28人、がん検診 20人)

(15) 献血推進事業

地域、職域、街頭、学校において、献血を実施している。

令和7年度実績 2,625人

(16) 骨髄移植ドナー支援事業

ア ドナー助成事業

(ア) 令和7年度実績 9人

(イ) 対象となる方(次のいずれにも該当する方)

- ・骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業による提供を完了した方又は令和7年4月1日以降に骨髄等の提供についての最終同意を行った後に当該骨髄等の採取が中止となった方。
- ・骨髄等の提供を行った時点又は骨髄等の提供が中止になった時点で千葉市に居住している方。
- ・他の地方公共団体により、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない方。

イ 事業所助成事業

(ア) 令和7年度実績 0件

(イ) 対象となる事業所

ドナー助成事業の対象となる者が就業する国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く）

2 健康増進

市民の健康の増進のため、健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導等を総合的に実施している。

(1) 健康教育・健康相談

令和7年度実績	健康教育	・個別健康教育	1 領域	282人	延	864人
		・集団健康教育		377回		10,336人
	健康相談	・重点健康相談		765回		2,533人
		・総合健康相談		1,261回		5,805人

(2) 健康診査

市民の健康づくりを目指し、生活習慣病等の予防・早期発見・早期治療を図るため実施している。

ア 健康診査（40歳以上、特定健康診査等の対象者以外） 個別健診 881人

イ 肝炎ウイルス検診 (B型) 個別検診 7,457人

(C型) 個別検診 7,458人

ウ 骨粗しょう症検診（40歳～70歳の5歳刻み） 集団検診 1,106人 個別検診 7,140人

エ 歯周病検診（30歳、40歳～70歳の5歳刻み） 個別検診 4,427人

オ 胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）（20～39歳過去未受診者） 個別検診 1,531人

カ がん検診

(ア) 個別検診

令和7年度

区 分	実施医療機関数	受 診 者 数	検 診 結 果		対 象 年 齢
			精検不要	要精密検査	
胃 が ん	131	32,161	29,777	2,384	
胃 部 エ ク ス 線 検 査	85	13,277	12,460	817	40歳以上
内 視 鏡 検 査	95	18,884	17,317	1,567	50歳以上
子 宮 が ん	43	25,413	25,066	347	20歳以上の隔年
乳 が ん	56	22,163	20,492	1,671	
う ち マ ン モ グ ラ フ ィ	28	19,635	18,095	1,540	40歳以上の隔年
う ち 超 音 波	53	2,528	2,397	131	30歳代の隔年
肺 が ん	235	82,228	77,144	5,084	40歳以上
大 腸 が ん	256	66,983	61,766	5,217	40歳以上
前 立 腺 が ん	270	6,536	5,733	803	50歳以上5歳刻み
口 腔 が ん	120	850	832	18	40歳以上

(イ) 集団検診

令和7年度

区 分	実施会場数	受 診 者 数	検 診 結 果	
			精検不要	要精密検査
胃 が ん (※)	40	2,120	2,029	91
子 宮 が ん	40	3,354	3,298	56
乳 が ん	144	5,069	4,841	228
うちマンモグラフィ	119	4,043	3,838	205
う ち 超 音 波	25	1,026	1,003	23
肺 が ん	24	2,650	2,583	67
大 腸 が ん	198	3,800	3,421	379

※胃がん検診については、胃部エックス線検査を実施する。

(3) 訪 問 指 導

40～65歳未満の療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施している。

令和7年度実績 実 45人（延 124人）

(4) 禁煙外来治療費助成事業

禁煙に取り組む市民を支援し市民の健康増進を図るため、保険適用となる禁煙外来治療費の一部を助成した。

令和7年度実績 83件

(5) 受動喫煙対策事業

健康増進法及び千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づき、受動喫煙による健康被害を防止するため、飲食店・事業所への巡回訪問を実施したほか、受動喫煙被害情報の通報を受け付け、指導等を実施した。また、ポスター掲示、リーフレット配布等による周知啓発を実施した。

令和7年度実績 飲食店・事業所巡回訪問数 延 5,211件
被害情報の通報受付数 延 679件

3 母子保健事業

(1) こども家庭センター（母子保健機能）

全ての妊産婦や子育て家庭への一体的支援の強化を図るため、「母子健康包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合した『こども家庭センター』を、令和7年4月に各区保健福祉センターへ設置した。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、保健師又は助産師の専門の資格を持つ相談員が相談に応じており、妊娠届出時には全妊婦と面接し、応援プランを策定した。

令和7年度実績 応援プラン策定数 5,940件
専用電話相談件数 延 17,350件
相談員による面接相談 延 8,351件

(2) 妊婦のための支援給付

妊婦に対して、妊娠届出時・出産後にそれぞれ妊婦支援給付金50,000円を支給した。

令和7年度実績 妊婦支援給付金（1回目） 6,044件
妊婦支援給付金（2回目） 6,008件

(3) 妊娠届出状況

区 分	妊 娠 届 出 数
令 和 7 年 度	5,940件

(4) 家庭訪問

令和7年度

区 分	実 施 実 人 員	延 人 員
妊 産 婦	5, 234人	5, 872人
新 生 児	5, 120人	5, 310人
未 熟 児	8人	15人
乳 幼 児 他	2, 215人	4, 748人

※養育支援訪問指導含む。

(5) 相談・教育

ア 妊産婦・乳幼児相談・教育

- ・母親＆父親学級、乳幼児相談、育児講座、パパママ子育て教習所、講演会等を行った。

令和7年度実績 相談 1,041回 延 8,345人

教育 278回 延 7,709人

- ・育児ストレス相談

幼児の健康診査後のフォローのため心理士による育児相談を実施し、虐待の防止を図った。

令和7年度実施回数 207回 延 319人

- ・MCG（マザー＆チャイルドグループ）事業

虐待傾向や育児困難な母と子の自助グループの育成や支援を行う。

令和7年度実施回数 83回 延 289人

イ 不妊専門相談センター

不妊に関する複雑な悩みに対し、専門的・医学的な相談・支援を行う。

令和7年度実績 面接相談 10回 延 34件

電話相談 延 171件

(6) 健康診査

ア 妊婦・乳児一般健康診査（令和 7 年度）

妊婦受診件数 延 69,309件

乳児受診件数 延 8,439件

イ 妊産婦歯科健診（令和 7 年度）

妊婦歯科健診 2,150件 産婦歯科健診 1,624件

ウ 新生児聴覚検査（令和7年度）

検査実施件数 5,056 件

工 産婦健康診査（令和 7 年度）

産婦受診件数 延 8,667 件

才 先天性股関節脱臼検診（令和7年度）

臨床検査 210 人 X線検査 (X線検査に伴う含む) 477 人

力 4 か月児健康診査

4 か月児を対象に、医師診察、BCG 予防接種、個別相談、精密健康診査（医療機関委託）等を実施した。

令和7年度

会 場 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率	要 観 察 者 数	精密 診 査 受 診 票 交 付 数
144	5,620人	5,425人	96.5%	1,595人	51人

キ 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に保健福祉センターで歯科健診、集団健康教育、個別相談等を、また内科個別健康診査、精密健康診査（医療機関委託）を実施した。

令和7年度

会 場 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率	要 観 察 者 数	精密 診 査 受 診 票 交 付 数
148	5,839人	5,591人 (4,623)	95.8% (79.1)	1,941人	65人

※（ ）は内科個別健康診査受診数

ク 3歳児健康診査

3歳児を対象に保健福祉センターで身体測定、尿検査、歯科健診、集団健康教育、個別相談等を、また内科個別健康診査、精密健康診査（医療機関委託）を実施した。

令和7年度

会 場 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率	要 観 察 者 数	精密 診 査 受 診 票 交 付 数
148	6,411人	6,161人 (4,522)	96.1% (70.5)	2,208人	1,276人

※（ ）は内科個別健康診査受診数

(7) 幼児尿検査

腎炎・ネフローゼ（腎疾患）の早期発見のため4歳～就学前までの幼児を対象に、尿検査を実施した。

令和7年度

対 象 者 数	第1次検査実施者数	第2次検査実施者数	精密検査実施者数
16,468人	14,597人	74人	20人

(8) 医療給付等

ア 未熟児養育医療事業（出生体重2,000g以下の乳児及び生活力が薄弱な児に対する医療）

令和7年度給付実績 154件（延 390件）

イ 自立支援医療（育成医療）事業（身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るための医療）

令和7年度給付実績 32件（延 55件）

ウ 小児慢性特定疾病医療支援事業

令和7年度給付実績 596件（延 7,366件）

エ ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業

令和7年度助成実績 3件（延 14件）

(9) 地域保健推進員

地域住民の健康づくりについての相談を受けるなど、保健師とのパイプ役として活動していたが、令和7年度末をもって終了した。

令和7年度実績 推進員 138人 訪問活動 2,805件

母子事業協力 延人数 112人

(10) 産後ケア事業

家庭訪問または医療機関等への宿泊等を通じて、助産師が産後の母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、産後安心して子育てできる支援体制の確保を図るため、平成29年7月に開始した。

令和7年度利用実績 訪問型 1,636人（延 4,357回） 宿泊型 929人（延 4,004日）
 日帰り型 707人（延 2,144回）

4 生活衛生

(1) 食品衛生指導事業

ア 営業施設・監視施設数（延べ）

令和7年度

	総数	許可施設	届出施設
営業施設数	15,545	11,065	4,480
監視施設数	13,432	6,364	7,068

イ 食品営業許可等件数

令和7年度

	総 数	新 規	継 続	廃 業
食品営業許可等件数	3,803	2,208	0	1,595

ウ 衛生教育

食品等事業者等に対して実施

令和7年度実績 実施回数 80 回 参加人数 2,972 人

(2) 食鳥衛生事業

令和7年度実績 食鳥検査総数 7,465,216 羽

(3) 環境衛生指導事業

ア 営業関係施設監視指導

令和7年度

区 分	施 設 数	監 視 件 数	区 分	施 設 数	監 視 件 数
興 行 場	41	21	理 容 所	587	79
旅 館	172	91	美 容 所	1,752	217
公 衆 浴 場	131	157	ク リ ー ニ ン グ 所 ※	434	52
※無店舗取次店含む			合 計	3,117	617

イ 水道施設監視指導（水道事業２件を除く）

施設数 2,026 監視件数 210件

ウ 特定建築物監視指導

施設数 397 監視件数 107件

工 建築物登録事業監視指導

施設数 187 監視件数 25件

オ 遊泳用プール監視指導

施設数 40 監視件数 38件

力 衛生教育

令和7年度実績	特殊公衆浴場	1回	受講者	29人
	公衆浴場、旅館	1回	受講者	41人

遊泳用プール	1回	受講者	16人
生活衛生関係業者	1回	受講者	50人
社会福祉施設	2回	受講者	199人

キ 住居衛生相談指導

住居衛生相談

シックハウス症候群等、住居に起因する健康被害に対応するため、保健所環境衛生課に住居衛生相談窓口を設置し、居住環境に関する相談、室内空気・カビ等の対策指導を実施している。

令和7年度

区 分	相 談 件 数	検 査 件 数
室 内 空 気	6	3
ダ ニ	5	0
カ ビ	2	

(4) 家庭用品監視指導事業

試験検査件数 繊維製品 97件 化学製品 16件 計 113件

(5) 公衆浴場育成事業

公衆浴場補助状況（令和7年度）

一般公衆浴場数 8件

設備改善事業 1件

経営基盤安定化事業 4件

地域のつどい・ふれあい入浴事業 1,706人（小学生1,137人 乳幼児569人）

5 墓地・斎場

(1) 桜木霊園

昭和14年開設。令和7年度は返還墓地64区画を再供給した。平成25年には合葬式墓地を整備し、令和7年度は通常納骨200体分、直接合祀293体分、計493体分を供給した。

ア 所在地 若葉区桜木1-38-1

イ 一般墓地

開設年月日 昭和14年11月14日

区画数 9,693区画

ウ 合葬式墓地

開設年月日 平成25年10月1日

埋蔵規模 通常納骨 12,000体 供給済数 10,689体（令和8年3月末現在）

直接合祀 供給済数 826体（令和8年3月末現在）

エ 桜木霊堂（納骨堂）

開設年月日 昭和39年7月31日

収蔵規模及び利用状況 保管可能数 2,020件 保管数 1,614件（令和8年3月末現在）

(2) 平和公園

昭和47年に開設。令和7年度は一般墓地を48区画供給した。令和5年から合葬式樹木葬墓地の供給を開始し、令和7年度は通常納骨805体分、粉状納骨71体分、計876体分を供給した。

市民の墓地需要に応えるため、今後も引き続き拡張整備を行う。

ア 所在地 若葉区多部田町1492-2

イ 開設年月日 昭和47年7月1日

ウ 一般墓地

区画数

	普通墓地	芝生墓地	林間墓地	計
区画数	13,925	16,268	1,383	31,576

エ 合葬式樹木葬墓地

開設年月日 令和5年10月4日

埋蔵規模 通常納骨 供給済数 2,635体（令和8年3月末現在）

粉状納骨 供給済数 221体（令和8年3月末現在）

(3) 千葉市斎場

桜木霊園火葬場の老朽化や火葬需要の拡大に伴い、桜木霊園火葬場に代わる施設として整備したもので、厳粛性・尊厳性を保ち、告別の場にふさわしい空間を確保するとともに、無煙、無臭化及びダイオキシン等の対策にも配慮した火葬炉設備を設置している。今後も、引き続き周辺地域の環境整備を行う。

ア 所在地 緑区平山町1762-2

イ 開設年月日 平成17年6月1日

ウ 施設概要

- ・火葬施設 火葬炉（16基）、告別室（4室）、収骨室（4室）
待合室（14室）、待合ホール
- ・式場施設 100人席用（2室）、50人席用（2室）、控室、霊安室
- ・駐車場 200台

エ 施設利用件数

市内居住者とは、死亡者の住所（死産児の場合は分娩時の父または母の住所）、その他（人体の一部）は使用者の住所が本市の区域内にある方、市外居住者はその他の場合に適用する。

【火葬施設利用件数】

令和7年度

区 分	市内居住者	市外居住者	計
12歳以上の遺体	10,325件	629件	10,954件
12歳未満の遺体	15件	2件	17件
死産児	77件	10件	87件
その他（人体一部）	42件	6件	48件
計	10,459件	647件	11,106件

【葬儀式場利用件数】

式場

令和7年度

区 分	市内居住者	市外居住者	計
100人席用	424件	13件	437件
50人席用	566件	27件	593件
計	990件	40件	1,030件

	市内居住者	市外居住者	計
利用件数	283件	8件	291件

5 医療・医療機関

1 医療施設の現況

(1) 医療施設数

区分	病 院							一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所	施 術 所					
	施設数	病 床 数						施設数	有 床		無 床	施設数	あ ん 摩 ・ 圧	マ ツ サ ー ジ ・ 指 圧	は り	き ゆう	柔 道 整 復
		総 数	一 般	療 養	結 核	精 神	感 染		施設数	病床数	施設数						
中央区	19	4,517	3,188	679	—	639	11	236	4	46	232	162	113	141	139	86	
花見川区	4	637	494	143	—	—	—	114	4	69	110	89	43	79	78	50	
稲毛区	6	913	674	239	—	—	—	112	5	78	107	94	55	75	75	60	
若葉区	6	1,060	741	191	—	128	—	84	5	61	79	59	47	72	72	38	
緑 区	6	1,208	732	79	—	397	—	90	5	84	85	61	39	57	57	35	
美浜区	5	779	523	206	—	50	—	116	2	29	114	79	28	47	47	28	
計	46	9,114	6,352	1,537	—	1,214	11	752	25	367	727	544	325	471	468	297	

(2) 国公立病院（市立青葉病院、海浜病院及び桜木園を除く）

区 分 病院名	開設年月日	病 床 数					診 療 科 目
		総 数	一 般	結 核	精 神	感 染	
独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター	昭16.12.18	397	—	—	397	—	内、精、神、歯、心療、リハ
独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	昭20.12.1	410	410	—	—	—	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、歯、産婦、眼、耳、放、麻、心、リハ、歯口、形、呼外、糖尿病代謝内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、乳腺外科、消化器外科、頭頸部外科、病理診断科、脳神経内科、救急科、緩和ケア内科
独立行政法人国立病院機構千葉医療センター千葉東病院	昭41.4.1	265	265	—	—	—	内、外、放、麻、歯、整、呼、小、呼外、リハ、精、循、泌、眼、消、皮、耳、形、脳、心、婦、心療、病理診断科、脳神経内科、リウマチ・アレルギー科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科
千葉大学医学部附属病	昭23.10.27	814	768	—	41	5	内、精、小、整、脳、皮、泌、歯、産婦、眼、放、麻、小外、呼外、形、心、心療、ア、リハ、歯口、救急科、病理診断科、感染症内科、消化器内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・代謝・内分泌・老年内科、腫瘍内科、食道胃腸外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、乳腺外科、呼吸器内科、循環器内科、リウ、頭頸部耳鼻いんこう科、脳神経内科、臨床検査科
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構QST病院	昭36.5.13	100	100	—	—	—	放、歯

病院名	区分	開設年月日	病 床 数					診 療 科 目
			総 数	一 般	結 核	精 神	感 染	
独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院		昭46. 6. 1	160	160	—	—	—	内、外、耳、眼、整、泌、皮、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、内視鏡内科、人工透析内科、消化器外科、大腸・肛門外科、内視鏡外科、人工透析外科、リハ、心、血液内科、形、婦
千葉県がんセンター		昭47. 11. 1	450	450	—	—	—	脳、皮、泌、婦、整、歯、麻、消化器外科、消化器内科、乳腺外科、呼外、呼吸器内科、頭頸部外科、腫瘍・血液内科、緩和ケア内科、腫瘍精神科、放射線診断科、放射線治療科、内視鏡内科、内、耳、形、病理診断科、食道・胃腸外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、循環器内科
千葉県千葉リハビリテーションセンター		昭56. 4. 1	242	242	—	—	—	内、小、精、整、眼、泌、歯、リハ、神内、耳、麻、リウ、皮
千葉県総合救急災害医療センター		令5. 11. 1	150	100	—	50	—	内、循環器内科、外、心、整、形、精、リハ、放、麻、脳、脳神経内科、救急科
千葉県こども病院		昭63. 10. 1	218	218	—	—	—	小、精、整、形、脳、心、皮、泌、眼、小外、耳、麻、歯、ア、産、神内、循環器内科、リハ、放射線治療科、放射線診断科、救急科、新生児内科、病理診断科

2 救急医療

(1) 休日の救急医療体制

開 設 日 平成5年4月1日
 位 置 美浜区幸町1－3－9
 施 設 千葉市総合保健医療センター内千葉市休日救急診療所
 診 療 科 目 内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科
 診 療 日 日曜日、祝日、年末年始
 診 療 時 間 9：00～12：00 13：00～17：00

患 者 数（診療日数73日）

令和7年度

区 分	内 科	小 児 科	外 科	整形外科	眼 科	耳鼻いんこう科	歯 科	合 計
科別合計	3,182人	1,998人	1,157人	1,632人	821人	1,606人	639人	11,035人
一日平均	43.6人	27.4人	15.8人	22.4人	11.2人	22.0人	8.8人	151.2人

二次救急医療機関

国公立及び民間病院の22病院の輪番制で、内科2、小児科1～2医療機関、外科、整形外科、産婦人科各1医療機関が午前9時から午後6時まで待機し、休日救急診療所及び一次医療機関で対応困難な患者の受け入れを行っている。

(2) 夜間の急病診療体制

開 設 日 昭和60年4月1日（千葉市急病診療所の開設は昭和52年2月14日）
 位 置 美浜区磯辺3－31－1 市立海浜病院内
 施 設 夜間応急診療
 診 療 科 目 内科、小児科
 診 療 日 毎日（年中無休）

診 療 時 間 ・ 平日 19：00～24：00
 ・ 土・日・祝日・年末年始 18：00～24：00
 ※新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、海浜病院の診療機能を確保するため
 令和2年4月20日から、夜急診の診療時間を午後12時までに短縮。感染症患者
 は減少傾向であるものの、従前からの課題である医師の確保が困難な状況が継
 続しているため、深夜帯診療の再開には至っていない。

診 療 体 制 医師2名、薬剤師1名、放射線技師1名、看護師2名、小児科トリアージナース
 1名、事務員5名（※年末年始等は各スタッフを増員（放射線技師は除く））

二次救急医療機関

国公立及び民間医療機関の輪番当直制で、内科2医療機関、小児科1医療機関が午後6時から翌
 朝午前8時まで待機し、夜間応急診療及び一次医療機関において対応困難な内科、小児科の患者の
 受け入れを行っている。

内 科	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター、市立青葉病院、市立海浜病院、 独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院、千葉メディカルセンター、 井上記念病院、稲毛病院、柏戸病院、斎藤労災病院、千葉みなと病院、 みつわ台総合病院、三愛記念病院、千葉中央メディカルセンター、最成病院、 平山病院、山王病院、千葉大学医学部附属病院	計 17病院
小児科	市立海浜病院	計 1病院

患者数及び二次転搬送患者数

区 分	一次診療患者数		二次転搬送患者数	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
内 科	5,972人	4,744人	291人	260人
小 児 科	5,542人	4,394人	359人	374人
そ の 他	764人	884人	—	—
計	12,278人	10,022人	650人	634人

(3) 夜間の外科系救急医療体制

開 始 日 平成15年5月1日

診療科目等 一般外科・消化器外科（外傷、熱傷、潰瘍、急性虫垂炎、腸閉塞、下血等）
 整形外科（骨折、打撲、脱臼、捻挫等）

時 間 帯 初期 18：00～翌朝6：00 後方支援 18：00～翌朝8：00

体 制 初期は、民間病院、有床診療所による輪番制で1晩1医療機関、初期医療機関で処
 置困難な患者を受け入れる後方支援病院として、両市立病院と他の協力病院とで1
 晩1病院、患者が集中した場合及び体制外の患者が来院した場合の対応として、当
 番に当たっていない初期医療機関やその他救急告示医療機関を「非当番協力医療機
 関」として、患者を受け入れている。

患者数 令和7年度

区 分	初 期	後方支援	非当番協力	計
患 者 数	4,413人	914人	2,814人	8,141人
一 日 平 均	12.1人	2.5人	7.7人	22.3人

※初期医療機関が後方支援を同日に行った場合、初期医療機関に患者数を含めている。

(4) 千葉県総合救急災害医療センター

当センターは、千葉県の救急医療体制の中核となるものであり、一次・二次救急医療機関より送られてくる重傷の脳神経外科系、循環器系等の患者に対して、高度な治療と看護を提供する独立した三次救急医療機関で、24時間診療体制をとっている。

開設日	令和5年11月1日
位置	美浜区豊砂6番1
敷地面積	22,224.90㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
延床面積	20,691.05㎡
病床	150床

(5) 救急医療告示施設（県告示）

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター、独立行政法人国立病院機構千葉医療センター千葉東病院、千葉大学医学部附属病院、千葉県総合救急災害医療センター、千葉県がんセンター、市立青葉病院、市立海浜病院、千葉メディカルセンター、斎藤労災病院、千葉みなと病院、井上記念病院、平山病院、幸有会記念病院、山王病院、千葉中央メディカルセンター、最成病院、千葉脳神経外科病院、みつわ台総合病院、稲毛病院、泉中央病院、千葉県こども病院、柏戸病院、梶田医院、みはま病院、独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院、富家千葉病院
計 25病院、1診療所

3 要介護高齢者・心身障害者（児）歯科診療

(1) 定点診療

当診療は、平成5年4月より、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て、千葉市総合保健医療センター内の千葉市休日救急診療所で要介護高齢者・心身障害者（児）を対象に行っている。

対象者	市内に住所を有する要介護高齢者・心身障害者（児）で通院が可能な患者
診療日	原則毎週木曜日
診療時間	9:30～12:30
患者数（診療日数43日）	令和7年度

区分	要介護高齢者	心身障害者（児）	計
患者数	172人	394人	566人
一日平均	4.0人	9.1人	13.1人

(2) 訪問歯科診療事業

当事業は、平成11年7月1日より、歯科医師会の協力を得て、歯科診療の機会に恵まれない在宅の要介護高齢者等に対して歯科医療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図るため行っている。

対象者	市内に住所を有する在宅の要介護者（40歳以上）、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所されている方で歯科医療機関に通院することが困難な患者
-----	--

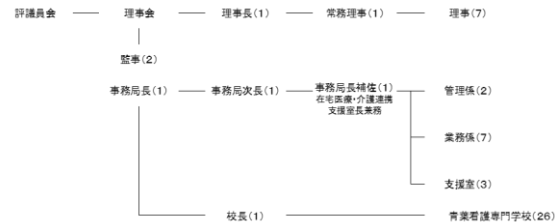
患者数	令和7年度
-----	-------

申込者数	予診実施者数
75人	73人

4 公益財団法人 千葉市保健医療事業団

市と市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会の4者の協力で、健康づくり推進事業や救急医療啓発事業を行うとともに、休日救急診療所の管理・運営等を行うため、平成5年1月20日に設立された。また、平成19年4月1日に千葉市青葉看護専門学校を開校した。

(1) 組織及び人員（令和8年3月31日現在）



(2) 事業内容

ア 自主事業

(ア) 健康づくり推進事業

a 健やか未来都市ちばプラン推進協議会

事務局として普及啓発や、会員相互の連携、支援環境の整備等の活動を行った。

b 市民健康づくり大会

令和7年10月に健やか未来都市ちばプラン推進協議会、公益財団法人千葉市保健医療事業団、千葉市と共催で開催した。1,464人の市民が参加した。

(イ) 救急医療知識の普及啓発事業

救急医療普及啓発用パンフレットを作成し、各消防署に1,000部配布したほか、総合保健医療センター正面入口に200部配架した。

(ウ) 看護専門学校事業

令和8年3月に看護学科76人が卒業した。

a 学科等

学 科	定 員	修業年限
看護学科	80名	3年

b 入学試験

看護学科	試 験 日	定 員	応募者数	倍 率	受験者数	合格者数	倍 率
指定校推薦	令和7年10月11日	20人程度	25人	1.25倍	25人	25人	1.00倍
公募推薦	令和7年10月11日	20人程度	29人	1.45倍	29人	25人	1.16倍
社会人	令和7年12月13日	10人程度	13人	1.30倍	12人	7人	1.71倍
一般(Ⅰ期)	令和7年12月13日	30人程度	47人	1.57倍	45人	25人	1.80倍
一般(Ⅱ期)	令和8年2月27日	若干名	16人	8.00倍	13人	2人	6.50倍

イ 指定管理事業

指定管理者として、休日救急診療所の管理運営を行った。

ウ 受託事業

(ア) 救急医療の確保

休日や夜間の救急患者に対応するための医療機関の確保及び在宅による産婦人科当番医制の実施とテレフォンサービスによる診療案内を行った。

- (イ) 訪問歯科診療の実施
- (ウ) 総合保健医療センターの管理
- (エ) 在宅医療・介護連携支援事業

6 保健衛生施設

1 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、保健・医療から環境・衛生まで、幅広い業務を展開する総合拠点施設である。平成5年3月の開設から相当年数が経過していることから、令和5年度から令和8年秋頃までの予定で大規模改修工事を行っている。

位 置	美浜区幸町1-3-9
敷地面積	11,831㎡
構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階地上5階
延床面積	15,200㎡
建設費	10,085,321 千円（機械備品含む。）
施設内容	保健所、休日救急診療所、健康支援課、在宅医療・介護連携支援センター、福祉まるごとサポートセンター、精神保健福祉課、こども発達相談室、医療衛生関係団体事務局ほか（大規模改修後）

(1) 保健所

保健所は、公衆衛生の向上を図るため、広域的・専門的・技術的に全市的な対応が必要とされる感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点として設置されている。総合保健医療センターの大規模改修工事に伴い、令和5年度から令和8年秋頃まで千葉ポートサイドタワーに仮移転中である。

位 置	中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11・12階
職員数	

職 種	医 師	獣 医 師	薬 剤 師	診療放射線技師	検 査 生 技 師 衛 生 技 師 臨 床 師	保 健 師	管 理 栄 養 士	そ の 他 技 術 職	事 務 職	計
人員	1人	25人 (1人)	40人	1人	1人	11人	3人	1人	12人	95人 (1人)

() についてはうち再任用職員

2 環境保健研究所

環境保健研究所は、市民の健康と安全な生活を守るために、先端技術を導入した科学的専門施設として、平成5年3月に総合保健医療センター内に開設し、令和5年9月1日に若葉区大宮町に移転した。主な業務は、感染症や食中毒に係わる微生物検査及び毎日の生活に不可欠な食品や飲料水、衣服や玩具などの生活用品の規格基準試験、安全性試験、また、一般環境大気や河川水等に含まれる化学物質等の分析を行っている。

位 置 若葉区大宮町 3 8 1 6
 構 造 鉄筋コンクリート造地上 3 階
 職 員 数 獣医師 5 人 薬剤師 1 3 (1) 人 臨床検査技師 1 人 化学 1 1 人 事務職 2 人
 合計 3 2 人 (うち再任用職員 1 人)

3 動物保護指導センター

動物保護指導センターは、市民の方々に動物愛護に関する理解を深めていただくとともに、動物による危害の防止、狂犬病予防など、人と動物が共存できる生活環境づくりを推進するための事業を行っている。

開 設 日 平成 5 年 3 月 8 日
 位 置 稲毛区宮野木町 445-1
 敷 地 面 積 2,383㎡
 構 造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建
 延 床 面 積 1,298㎡ (管理棟) 527㎡、(収容棟) 771㎡
 職 員 獣医師 8 人 事務職 1 人 技能員 3 人 合計 1 2 人
 建 設 費 1,054,218 千円

狂犬病予防事業 (令和 7 年度)

犬の登録頭数	新規登録申請数	注射済票交付数
43,163	3,324	31,423

7 高 齢 者 福 祉

1 高 齢 者 数 (令和 8 年 6 月末現在)

各区人数 (単位：人)		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合 計
高 齢 者 人 口 (人口比)	65歳以上	48,861	48,652	43,224	44,882	32,751	41,368	259,738
		(22.0%)	(27.4%)	(27.3%)	(30.7%)	(25.5%)	(26.3%)	(26.2%)
	75歳以上	28,806	30,610	26,206	28,982	18,341	26,075	159,020
		(13.0%)	(17.2%)	(16.5%)	(19.8%)	(14.3%)	(16.6%)	(16.0%)
在宅ひとり暮らし者	75歳以上	6,009	6,069	5,458	5,727	2,900	5,901	32,064

※高齢者人口は、令和 8 年 6 月末現在。在宅ひとり暮らし者の調査時点は、令和 7 年 6 月。

2 医 療

(1) 高齢者医療

ア 後期高齢者医療制度

75歳以上の者及び65歳以上で一定の障害があると認定を受けた者は、県内の全市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入する。

医療を受けた場合の一部負担金を除いた費用は、5割を公費、4割を他の医療保険者からの後期高齢者支援金で負担し、残りの1割は被保険者の保険料で負担する。

イ 被保険者数

(令和8年3月末現在)

区 名	中 央	花見川	稲 毛	若 葉	緑	美浜	千葉市
被保険者数(単位:人)	27,090	29,615	25,303	27,438	17,359	25,441	152,246
現役並み所得者	2,970	3,086	2,798	2,745	1,482	2,580	15,661
一般Ⅱ該当者	7,410	8,635	7,712	8,052	5,333	8,126	45,268
一般Ⅰ該当者	7,060	7,565	6,292	6,675	4,761	6,307	38,660
低所得Ⅱ該当者	5,716	6,288	5,044	5,925	3,452	5,333	31,758
低所得Ⅰ該当者	3,934	4,041	3,457	4,041	2,331	3,095	20,899

ウ 一部負担金

医療機関等で支払う一部負担金は、外来・入院ともに1割、2割(一定以上の所得がある被保険者)、3割(現役並み所得者)を負担する。

※所得区分による負担割合

現役並み所得者(3割負担) 市町村民税の課税所得が年額145万円以上の被保険者本人と同一世帯に属する被保険者(注1)

一般Ⅱ(2割負担) 市町村民税課税所得(課税標準額)が28万円以上145万円未満かつ以下の要件を満たす被保険者及び同世帯の被保険者
 ・同一世帯に被保険者が一人の場合、「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
 ・同一世帯に被保険者が複数の場合、被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

一般Ⅰ(1割負担) 市町村民税課税世帯で同一世帯に現役並み所得者または、一般Ⅱに該当する被保険者がいない場合

区分Ⅱ(1割負担) その属する世帯員全員が市町村民税非課税である被保険者

区分Ⅰ(1割負担) ・その属する世帯員全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額80.67万円で計算)が0円となる被保険者(注2)
 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している被保険者

(注1) 出生日が昭和20年1月2日以降の被保険者及び同じ世帯にいる被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計が210万円以下である被保険者は、1割または2割負担になる。

(注2) 令和8年8月1日から年金収入は控除額82.65万円として計算する。

エ 高額療養費の自己負担限度額

1か月の医療費が自己負担限度額(所得に応じて定められている)を超えた場合、申請により高額療養費を支給する。令和8年8月からは新たに年単位の上限額も設けられる。

オ 保険料

1人あたりの年額保険料は、被保険者の前年所得に基づいて計算する。(次の①と②の合算)

① 医療分(限度額85万円)均等割額 51,000円 + 所得割額(総所得金額等－基礎控除額43万円)×所得割率 9.4%

② 子ども子育て支援金分(限度額2万1千円)均等割額1,310円 + 所得割額(総所得金額等－基礎控除額43万円)×所得割率0.25%

(2) 後期高齢者健康診査

千葉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、健康診査を実施する。

対 象 者 後期高齢者医療制度の被保険者

令和7年度 実績 45,382件 499,158千円

令和8年度 予算額 598,754千円

(3) 白内障特殊眼鏡等費用助成（市単）

老人性白内障手術後に必要とされる特殊眼鏡、コンタクトレンズ費用を助成する。

対 象 者 65歳以上の高齢者（所得制限あり）

（令和7年度）

区 分	特 殊 眼 鏡	コンタクトレンズ	計
助 成 限 度 額	1 対 42,000 円	1 眼 30,000 円	
助 成 件 数	0 件	0 件	0 件
助 成 額	0 千円	0 千円	0 千円

(4) はり・きゅう・マッサージ施設利用助成事業

はり・きゅう・マッサージの施術を受ける者の費用負担の軽減を図るため、市が指定する施設の利用者に対し費用の一部を助成する。

対 象 者 満65歳以上の市民で、本人の前年の給与所得または年金所得が210万円未満の者（それ以外の所得のみの者は200万円未満）

交付枚数及び助成額 1人につき年間10枚、1枚につき800円を助成

令和7年度 実績 19,324 枚 15,459 千円

令和8年度 予算額 16,391 千円

(5) 一日人間ドック費用助成

生活習慣病などの早期発見のため、検診費用の一部を助成する。（健康診査と同時実施）

対 象 者 保険料完納世帯の後期高齢者医療制度被保険者

定 員 4,000人（令和8年度）

助 成 金 基本検診項目 18,400円 オプション項目は追加の自己負担あり

令和7年度 実績 3,081件 25,106千円

令和8年度 予算額 25,275千円

(6) 脳ドック費用助成

脳血管疾患予防のため、検診費用の一部を助成する。

対 象 者 5歳間隔の節目年齢の保険料完納世帯の後期高齢者医療制度被保険者

定 員 800人（令和8年度）

助 成 金 検診費用の5割（限度額 10,000円）

令和7年度 実績 512件 5,120千円

令和8年度 予算額 5,380千円

(1) 敬老事業

区 分	対 象 者	内 容	令和7年度
長 寿 祝 金	満99歳の方	5万円	327人

(2) 生涯現役応援センター運営事業

令和7年度実績 相談件数 482件 出張相談 318件 マッチング数 529件

受託事業	受託件数	18,013 件	就業延人員	174,157 人
	契約金額	908,173千円	就業会員配分金	815,641千円
派遣事業	受託件数	763 件	就業延人員	22,926 人
	契約金額	151,310千円	就業会員賃金	119,940千円

学 習 内 容	入門コース	定員25人×2クラス 2時間×12回	地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材を養成する。
	ステップアップコース	定員15人×1クラス 2時間×12回	地域福祉活動・ボランティア活動においてリーダーとして活躍できる人材を養成する。
	町内自治会コース	定員25人×1クラス 2時間×9回	それぞれの地域に根ざした町内自治会活動に取り組む人材を養成する。

(6) いきいきプラザ（老人福祉センター）

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーション等の活動拠点として設置している。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

名 称	中央 いきいきプラザ	花見川 いきいきプラザ	稲毛 いきいきプラザ	若葉 いきいきプラザ	緑 いきいきプラザ	美浜 いきいきプラザ
開設年月日	平成10年5月6日	平成11年4月28日	昭和59年4月27日	平成13年4月20日	平成15年4月10日	平成10年5月6日
所 在 地	松ヶ丘町 257-1	三角町750	稲毛東 6-19-1	北谷津町 333-2	誉田町2-15-65	高洲3-5-6
敷地面積	1,943.34 m ²	19,733.02 m ² のうち一部	2,505.07 m ²	9,685.13 m ²	6,475.34 m ²	3,876.8 m ² のうち一部
延床面積	1,645.46 m ²	1,797.07 m ²	1,298.75 m ²	1,504.81 m ²	1,364.05 m ²	1,762.37 m ²
令和7年度 利用状況	43,153人	67,742人	77,322人	43,661人	58,543人	113,804人

(7) いきいきセンター

60歳以上の高齢者の方を対象に、各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーションを実施して、高齢者が明るく生きがいを高めることを目的として設置している。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

区 分	大宮いきいきセンター	花見川いきいきセンター	あやめ台いきいきセンター
開設年月日	平成13年4月27日	平成14年4月21日	平成17年4月12日
所 在 地	若葉区大宮台7-8-1 大宮小学校内	花見川区花見川9-1	稲毛区園生町446-1 あやめ台小学校内
敷地面積	—	842.74 m ²	23,188.49 m ² のうち一部
延床面積	197.30 m ²	359.37 m ²	225.08 m ²
令和7年度 利用状況	18,261人	21,834人	27,536人
区 分	都賀いきいきセンター	越智いきいきセンター	蘇我いきいきセンター
開設年月日	平成17年10月12日	平成18年4月7日	平成20年4月15日
所 在 地	若葉区都賀4-20-1 都賀コミュニティセンター内	緑区越智町822-7 越智公民館隣接	中央区今井1-14-38
敷地面積	6,294.1m ² のうち一部	2,163.90 m ²	911.39 m ² のうち一部
延床面積	429.01 m ²	201.07 m ²	167.77 m ²
令和7年度 利用状況	23,136人	19,129人	26,039人
区 分	さつきが丘いきいきセンター	真砂いきいきセンター	土気いきいきセンター
開設年月日	平成21年1月14日	平成21年1月27日	平成22年4月1日
所 在 地	花見川区さつきが丘1-32-3	美浜区真砂4-4-10	緑区土気町1634 土気市民センター内
敷地面積	746.93 m ²	341.2 m ²	—
延床面積	210.22 m ²	211.99 m ²	332.44 m ²
令和7年度 利用状況	20,155人	25,190人	15,838人

(8) スポーツ広場

高齢者の健康増進と相互の交流を図るため高齢者スポーツ広場を6か所設置している。

(9) いきいき活動外出支援事業

高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、60歳以上の高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等で民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成する。

4 在宅サービス

(1) 生きがい活動支援通所

いきいきプラザなどで実施する日常動作訓練や趣味活動に高齢者が参加することにより、心身の健康を保つとともに介護が必要な状態になることを予防する。

令和7年度利用者数 40,814人

(2) 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置をレンタルし、緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

令和7年度緊急通報システム登録者数 4,953人

令和7年度高齢者福祉電話貸与者数 172人

(3) 住宅改修費支援サービス

在宅の要介護高齢者に対し浴室等を改修する費用を一部助成することにより、自立の促進を図る。

令和7年度助成件数 57件

(4) 訪問理美容サービス

在宅の要介護3～5の認定を受けた高齢者で理髪店や美容院の利用が困難な高齢者宅へ理容師や美容師を派遣する。

令和7年度利用者数 延 334人

(5) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある方に必要に応じ住居を提供する。

令和7年度施設数 4か所

(6) 日常生活用具給付事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に火災警報器などの日常生活用具を給付する。

令和7年度給付件数 106件（火災警報器等）

(7) 寝具乾燥サービス

ねたきり高齢者などの家庭を寝具乾燥車が訪問して寝具の乾燥または丸洗いを行う。

令和7年度利用者数 66人 延 557件（乾燥 527件 丸洗い 30件）

(8) おむつ給付等事業

在宅の要介護認定者で常時失禁状態の高齢者等に、紙おむつや布おむつ等を給付限度額の範囲内で給付または貸与する。

令和7年度利用者数 延 23,490人

※給付限度額は要介護1～3は月額4,000円以内、要介護4、5は月額8,000円以内とし、自己負担1割

(9) 安心電話

65歳以上のひとり暮らしの方（就労者を除く）に対し、電話による安否及び健康状態の確認を行う。

令和7年度登録者数 137人

(10) 家族介護慰労事業

要介護4又は5の認定を受け、市民税非課税世帯に属する在宅の高齢者で、過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイ利用を除く。）を受けなかった者を、現に介護している家族に対し、慰労金を支給する。

年額 10万円 令和7年度実績 2件

(11) シルバーハウジング生活援助

市営住宅のシルバーハウジングに入居している者に対して、生活指導や安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する生活援助員（L S A）を派遣し、入居者の安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

令和7年度入居世帯数 全30戸中26世帯

(12) 高齢者虐待防止

高齢者虐待発生時の支援及び再発防止のための体制を整備し、高齢者の権利利益を擁護する。

関係機関との連携協力体制を強化するため、高齢者虐待防止連絡会を組織している。また、高齢者虐待等居室確保事業を実施し、老人福祉施設のベッドを3床確保して、被虐待者と虐待者の分離が必要な場合に活用している。

さらに、高齢者福祉施設等職員に対して、高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修を実施し、身体拘束を行わない質の高い介護の提供を目指す。

令和7年度 高齢者虐待居室確保事業利用者数 31人

(13) 成年後見制度利用支援

身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者に対して、市長が申立人となって成年後見制度の利用を支援する。また、低所得者に申立費用・後見人等報酬を助成する。

令和7年度 市長申立件数 51件
申立て費用助成 52件（市長申立・親族等申立含む）
成年後見人等報酬助成 227件

(14) 家族介護者支援事業

在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、家族介護者研修、訪問レッスンを実施し、また、家族介護者の介護方法に関する相談窓口として家族介護者支援センターを設置し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図る。

令和7年度 訪問レッスン実施件数 45件
家族介護者研修受講者数 113人

(15) 三世代同居・近居支援事業

高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、「親と子と孫」を基本とする三世代家族の同居又は近隣に居住するために必要となる費用の一部を助成する。なお、新規申出者受付は令和7年度末をもって終了した。

令和7年度実績 109件

交付決定	1年目の助成	57件
	2年目の助成	29件
	3年目の助成	23件

(16) 家具転倒防止対策事業

地震発生時における家具の転倒を防止するため、転倒防止金具の取り付けが困難な高齢者世帯に対し、金具を取り付けるための費用の一部を助成する。

令和7年度実績 3件

(17) 地域見守り活動支援事業

ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自治会等が行う地域見守り活動支援に関する初期経費について、補助金を交付する。

令和7年度 補助金交付団体数 0団体

(18) 高齢者等ごみ出し支援事業

高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のため、家庭系ごみ収集体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した場合、補助金を交付する。

令和7年度 登録団体数 54団体

(19) 地域支え合い型訪問支援・通所支援

地域住民等が買い物・調理等の生活支援やサロン運営などの支え合い活動を、あんしんケアセンターのケアプランに添って要支援者などに実施して頂く場合、補助金を交付する。

令和7年度 登録団体数 14団体

5 老人福祉施設

(1) 老人保護措置委託事業

生活が困難な要援護高齢者を、養護老人ホームに入所委託した場合の生活費と事務費を支払っている。また、やむを得ない事由により特別養護老人ホームに入所委託した場合は、介護保険における自己負担金相当を支払っている。

令和7年度実績 措置人員 延1,343人

措置委託料 286,034千円

委託施設数 養護老人ホーム 9か所（市内2施設、市外7施設）

8 地域包括ケアの推進

誰もが、住み慣れた地域で必要な医療やサービスを受けながら生活できるよう、あんしんケアセンターによる相談等の業務を実施するほか、在宅医療と在宅介護の提供体制整備とそれを担う多職種間の連携強化や効果的な仕組みの構築を進める。

また、認知症の人やその家族に対する施策を進めるほか、介護予防事業により、自分自身の健康への関心を高め、健康づくりを推進する。

1 あんしんケアセンター（地域包括支援センター）運営事業

高齢者の福祉や介護に関する総合相談のほか、「要支援1・2」の方及び基本チェックリストの該当による「事業対象者」の方の介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成）、高齢者を消費者被害や虐待から守るための権利擁護、より暮らしやすい地域にするために行う関係機関とのネットワーク構築、地域のケアマネジャーや地域活動への支援などを実施している。

令和7年度 32か所（出張所4か所含む）

2 生活支援体制整備事業

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため、第1層生活支援コーディネーター（行政区単位）と第2層生活支援コーディネーター（あんしんケアセンター圏域単位）の配置及び連携体制の強化を図る。

3 在宅医療・介護連携支援の強化

(1) 在宅医療・介護連携支援センター

在宅医療・介護の連携体制の強化に向けて、医療・介護専門職への相談支援の他、医療・介護資源情報管理システムの運営、訪問診療医師増強研修、訪問看護ステーション増強・連携促進事業などを実施している。総合保健医療センターの大規模改修工事に伴い、令和8年11月（予定）まで千葉ポートサイドタワーに仮移転中である。

位 置 中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

(2) 在宅医療推進連絡協議会

在宅医療・介護関係者間で連携体制の在り方について意見交換を行うとともに、市や関係団体等の取組みに対し必要な提言を行う。

令和7年度実績 協議会：2回開催

講演会：1回開催

(3) 多職種連携会議

在宅医療推進連絡協議会の提言を受け、小さな地域ごとの顔の見える関係づくりを目指し、あんしんケアセンターを中心に、多職種連携をテーマに開催している。

令和7年度実績 開催回数16回

4 認知症施策の推進

(1) かかりつけ医認知症対応力向上研修

かかりつけ医が、認知症を早期に発見し、専門医の治療へつなげられるようにするため、適正な認知症診断の知識・技術等を習得する研修を実施する。

令和7年度実績 修了者数 321人

(2) 認知症介護研修

認知症の人の介護者等を対象に、認知症に関する正しい知識や介護方法等を習得してもらうための講習会と、介護者同士の交流を目的とする交流会・相談会を開催し、介護者の負担軽減や地域における認知症に対する理解の促進を図る。

令和7年度実績（講習会） 実施回数 4回 受講人数 105人

（交流会） 実施回数 6回 受講人数 53人

(3) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催する

令和7年度実績 サポーター養成者数 6,437人

講座開催数 128回

(4) 認知症等行方不明SOSネットワーク、高齢者保護情報共有サービス

認知症の人が徘徊により行方不明となった場合に、市内5警察署及び各関係機関間のネットワークによる連携を図るとともに、QRコードが印刷されたラベル・シールとICTサービス（どこシル伝言板）を用い、対象者の身元確認や家族への引渡しを円滑に行い、早期発見、早期保護を図る。

令和7年度実績 認知症等行方不明SOSネットワーク利用件数 市内 83件

高齢者保護情報共有サービス（どこシル伝言板）登録件数 383件

(5) 認知症疾患医療センター運営事業

認知症に関する鑑別診断、専門医療相談、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、地域連携等を実施する認知症疾患医療センターを千葉大学医学部附属病院内に設置している。

(6) 認知症初期集中支援チーム運営事業

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置している。

(7) 認知症相談コールセンター運営事業

介護者の負担軽減と認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するため、「ちば認知症相談コールセンター」を千葉県と共同設置し、認知症の人や認知症の人を介護する家族等を対象に、電話相談や面接相談を行っている。

令和7年度実績 電話相談 432件 面接相談 4件

5 介護予防事業の推進

(1) シニアリーダー養成講座

介護予防の重要性や、介護予防に繋がる生活習慣についての知識を学んでもらうとともに、運動指導の技術を習得してもらう。さらに、修了者が地域の方々に対して介護予防について啓発ができるよう、実技指導の練習やグループワークを取り入れ、自主的な介護予防活動のリーダーとして活躍できるボランティアを養成する。

令和7年度実績 開催回数 144回 講座修了者数 131人

(2) 介護予防教育

栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、認知症予防、COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防等、介護予防に関する講演会や教室を実施する。

令和7年度実績 464回 延7,117人

歯っぴー健口教室 口腔機能向上を図るプログラムを提供し、日常生活における実践を促す。

令和7年度実績 （再掲）76回 延592人

食事セミナー 望ましい食生活の講義や実習、筋力アップのための運動等を実施する。

令和7年度実績 （再掲）108回 延1,167人

口腔機能健診 歯科医院において口腔機能の評価、必要な相談・指導を行う。

令和7年度実績 389人

(3) 介護予防相談

保健師・管理栄養士・歯科衛生士が介護予防に関する個別相談を実施する。

令和7年度実績 延2,975人

(4) 地域活動支援

地域で行う介護予防に関する活動を支援するために、介護予防の知識や情報の普及、介護予防に効果のある体操の指導などを実施する。

令和7年度実績 177回 延2,778人

(5) 介護予防対象者把握

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の居宅を訪問し、状況を把握する。

令和7年度実績 延98人

(6) プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室

プロスポーツチームのトレーナー等を講師として、高齢者が介護を必要としないための体力づくりや認知機能低下予防に関するノウハウを提供する。

令和7年度実績 延参加者数 304人

(7) 地域のつどい・ふれあい入浴

65歳以上の高齢者を対象に、孤独感の解消を図るほか地域社会や家族の「絆」を深めることを目的として、毎週日曜日（休業日の場合は翌日）に100円で公衆浴場を利用できるよう、公衆浴場に対して補助金を交付する。

令和7年度実績 延利用者数 24,604人

(8) 介護支援ボランティア制度

高齢者が、高齢者施設などでボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、介護保険料などに充てることができる制度であり、地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防を目的としている。

登録者 1,571人（令和7年度末時点）

(9) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健診結果等から把握したフレイルが疑われる高齢者や健康状態が不明な高齢者に訪問相談等の支援を行うとともに、通いの場でフレイル予防の普及啓発や健康相談を行う。

令和7年度実績 個別的支援 1,396人 通いの場等への関与 131回

(10) 地域リハビリテーション活動支援

リハビリテーション専門職を派遣し、住民主体の通いの場の運営支援、あんしんケアセンターや千葉市主催の地域ケア会議における助言、介護予防・自立支援に資する活動等への技術的支援を行う。

令和7年度実績 派遣回数 35回

(11) フレイル改善

フレイル状態の高齢者に対し、リハビリテーション専門職が高齢者の自宅を訪問し、身体機能及び生活機能の改善に向けた支援を行う。

令和7年度実績 利用者数 31人 延訪問回数 329回

9 介護保険

1 介護保険制度の概要

介護保険制度は、40歳以上の方が負担する保険料と公費（国・県・市）を財源に、65歳以上の方が寝たきり、認知症などで常時介護を必要とする状態（要介護状態）又は介護予防や食事、排せつ等の日常生活の支援が必要な状態（要支援状態）になったとき（40歳以上65歳未満の方は特定疾病により要介護状態又は要支援状態になったとき）に、高齢者の介護を社会全体で支える制度である。

認定を受けた要介護度（要支援1・2、要介護1～5）に応じて介護サービスを利用し、原則として費用の1割（負担能力に応じ2割又は3割）を負担することになる。

2 要介護等認定者数の状況（令和7年度）

（単位：人）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
9,009	5,462	14,521	7,846	6,629	6,228	4,188	53,883

（令和8年3月31日現在）

3 介護サービスの費用

(1) 居宅サービスなどの費用

要介護 状態区分	居宅サービス（支給限度基準額）			
	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など（各介護予防サービスを含む。）			
要支援 1	50,320 円 ～ 55,600 円		要介護 3	270,480 円 ～ 298,800 円
要支援 2	105,310 円 ～ 116,300 円		要介護 4	309,380 円 ～ 341,800 円
要介護 1	167,650 円 ～ 185,200 円		要介護 5	362,170 円 ～ 400,100 円
要介護 2	197,050 円 ～ 217,700 円			

※上記のほかに居宅療養管理指導、特定福祉用具購入費、住宅改修費の支給等がある。

※支給限度基準額は、要介護状態区分別に設定された単位数に、本市の地域加算などを加味した金額である。

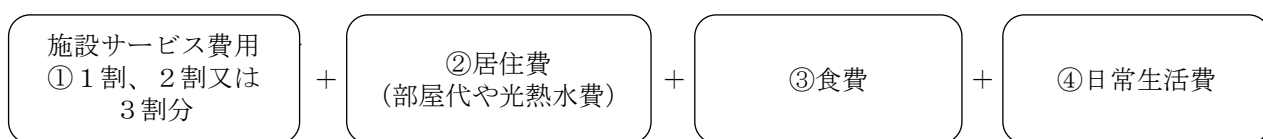
※次の費用は、自己負担である。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護（各介護予防サービスを含む。）、看護小規模多機能型居宅介護の滞在費（宿泊費）・食費など。

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護（各介護予防サービスを含む。）の食費など。

(2) 施設サービスの費用

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所した場合の自己負担は、下図の①～④の合計額である。



※実際に利用者が負担する②居住費、③食費、④日常生活費は、各施設との契約により決まるため、施設ごとに異なる。

所得の低い方は、申請により、食費・居住費の自己負担が軽減される。

＜対象者＞介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者のうち下表の利用者負担第1段階～第3段階に該当する方

※通所サービスは、軽減対象にならない。

＜軽減内容＞第1段階～第3段階の方の自己負担額が、下表の金額になる。

※ただし、下記利用者負担段階の方のうち、配偶者が市民税課税者である場合（世帯分離の場合も勘案）、又は預貯金等が一定額を超える場合は、食費・居住費の自己負担軽減対象にならない。

自己負担の軽減対象者とその負担限度額（負担の上限額）（日額、単位：円） ※令和8年8月1日から

利用者 負担 段階	所得の状況	預貯金等	食費		居 住 費			
			施設入所	ショート ステイ	ユニット型 個 室	ユニット型 個室の 多床室	従 来 型 個 室	相 部 屋 (多床室)
1	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	要件なし	300	300	880	550	380 (550)	—
	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方	1,000万円 (2,000万円)						
2	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金等）の合計額が82.65万円以下の方等	650万円 (1,650万円)	390	600	880	550	480 (550)	430
3①	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金等）の合計額が82.65万円超120万円以下の方等	550万円 (1,550万円)	680	1,030	1,370	1,370	880 (1,370)	530
3②	世帯全員が市民税非課税で第2段階、第3段階①以外の方等	500万円 (1,500万円)	1,420	1,360	1,470	1,470	980 (1,470)	

※預貯金等は、上段が単身者、下段のカッコ()内が夫婦での金額であり、各記載額以下であること。

※従来型個室の居住費は、上段が介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の金額で、下段のカッコ()内が介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の金額である。

※世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入った場合で残された配偶者などの収入が一定額以下となる場合などには、食費及び居住費の負担が引き下げられる。

※介護保険制度開始前からの特別養護老人ホーム入所者で、利用者負担割合が5%以下となる方については、食費及び居住費を含めた負担額が当時の負担額を超えないよう、軽減措置を講じる。

※第3段階②の相部屋（多床室）の負担限度額は、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護で室料を徴収しない場合は430円/日額である。

4 事業者等の状況

(1) 事業所・施設数

介護予防支援	28	介護老人保健施設	17
居宅介護支援	264	介護医療院	6
訪問介護	295	認知症対応型通所介護	5
訪問入浴	13	地域密着型通所介護	131
訪問看護 ※	521	小規模多機能型居宅介護	25
訪問リハビリテーション ※	375	認知症対応型共同生活介護	99
居宅療養管理指導 ※	1,109	夜間対応型訪問介護	0
通所介護	121	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13
通所リハビリテーション ※	46	看護小規模多機能型居宅介護	9
短期入所生活介護	78	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3
短期入所療養介護 ※	23	地域密着型特定施設入居者生活介護	2
特定施設入居者生活介護	61	訪問介護相当サービス	205
福祉用具貸与	57	生活援助型訪問サービス	152
特定福祉用具販売	57	通所介護相当サービス	202
介護老人福祉施設	58	ミニデイ型通所サービス	2

※印は、みなし指定を含む。

5 高額介護（介護予防）サービス費の支給

被保険者が介護サービスの利用に対して支払った1か月の自己負担額（1割、2割又は3割負担の額）が、一定の上限額を超えたときは、その超えた額を高額介護（介護予防）サービス費として支給する。なお、同一世帯に複数の利用者がいるときは、世帯全体の負担額が上限額を超えた場合に支給する。

※令和8年8月1日から

区 分		月の自己負担上限額
課税世帯（課税所得690万円以上）	課税世帯（課税所得380万円～690万円未満）	140,100円（世帯）
	課税世帯（課税所得380万円未満）	93,000円（世帯）
	課税世帯で上記以外	44,400円（世帯）
非課税世帯で下記以外		24,600円（世帯）
	・ 公的年金収入額と合計所得額の合計が82.65万円以下	24,600円（世帯）
	・ 老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
生活保護受給者等		15,000円（個人）

令和7年度実績 153,333件 2,331,257千円

6 高額医療合算介護サービス費等

高額介護サービス費と医療保険における高額療養費の適用をうけたうえで、サービスの1割、2割又は3割の利用者負担と医療費の自己負担額の合計額が高額となり、年間で一定額を超えたときは、申請により超えた分を「高額医療合算介護サービス費等」として支給する。

※毎年8月1日から翌年7月31日までの自己負担額の合計が対象となる。

高額医療合算介護サービス費上限額（年額）

所 得 区 分		後期高齢者 ＋介護保険 (75歳以上)	被用者保険又は国保 (世帯内の70歳～74歳) ＋ 介護保険
(現役並み所得者) (上位所得者)	課税所得690万円以上	212万円	212万円
	課税所得380万円以上	141万円	141万円
	課税所得145万円以上	67万円	67万円
一 般		56万円	56万円
低 所 得 者 II		31万円	31万円
低 所 得 者 I ※1		19万円	19万円

所 得 (基礎控除後の総所得金額)	70歳未満の方
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※所得区分については各医療保険の高額療養費の基準に基づく。

※1 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、自己負担限度額（19万円）が高額介護サービス費等の限度額（年間約30万円）を下回るため、低所得者Ⅱの自己負担限度額が適用される。

7 高額介護サービス費等貸付

高額介護（介護予防）サービス費の支給が見込まれる被保険者に対して、一時的な家計への負担を軽減するため、これらの保険給付が支給されるまでの間、資金を無利子で貸し付ける。

令和7年度実績 0件

8 訪問介護利用者特別対策

(1) 制度移行措置対象者

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として利用者負担額が0円となっている者であって、以下①、②のいずれかに該当する者について、介護保険の訪問介護などの利用者負担額を全額免除する。

- ① 65歳以前に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、65歳に到達したことで介護保険の適用（要介護認定者等）となった者
- ② 特定疾病によって要介護認定者等になった40歳～64歳までの者で、要介護認定者等になる以前に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者

令和7年度実績 延利用人数 0人 ※過誤申立による返還分（過年度）0人

9 社会福祉法人等利用者負担軽減対策

世帯全員が市民税非課税等の低所得で生計が困難な要介護（要支援）認定者に対して、社会福祉法人等が訪問介護、訪問介護相当サービス、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、通所介護、通所介護相当サービス、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設サービスに係る介護保険サービスの利用者負担を軽減する際に必要な確認証を交付するとともに、利用者負担を軽減した社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

令和7年度実績 確認証交付人数 128人

10 介護人材の確保・定着対策

平成24年度から、介護人材の確保と介護施設等への定着の促進を図るため、ホームヘルパー2級資格取得支援事業を開始。研修課程等の見直しにより平成25年度からは介護職員初任者研修受講者支援事業へ変更。さらに、令和3年度から介護福祉士実務者研修の修了者への支援も開始した。

いずれも研修を修了し、介護職として就労していることを条件に、受講費用の半額（初任者研修：上限5万円、実務者研修：上限10万円）を助成していたが、令和6年度より受講費用の全額（初任者研修：上限10万円、実務者研修：上限15万円）を助成している。

令和7年度実績 220人（初任者研修：61人、実務者研修：159人）

11 保険料

(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料は、本市の介護サービスの水準に応じて3年間で1期として、負担能力に応じて13段階に設定し、年額18万円以上の老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金受給者は年金から天引きとなり、それ以外の方は口座振替や納付書により納める。

令和8年度における保険料は、次のとおりである。

段階	対象となる方	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下の方等	$\times 0.285$ ↑ (0.455)	1,796円 ↑ (2,867円)	21,546円 ↑ (34,398円)
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が82.65万円を超えて120万円以下の方等	$\times 0.385$ ↑ ($\times 0.585$)	2,426円 ↑ (3,686円)	29,106円 ↑ (44,226円)
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等	$\times 0.685$ ↑ ($\times 0.69$)	4,316円 ↑ (4,347円)	51,786円 ↑ (52,164円)
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で公的年金等収入額その他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下の方等	$\times 0.9$	5,670円	68,040円
第5段階 (基準)	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	$\times 1.0$	6,300円	75,600円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	$\times 1.1$	6,930円	83,160円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	$\times 1.15$	7,245円	86,940円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	$\times 1.3$	8,190円	98,280円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	$\times 1.55$	9,765円	117,180円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	$\times 1.8$	11,340円	136,080円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	$\times 2.1$	13,230円	158,760円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方等	$\times 2.4$	15,120円	181,440円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	$\times 2.7$	17,010円	204,120円

※1 第1～3段階の（ ）内は、消費税増税分を財源とした公費投入による軽減後の保険料率、保険料額。

※2 合計所得金額とは、損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得等）、特別控除前の土地・建物等の分離譲渡所得金額等の合計額をいう。合計所得金額がマイナスになる場合は0円として取り扱う。なお、保険料段階の判定には特別控除額を控除した額を用いる。また、第1から第5段階の判定には、公的年金に係る雑所得を控除した額を用いる。第1から第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用いる。

区 分	令和 7 年度（決算）	令和 8 年度（当初予算）
被 保 険 者 数	258,820人	259,039人
保 険 料 収 納 率	99.6%	99.3%
保険料収納額（現年分）	20,066,007千円	19,569,808千円

(2) 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

保険料の算定方法は、健康保険、共済組合、国民健康保険など加入している医療保険により異なり、加入している医療保険料と合わせて医療保険者に納める。

10 国民健康保険

1 年度別事業概要

（医療分）

区 分			年 度	令和 7（当初予算）	令和 8（当初予算）	
				一般	一般	
被 保 険 者 数（人）				152,400	151,500	
世 帯 数（世帯）				110,400	112,900	
負担状況 保険料	世帯当り	最 高（円）		660,000	670,000	
		最 低（円）		11,016	11,480	
		平 均（円）		104,703	108,147	
	1 人 当 り 平 均（円）			75,848	80,593	
保 険 料 収 納 率（％）				94.07	93.62	
の療給 付養	費 用 額（千円）			61,702,603	63,611,317	
	保 険 者 負 担 分（千円）			45,431,290	46,687,577	
療養費	費 用 額（千円）			466,068	500,300	
	保 険 者 負 担 分（千円）			366,624	365,611	
高 額 療 養 費（千円）				7,262,434	7,118,647	
給 法 付 定	出産育児一時金（1件単価）（円）		488,000	〔産科医療補償制度加入機関で 出産の場合、12,000円を加算〕	488,000	〔産科医療補償制度加入機関で 出産の場合、12,000円を加算〕
	葬 祭 費（1件単価）（円）			50,000		50,000
国民健康保険事業費納付金 医 療 給 付 費 分（千円）				15,342,866		15,240,251
歳 入（千円）				70,874,228		71,820,031
歳 出（千円）				70,874,228		71,820,031
差 引（千円）				0		0
一 般 会 計 繰 入 金（千円）				4,777,853		4,559,690

(後期高齢者支援金分)

区 分			年 度	令和 7 （当初予算）	令和 8 （当初予算）
				一般	一般
被 保 険 者 数 (人)				152, 400	151, 500
世 帯 数 (世帯)				110, 400	112, 900
負担状況	保険料	世帯当り	最 高 (円)	260, 000	260, 000
			最 低 (円)	4, 392	4, 420
			平 均 (円)	41, 748	41, 929
		1 人 当 り 平 均 (円)	30, 242	31, 246	
保 険 料 収 納 率 (%)				94. 07	93. 62
国民健康保険事業費納付金 後期高齢者支援金等分 (千円)				5, 702, 915	5, 738, 165
歳 入 (千円)				5, 702, 915	5, 738, 165
歳 出 (千円)				5, 702, 915	5, 738, 165
差 引 (千円)				0	0
一 般 会 計 繰 入 金 (千円)				1, 172, 620	1, 134, 449

(介護分)

区 分			年 度	令和 7 （当初予算）	令和 8 （当初予算）
				一般	一般
被 保 険 者 数 (人)				52, 000	53, 200
世 帯 数 (世帯)				45, 800	47, 400
負担状況	世帯当り	最 高 (円)		170, 000	170, 000
		最 低 (円)		5, 616	4, 968
		平 均 (円)		34, 450	35, 772
	1 人 当 り 平 均 (円)		30, 343	31, 828	
保 険 料 収 納 率 (%)				94. 07	93. 62
国民健康保険事業費納付金分 (千円)				1, 936, 828	2, 089, 274
歳 入 (千円)				1, 936, 828	2, 089, 274
歳 出 (千円)				1, 936, 828	2, 089, 274
差 引 (千円)				0	0
一 般 会 計 繰 入 金 (千円)				365, 857	403, 783

(子ども分)

区 分			年 度	令和7 (当初予算)	令和8 (当初予算)
				-	一般
被 保 険 者 数 (人)				-	151,500
世 帯 数 (世帯)				-	112,900
負担状況	保険料	世帯当り	最 高 (円)	-	30,000
			最 低 (円)	-	0
			平 均 (円)	-	4,857
		1 人 当 り 平 均 (円)	-	3,419	
	保 険 料 収 納 率 (%)			-	93.62
国民健康保険事業費納付金 (千円)				-	578,924
介 護 納 付 金 分					
歳 入 (千円)				-	578,924
歳 出 (千円)				-	578,924
差 引 (千円)				-	0
一 般 会 計 繰 入 金 (千円)				-	94,041

※令和8年度から医療保険の保険料とあわせて新たに納付いただくことになりました。

2 保険料算出方法

(1) 医療分保険料

(所得割額+被保険者均等割額+世帯別平等割額) ÷ 10 = 1期当り納付額 (納期10回)

所得割 (前年の総所得金額-基礎控除額43万円) × 7.21% 被保険者均等割 1人当り 23,280円
世帯別平等割 1世帯につき 26,640円 賦課限度額 670,000円

(2) 後期高齢者支援金分保険料

(所得割額+被保険者均等割額+世帯別平等割額) ÷ 10 = 1期当り納付額 (納期10回)

所得割 (前年の総所得金額-基礎控除額43万円) × 2.85% 被保険者均等割 1人当り 8,880円
世帯別平等割 1世帯につき 10,320円 賦課限度額 260,000円

(3) 介護分保険料

(所得割額+被保険者均等割額) ÷ 10 = 1期当り納付額 (納期10回)

所得割 (前年の総所得金額-基礎控除額43万円) × 2.57% 被保険者均等割 1人当り 10,320円
賦課限度額 170,000円

(4) 子ども・子育て支援金分保険料

(所得割額+被保険者均等割額) ÷ 10 = 1期当り納付額 (納期10回)

所得割 (前年の総所得金額-基礎控除額43万円) × 0.31% 被保険者均等割 1人当り 1,680円
18歳以上均等割 1人当り 120円 賦課限度額 30,000円

3 高額療養費支給制度

被保険者が保険診療を受け、1か月間の自己負担分医療費が自己負担限度額(所得や年齢等によって、8,000円～約270,300円)を超えた場合、その差額を支給している。ただし、同一世帯内で21,000円以上の一部負担金の支払いが複数ある場合は、それぞれを合算してから算定する。(70歳以上75歳未満の方については、金額に関わらず合算する。)

また、保険者が認定した血友病・人工透析を実施している慢性腎不全及び血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症患者は、自己負担限度額が10,000円（70歳未満の人工透析を実施している慢性腎不全患者のうち、一定の所得を超えた方については20,000円）となる。

限度額適用認定証

被保険者が保険診療を受ける際、事前に申請を行い発行された限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示することにより、自己負担分医療費が医療機関ごとに自己負担限度額までの支払いになる。ただし、マイナ保険証を利用する方及び70歳以上75歳未満で以下に該当する方は自動的に自己負担限度額が適用されるため限度額適用認定証は不要となる。

- ・一部負担金の割合が3割で、課税標準額690万円以上の方
- ・一部負担金の割合が2割で、市町村民税課税世帯の方

令和7年度実績	6,875,403千円	令和8年度予算額	7,118,647千円
---------	-------------	----------	-------------

4 特定健康診査・特定保健指導・生活習慣病等重症化予防

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施し、その結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に特定保健指導を行う。

対 象 者	40歳以上の国民健康保険被保険者		
令和7年度実績	特定健康診査	36,875人	
	特定保健指導	1,507回	
	健診データ提供	265件	
	糖尿病性腎症重症化予防	281件	
	令和8年度予算額	493,564千円	

5 一日人間ドック費用助成

生活習慣病などの早期発見のため、検診費用の一部を助成する。

対 象 者	35歳以上75歳未満の保険料完納世帯の国民健康保険被保険者（40歳以上の被保険者は特定健康診査と同時実施）		
定 員	5,100人（令和8年度）		
助 成 金	基本検診項目 18,400円 オプション項目は追加の自己負担あり		
令和7年度実績	4,046件	35,557千円	
令和8年度予算額	39,195千円		

6 脳ドック費用助成

脳血管疾患予防のため、検診費用の一部を助成する。

対 象 者	40歳以上 5 歳間隔の保険料完納世帯の国民健康保険被保険者		
定 員	650人（令和 8 年度）		
助 成 金	検診費用の 5 割（限度額 10,000円）		
令和 7 年度実績	402件	4,020千円	
令和 8 年度予算額	5,380千円		

11 国 民 年 金

1 基 礎 年 金

(1) 被保険者

(令和7年度、単位：人)

適 用 被 保 険 者 数				
第 1 号 被 保 険 者			第 3 号被保険者 (C)	計 (A + B + C)
強制 (A)	任意 (B)	小計 (A + B)		
110,047	2,012	112,059	56,114	168,173

※第1号被保険者 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業などの人や学生など。
 ※第3号被保険者 厚生年金・共済組合加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

(2) 免除等の状況

令和7年度実績 法定免除 12,041人 申請免除等 38,499人

(3) 受給権者数

令和7年度実績 254,378人

老齢（基礎） 244,478人 障害（基礎） 8,310人 遺族（基礎） 1,590人

2 福 祉 年 金

令和7年度受給者数 8,274人 老齢 0人 障害（基礎） 8,274人

12 障 害 保 健 福 祉

1 身体障害者・知的障害者・精神障害者数

(令和7年度、単位：人)

障害別 区 分		身 体 障 害 者											計	知 的 障 害 者	精 神 障 害 者
		視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・ 言語機能 障害	肢 体 不 自 由	心 臓 機能障害	呼 吸 器 機能障害	じん 臓 機能障害	ぼうこう 又は直腸 の 機 能 障 害	小腸機能 障 害	免疫機能 障 害	肝臓機能 障 害			
人 員		2,025	2,585	415	14,447	6,093	473	3,196	2,279	36	292	90	31,931	9,006	14,383
内 訳	18 歳未満	23	88	0	332	58	8	6	13	2	0	10	540	2,637	344
	18 歳以上	2,002	2,497	415	14,115	6,035	465	3,190	2,266	34	292	80	31,391	6,369	14,039

2 相 談

(1) 障害者相談センター

障害者相談センターは、障害者の更生援護の中核機関として、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面からの総合的な診断・判定を行うとともに、必要に応じ専門的相談・指導等を行っている。

開設年月日 平成6年4月1日（平成11年12月1日に現在地へ美浜区高浜から移転）

位 置 中央区千葉寺町1208-2（千葉市ハーモニープラザ内）

敷 地 面 積 14,180.14㎡ 建築面積 6,699㎡ 延床面積 14,185㎡（障害者相談センター978㎡）

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建

ア 身体障害者の相談・判定状況（令和7年度実績）

取扱実人員 1,212人 判定件数（自立支援医療・補装具・身体障害者手帳） 1,417件

イ 知的障害者の相談・判定状況（令和7年度実績）

取扱実人員 855人 判定件数 654件

(2) こころの健康センター

こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行うとともに、相談及び指導のうち複雑または困難なものを行っている。

業務開始 平成13年 7 月 2 日

位 置 美浜区高浜 2 - 1 - 16

敷地面積 3,500㎡ 延床面積 1,024.80㎡

ア 技術援助・技術指導

地域で精神保健福祉活動を担っている保健所・保健福祉センター等の関係機関職員に対し、専門的立場から助言・指導を行う。

令和 7 年度実績 助言・指導回数 68回

イ 教育研修

保健福祉センターや社会復帰施設等の職員・民生委員等を対象に、資質の向上を目的とした研修を実施している。また、関係機関が主催する研修に講師を派遣している。

令和 7 年度実績 研修参加者延人数 579人 講師派遣延回数 6回

ウ 普及啓発

心の健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、市民等を対象に各種講演会・交流会等を開催している。

令和 7 年度実績 講演会・講座参加者延人数 313人

精神障害者家族のつどい参加者延人数 119人

心のふれあいフェスティバル等交流事業参加者延人数 1,223人

精神障害者スポーツ大会参加者延人数 54人

エ 調査研究

精神保健福祉に関する資料の収集、統計及び調査を実施している。

オ 精神保健福祉相談

(ア) 精神保健福祉相談

精神科医師によるアルコール・薬物、思春期、高齢期等の専門相談を予約制で実施したほか、精神保健福祉相談員、保健師による精神保健福祉に関する相談を随時受け付けている。

令和 7 年度実績 相談延件数 1,721件

相談延件数内訳（令和 7 年度）

電 話	来 所	メー ル	医 師	合 計
1,532件	102件	6件	81件	1,721件

(イ) こころの電話

傾聴専用電話「こころの電話」を設置し、開庁日の午前10時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで実施している。

令和 7 年度実績 こころの電話件数（匿名による相談） 3,407件

カ 組織育成

ボランティア組織、精神障害者家族会等の精神保健福祉に関する団体の育成を行っている。

令和 7 年度実績 こころのボランティア・あおば・千家連定例会参加等 79回

キ 精神医療審査会

(ア) 定期病状報告等の審査（令和7年度）

審 査 件 数					審 査 結 果			
措置入院 決定報告 書	医療保護 入院者の 入院届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 更新届	計	入院等は 適当	他の入院 形態への 移行が適 当	入院継続 不要	審査中
52件	1,179件	21件	770件	2,022件	1,759件	0件	0件	263件

(イ) 退院請求審査（令和7年度）

区 分	請求件数	審査件数	審 査 結 果			審 査 中
			入院継続又は 処遇適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院不要又は 処遇不適当	
退 院 請 求	59件	45件	44 件	1 件	0 件	1 件
処遇改善請求	19件	13件	13 件	0 件	0 件	0 件
計	78件	58件	57 件	1 件	0 件	1 件

ク 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定

令和7年度実績 精神障害者保健福祉手帳判定件数 7,903件
 障害者自立支援医療（精神）判定件数 12,647件

ケ 自殺対策事業

うつ・自殺予防の取組みとして、認知行動療法、人材育成や講演会等を実施している。

令和7年度実績 子ども若者メンタルヘルス研修参加者人数 85人
 ゲートキーパー養成講座参加者延人数 108人
 うつ病集団認知行動療法参加者延人数 47人
 うつ病対策講演会（普及啓発）参加者人数 56人

コ 依存症対策事業

依存症への理解を深めるため、講演会・研修等の他、当事者や家族のための支援を実施している。

令和7年度実績 依存症講演会参加者人数 23人
 依存症支援者教育研修参加者延人数 70人
 ギャンブル相談 42件
 依存症治療回復プログラム参加者延人数 142人
 アルコールミーティング参加者延人数 141人

(3) こども発達相談室

こども発達相談室は、就学前のお子さんの発達に不安を抱える保護者に向けて、心理士等による個別相談を実施している。

位 中央区問屋町1-35（千葉ポートサイドタワー9階）

相 談 状 況 令和7年度実績

相談実人数 502人 相談延べ件数 1,271件

3 各種手当等

(1) 各種手当

事業名	実施年月日	対 象	令和8年度 支給額 (月 額)	令和7年度 受給者数
特別障害者手当	昭61. 4. 1	在宅の20歳以上で身体または精神に重度の障害が重複しているため、常時特別の介護を必要とする障害者（所得制限あり）	30,450円	728人
国 福 祉 手 当 (経過措置)	昭50. 4. 1	在宅の重度の身体または精神障害若しくはこれらが重複する障害者（所得制限あり）	16,560	7
市福祉手当（児）	昭38. 4. 1	20歳未満で身体障害1・2級及び3級～6級の6か月以上寝たきりの身体障害児、知的障害④～概ねBの1並びに精神障害1級の障害児	※ 7,000	1,054
市福祉手当（者）	昭48. 4. 1	20歳以上で身体障害1級及び2級～6級の6か月以上寝たきりの身体障害者、知的障害④～Bの1並びに精神障害1級の障害者（65歳以上新規障害者は対象外）	※ 5,000	7,974
特別児童扶養手当	昭39. 4. 1	在宅の20歳未満で身体障害概ね1～3級（4級の一部）知的障害④～概ねBの1及び精神障害のある障害児の父母または養育者（所得制限あり）	重度 58,450 中度 38,930	1,576
障害児福祉手当	昭61. 4. 1	在宅の20歳未満で身体障害概ね1・2級、知的障害④～⑥の2及び精神障害のある障害児（所得制限あり）	16,560	401

※ 身体障害1・2級、知的障害④～Aの2、精神障害1級のうち2つ以上の障害を持つ障害児者は、10,500円

(2) 心身障害者扶養共済

身体障害、知的障害またはこれらと同程度の精神障害のある者の保護者が加入し、加入者が死亡（重度障害）した場合に、残された障害者に、年金を支給する。

加入者 243人（384口） 受給者 240人（302口） （令和8年3月末現在）

(3) 心身障害者（児）医療費助成

心身障害者（児）が保険診療による治療を受けたとき、治療に要した費用のうち自己負担分を助成する。

受 給 者 数 10,798人

支 給 対 象 身体障害児・者（1級、2級、3級内部障害者）、知的障害児・者（④～B1）
精神障害児・者（1級）

令和7年度実績 302,487件

(4) 精神障害者入院医療費助成（市単）

精神障害者のいる家庭の精神的、経済的負担の軽減を図るため、入院医療費の一部を助成する。

支 給 対 象 市県民税非課税世帯

支 給 条 件 精神障害の治療のため1か月以上入院したとき

支 給 額 月額 自己負担額の2分の1

令和7年度実績 延 817件

(5) 特定医療費（指定難病）助成事業

難病患者の良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の維持向上のため、医療費の一部を助成する。

令和7年度実績 8,418件 （延 123,713件）

4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

サービスの種類			サービスの内容
介護給付	居宅介護	身体介護	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護など。
		家事援助	居宅で調理、洗濯、買物等の家事など。
	行動援護		自己判断能力が制限されている人が行動するときの、危険を回避するために必要な支援、外出支援など。 ※行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象
	短期入所		障害者支援施設等における、短期間の宿泊による介護等のサービス
	重度訪問介護		居宅で入浴、排せつ、食事等の介護など及び外出時における移動等の介護 ※常時介護を要する重度の肢体不自由者並びに行動上著しい困難がある知的障害者及び精神障害者のみ対象
	重度障害者等包括支援		居宅介護等を包括的に提供 ※常時介護を要する障害者（児）で、介護の必要性が著しく高い者のみ対象
	生活介護		主として昼間、障害者支援施設等において入浴、排泄、食事等の介護及び創作活動又は生産活動の機会の提供 ※常時介護を要する障害者のみ対象
	療養介護		主として昼間、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話の供与 ※医療を要する障害者であって常時介護を要する者のみ対象
	施設入所支援		主として夜間、施設に入所する者への入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を供与
	同行援護		重度の視覚障害のある人への外出時における移動の支援等
訓練等給付	共同生活援助		主として夜間、共同生活を営むべき住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の便宜を供与
	自立生活援助		居宅で一人暮らしをしている障害者に、定期的な居宅訪問や随時の対応等による必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
	自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行う。
		生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障害者に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。
	就労継続支援（A型・B型）		通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対する就労の機会の供与
	就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行う。
相談支援	就労選択支援		障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。
	地域移行支援		障害者支援施設や病院等に入所または入院している障害者に、住居の確保等の地域における生活へ移行するための支援を行う。
	地域定着支援		居宅で一人暮らしをしている障害者に、夜間も含む緊急時における連絡等の支援を行う。
	計画相談支援		障害福祉サービス等を申請した人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた利用計画の作成を行う。

・障害福祉サービスの支給決定者数（令和8年3月31日現在） 9,981人

5 地域生活支援給付事業

サービスの種類	サービスの内容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護 ※屋外での移動が困難な障害者等のみ対象
訪問入浴サービス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供 ※居宅において入浴が困難な重度身体障害者等のみ対象
日中一時支援	障害者等につき、障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行う。

・地域生活支援給付の支給決定者数（令和8年3月31日現在） 2,803人

6 在宅サービス

(1) 補装具費の支給

障害のある部分を補い、日常生活や職業活動をしやすくするために必要な補装具の購入または修理に要する費用の支給を行う。

令和7年度実績 購入 930件 修理 724件

(2) 日常生活用具費の支給

重度の身体・知的・精神障害者の日常生活上の不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため、特殊寝台・ストマ用装具・ファックス等の購入に要する費用の支給・貸与。

令和7年度実績 20,597件

(3) おむつ給付等

在宅の重度ねたきり身体障害者などに、紙おむつを給付し、本人や介護家族の負担を軽減する。なお、おむつは自宅まで市に登録された業者が配送する。

令和7年度実績 132人 延利用件数 1,603件

(4) 障害者住宅改造費助成（市単）

重度の障害者のいる世帯に、障害にあった浴室・便所・台所などの改造費を助成する。

対 象 身体障害者1～2級、重度知的障害者（療育手帳㊤～Aの2）

助 成 額 基本額 700,000円

補 助 率

区 分	助成割合	
	市内の業者を利用する場合	市外の業者を利用する場合
生計中心者の市民税所得割額非課税	2 / 2	2 / 2
生計中心者の市民税所得割額143,000円以下	2 / 3	1 / 2
生計中心者の市民税所得割額143,001円～213,000円以下	1 / 3	1 / 4
生計中心者の市民税所得割額213,001円以上	助成対象外	

※平成30年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が8%（従来は6%）

となる一方、道府県民税が2%（同4%）となる。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率6%を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行う。

令和7年度実績 16件

(5) 障害者福祉バスの運行

研修会、レクリエーションなど、障害者の社会活動を促進するため、障害者福祉バスを運行する。

令和7年度実績 88日

(6) ボランティア活動支援

在宅の知的障害者のボランティア活動を推進するため、その活動の機会を用意するとともに、便宜を図る。

令和7年度実績 参加人数 2,464人

(7) 精神保健福祉

ア 精神障害者措置診察・入院の状況 令和7年度実績

申請・通報・届出件数 237件

診察件数 64件（うち緊急措置診察 8件）

措置入院患者数 53件（うち緊急措置入院 6件）

（再掲）夜間・休日における通報対応状況

通報件数 90件

診察件数 30件（うち緊急措置診察 7件）

措置入院者数 25件（うち緊急措置入院 6件）

イ 医療保護入院における市長同意件数 令和7年度実績 189件（うち更新109件）

ウ 精神保健福祉相談指導

各区保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談日を設け、精神科嘱託医による専門相談を実施するほか、随時、精神保健福祉相談員、保健師により精神保健福祉に関する相談に応じている。

また、嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師が、訪問により生活指導等を行っている。

（ア） 精神保健福祉相談

令和7年度

区 分	開催日数	相談件数
精神科嘱託医による相談	延 68日	108件
精神保健福祉相談員・保健師による相談	随 時	2,075件

（イ） 訪問指導

令和7年度実績 訪問件数 211件

エ 社会復帰活動

（ア） デイクエアクラブ

社会復帰を目指す精神障害者を対象に、保健福祉センターにて実施している。

令和7年度実績 110回（6か所） 延人数 343人

（イ） こころと命の相談室

自殺予防の相談窓口を毎週月・金曜日18～21時、日曜日（月1回）10～13時に開設

令和7年度実績 開設日数 134日 利用件数 607件

（ウ） 夜間・休日の心のケア相談

電話及びSNS（LINE）による相談を平日17～21時、土日祝日13～17時に開設

令和7年度実績 開設日数 365日 利用件数 5,469件

（エ） ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに関する相談窓口を平日（月～金曜日）9～17時に開設

令和7年度実績 開設日数 242日 相談件数 1,976件

(8) 福祉タクシー制度（市単）

重度の身体・精神・知的障害者が、タクシーを利用しやすいよう、タクシー利用券（年30回分と人工透析者及び頻繁通院者に限り1回目は100回分、2回目は70回分、人工透析者に限り3回目は110回分を追加交付する。）を交付する。1回につき1,300円（リフト付タクシーは5,500円）を限度に、かかった費用の半分を助成する。

交 付 者 数	5,760人（車イス利用者 1,130人、 その他利用者 4,630人）
交 付 対 象	身体障害者（1～2級）、精神障害者（1級）、重度知的障害者
令和7年度実績	延 68,950枚 助成額 107,457千円

(9) 自動車燃料費等助成制度（市単）

日常生活で自動車を使用する重度の身体・精神・知的障害者に対し、自動車燃料費及び車両維持費に要した費用の一部を年間最大20,000円まで支給する。令和4年8月より制度改正を行い現金支給とした。

支 給 者 数	6,721人
支 給 対 象	身体障害者（1～2級）、精神障害者（1級）、重度知的障害者
令和7年度実績	現金支給 助成費 119,035千円

7 障害者福祉施設

(1) 桜 木 園

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童等に、治療や介護、日常生活の指導等を行う施設である。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

開設年月日	昭和46年8月1日
所 在 地	若葉区桜木8-31-15
敷地面積	7,014.13㎡
延床面積	4,043.71㎡
職 員 数	89（37）人（ ）はうち嘱託・非常勤
対 象 者	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複していて、常時医学的管理のもとに療育・介護する必要のある児童等
定 員	入所50人、短期入所5人、通所20人／日

(2) 大 宮 学 園

障害児の早期療育を行うとともに、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う総合施設である。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

開設年月日	昭和43年6月1日
所 在 地	若葉区大宮町3816-1
敷地面積	5,700㎡
延床面積	1,981.70㎡
職 員 数	34（13）人（ ）はうち嘱託・非常勤
対 象 者	障害のある学齢前児童
定 員	40人
通 園 バ ス	専用中型バス「ひかり号」及びマイクロバス2台

区 分	福祉型児童発達支援センター (ひまわりルーム)	医療型児童発達支援センター (たけのこルーム)
定 員	40 人	10 人
面 積	専用部分 430.2 m ²	380.4 m ²
	共用部分 621.5 m ²	549.6 m ²
	合 計 1,051.7 m ²	930.0 m ²
対 象 者	知的発達に遅れのある3歳以上の学齢前児童	肢体の不自由な学齢前児童

(3) 療育センター

障害児の早期発見・早期療育を行うとともに、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う総合施設である。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

開設年月日 昭和56年6月1日

所 在 地 中央区末広3-22-21 (分館：美浜区高浜3-3-1)

敷地面積 5,921.23m²

延床面積 1,995.02m²

区 分	療育相談所	児童発達支援 セ ン タ ー	相談支援事業所 ぱれっと	障 害 福 祉 サービス事業所 (いずみの家)	身体障害者 福祉センター (ふれあいの家)
定 員		30	—	40	
面 積	専用部分 680.65m ²	650.85	66.3	598.40	557.21
	共用部分 132.72m ²	136.74	0	232.90	468.80
	合 計 813.37m ²	787.59	66.3	831.30	1,026.01
事 業 内 容 ・ 対象者	障害児の早期発見・早期療育のための相談・検査	障害のある学 齢前児童	障害児、障害 者の障害児相 談支援及び計 画相談支援	知的障害者の 就労支援	身体障害者の レクリエーシ ョンや社会参 加等の支援

職 員 数 96 (42) 人 () はうち嘱託・非常勤

通 園 バ ス 児童発達支援センター園児送迎用2台

(4) 民間福祉作業所等運営費助成

ア 心身障害者ワークホーム運営費助成

一般家庭の居室などを利用し、在宅の障害者が集い、ふれあいながら軽作業を行い、生きがいや社会参加への意欲を高めることを目的としたワークホームに対し運営事業費を補助する。

対 象 障害者または障害者の保護者等（ボランティアを含む。）5人以上で構成される団体

助 成 内 容 1か所当り整備費 100,000円限度（開設時のみ）
1人当り事業費（月額） 15,000円限度
1か所当り事務費（指導員手当） 年額 2,275,000円限度
（居室賃借料） 月額 108,000円限度
（敷金等） 324,000円限度
（更新料） 108,000円限度

令和7年度実績 11か所 46,735千円

イ グループホーム及び生活ホーム運営費助成

独立した生活を求めている障害者に、居室などを提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、自立の助長を促進する。

令和7年度

サービス種別	種目	対象数	決算額
グループホーム	運営費	124か所	133,219千円
知的障害者生活ホーム	運営費	4か所	5,256千円

(5) 精神障害者共同作業所運営費助成

精神障害者家族会等が運営する精神障害者共同作業所の運営費を助成する。

令和7年度実績 2か所 5,977千円

(6) 障害児施設入（通）所

入所施設では、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与、治療を行う。通所事業所では、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練、治療、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行い、また、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

令和7年度（延人数）

	入 所	通 所
契 約 制 度	160人	60,447人
措 置 制 度	533人	110人

13 そ の 他 の 事 業

1 社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

地域住民、社会福祉関係者の参加、協力のもと、地域に根ざした社会福祉の向上を図るため、昭和27年2月5日に設立され、昭和42年3月に社会福祉法人となった。

社会福祉法において、地域福祉の推進役として明確に位置づけられ、地区部会への支援をはじめ、ボランティアの育成、福祉サービスの提供、各種相談事業を行っている。

千葉市ハーモニープラザ内に事務局を置き、同プラザ内で運営するボランティアセンターでは市民のボランティア活動の推進・支援を行うとともに、指定管理者として社会福祉研修センターの管理運営、成年後見支援センター、子どもルーム、生活自立・仕事相談センターの運営及び生活支援コーディネーター業務を市から受託している。

また、地域に身近な組織として6区の保健福祉センター内に区事務所と区ボランティアセンターを設置している。

さらに、令和2年4月1日付け社会福祉法人千葉市社会福祉事業団との合併により、指定管理者として桜木園などの社会福祉施設の管理運営のほか、和陽園、中央いきいきプラザ内デイサービスセンター等の経営を行っている。

このほか、包括的相談支援等業務を受託し、「福祉まるごとサポートセンター」を本市と協働で運営している。

(1) 組織及び人員

理事(20) (うち会長(1)、副会長(2)、常務理事(1)、和陽園長(1) (＊)、監事(3))

事務局長 (＊) — 事務局次長(1)
(＊常務理事兼務)

総務企画課長 (1) — 総務企画班 (6)
— 経理班 (3)
— 社会福祉研修センター (4)
— 施設経営担当課長(1) — 施設経営班 (6) (＊)

地域福祉推進課長(1) — 地域福祉推進班 (3)
— ボランティアセンター所長 — ボランティアセンター (3)
(＊地域福祉推進課長兼務)
— 福祉まるごとサポートセンター (3)

社会福祉課長(1) — 社会福祉班 (3)
— 地域支援班 (3)
— 相談支援班 (3)

児童育成課長(1) — 児童育成班 (5)

千葉県成年後見支援センター (6)

各区事務所 (6区計 42)

職員 326 名

(内、市派遣職員 3 名、
再雇用 6 名含む。非常勤等は除く)

桜木園 (51)
和陽園 (50)
(＊理事兼務 1 名含む)
療育センター (61)
大宮学園 (22)
障害者福祉センター (5)
中央いきいきプラザ (6) (蘇我いきいきセンター含む)
花見川いきいきプラザ (6) (花見川・さつきが丘いきいきセンター含む)
稲毛いきいきプラザ (5) (あやめ台いきいきセンター含む)
若葉いきいきプラザ (6) (大宮・都賀いきいきセンター含む)
緑いきいきプラザ (6) (越智・土気いきいきセンター・おゆみ野ふれあい館含む)
美浜いきいきプラザ (5)
いきいきプラザ内デイサービスセンター (6) (中央・花見川・美浜含む)

(2) 主な事業

- ア 地区部会への支援
- イ ボランティア活動の振興
- ウ 日常生活自立支援事業
- エ 各種資金の貸付
- オ 子どもルームの運営
- カ 成年後見制度の普及啓発

- キ 社会福祉研修センターの管理運営
- ク 生活自立・仕事相談センターの運営
- ケ 生活支援コーディネーター業務
- コ 民生委員児童委員協議会、日本赤十字社千葉市地区本部及び共同募金会千葉市支会の事務局
- サ 桜木園の管理運営
- シ 療育センター、大宮学園、障害者福祉センターの管理運営
- ス 老人福祉センター等の運営
- セ 和陽園、中央いきいきプラザ内デイサービスセンター等の経営
- ソ 包括的相談支援等業務（福祉まるごとサポートセンターの運営）

第 8 章

消 防 局

1 消 防 体 制

消防局では、「市民の安全・安心を守る」を第一義として、今後20年間に本市消防が目指す姿を明確にするとともに、これを実現するための基本目標、方向性、施策等を示す消防の基本計画として、平成24年3月に「千葉市消防局中長期計画」を策定した。

この計画に基づき、3つの運営方針、11項目の重点目標から成る本年度の消防局重点事業方針を下記のとおり定め、消防体制の整備充実を図る。

令和8年度 消防局重点事業方針

運営方針1 あらゆる災害に対応するための消防体制の整備

- 各種施策の推進による消防基盤の整備
- 人材の確保及び働きやすい職場環境づくりの推進
- 消防施設及び消防車両の整備による消防力の充実強化
- 消防学校教育の充実による人材育成の推進

運営方針2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

- 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化
- 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化
- 災害発生に備えた消防指令体制の充実強化
- 機動力を活用した航空消防体制の充実強化

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

- 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進
- 査察業務の推進による火災予防対策の的確な対応
- 保安確保のための指導行政体制の整備

この重点事業方針は、千葉市基本計画、千葉市消防局中長期計画に基づき、令和8年度に消防局が重点的に取り組む施策を明記した組織としての方針であり、本市消防行政を運営するための指針となるものである。

厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面しているが、引き続き、市民の安全・安心を守るため、この組織としての方針に基づき、掲げた目標の達成に向けて、すべての職員が同じ意識を持ち、総力をあげて取り組むことにより、消防行政のレベルアップを目指すものである。

2 消防力の現況

1 消防職員の配置状況

定 員 946人

実 員 935人

階級 配置	消防司監 (消防長)	消 正 防 監	消 防 監	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	消 防 士	そ の 他 の 職 員	合 計
消 防 局	人 1	人 4	人 8	人 6 (2)	人 54 (3)	人 49 (2)	人 35 (5)	人 —	人 49 (2)	人 1 (1)	人 207 (15)
中 央 消 防 署	—	1	—	4 —	32	33 (1)	44 (2)	—	42 (2)	—	156 (5)
花 見 川 消 防 署	—	—	1	3	28 —	23 —	31 (2)	—	39 (1)	—	125 (3)
稲 毛 消 防 署	—	—	1	3	17	14 (1)	18 (2)	—	21 (3)	—	74 (6)
若 葉 消 防 署	—	—	1	3	33 (1)	33 —	38 (2)	—	36 (1)	—	144 (4)
緑 消 防 署	—	—	1	3	30 (1)	28 (1)	34 (3)	—	32	—	128 (5)
美 浜 消 防 署	—	—	1	3	22 (2)	18 (3)	27 (1)	—	30 (2)	—	101 (8)
合 計	1	5	13	25 (2)	216 (7)	198 (8)	227 (17)	—	249 (11)	1 (1)	935 (46)

※ () は女性消防士で内数

※ 定数外職員を含む。再任用短時間勤務職員を除く。

2 消防力の整備指針に基づく算定数と現有数との比較

区 分	署 所	消 防 署 に 配 置 す べ き 消 防 自 動 車 等 の 数							消防局署に 配置すべき 人 員
対 象	消 防 署所数	消 防 ポンプ 自動車	梯 子 自動車	化学車	救 急 自動車	救 助 工作車	消防艇	消 防 ヘリコプター	
算定数	25 ^{か所}	44 ^台 ※1	6 ^台	3 ^台	27 ^台 ※1	6 ^台	1 ^艇	2 ^機	1.078 ^人
現有数	25	44 ※1	6	3	27 ※1	5	1	2	946 ※2
比 較	0	0	0	0	0	△1	0	0	△132

※1 予備車（非常用消防ポンプ自動車・非常用救急自動車）を含まず。

消防ポンプ自動車の算定数は、整備指針第10条の規定により、5台減じている。

※2 定員

3 車両等配置状況

大分類		緊急自動車等																										緊急自動車以外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
中分類		消火系										救助系		救急系		指揮系		特殊装備系						後方支援系						その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小分類		水槽付消防ポンプ自動車		消防ポンプ自動車		化学消防ポンプ自動車		大型化学消防ポンプ自動車		救助工作車		特別高度工作車		救規格救急自動車		指揮車		無線中継車		梯子付消防自動車		大型高所放水車		泡原液搬送車		高発泡排煙車		照明車		呼吸器充填車		遠距離送水車		資機材搬送車		人員輸送車		支援車		救援車		燃料補給車		査察車		査察防火指導車		火災原因調査車		広報車		消防艇		ヘリコプター		ヘリコプター用電源車		フォークリフト		司令車		大型・中型輸送車		連絡車		トラック		乗用車		防災普及車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
局 署 別		合 計	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用	同 非常用

3 消 防 施 設

1 消防局・消防署等の配置状況

区分	庁 舎 名		所在地・地番	取得年月日	主要構造	階層	建築延面積	敷地面積
消防局・中央消防署	消防局・中央消防署		長洲1-2-1	平成10. 10. 22	地下：鉄筋コンクリート造 地上：鉄骨造一部鉄骨鉄筋 コンクリート造	B1・8F	9, 378. 72㎡	3, 466. 21㎡
	消防総合 センター	消防学校管理棟（校舎）	平川町1513-1	平成 8. 1. 11	鉄筋コンクリート造	3 F	1, 506. 88㎡	65, 469. 42 ㎡
		消防学校宿舎棟		平成 8. 1. 11	〃	2 F	1, 200. 32㎡	
		航空隊庁舎		平成 6. 3. 10	〃	2 F	345. 13㎡	
		整備工場		平成 3. 3. 30	鉄 骨 造	2 F	874. 47㎡	
	救助救急センター		高洲4-1-16	昭和62. 2. 7	鉄筋コンクリート造	3 F	1, 266. 51㎡	1, 073. 54㎡
	中央消防署（消防局合同）							
	蘇我出張所		今井3-30-2	平成13. 3. 30	鉄筋コンクリート造	3 F	700. 19㎡	405. 15㎡
	宮崎出張所		宮崎町531-62	平成29. 3. 28	鉄筋コンクリート造	2 F	820. 30㎡	990. 00㎡
	生浜出張所		生実町13	昭和61. 2. 27	鉄筋コンクリート造	平家	376. 06㎡	1, 639. 95㎡
中央	臨港出張所		中央港1-5-1	昭和54. 9. 17	鉄筋コンクリート造	3 F	1, 085. 80㎡	3, 083. 60㎡

区分	庁 舎 名	所在地・地番	取得年月日	主要構造	階層	建築延面積	敷地面積
花見川	花見川消防署	犢橋町107-2	平成15. 10. 30	鉄筋コンクリート造	2F	1,956.95㎡	7,374.47㎡
	幕張出張所	幕張町5-226-1	平成20. 6. 30	鉄筋コンクリート造	2F	707.86㎡	886.11㎡
	畑出張所	建 替 中					1,000.00㎡
	作新台出張所	作新台1-2-1	昭和48. 4. 11	鉄筋コンクリート造一部 鉄 骨 造	2F	320.52㎡	1,000.02㎡
稲毛	稲毛消防署	穴川4-12-2	平成 4. 3. 6	鉄筋コンクリート造	2F	2,066.88㎡	3,398.48㎡
	西千葉出張所	緑町1-5-10	平成元. 2. 27	鉄筋コンクリート造	2F	548.52㎡	405.67㎡
若葉	若葉消防署	金親町244-1	平成22.11.10	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨鉄筋コンクリート造	2F	1,963.61㎡	4,262.77㎡
	桜木出張所	加曽利町1590	昭和55. 1. 16	鉄筋コンクリート造	平家	308.88㎡	1,652.62㎡
	大宮出張所	大宮町3090-1	平成11. 3. 17	鉄筋コンクリート造	2F	709.93㎡	1,450.82㎡
	都賀出張所	都賀の台2-20-21	昭和51. 3. 1	鉄筋コンクリート造	平家	266.70㎡	1,021.28㎡
	泉出張所	中田町976-6	昭和55. 3. 31	鉄筋コンクリート造	平家	340.43㎡	1,816.98㎡
	殿台出張所	殿台町436-4	昭和59. 3. 30	鉄筋コンクリート造	平家	456.66㎡	2,406.07㎡
緑	緑消防署	おゆみ野3-15-1	平成 3.12.20	鉄筋コンクリート造	2F	1,739.98㎡	3,043.00㎡
	誉田出張所	誉田町2-26-1	平成10. 3. 31	鉄筋コンクリート造	2F	696.35㎡	927.46㎡
	土気出張所	土気町1299-4	昭和56. 2. 25	鉄筋コンクリート造	平家	317.02㎡	1,626.78㎡
	越智出張所	越智町1701-6	昭和58. 5. 30	鉄筋コンクリート造	2F	408.00㎡	1,217.79㎡
	あすみが丘出張所	あすみが丘8-19-9	令和 3. 1. 20	鉄筋コンクリート造	2F	735.11㎡	1,498.77㎡
美浜	美浜消防署	真砂5-15-6	平成 2. 3. 31	鉄筋コンクリート造	2F	1,697.88㎡	3,413.71㎡
	高浜出張所	高浜4-1-5	昭和53. 3. 31	鉄筋コンクリート造	平家	308.88㎡	2,000.00㎡
	打瀬出張所	打瀬1-1	平成 5. 3. 22	鉄筋コンクリート造	2F	1,168.85㎡	2,999.99㎡

2 消防指令センター（消防局庁舎7階）

消防指令センターは、平成25年4月1日から「ちば消防共同指令センター」として運用を開始しており、千葉県内北東部・南部の20消防本部が119番通報の受信や出動指令、通信の統制及び情報の収集伝達など、消防指令業務を共同で運用している。また、情報通信技術を集積した指令システムによる消防部隊の集中管理を行い、消防救急デジタル無線を活用した消防部隊の運用だけでなく、隣接市町村への応援や大規模・広域災害等の発生時において、迅速的確な災害対応を行っている。

「119番」は令和8年4月の指令システム全体更新に伴い、119番通報の受信方式を従来のアナログ回線から光回線方式へ移行し、通信基盤の高度化及び安定性の向上を図った。また、電子メールやFAX、インターネットによる通報にも対応した受付や外国語通報に対応するための多言語コールセンターの活用、通報者と映像によるコミュニケーションを行うことができる映像通報システム（Live119）を導入している。

このほか、指令センターには医師1名が常駐し、救急救命士等に対して指示、指導・助言を行っている。

令和7年中の千葉市の119番受付件数は89,274件で1日当たり約244件となっている。

3 署別水利状況

(単位：か所)

区分 署別	消 火 栓			防 火 水 槽				そ の 他						合 計
	小計	150mm 以上	150 mm 未満	小計	100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	小計	河川・ 溝等	海・ 湖	プール	濠 池等	40 m ³ 未満の 貯水槽	
中央消防署	3,531	1,757	1,774	326	51	60	215	192	27	7	38	4	116	4,049
花見川消防署	2,333	1,097	1,236	221	22	7	192	154	13	0	39	2	100	2,708
稲毛消防署	1,924	909	1,015	204	25	5	174	109	1	0	32	2	74	2,237
若葉消防署	2,268	1,292	976	344	20	1	323	355	55	0	37	8	255	2,967
緑 消 防 署	2,024	959	1,065	281	14	4	263	163	27	0	25	7	104	2,468
美浜消防署	901	719	182	283	19	28	236	71	13	0	43	0	15	1,255
合 計	12,981	6,733	6,248	1,659	151	105	1,403	1,044	136	7	214	23	664	15,684

4 耐震性貯水槽設置状況

大規模地震火災対策整備事業の一環として、震災時の出火や、大規模火災時に消防水利として使用するため、昭和52年度に市街地で木造建物が密集する地域や広域避難場所に指定された公園などに設置され、現在では、132か所に設置されている。構造は、耐久性及び水密性に優れ、震災に耐えうるよう設計され、水道断水による消火栓使用不能時に大きな効果を発揮するとともに、平常時の火災発生時においても、消火栓の使用と並行し水量確保に効果を発揮している。

5 緊急消防援助隊

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するために創設され、平成16年には消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化が行われた。

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災では、2月27日から3月10日までの12日間にわたり、当局から延べ44隊159人を派遣し、県内初の女性職員（計3人）の派遣も実施した。令和8年4月1日現在、当局からは重複を除き43隊164人を登録している。

4 火 災 統 計

1 火災発生状況

区 分	火 災 件 数			焼 損 棟 数	り 災 世 帯 数	り 災 人 員 数	死傷者数		焼 損 面 積		損 害 見 積 額		
	建	そ	計				死	負	建	林	建	そ	計
	物	他					亡	傷	物	野	物	他	
	件	件	件	棟	世帯	人	人	人	m ²	a	千円	千円	千円
令和 6 年	155	104	259	191	161	277	13	60	4,785	7	450,181	31,564	481,745
令和 7 年	166	132	298	214	134	266	9	34	7,360	42	539,378	81,666	621,044
対前年 増 減	+11	+28	+39	+23	-27	-11	-4	-26	+2575	+35	+89,197	+50,102	+139,299

2 原因別火災状況

令和 7 年

区 分	放 火	た ば こ	配線関係	電気機器	たき火	そ の 他
件 数	58	40	40	34	29	97
比率（％）	19.5	13.4	13.4	11.4	9.7	32.6
対前年増減	+18	+4	+9	+9	+10	

※上位原因別

5 救 急 統 計

区 分	出動件数	搬送人員	事 故 種 別（出 動）										
			急 病	一般負傷	交 通	自損行為	加 害	運動競技	労働災害	火 災	水 難	自然災害	そ の 他
	件	人	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
令和 5 年	69,155	57,658	47,533	9,742	3,505	638	418	334	491	281	13	10	6,190
令和 6 年	69,429	58,464	47,052	10,220	3,389	619	397	404	507	317	21	1	6,502
令和 7 年	68,289	57,380	46,292	10,304	3,355	721	379	416	528	310	24	3	5,957

6 救 助 活 動

令和 7 年

事故 種別	火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	風 自 水 然 害 災 等 害	機 よ 械 り に 事 に 故	建 よ 物 り 等 事 に 故	ガ 酸 ス 欠 及 事 び 故	破 裂 事 故	そ 事 の 他 の 故	合 計
出動件数	104	85	19	0	3	434	5	0	404	1054
活動件数	104	57	14	0	2	410	5	0	124	716
救助人員	4	51	12	0	2	232	3	0	24	328

※その他の事故には、誤報、いたづらを含む。

7 予 防 業 務

1 各種講習会実施状況

令和7年度

講習会名	防火管理講習			防災管理 新規講習	防火・防災管理講習		防火管理者等の 実務講習
	甲種 新規講習	乙種	甲種 再講習		新規講習	再講習	
回数	13	13	9	3	4	3	9
受講者数(人)	1143	115	670	101	386	159	47

2 広報活動

市民と消防の意思の疎通を図り、市民生活に密着した消防行政を推進するため、あらゆるメディア等を活用し積極的に広報活動を展開している。

- (1) 防火・防災訓練 — 各地域別に随時実施
- (2) 防火指導 — 幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校を対象に実施
- (3) 防火資料配布 — 各種防火パンフレットを随時配布
- (4) テレビ・ラジオ — テレビ・ラジオ等に資料提供又は出演し、消防広報を実施
- (5) 新聞・広告・各種雑誌 — 各新聞社、市政だより、消防業界紙、各事業所等の機関紙等に随時資料提供し掲載を依頼
- (6) ITを活用した広報 — ウェブサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）動画投稿等を活用し、広報活動を実施
- (7) 音楽隊出場 — 消防、市行事などに出場し広報活動を実施
- (8) 主催コンサート — 年間4回開催し、広報活動を実施
- (9) 消防局署所施設見学 — 幼稚園、保育所（園）、小学校などを対象に、申し込みにより適時実施
- (10) 消防局市民見学会 — 市民を対象に開催し、訓練の見学や体験を通じて、消防への理解を深める。

3 民間協力体制

(1) 千葉市防火協会

51地区 1,101団体

町内（自治会）を推進母体として消防機関と協力し、防火思想の普及、防火意識の高揚を目的としている。

(2) 千葉市防火管理者協議会

加入事業所数 815事業所

防火管理者相互の連絡を密にするとともに、職場の防火管理知識の養成のための講習会、研修会、防火思想の普及を行う等、安全な職場づくりを目的としている。

(3) 千葉市危険物安全協会

加入事業所数 209事業所

危険物取り扱い関係者の連絡協調を図るとともに、危険物に係る安全管理、災害予防上の知識、技術の研究、危険物災害予防思想の普及啓発等を行い危険物災害の防止を目的としている。

(4) 千葉市千葉港沿岸地区防災協議会

加入事業所数 15事業所

本市沿岸地域に所在する危険物関係事業所が、その地域の災害に対して相互に協力し、災害の軽減を図ることを目的としている。

(5) 千葉市消防設備協会

加入事業所数 67事業所

建築物の設計・施工及び消防用設備等の施工・点検業者等により構成されており、消防関係法令の運用、改正等について効率的な周知を図るとともに、消防設備士及び消防設備点検資格者の把握とその指導、育成を目的としている。

(6) 民間消防防火クラブ

3団体

市民の安全な暮らしを守るため各町内自治会・子供会・幼稚園等クラブ員を定めて、防火意識の高揚を図ることを目的としている。

ア 女性消防クラブ 56 人

イ 少年消防クラブ 3,395 人

ウ 幼年消防クラブ 2,718 人

8 消 防 団

1 階級別消防団員数

(単位：人)

階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
実 員	1	13 (1)	24 (6)	16	71 (16)	101 (21)	482 (113)	708 (157)

定員 840人 平均年齢 49.2歳 ※ () は女性消防団員で内数

2 消防団員年額報酬

(単位：円)

階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	操 縦 手	団 員
年額報酬	82,500	69,000	50,500	45,500	40,000	37,000	※	36,500

※年度中に1回以上消防団車両を運転した操縦手は、年額報酬に1,000円を加算して支給する。

※機能別団員については、年額報酬12,000円を支給する。

3 消防団員出動報酬

(単位：円)

区 分	水 ・ 火 災	警 戒	演 習 ・ 訓 練	備 考
出 動 手 当	8,000	3,500	3,500	支給単位：1日につき

4 消防団補助金

区 分	本部・方面隊運営費	分団運営費	部 運 営 費	備 考
運 営 費	本部・6方面隊の団員1名につき1千円を支給	分団の部1部につき10千円を支給	1部につき27千円を支給	支給は年1回一括支給

5 消防団機械配備状況

分 団 名	団 員 数 (人)	種 別		受 持 区 域
		小型動力ポンプ 付積載車 (台)	台車付小型動力 ポンプ (台)	
本 部	8	2	3	千葉市全域
機能別団員	59	—	—	千葉市全域
方 面 隊	12	—	—	各行政区域
第 1 分 団	38	3	—	中央区富士見1丁目ほか19町
第 2 分 団	34	2	3	中央区中央1丁目ほか24町
第 3 分 団	54	2	2	中央区蘇我町1丁目ほか24町
第 4 分 団	49	3	1	花見川区天戸町ほか17町
第 5 分 団	26	2	—	花見川区犢橋町ほか5町
第 6 分 団	16	1	1	花見川区柏井町ほか8町
第 7 分 団	40	2	1	稲毛区穴川町ほか17町
第 8 分 団	36	2	2	稲毛区長沼町ほか10町
第 9 分 団	49	1	2	若葉区桜木町ほか15町
第 10 分 団	16	1	1	若葉区大宮町ほか7町
第 11 分 団	36	5	—	若葉区中野町ほか2町
第 12 分 団	29	2	1	若葉区多部田町ほか11町
第 13 分 団	20	2	—	若葉区中田町ほか5町
第 14 分 団	19	2	—	若葉区下泉町ほか7町
第 15 分 団	48	2	—	緑区富岡町ほか19町
第 16 分 団	21	3	—	緑区土気町ほか8町
第 17 分 団	20	3	—	緑区板倉町ほか5町
第 18 分 団	78	1	—	美浜区高洲1丁目ほか14町
合 計	708	41	17	

6 活動状況

消防団は、郷土愛護の精神に基づき市内在住・在勤及び在学の有志の人々により組織されており、通常は各自の職業に従事しながら、非常時には郷土を災害から守るため献身的な活動をしている。

令和7年度においては、延べ人員7,513人が活動しており、消防団員一人当たり約11回、その内訳は、火災等34回138人、警戒・訓練等884回7,375人である。

9 公益財団法人千葉市防災普及公社

平成7年7月1日、都市化の進展に対応する防火管理体制の推進、到来する高齢化社会における住宅防火及び救急需要に備えた防火防災意識の普及、地震及び救急事故等災害時における被害の軽減を図り、市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立され、平成23年4月1日付で公益財団法人へ移行した。

1 組織及び人員

理事長(常勤)―常務理事兼事務局長(常勤)―事務局次長(職員)	管 理 係(職員3、有期雇用職員4)	
	救命指導班(職員2、有期雇用職員5)	
	防災普及班(職員2、有期雇用職員3)	
役員等	理事7人	監事1人 評議員7人
職 員	8人	有期雇用職員 12人(うち防災普及指導業務10人、事務補助2人)

2 主な事業内容及び活動実績

(1) 防災意識の普及及び広報に関する事業

防火防災訓練等体験指導

消火器取扱要領(受託事業)	(85回 2,381人)
天ぷら油発火実験(受託事業)	(44回 1,487人)
応急手当要領(受託事業)	(45回 1,240人)
防災講話	(133回 6,143人)
地震体験(受託事業)	(243回 11,577人)
煙体験(受託事業)	(111回 5,188人)
119番通報体験(受託事業)	(31回 730人)
防災啓発DVDの貸出	(70件 144本)
防災イベントの実施	(20回 691人)

甲種防火管理新規講習(受託事業) (13回 1,143人)

乙種防火管理講習(受託事業) (上と同時開催 115人)

甲種防火管理再講習(受託事業) (9回 670人)

防火管理者等実務講習(受託事業) (上と同時開催 47人)

防災管理新規講習(受託事業) (3回 101人)

防火・防災管理新規講習(受託事業) (4回 386人)

再講習(受託事業) (3回 159人)

自衛消防技術講習(受託事業) (2回 40人)

防火管理講習等用教材の頒布 (4,727冊)

防災実務研修 (6回 129人)

(4) 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

普通救命講習(受託事業) (430回 6,068人)

上級救命講習(受託事業) (40回 976人)

けがの手当教室 (4回 42人)

パパ・ママ救命教室 (15回 117人)

初級救命講習の参加証交付 (40回 457人)

救命講習用教材の頒布 (1,974個)

(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

イベント等への支援協力	(15回)
市民への表彰に伴う記念品の供与	(8件)
備蓄食糧及び資機材の整備	備蓄食糧 (1,070食)
保存水	(360本)

(3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業

自衛消防業務講習 新規講習	(12回 416人)
再講習	(7回 222人)
防火対象物点検資格者講習	(1回 41人)
再講習	(1回 26人)

(5) 防災物品等の普及促進に関する事業

住宅用消火器の販売 (249本)

廃消火器の回収 (432本)

応急手当処置用品の販売 (385個)

防災物品等の販売 (518個)

() は令和7年度実績

3 出 捐 金

205,000 千円(基本財産 200,000 千円、運用財産 5,000 千円)

第 9 章

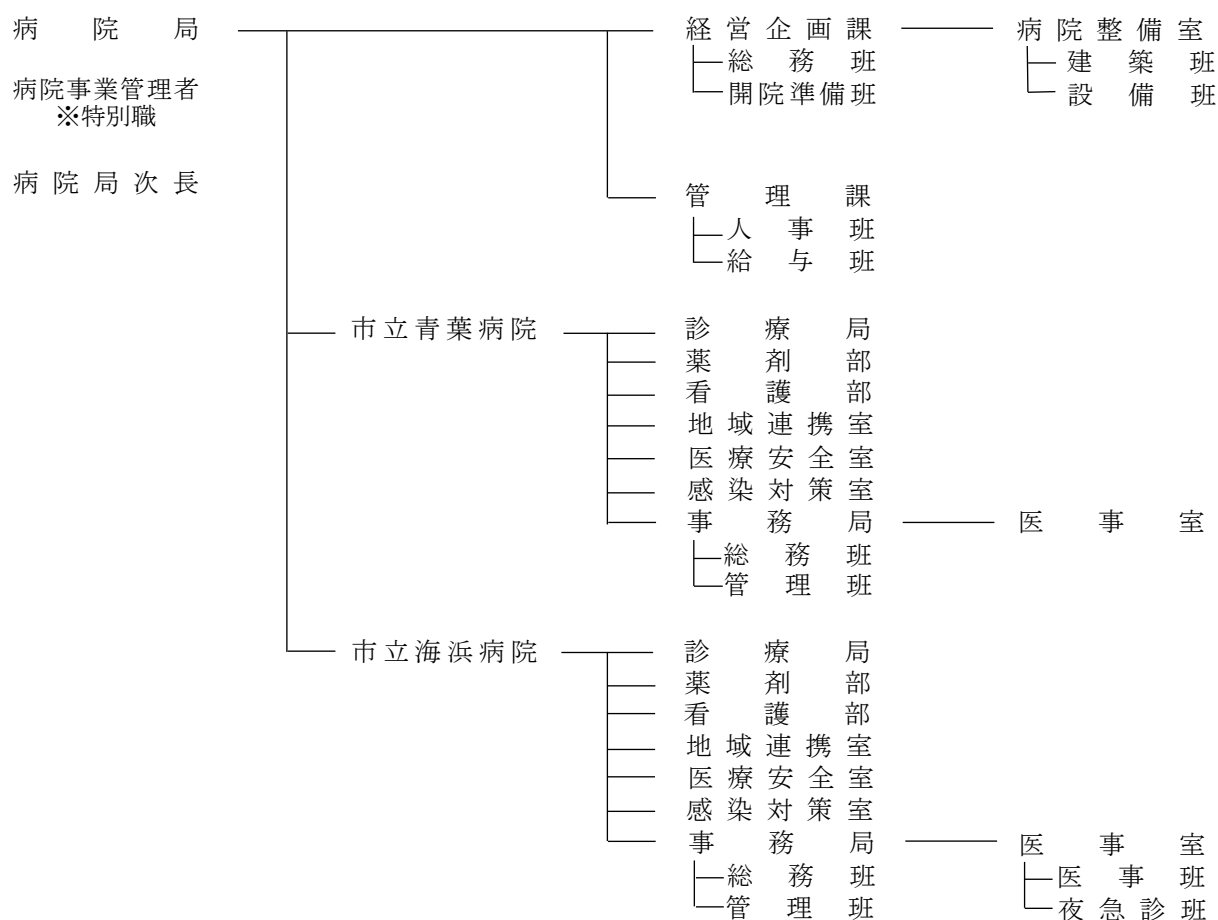
病 院 局

1 病 院 事 業

本市における2つの市立病院（青葉病院・海浜病院）は、平成23年4月より病院事業の経営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行し、病院事業管理者のもと、救急医療や小児・周産期医療などの政策的医療に積極的に取り組むとともに、市民が必要とする安全・安心で高度な医療の提供及び健全な病院経営の確立に努めている。

今後も地域における必要な医療提供体制の確保と持続可能な病院経営を目指す。

1 組織図



2 予算状況

（単位：千円）

区 分		令和 8 年度予算額		令和 7 年度予算額	
		金額	一般会計繰入金	金額	一般会計繰入金
収益的収支	収 入	29,356,829	5,396,400	25,711,983	4,320,835
	支 出	32,609,244	—	27,326,838	—
資本的収支	収 入	8,406,200	2,239,600	25,809,247	1,998,465
	支 出	9,515,904	—	27,175,034	—

3 市立青葉病院

当病院は、昭和14年8月に市立葛城病院として設立され、その後、改築整備を行い、昭和43年4月に市立病院と改称した。市立病院の老朽化や、少子・高齢化の進展による医療環境の変化、多様化する医療ニーズなどに対応するため、平成15年5月に新築・移転し、市立青葉病院として開院した。

平成 27 年 10 月に救急棟を増築、平成 28 年 4 月に地域医療支援病院、翌 29 年 4 月に災害拠点病院の指定を受けた。また、感染症指定医療機関として、結核を含む感染症患者を引き続き積極的に受入れるなど、救急や災害時の公立病院に求められる機能を発揮しつつ、千葉市の急性期医療の中核病院としての役割を果たしている。

(1) 施設

区 分	病 棟	救急棟	付属棟他	院内保育所
敷地面積	26,800㎡			
構 造	あおば館（高層棟）5 階建SRC、RC造 わかば館（低層棟）3 階建RC造	3 階建RC造	付属棟1,2RC造 駐車場棟RC造 身障者駐車場S造 他	2 階建S造
延床面積	28,246㎡	848㎡	4,994㎡	385㎡

(2) 病床数 369床

一般病床307床（うち救急8床）、精神病床56床、感染症病床6床

(3) 診療科目（27科目） 内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、感染症内科、糖尿病・代謝内科、内分泌内科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、病理診断科、救急科

(4) 職員数

（単位：人）

職 員 数	医師・歯科医師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	栄養士	心理療法士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床工学技士	視能訓練士	歯科衛生士	看護師	助産師	事務員	技術員	診療情報管理士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	計
人員	76	30	28	19	6	2	11	8	2	7	2	1	396	2	16	3	5	5	6	1	626

(5) 外来・入院患者取扱状況

令和 7 年度

外来患者		入院患者	
患者数	1 日平均	患者数	1 日平均
189,658人	784人	104,858人	287人

※外来稼働日数242日

4 市立海浜病院

当病院は、昭和59年10月の開院以降、「市民に選ばれる市民のための安心で心あたたまる病院」を理念に掲げ、当院での治療を必要とする患者を1人でも多く診療すること、胎児から高齢者まで切れ目のない医療を提供することを使命として、安心で高度な医療を提供している。当院の強みである小児・周産期医療では、地域小児科センターとして24時間365日小児救急患者を受け入れているほか、地域周産期母子医療センターとしてハイリスク分娩や新生児集中治療などの高度医療を提供している。救急医療では、令和7年度は7,173件の救急搬送を受け入れたほか、令和5年9月からは医師及び救急救命士が同乗する病院独自の患者搬送車（高規格救急車）を運用し、消防局救急隊の負担軽減と地域医療連携の強化を図っている。令和8年10月からは、海浜幕張地区に移転し幕張海浜病院として診療を開始する予定である。

(1) 施設

区 分	病棟	診療棟	放射線治療棟	エネルギー棟	看護師宿舎	院内保育所	その他
敷地面積	28,186㎡						
構 造	鉄筋コンクリート造7階 塔屋1階	鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造平屋	鉄筋コンクリート造5階 (50室)	軽量鉄骨造2階	軽量鉄骨造平屋建他
延床面積	18,568㎡				1,905㎡	427㎡	435㎡

(2) 病床数 293床

(3) 診療科目（29科目） 内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、感染症内科、糖尿病・代謝内科、内分泌内科、小児科、小児科（新生児）、小児外科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、病理診断科、救急科

(4) 職員数

（単位：人）

職 員 数	医 師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床工学技士	視能訓練士	救急救命士	看護師	助産師	事務員	技 術 員	診療情報管理士	社会福祉士	精神保健福祉士	心理療法士	介護福祉士	技 能 員	計
人員	89	26	27	23	7	9	6	2	9	3	2	382	33	18	4	4	5	1	2	3	3	658

(5) 外来・入院患者取扱状況

令和7年度

外来患者		入院患者	
患者数	1日平均	患者数	1日平均
125,843人 (10,022)	506人 (27)	77,888人	213人

※外来稼働日数242日

（ ）は、夜急診分で内書き、稼働日数365日

第10章

市 民 局

1 コミュニティ施設

コミュニティ活動の促進と市民の連帯感の醸成の場として市内にコミュニティ施設13館を設置している。
管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

千葉市コミュニティセンター施設一覧

施設の名 称		中央コミュニティセンター	松 波 分 室	蘇我コミュニティセンター
所 在 地		中央区千葉港2-1	中央区松波2-14-8	中央区今井1-14-43
開 館 日		昭和49年 7 月 30 日	平成13年 2 月 15 日	昭和54年 4 月 1 日
面 敷 地 面 積 積 建 設 面 積 ㎡ 延 床 面 積	大規模改修工事のため令和7年4月1日から休止中。 (令和10年度以降に施設利用を再開する予定)		母屋：木造 2 階建 茶室：木造平屋建	鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建
			1, 414	7, 625
			156	2, 263
			299	5, 524
建 設 費		—	—	663, 031 千円
指 定 管 理 者		—	シンコースポーツ(株)	Fun Space・オーチャー共同事業体
延 利 用 人 数 (令 和 7 年 度)		—	9, 117 人	199, 516 人
併 設 施 設				蘇我駅前連絡所

施設の名 称		ハーモニープラザ分館	畑コミュニティセンター	幕張コミュニティセンター
所 在 地		中央区千葉寺町1208-2	花見川区畑町1336-2	花見川区幕張町3-7730-4
開 館 日		令和 2 年 4 月 10 日	昭和54年 4 月 1 日	昭和54年 4 月 1 日
面 敷 地 面 積 積 建 設 面 積 ㎡ 延 床 面 積	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建		鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建
			14, 180	3, 445
			6, 699	1, 244
			2, 487	2, 494
建 設 費		—	399, 981 千円	503, 906 千円
指 定 管 理 者		Fun Space・オーチャー共同事業体	(株)京葉美装	(株)京葉美装
延 利 用 人 数 (令 和 7 年 度)		75, 412 人	54, 196 人	115, 337 人
併 設 施 設		障害者福祉センター 社会福祉研修センター 男女共同参画センター 障害者相談センター他		

施設 の 名 称		花島コミュニティセンター	穴川コミュニティセンター	長沼コミュニティセンター
所 在 地		花見川区花島町308	稲毛区穴川4-12-3	稲毛区長沼町461-8
開 館 日		平成17年4月1日	平成4年4月1日	平成18年4月1日
構 造		鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階・地上2階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 3階建
面 積 ㎡	敷 地 面 積	—	2,100	4,524
	建 設 面 積	3,103	1,210	1,706
	延 床 面 積	1,994	2,650	2,654
建 設 費		2,327,435千円	1,077,591千円	998,613千円
指 定 管 理 者		スポーツクラブNAS(株)	(株)京葉美装	Fun Space・オーチャー共同事業体
延 利 用 人 数 (令 和 7 年 度)		69,854人	120,980人	72,163人
併 設 施 設		花見川・稲毛公園緑地事務所 花島公園スポーツ施設		

施設 の 名 称		都賀コミュニティセンター	千城台コミュニティセンター	土気あすみが丘プラザ
所 在 地		若葉区都賀4-20-1	若葉区千城台西2-1-1	緑区あすみが丘7-2-4
開 館 日		昭和58年11月16日	平成3年4月16日	平成5年5月1日
構 造		鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建
面 積 ㎡	敷 地 面 積	6,294	7,485	4,999
	建 設 面 積	1,707	2,965	2,451
	延 床 面 積	3,141	2,795	4,074
建 設 費		413,990千円	1,262,709千円	—
指 定 管 理 者		(株)千葉マリンスタジアム	ちばアートウインド運営 企業体	千葉市コミュニティセンター まちづくり共同事業体
延 利 用 人 数 (令 和 7 年 度)		107,104人	91,282人	102,055人
併 設 施 設		都賀いきいきセンター	若葉文化ホール 千城台市民センター 青少年サポートセンター東分室 若葉図書館	緑図書館あすみが丘分館

施 設 の 名 称		鎌取コミュニティセンター	高洲コミュニティセンター	真砂コミュニティセンター
所 在 地		緑区おゆみ野3-15-2	美浜区高洲3-12-1	美浜区真砂2-3-1
開 館 日		平成12年1月15日	昭和55年11月16日	昭和56年4月1日
構 造		鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 4階建
面 積 ㎡	敷地面積	7,020	9,497	9,784
	建設面積	2,941	2,167	2,626
	延床面積	2,745	2,580	4,839
建 設 費		2,968,195千円	599,777千円	1,205,402千円
指 定 管 理 者		(株)京葉美装	(株)京葉美装	(株)千葉マリンスタジアム
延 利 用 人 数 (令 和 7 年 度)		125,397人	165,731人	185,327人
併 設 施 設		緑図書館 青少年サポートセンター南分室	美浜図書館 高洲・子育てリラックス館 美浜いきいきプラザ分室	障害福祉サービス事業所 地域活動支援センター 地域活動拠点

2 平 和 啓 発

本市は、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和の実現を求め、平成元年2月に平和都市宣言を行った。また、平成21年8月に「平和首長会議（当時、平和市長会議）」に加盟した。今後とも核兵器の必要のない平和な世界の実現を目指して、市民の皆様に平和都市宣言への理解を深めていただけるよう、千葉空襲パネル展などの平和啓発事業を実施している。

令和8年度は、引き続き平和啓発パンフレットを発行するとともに、「平和の折り鶴送呈事業」として市民から折り鶴（千羽鶴）を募集するなど、平和啓発に努めていく。

（令和7年度事業内容）

- ・デジタル平和資料館 6月に開設
- ・千葉空襲写真パネル展 各区役所（中央区を除く）ほか6会場で開催
- ・戦跡めぐりウォーキング 参加者17人
- ・平和の折り鶴 広島市、長崎市へ合計約19万羽を送呈
- ・平和啓発パンフレットの発行 5,500部
- ・平和アニメ上映・講話会 参加者50人

3 地 域 運 営 委 員 会

地域運営委員会とは、小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体が構成される組織で、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものであり、その設置を促進する。

<地域運営委員会設立進捗状況>

設立済地区：19地区

	区	名 称	設 立 日
1	中 央 区	生浜地区地域運営委員会	H27. 4. 26
2		松ヶ丘中学校地区地域運営委員会	H27. 5. 14
3		蘇我中学校地区コミュニティづくり懇談会	H28. 6. 18
4		星久喜地区地域運営委員会	H30. 4. 22
5	花 見 川 区	花園地区地域運営委員会	H29. 4. 1
6		第22地区町内自治会連絡協議会（花見川中学校区）	H29. 12. 1
7		朝日ヶ丘中学校区町内自治会連絡協議会	H30. 4. 30
8		天戸地域運営委員会	R6. 4. 1
9		こてはし台中学校区地域運営委員会	R7. 5. 24
10	稲 毛 区	千草台中学校地区地域運営委員会	H27. 5. 24
11	若 葉 区	大宮地区地域運営委員会	H30. 5. 20
12	緑 区	菅田中学校地区地域運営委員会	H27. 3. 19
13	美 浜 区	第36地区地域運営委員会（幸町第二中学校区）	H26. 9. 30
14		幕張ベイタウン地域運営委員会	H27. 5. 17
15		真砂地区地域運営委員会	H28. 3. 6
16		磯辺地区地域運営委員会	H28. 3. 26
17		稲毛海岸地区地域運営委員会	H28. 5. 5
18		幕張西・浜田地区地域運営委員会	H29. 3. 12
19		高洲・高浜地区地域運営委員会	R2. 4. 25

設立準備地区：1地区

	区	地 区 名	設 立 日
1	稲 毛 区	小中台地区地域運営委員会設立準備会	H28. 12. 12

4 市民自治の推進、市民公益活動

1 市民自治の推進

近年、地方分権が進展する中、地方自治の大きな柱である住民自治を充実させる動きとして、市民参加・協働を推進しようとする自治体が増えてきている。本市においても、平成20年4月に「千葉市市民参加及び協働に関する条例（以下『旧条例』という。）」を施行し、市民参加・協働の推進を図ってきた。令和2年4月には旧条例を全部改正した「千葉市市民自治によるまちづくり条例」を施行し、市民参加・協働に「市民の自立的な活動」を加えた「市民自治」の推進を図っている。

(1) パブリックコメント手続

市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続として、平成16年度に制度化し、実施している。平成20年4月から令和2年3月までは旧条例に、令

和2年4月以降は「千葉市市民自治によるまちづくり条例」に基づく手続として実施している。

〈パブリックコメント手続実施状況〉直近3か年

【単位：件】

年度	対象施策数	意見提出者数	提出意見数	原案修正箇所数
令和5	18	153	671	112
6	7	70	374	92
7	21	294	908	57

2 市民公益活動

平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、本市においても、市民と行政の協働による地域社会づくりに向け、ボランティアやNPOなどの市民公益活動団体の活動しやすい環境づくりが必要となってきた。

このため、平成13年3月に「市民公益活動の促進に関する基本指針」を策定し、全庁的に市民公益活動の促進を図ることとした。

平成24年4月から、NPO法の改正により所轄庁として認証・認定等を行っている。

平成26年3月から、指定NPO法人制度を開始し、認定NPO法人への移行を推進している。

市内のNPO法人数（令和8年3月31日現在） ①認証 367団体

②認定 10団体

③指定 0団体

(1) 千葉市民活動支援センター

ボランティア活動やNPO活動などを支援する施設として、千葉市民活動センター・千葉市ボランティアズカフェを統合、移転し、平成24年4月、千葉中央ツインビル2号館9階に開設した。

平成26年度からは公の施設とし、指定管理者による管理運営を行っている。

ア 施設概要

施 設	施 設 内 容
会議室	各利用団体の会議や研修などに利用
談話室	各利用団体の打合せや作業などに利用
情報コーナー	団体情報や関係図書等の閲覧に利用
ロッカー	資料等の保管に利用

イ 利用時間 月曜～土曜 9：00 ～ 20：00

日曜・祝日 9：00 ～ 18：00

（休館日 12月29日から翌年1月3日まで）

ウ 指定管理者 特定非営利活動法人まちづくり千葉

〈利用状況〉直近3か年

区 分 年 度	利用者数（人）	会議室・談話室 利用件数（件）	登録団体数 （年度末現在）
令和5	10,779	1,291	758
6	11,332	1,303	768
7	11,233	1,301	802

(2) まちづくり応援寄附金

令和2年9月より、まちづくり活動を行うNPO法人等の市民活動団体を支援し、活動の底上げを図るため、ふるさと納税制度を活用したまちづくり応援寄附金制度を運用している。

令和4年度より対象団体を拡充し、市内でまちづくり活動を行う団体を対象としている。

(実績) 直近3か年

年 度 \ 区 分	寄附金額 (円)	寄附件数 (件)	登録団体数 (年度末現在)
令和 5	9,376,776	167	49
6	11,515,896	146	54
7	9,262,164	133	55

(3) ボランティアの育成

市民が継続的にボランティアに参加しやすい環境を整えるため、ボランティア情報の一元的な管理・発信、ボランティア体験会や講座を行うチーム千葉ボランティアネットワークを運営する。

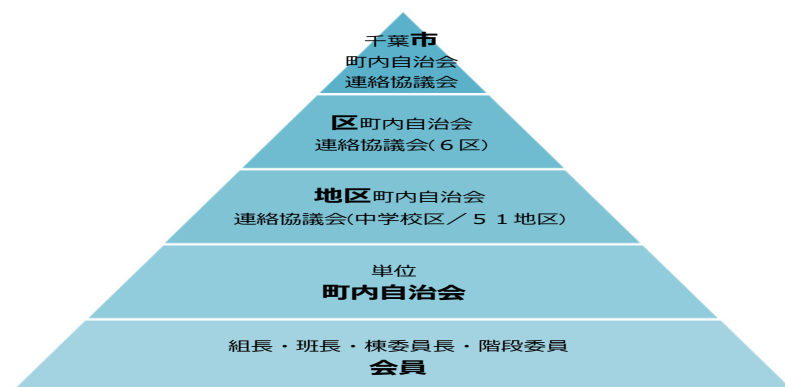
<令和7年度実績>

・チーム千葉ボランティアネットワークメンバー登録者数：259人（令和8年3月31日現在）

5 町 内 自 治 会

町内自治会は住民相互の親睦、地域の生活環境の整備等、地域の問題を連帯して解決するため自主的な意思によって結成されているもので、令和7年度末現在1,101の団体がある。加入世帯数は280,569世帯で全世帯の58.4%にあたる。

市行政事務の執行に対しても多大なご協力をいただいております。市と各区町内自治会連絡協議会は事務委託契約を締結し、委託料として1世帯あたり200円を年2回、町内自治会に支払っている。



1 集会所建設等補助事業

町内自治会活動推進の拠点となる集会所を有する町内自治会は、令和7年度末現在726団体あり、市では、町内自治会の安定した活動環境を整え、住みよい地域社会づくりを推進するため、集会所の新築等（建替、増改築を含む）、修繕、耐震診断、耐震設計・改修、借上等に要する経費の一部を助成しており、令和元年度から地域運営委員会が団体として所有する集会所も補助対象としている。

なお、令和3年度から地域避難施設として活用する場合の加算を新たに加えている。

令和 7 年度補助実績

区分	件数	補助額合計
新 築 等	3か所	30,000千円
修 繕	18か所	15,674千円
耐 震 診 断	1か所	100千円
耐 震 設 計・改修	—	0千円
借 上	16か所	3,097千円
計	38か所	48,871千円

6 区 役 所

1 庁舎

(1) 区役所

区 名	中 央 区	花 見 川 区	稲 毛 区	若 葉 区	緑 区	美 浜 区
区 分	中央 4-5-1	瑞穂 1-1	穴川 4-12-1	桜木北 2-1-1	おゆみ野 3-15-3	真砂 5-15-1
位 置	中央 4-5-1	瑞穂 1-1	穴川 4-12-1	桜木北 2-1-1	おゆみ野 3-15-3	真砂 5-15-1
建 築 面 積	5,239.13 m ²	2,775.08 m ²	1,823.07 m ²	2,167.29 m ²	1,673.72 m ²	1,987.64 m ²
延 床 面 積	2,955.02 m ²	5,224.96 m ²	5,247.70 m ²	5,303.23 m ²	5,133.83 m ²	6,743.63 m ²
建 築 構 造	鉄骨地上15階、 地下 1 階 建	鉄 筋 コ ン ク リート地上 3 階 建	鉄筋コンクリート地 上 3 階、地下 1 階 建	鉄筋コンクリート地 上 3 階、地下 1 階 建	鉄 筋 コ ン ク リート地上 5 階 建	鉄筋コンクリート地 上 4 階、地下 1 階 建

※延床面積は、複合施設を含む。

中央区役所は、きぼーる内11階に設置。建築面積はきぼーる全体。延床面積は共用部分を含む中央区役所部分。

(2) 保健福祉センター

区 名	中 央 保 健 福祉センター	花 見 川 保 健 福祉センター	稲 毛 保 健 福祉センター	若 葉 保 健 福祉センター	緑 保 健 福祉センター	美 浜 保 健 福祉センター
区 分	中央 4-5-1	瑞穂 1-1	穴川 4-12-4	貝塚 2-19-1	鎌取町226-1	真砂 5-15-2
位 置	中央 4-5-1	瑞穂 1-1	穴川 4-12-4	貝塚 2-19-1	鎌取町226-1	真砂 5-15-2
建 築 面 積	5,239.13 m ²	1,861.48 m ²	1,886.02 m ²	1,647.52 m ²	2,188.63 m ²	3,165.51 m ²
延 床 面 積	5,827.23 m ²	4,603.17 m ²	4,396.16 m ²	4,231.07 m ²	4,217.58 m ²	4,199.91 m ²
構 造	鉄骨地上15階、 地下 1 階 建	鉄骨地上 3 階 建	鉄骨地上 3 階 建	鉄骨地上 4 階、 地下 1 階 建	鉄骨地上 2 階、 地下 1 階 建	鉄骨鉄筋コンクリート地上 5 階、地下 1 階 建

※中央保健福祉センターは、きぼーる内12階～15階に設置。建築面積はきぼーる全体。延床面積は共用部分を含む保健福祉センター部分。

2 主な業務

総 務 課	広報、庁舎の維持管理、区の経理、基幹統計調査及び選挙管理委員会との連絡・調整、区の総合行政推進に係る調査、企画及び連絡調整（中央区のみ）
地域づくり支援課	区主要事務事業の企画・進行管理、市民主体のまちづくり推進、町内自治会の育成並びに連絡及び調整、区民参加行事の実施、区民対話会、コミュニティセンター管理・運営、市民相談、要望・陳情の受付、地域防災・防犯活動の推進、多機能パトロール

市民総合窓口課		戸籍の届出、住民異動の届出、印鑑登録、戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書・自動車の臨時運行許可証等の交付、マイナンバーカード（電子証明書含む）の申請・交付、特別永住者証明書の交付 国民健康保険・国民年金の資格得喪、国民健康保険に関連する出産育児一時金・葬祭費・療養費（治療用器具、高額療養費など）・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証などの申請、国民年金の保険料免除・学生納付特例の申請、後期高齢者医療保険の申請、おくやみコーナー（死亡に伴う手続き支援）
区政事務センター （中央区のみ）		戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し等の各種証明書の交付（郵送・電子申請に限る）、転出届の受理（郵送・電子申請に限る） 住民基本台帳事務・国民健康保険事務・後期高齢者医療事務・国民年金事務等の書面等の発送及び情報システムへの入力
区選挙管理委員会事務局		選挙人名簿の調製・閲覧、選挙の執行、檢察審査員及び裁判員候補者予定者名簿調製、国民投票
保健福祉センター	高齢障害支援課	高齢者福祉、心身障害者（児）福祉、民生委員・児童委員に関すること、区支え合いのまち推進協議会、センター内の連絡・調整
	介護保険室	介護保険被保険者の資格、介護保険に係る認定、介護保険給付、保険料の賦課・徴収
	こども家庭課	こどもやひとり親家庭等の福祉、こどもや家庭の相談
	社会援護課 （中央区、若葉区は 第一課・第二課）	生活保護費の給付、中国残留邦人等の支援給付、医療券・介護券の交付、原爆被爆者慰問金、戦没者遺族等の援護、行旅死亡人の取扱、住居確保給付金
	健康課	母子健康手帳の交付、産後ケア事業登録、乳幼児健康診査、医療給付（未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療））の申請受付、健康診査費用等（里帰り等妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査、里帰り等産婦健康診査、1か月児健康診査）の償還払い申請受付、育児相談・訪問等、健康づくりに関する教育・相談・訪問指導、食生活改善、食育の推進・栄養に関する教育・相談、歯科に関する教育・相談、介護予防に関する教室・相談、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の申請受付、精神保健福祉相談・訪問指導等、難病相談、肝炎治療特別促進事業、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病の申請受付、禁煙外来治療費助成の申請受付、がん患者アピアランスケア支援事業の申請受付

3 区役所庁舎外設置窓口と取扱業務

	取 扱 業 務	中 央 区	花 見 川 区	稲 毛 区	若 葉 区	緑 区	美 浜 区	計
市 民 センター	戸籍届出、住民異動届出、印鑑登録、戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の交付、マイナンバーカード（電子証明書含む）の申請、税関係証明書の交付、国民健康保険と国民年金の資格得喪、出産育児一時金・葬祭費の支給申請受付、市税等の納付受付（納付書によるものに限る）、生活保護法に基づく診療依頼書の交付など ※市税等の納付受付は千葉みなと市民センターは除く	千葉みなと 生浜 松ヶ丘	犢橋 花見川 さつきが丘 幕張本郷	山王	泉 千城台	誉田 土気	—	12か所
連 絡 所	戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の交付	蘇我駅前	こてはし台 長作	—	大宮台	椎名	—	5か所

4 休日等の取扱窓口と業務内容

(1) 区役所

取 扱 業 務		取 扱 日 時
市 民 総 合 窓 口 課	住民異動関係の届出、戸籍関係の届出、特別永住者証明書の申請・交付、転入学通知書の発行、印鑑登録、住民票の写し・戸籍全部（個人）事項証明書・印鑑登録証明書等の交付、マイナンバーカード（電子証明書含む）の申請・交付 国民健康保険・国民年金の資格得喪、国民健康保険に関連する出産育児一時金・葬祭費・療養費（治療用装具、高額療養費など）の申請・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証などの申請、国民年金の保険料免除・学生納付特例の申請	毎月第2日曜日 及び3月下旬の休日 （実施日は年度により異なります） 9時～12時30分
市 税 事 務 所 市 民 税 課 （ 若 葉 区 ・ 美 浜 区 ） 市 税 出 張 所 （中央区・花見川区・稲毛区・緑区）	市税に係る諸証明の交付	毎月第2日曜日 及び3月下旬の休日 （実施日は年度により異なります） 9時～12時30分

(2) コンビニ交付

取扱い 証明	住民票の写し、印鑑証明、 市・県民税所得証明書（現年分） 罹災証明書、被災証明書	戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書
利用時 間	6時30分～23時（年末年始を除く）	9時～17時（土日祝・年末年始を除く）
利用場 所	全国コンビニエンスストア、その他の店舗（全国 約56,000店舗） 【主な場所】 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール株式会社等	

7 住 居 表 示

本市の住居表示については、昭和37年に「住居表示に関する法律」が制定されたことに伴い、昭和39年の第1次実施以来、47次にわたり地域の開発動向を勘案し、市街地の規模・連たん性・成熟度や街区形成の状況等を加味しながら実施してきた。なお、令和8年3月末現在、市街化面積の128.82km²のうち49.45km²を実施し、実施率は約38%となっている。

最近の住居表示実施箇所（市街化区域内）

年度	実施区域	旧町名	新町名	実施日
令和 元	中央区都町及び若葉区加曽利町の各一部	都町・加曽利町	都町4～8丁目	R2.2.3
平成 21	若葉区貝塚町及び高品町の各一部	貝塚町・高品町	貝塚1・2丁目 都賀5丁目	H22.2.1

8 地域安全対策

1 ちばし安全・安心メール

平成19年7月から、防犯・防災に関する情報を、電子メールにより市民にスピーディーに提供し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、災害に対する備えや発生状況等に応じた適切な対応を促すことを目的にした「ちばし安全・安心メール」を運用しており、令和7年度末現在で60,399人が登録している。

令和7年度においては、防犯に関する情報として、犯罪発生日報184回、緊急防犯情報44回、不審者情報166回、ワンポイント防犯情報283回、電話de詐欺情報47回の配信を行った。

2 地域防犯ネットワーク推進

事業者及び市で防犯への協力に関する覚書を締結し、協働して防犯活動を進めるネットワークの構築を推進している。令和7年度末現在、協力事業者は57団体、配布したステッカーは車両用約30,000枚、店舗用約4,000枚となった。

また、防犯パトロール隊に対して配布した住宅用ステッカーは、約45,000枚となった。

3 市民防犯活動支援事業

(1) 防犯パトロール隊支援

各地域で結成される防犯パトロール隊に対し、腕章、タスキ、ライト、着脱式青色回転灯及び表示用マグネット等活動に必要な物品を配付して、市民の防犯活動を支援している。令和7年度は、179団体のパトロール隊に対し、物品の配付を行った。

(2) 防犯パトロール隊の表彰

防犯パトロール隊の防犯意識を高揚させて、今後の地域における防犯パトロール活動を活性化させることを目的に、「千葉県防犯パトロール隊表彰制度」に基づき団体を表彰しており、令和7年度は、6団体を表彰した。

(3) 地域安全まちづくり講座（リーダー養成講座）

地域防犯活動のリーダーを養成するために、防犯に関する専門的・実践的な内容を学ぶ「地域安全まちづくり講座」を開催している。

令和7年度は、令和8年2月27日（金）に開催し、35名が受講した。

(4) 防犯アドバイザー

市民団体等からの申請に基づき、防犯に関して専門的な知識・経験を有する防犯アドバイザー（元警察官、防犯設備士等）を派遣して、「住まいの防犯対策に関すること」、「公共空間における防犯対策に関すること」、「子どもの安全確保に関すること」等のテーマに関して、講話及び指導を行っている。令和7年度は、3団体から派遣申請があり、講話を行った。

4 防犯街灯

夜間における防犯と歩行者の安全な通行を確保し、明るく住みよい地域環境づくりを推進するため、町内自治会や地区町内自治会連絡協議会等が設置する防犯街灯に対し、設置費、管理費及び修理費の補助をしている。また、町内自治会が結成されていない地区に、市が平成15年度から平成17年度までの3か年計画で防犯街灯を設置し管理している。

(1) 状況（令和7年度）

・防犯街灯補助

設置補助 118灯、管理補助 53,491灯

・市設置防犯街灯

管理灯数 198灯

(2) 防犯街灯補助率・補助金額

区 分	補 助 内 容	補 助 率	
設 置 費 補 助	L E D 灯	共架灯	80%
		独立灯	85%
修 理 費 補 助	全 改 修 (L E D 灯)	共架灯	80%
		独立灯	85%
	一 部 修 理 (蛍光灯を除く)	80%・50%	
管理費（電気料）補助	水銀灯、L E D 灯、その他商店街から移管された防犯街灯	90%	
	防犯街灯L E D 化事業によりL E D 化された防犯街灯	75%	
	蛍 光 灯	75%	

5 商店街街路灯

夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るため、商店会が設置する商店街街路灯に対し、設置費（2/3以内）、修理費（1/2以内）、撤去費（1/2以内）及び管理費（補助率75%）の補助をしている。

状況（令和7年度）

設置補助 20灯、管理補助 2,565灯

6 防犯カメラ

(1) 市による設置

市内最大の繁華街である中央区富士見2丁目周辺で発生する犯罪の未然防止と発生時における迅速な対応を図るため、防犯カメラを計32台設置し、運用している。

また、J R主要駅周辺の不特定多数の方が集まるエリアにおける犯罪抑止対策として、平成30年度は13台（千葉駅周辺7台、稲毛駅周辺6台）、令和元年度は7台（海浜幕張駅周辺3台、蘇我駅周辺4台）、令和2年度は8台（幕張本郷駅周辺4台、都賀駅周辺4台）、令和4年度は7台（西千葉駅周辺4台、稲毛海岸駅周辺3台）、令和5年度は8台（新検見川駅周辺4台、鎌取駅周辺4台）、令和6年度は8台（幕張駅周辺4台・検見川浜駅周辺4台）、令和7年度は8台（千葉みなと駅周辺4台、土気駅周辺4台）の防犯カメラを設置し、運用している。

(2) 町内自治会等への設置補助

犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりを推進するため、町内自治会や地区町内自治会連絡協議会が行う防犯カメラの設置に要する経費に対し、平成29年度から補助金を交付している（補助割合3/4、1台あたりの補助上限 新規設置30万円、更新設置20万円）。

令和7年度の設置の補助台数 90台

7 繁華街客引き対策

市民や来街者が安心して通行できる環境を確保するため、客引き行為等禁止区域（中央区富士見地区・JR海浜幕張駅地区）において、指導員による巡回及び指導を実施するほか、千葉県警察や地域団体などと連携した客引き対策を実施している。

8 犯罪被害者等支援

社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、総合的対応窓口を設置するとともに、条例に基づき、犯罪被害者等に対し見舞金の支給や日常生活の支援等を行う。

9 交通安全対策

1 交通安全施設

年度			年度		
種別	令和7年度実績	令和8年度予定	種別	令和7年度実績	令和8年度予定
横断歩道橋	0橋	0橋	防護柵	0km	0.3km
歩道	0.9km	1.1km	道路照明灯	2基	7基
交差点改良	1か所	4か所	視線誘導標	3本	12本
バス停車帯・待避所	0か所	0か所	道路反射鏡	22本	18本
道路案内標識	4基	5基	歩道段差解消	36か所	40か所
警戒標識	20本	13本	スクールゾーンカラー路面標示	3か所	10か所
区画線	43.0km	47.2km	視覚障害者誘導用ブロック	2.3km	3.9km

※ 表中の数量は延べで計上、小数点第2位以下切捨て。なお、区画線、視線誘導標、スクールゾーン・カラー路面標示、視覚障害者誘導用ブロック数量は補修分も含む。

2 自動車駐車場対策

駐車問題の解消を図るため、昭和58年4月、市街地中心部の駐車需要増加に対処し、道路交通の円滑化と都心機能の増進を目的として栄町立体駐車場を整備した。同駐車場は、平成18年度から指定管理者が管理・運営を行っている。

また、平成24年度から駐車場内に自動二輪車駐車場を設置している。

区分	栄町立体駐車場
位置	中央区栄町3-8
開場年月日	昭和58年4月30日
敷地面積	1,984.49㎡
建築面積	1,510㎡
延床面積	8,743.60㎡
建物構造	鉄骨耐火被覆構造5階6層
収容台数	215台（うち、自動二輪車駐車場15台）
建設費	745,000千円
利用料金	20分ごと100円（上限1,500円/24時間、1,000円/12時間） 月極 20,000円（複数台契約（10台以上）の場合17,000円/台） 自動二輪車 60分ごと100円（上限700円/24時間）
指定管理者	アマノマネジメントサービス株式会社

3 交通事故発生状況

年	区 分	交 通 事 故	死 傷 者 数		
		発 生 件 数	死 者	負 傷 者	計
令和 5		2,124	18	2,436	2,454
令和 6		2,204	14	2,563	2,577
令和 7		2,122	17	2,487	2,504

4 交通安全教育

交通安全教室（令和7年度）		
区 分	回 数	対 象 人 数
保育所（園）	119 回	4,981 人
幼 稚 園	48	4,391
認定こども園	41	3,298
小 学 校	119	14,612
そ の 他	80	22,918
合 計	407	50,200

交通公園利用者（令和7年度）	
区 分	花見川緑地交通公園
幼 児	33,339 人
小 学 生	22,207
中 学 生	126
大 人	53,696
合 計	109,368

10 国 際 交 流

1 国際化の推進

首都東京と成田空港との中間に位置するアクセス面での優位性や幕張メッセを核とした国際業務機能を擁する本市の特性を生かし、グローバル化の進展に対応する国際都市としてさらなる活性化を図り、世界から人が集まり、活力がもたらされる、魅力あるまちづくりを目指す。

また、「千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプラン～外国人住民が千葉のくらしに馴染み、日本人住民も安心して暮らせる社会へ～」に基づき、全ての市民が安全・安心に暮らし、それぞれの個性や能力を活かして活躍できる社会の実現を目指す。

2 姉妹・友好都市

(1) アスンシオン市（パラグアイ共和国・昭和45年1月1日提携）

概 要	パラグアイ共和国名誉領事等からの熱心な働きかけにより、双方の気運が高まり、姉妹都市提携の運びとなった。 アスンシオン市は、緑豊かなスペイン風の古都で、人口約52万人を擁する南米パラグアイ共和国の首都。政治はもとより経済、文化の中心である。市街地は古い寺院や劇場等のある旧市街地と、食品、繊維工業等が立地する新市街地に分かれている。
主 要 交 流	*平成31年4月、姉妹都市提携50周年を記念し、千葉市長、市議会議長他公式訪問団がアスンシオン市を訪問 *令和元年9月、元ジェフユナイテッド市原・千葉所属のアランダ選手や駐日パラグアイ大使館から、台風15号の被害に対してブルーシートを受贈 *令和4年10月、アスンシオン市の青少年を招へいし、サッカーの練習や試合を通じた交流や学校交流を実施 *令和7年3月、「全日本アルパコンクール2025&アルパコンサート」を日本ラテンアメリカ文化交流協会と共催 *令和7年5月、パラグアイ・台湾・日本の友好を祝うレセプションに神谷市長が出席し、大統領と会談

(2) ノースバンクーバー市（カナダ・昭和45年1月1日提携）

概要	両市のライオンズクラブが姉妹関係を結んでいたことから始まった。市民対市民の友好関係をより一層促進するには、両市が姉妹都市関係を結ぶことが望ましいとの熱心な申し出があり、これを契機に姉妹都市提携の運びとなった。 ノースバンクーバー市は、ブリティッシュ・コロンビア州のメトロバンクーバー地域に包含される人口約5万8千人の住宅都市。造船所等の事業所も多く、木材等の積み出し基地ともなっている。
主な交流	*令和元年8月、ノースバンクーバー市で姉妹都市提携50周年記念イベントを開催 *令和元年12月、千葉市とノースバンクーバー市との姉妹都市提携50周年を記念し、「(学)渋谷教育学園 幕張中学校・高等学校」とノースバンクーバー市の青少年がはがきを交換 *令和3年6月、千葉市立有吉小学校とノースバンクーバー市のクイーン・メアリー・エレメンタリー・スクールの児童がはがきを交換 *令和6年8月、青少年交流事業として、高校生4人、引率者1人を相互に派遣・受入 *令和7年8月、青少年交流事業として、高校生4人、引率者1人を相互に派遣・受入 *令和7年10月、姉妹都市提携55周年を記念し、千葉市長、市議会議長などの公式訪問団がノースバンクーバー市を訪問

(3) ヒューストン市（アメリカ合衆国・昭和47年10月24日提携）

概要	日本貿易振興会の招きでヒューストン市長が来日した際、日本の類似都市と姉妹都市を結びたい旨国際親善都市連盟に申し入れがあり、本市がこれを受けて提携の運びとなった。 ヒューストン市は、テキサス州最大、全米第4位の人口約230万人を擁する大都市で、エネルギー、IT、医療サービス、航空宇宙産業等が盛ん。市内には、有人宇宙活動の拠点であるNASAジョンソン宇宙センターやMDアンダーソンがんセンターなど世界的に有名な機関がある。
主な交流	*令和4年7月、姉妹都市提携50周年を記念し、ヒューストン・バレエ団のプリンシパルダンサーによる講演会・バレエワークショップを開催 *令和4年10月、姉妹都市提携50周年を記念し、ヒューストン市長・ヒューストン商工会議所CEOなどの公式訪問団が来葉 *令和5年5月、「ジャパン・フェスティバル・ヒューストン」へ市民訪問団として、高校生9人、引率者1人等を派遣 *令和6年8月、青少年交流事業として、中学生4人、引率者1人を派遣 *令和7年6月、青少年交流事業として、中学生4人、引率者3人を受入 *令和7年10月、千葉市長、市議会議長などの公式訪問団がヒューストン市を訪問

(4) ケソン市（フィリピン共和国・昭和47年11月9日提携）

概要	ケソン市のキャピタル青年会議所と姉妹提携をしている千葉青年会議所から、両市間の姉妹都市提携についての申し出があり、これを受けて提携の運びとなった。 ケソン市は、人口約296万人を擁するフィリピン共和国の旧首都で、環境天然資源省やフィリピン原子力研究所等の政府関係機関を始め、国立のフィリピン大学等の諸大学もあり、文教都市の様相を呈している。
主な交流	*平成27年10月、ケソン市設立75周年を祝い、千葉市長、市議会議長他が公式訪問し「友好関係確認書」に署名するとともに、フィリピンからの介護人材受入・養成に関し関係者と意見交換 *平成27年12月、行政区のリーダー「バラングイ・キャプテン」が洪水緩和施策等の視察研修のため来葉 *平成29年11月、姉妹都市提携45周年を記念し、ケソン市総合サービス局長が来葉 *令和4年11月、姉妹都市提携50周年を記念し、友好関係確認書を交換 *令和6年1月、市長公室長等のケソン市職員6人が来葉 *令和6年8月、千葉青年会議所が「フィリピン・アドベンチャー」として中学生10人及び引率者18人を派遣 *令和7年7月、「ケソン市に消防車を贈る会」が消防車を寄贈し、式典にて車両をお披露目

(5) 天津市（中華人民共和国・昭和61年5月7日提携）

概要	昭和53年に日中平和友好条約が締結されて以来、市民間におけるスポーツ交流、国鉄千葉駅（当時）と天津駅との友好関係の提携などにより、友好都市提携の気運が高まり提携の運びとなった。 天津市は、首都北京の東南約140kmに位置し、北京、上海、重慶とともに四大中央直轄市の一つで16区を管轄する人口約1,364万人の貿易と工業を中心とした大都市である。
主な交流	*令和2年4月、天津市から新型コロナウイルス感染症対策支援としてマスク及び防護服を受贈 *令和4年11月、千葉市及び天津市の4大学（千葉大学、神田外語大学、天津師範大学、天津外国語大学）によるオンライン交流を実施 *令和6年7月、青少年交流として、高校生20人、引率者2人を派遣 *令和7年5月、大阪関西万博 中国館での天津ウィーク開催を祝う式典に職員2人を派遣

(6) モントルー市（スイス連邦・平成8年5月28日提携）

概要	ハイビジョン国際映像祭の開催を通じて交流が深まり、「新たな姉妹・友好都市提携懇談会」の答申により提携の運びとなった。 モントルー市は、人口約2万8千人、フランス語圏に属するスイス有数の都市で、ジュネーブから列車で約1時間。ヴォー州の州都ローザンヌ近くに位置し、レマン湖に面した風光明媚な街で、古くからの国際観光地としてスイスのリビエラと称されている。
主な交流	*平成28年10月、姉妹都市提携20周年を記念し、千葉市長、市議会議員他が公式訪問し、「友好関係確認書」に署名 *平成29年8月、モントルー市長が来葉、千葉市長や青少年交流事業で来葉中のモントルー市青少年及び受入家庭の本市青少年らと懇談 *令和7年12月、「スイス・クリスマスマーケット2025inマクハリ」を開催

(7) 蘇州市呉江区（中華人民共和国・平成8年10月10日提携）

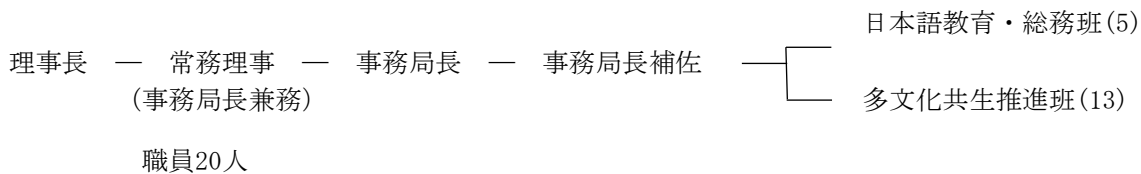
概要	「新たな姉妹・友好都市提携懇談会」において、中国南方の都市との提携が意義深いとされたことや、今後の発展が見込まれることなどを理由に提携先として推薦があり、千葉市からアプローチし、提携の運びとなった。 呉江区は、人口約131万人、江蘇省の最南端に位置し、太湖のほとりにあり、三国志の呉の国として古くから史書に登場する街である。平成24年10月、行政区分の変更により、呉江市から蘇州市呉江区となった。「魚米の郷」と呼ばれるように、豊富な産物に恵まれ、また中国有数のシルクの生産地であり、近年はIT産業を中心に工業都市として急激な発展を遂げている。
主な交流	*平成28年11月、友好都市提携20周年を記念し、呉江区副区長他公式訪問団が来葉し、「友好関係確認書」に署名 *平成30年4月、千葉市議会日中友好議員連盟訪問団11人が呉江区を訪問 *令和元年7月、海外自治体職員研修員を受入 *令和4年10月、呉江区10周年記念大会で放映される、千葉市長お祝い動画を作成・提供 *令和5年3月、呉江区から副区長ら5人が千葉市長を表敬訪問 *令和7年6月、江蘇省人民対外友好協会副会長ら江蘇省訪日団9人が千葉市長を表敬訪問

3 国際交流施設

施設名	開設	位置	面積	内容
千葉市国際交流プラザ	平成6年4月	中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング2階	約501.5 ㎡	会議室、国際交流ラウンジ、情報コーナー、日本語学習支援スペース

4 公益財団法人 千葉市国際交流協会

市民の多彩な活力を積極的に活用し、幅広い国際交流活動を推進する組織として、平成6年7月1日に設立、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。多文化共生社会の実現に向け、市民とともにさまざまな事業を展開し、地域の国際化に寄与している。



(1) 事業内容

- ア 多文化理解推進事業（交流サロン、青少年交流、語学講座、多文化共生推進）
- イ 外国人市民支援事業（日本語学習支援、外国人生活相談、外国人法律相談、外国人留学生交流員による協力、災害時外国人市民支援）
- ウ 市民活動支援事業（ボランティアコーディネート、コミュニティ通訳・翻訳サポーター、国際交流ボランティア・リーダー会議、ボランティア研修、国際交流・国際協力団体活動助成、ちば市国際ふれあいフェスティバル支援、日本語教室ネットワーク）
- エ 情報収集・提供事業（WEB・SNSによる情報発信、協会情報誌発行、千葉市の生活情報提供、情報ラウンジ）

11 文化振興

「第3次千葉市文化芸術振興計画」に基づく取組みを着実に進め、市民におけるまちへの誇り、愛着、共感を生み、自ら積極的に関わるとする気持ち（シビックプライド）の醸成に繋げ、文化芸術にあふれ創造性豊かな千葉市を目指していく。

1 文化芸術活動の振興

(1) 文化行政の企画

市民の文化ニーズや地域の特性を踏まえ、文化芸術活動を体系的に実施し、市民の文化芸術活動への参加機運を促進している。

(2) 文化振興事業の実施

市民に文化芸術を身近に触れることのできる機会を提供するほか、市民の創造性が高まり、地域の新たなつながりや交流が生まれ、創造的で活力に溢れた地域へと発展していく好循環を生み出すため「千葉国際芸術祭」を開催する。また、将来、世界で羽ばたく新進芸術家を表彰する「芸術文化新人賞」を実施するなど、文化振興事業の充実に努めている。

(3) 文化芸術活動の推進

市内の文化芸術団体の連合組織である千葉市文化連盟の加盟団体をはじめ、公共性の高い文化活動を展開する団体の事業に対し、共催・後援及び助成等を行っている。

また、文化施設等で行われている地域の文化活動を支援し、市民の参加を促進している。

2 基金

(1) 文化基金

市民文化の振興を図るため、千葉開府850年記念事業に寄せられた市民からの寄附金に市の支出金を加え、昭和53年に千葉市文化基金を設置した。

ア 基金残高 951,823千円（令和7年度末）

イ 令和7年度実績 芸術文化新人賞等に1,078千円
音楽団体等支援補助金に5,061千円

(2) 美術品等取得基金

千葉市美術館に収蔵する美術品を円滑に取得するため、平成2年に千葉市美術品等取得基金を設置した。

ア 基金残高 71,844千円（令和7年度末）

イ 令和7年度購入実績 0件

(3) 前澤友作アートのまちづくり基金

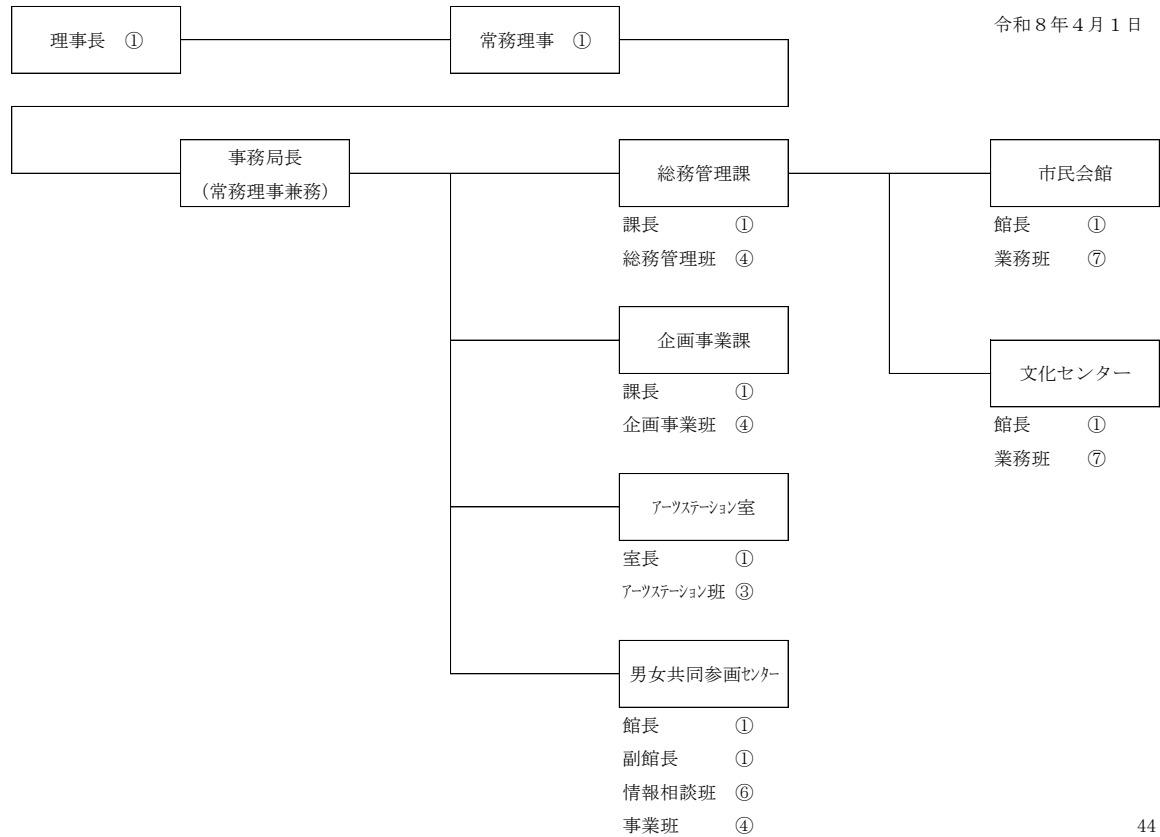
アートを活用した創造的な地域空間・地域活動の創出を図るため、令和6年に前澤友作アートのまちづくり基金を設置した。

ア 基金残高 2,060,146千円（令和7年度末）

3 公益財団法人 千葉市文化振興財団

（公財）千葉市文化振興財団は、昭和48年4月の千葉市民会館の開館に伴い、その管理・運営のため昭和48年2月に（財）千葉市民会館として設立され、その後、昭和55年4月に（財）千葉市文化振興センターに、更に平成元年4月に現在の（財）千葉市文化振興財団と改称、平成24年度からは、公益財団法人の認可を受け、本市の文化振興の拠点として、各種の文化活動を実施している。

(1) 組織及び人員



(2) 事業内容（令和7年度）

ア こども若者文化支援事業

Cフェス2025（1公演 参加グループ13組）、Cフェスサポート（1回 参加グループ5組）、Cフェスストリート演奏動画配信（1回 参加グループ13組）、こどもミュージックプロムナード（アウトリーチ幼稚園10園、保育園2園 参加者数1,404人）

イ 文化芸術普及事業

ワンコインコンサート（12公演 入場者数1,919人）、新人賞サポートプログラム（コンサート2回 入場者数477人）

ウ 地域文化活性化事業（BAY SIDE JAZZ 2024 CHIBA）

ジャズクルージング（2回 入場者数120人）、エリア de ジャズ Live（地域イベント6公演 入場者数635人）、ジャズコンペティション（1回 参加グループ4組）、スペシャル2DAYS コンサート（2公演 壱日目入場者数228人、弐日目入場者数192人）、無料公開ステージ（1公演 観覧者数1,050人）、市民ヴォイドスペシャルジャズナイト（1公演 観覧者数450人）

エ 舞台芸術鑑賞・参加体験部門

(ア) 舞台芸術鑑賞事業

市民鑑賞公演（1公演 入場者数954人）、フォーシーズン公演（4公演 入場者数335人）

(イ) 舞台芸術体験事業

キッズフェスタ（4プログラム 参加者数222人）、舞台芸術いきいき講座（2回 参加者数336人）

オ 文化芸術協働発信部門

(ア) 文化芸術創造事業

舞台芸術創造ワークショップ（3コース各1回 参加者数30人）、若者文化創造プログラム（1回 参加者数61人）

(イ) 文化芸術育成事業

アートマネジメントプログラム（1回 参加者数15人）、スタートアップ・チャレンジ事業（2企画）

カ 文化芸術支援部門

(ア) 文化芸術推進事業

文化芸術推進プログラム（1回 参加者数60人）

(イ) 文化活動支援事業

ホールで思いっきり練習してみよう（6回 参加団体数6団体）、千葉県文化連盟運営支援（通年 千葉文化発行年1回 市民芸術祭年1回）

(ウ) 伝統文化普及事業

伝統文化体験（1日 参加者数80人）

キ 文化芸術協働・発信部門

(ア) 文化情報発信事業

文化情報誌発行（アーティスト紹介等：年4回、イベントスケジュール：年12回）、SNS発信（75件）、HallNow（71件）

(イ) 文化芸術協働事業

よろず相談（件数17件）、文化交流ネットワーク（助成・支援情報提供32件）、提携・協働 公演（公演数17回）

ク 千葉文化創造部門

(ア) 千葉文化創造事業

市民創作プロジェクト（稽古 参加者数59人、公演2回 参加者数683人）

(イ) 人材活用促進事業

アーティストバンクちば運営（登録件数 382件、延べ活動件数 188件）

ケ 賛助会員（個人会員236人 法人会員1団体）

コ 共催事業（市民会館10公演 入場者数4,418人、文化センター12公演 入場者数4,239人）

サ 市民会館、文化センター、男女共同参画センターの管理運営

4 主な文化施設

(1) 市民会館（中央区要町1-1）

開館年月日 昭和48年4月29日

敷地面積 4,515㎡

延床面積 5,993㎡

建物 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階・塔屋1階

大ホール（固定席996席・車椅子スペース5席）、小ホール（可動席316席）、
楽屋6室、会議室9室

利用状況（令和7年度） 年間625件（月平均52.1件） 但し、大ホール及び小ホール

指定管理者 公益財団法人 千葉市文化振興財団

(2) 文化センター（中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館内）

開館年月日 平成元年8月3日

延床面積 9,991㎡

建物 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下3階、地上14階のうち地上3階～6・9
階（7階・8階を除く）

ホール（固定席493席・車椅子スペース4席）、楽屋6室、市民サロン、セミナー
室、リハーサル室2室、スタジオ2室、レコーディング室、和室、会議室5室

利用状況（令和7年度） 年間189件（月平均15.8件） 但し、ホール

空調工事実施に伴い、3階ホールについて令和8年1月4日～令和8年3月18
日まで休館

指定管理者 公益財団法人 千葉市文化振興財団

(3) 若葉文化ホール（若葉区千城台西2-1-1 千城台コミュニティセンターとの複合施設）

開館年月日 平成3年5月15日

敷地面積 7,485㎡（千城台CCと共用）

延床面積 2,009㎡（ホール分）

建物 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階

ホール517席（固定席511席、車椅子スペース6席）、楽屋2室、リハーサル室2室

利用状況（令和7年度） 年間339件（月平均28.3件） 但し、ホール

指定管理者 ちばアートウインド運営企業体

(4) 美浜文化ホール（美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センターとの複合施設）

開館年月日 平成19年7月1日

敷地面積 8,611㎡（保健福祉センターと共用）

延床面積 4,000㎡（ホール分）

建物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階

ホール（固定席351席、車椅子スペース3席）、音楽ホール（固定席150席、車椅子スペース2席）、楽屋6室、リハーサル室1室、スタジオ2室、会議室1室

利用状況（令和7年度） 年間959件（月平均79.9件） 但し、ホール及び音楽ホール

指定管理者 ちばアートウインド運営企業体

(5) 千葉市美術館（中央区中央3-10-8）

ア 施設概要

開館年月日 平成7年11月3日

敷地面積 2,619㎡

延床面積 17,548㎡

建物 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 地下3階、地上12階

指定管理者 公益財団法人 千葉市教育振興財団

イ 事業内容（令和7年度）

(ア) 美術品等収集事業

- ・収集の基本方針 県立美術館との協調、機能分担から、以下の3点とする。

①千葉市を中心とした房総ゆかりの作家及び作品

②日本文化の核を形成する近世以降の美術品

③現代美術

- ・収集作品件数（令和7年度末まで） 購入・寄贈等：2,807件（千葉市を中心とした房総ゆかりの作家・作品831件、近世以降の美術品1,335件、現代美術他641件）、寄託：1,582件

- ・主な収集品（令和7年度）

田中一村《「アダンの海辺」》、椿貞雄《椿花貝殻図》、熊谷登久平《夏に鍛へる、香取神宮、鹿島神宮》、金子周次《磯の集落、（イカリ）出漁、犬吠灯台（大）、犬若海景（ある日の太平洋）、》ほか

(イ) 展示事業

令和7年度年間入場者数237,161人（うち企画展146,815人）

- ・企画展

蔦屋重三郎と浮世絵のキセキ展 ほか8展覧会

- ・常設展

千葉市美術館コレクション選を13回開催

(ウ) 教育普及事業

- ・担当学芸員等による展示室でのギャラリートーク 計8回 参加者数385人

- ・講演会・イベント

講演会「蔦屋重三郎 江戸の文化プロデューサー」他 計8回 参加者数652人

- ・市民美術講座

「BIBのいま、そして千葉市美術館との20年」他 計6回 参加者数412人

- ・学校との連携事業（鑑賞教育プログラム「みる・しる・できるびじゅつプログラム」

（参加 延べ22校 684人）

- ・千葉市図工・美術担当等教職員一日研修 計1回 26人

- ・アウトリーチプログラム（千葉大学や県内の美術館・博物館との連携）

- ・ボランティアの養成及び自主研修（展覧会関連講義、学芸員ギャラリートークの聴講、自主的な研修、鑑賞リーダー学習会、もくもく会（版画技術についての基礎勉強会や多色摺りの体験会を実施））

- ・ボランティアによるギャラリー・トーク 計77回 計746人

(エ) 調査研究事業

- ・研究及び成果発表

浮世絵版画や近世絵画の材料と技法に関する研究

専門家による色材分析の結果や、専門家の協力を得て作成した色材の教材を、常設展や鑑賞教育に活かした。また、デジタルアーカイブを活用した動画制作や、出版への企画協力（撮影・画像提供を含む）等で活用した。

1月21日・22日 板橋区立美術館において、帰空庵コレクションの色材調査を行った。

千葉開府900年記念事業

4月25日 都市アイデンティティ推進課他と協議。「千葉美術散歩」をプレ事業として位置づけ、広報等相互協力について検討を進めた。

また、出品候補作品の修復を行い、その手法について検討した。また昨年度修復済の作品については、展示方法及び修復経過の報告について検討を進め、関連作品の調査を行った。

- ・図録の発行（各企画展）

(6) 千葉市民ギャラリー・いなげ（稲毛区稲毛1-8-35）

ア 施設概要

開館年月日 昭和63年11月20日

敷地面積 2,705㎡

延床面積 545㎡

建物 鉄筋コンクリート造 地上2階

展示室3室、制作室3室、ロビー、多目的コーナー

指定管理者 公益財団法人千葉市教育振興財団

イ 事業内容（令和7年度）

(ア) 展示事業

- ・「世界児童画展千葉県展」ほか8展覧会 入場者数5,217人

(イ) 施設活用事業

- ・制作室、展示室の貸出 利用者19,456人

(ウ) 公開事業

- ・敷地内の「旧神谷伝兵衛稲毛別荘」の公開 見学者数8,149人

12 スポーツ振興

1 スポーツの振興

市民の余暇への関心が高まる中で、世代にかかわらず気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を確保するため、千葉市スポーツ推進計画改訂版（令和3年2月改訂）に基づき、スポーツ団体の育成や指導者の養成・確保を図り、総合的できめ細かい情報サービスの提供に努めている。

(1) 地区スポーツ行事の開催

各地区において、住民を対象にスポーツ行事を開催し、スポーツ・レクリエーションに対する関心を深めるとともに普及発展を図る。

令和7年度実績 509行事、延参加人員 52,829人

(2) スポーツコーチャーの活動

スポーツ指導に熱意のある人材を広く一般市民より募集し、講習会受講後、スポーツ教室（令和7年度61教室開催）等の指導を依頼している。

スポーツコーチャーの派遣を要請する団体は、公益財団法人千葉市スポーツ協会に必要な手続きをとる。

登録者数

令和8年4月10日現在

テニ ス	合 気 道	水 泳	卓 球	ジャ ズ ダンス	バ ド ミ ントン	ソ フ ト テ ニス	太 極 拳	体 操	バ レ ー ボ ール	エ ア ロ ビ クス	柔 道	アー チ エ リー	イン ディ アカ ガ	ヨ ガ	そ の 他	計
30	12	8	11	4	14	6	6	5	2	3	3	1	3	3	12	123

※その他は、バスケットボール、野球、陸上、スポーツ吹矢、スポーツチャンバラ等

(3) 学校体育施設の開放

学校教育に支障のない範囲において、スポーツの場として、また市民の体力づくり及びコミュニティ活動を図ることを目的として、校庭、体育館、武道場を市民に開放した。

ア 開放状況

令和7年度

区分	小 学 校	中 学 校	計
校 庭	107 校	25 校	132 校
体 育 館	107	53	160
武 道 場	—	30	30

イ 開放形態

- ・小学校校庭…個人又は団体による自由な軽スポーツを行う場
- ・小学校体育館、中学校校庭、体育館、武道場…団体によるスポーツ又はレクリエーション活動を行う場
- ・中学校校庭夜間開放…野球・サッカー・ソフトボール・軽スポーツの場（団体利用のみ）

ウ 開放期間（令和7年度）

小・中学校校庭、体育館、武道館 4／1～3／31（12／29～1／3を除く）

中学校校庭夜間（6校） 4／1～3／31（12／29～1／3及び毎月第4月曜日を除く）

エ 開放時間 原則として学校教育に支障のない範囲で、平日の夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業日とする。

(2) 事業内容

千葉市体育協会及び千葉市スポーツ振興財団の事業を継承しつつ、組織統合の効果を活かしたスポーツ医科学に基づいたジュニア育成を促進するほか、継続的なスポーツ実施の支援を目的に加盟競技団体と連携した中級スポーツ教室を開催するなど、指導者育成や市民大会などへの参加誘導を行い、スポーツの底辺拡大を図る。

ア 公益目的事業 市長旗争奪ミニサッカー大会、千葉ポートアリーナ杯争奪ミニバスケットボール大会、スポーツ教室、健康づくり事業、情報誌「みんなのスポーツちば」の発行、海洋スポーツ関連イベント、海洋スポーツ教室、海洋スポーツ施設の管理運営、ジュニアスポーツ競技力向上事業、パラスポーツコンシェルジュ等

イ 収益事業 千葉ポートアリーナの管理運営、ヨット保管事業、ヨットハーバー付帯設備事業等

(3) 出 捐 金 220,000千円

3 主要スポーツ施設

区 分	野 球 場	フ ット サ ッカ ー 場	体 育 館	陸 上 競 技 場	庭 球 場	弓 道 場	柔 道 場	剣 道 場	ト レー ニ ング 場	球 技 場	多 目的 運 動 場	屋 内 運 動 場	ヨ ット ハ ー バ ー 場	相 撲 場	グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 場	ア イ ス ス ケ ー ト 場	ゴ ル フ 場	ス ケ ー ト パ ー ク	管 理 主 体
千葉ポートアリーナ			2						2										(公財)千葉市スポーツ協会
千葉公園プール		1																	スポーツクラブNAS(株)
Y o h a S ア リ ー ナ ～本能に、感動を。～			2			1	1	1	1										〃
青葉の森スポーツプラザ	1			1	1	1													〃
犢 橋 公 園 野 球 場	1																		〃
こてはし温水プール		1	1						1										千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ
宮野木スポーツセンター	1		1		1				1										スポーツクラブNAS(株)
みつわ台第2公園	1	1	1		1				1										〃
北谷津温水プール		1																	〃
古 市 場 公 園	1	1	1		1				1					1					〃
有 吉 公 園	1	1			1														〃
幸 町 公 園		1																	〃
高洲スポーツセンター		1	1						1										〃
稲 毛 海 浜 公 園	1	1			1					1		1							スポーツクラブNAS(株) (株)ワールドパーク連合体 (プールのみ)
稲毛ヨットハーバー													1						(公財)千葉市スポーツ協会
袖ヶ浦第4緑地					1														スポーツクラブNAS(株)
中田スポーツセンター	1				1					1	1				1				〃
花 島 公 園			1		1	1			1	1									〃
磯辺スポーツセンター			1								1								〃
昭 和 の 森					1					1									〃
アクアリンクちば																1			(株)パティネレジャー
宮崎スポーツ広場					1														スポーツ広場管理運営委員会
大宮スポーツ広場	1				1														〃
幕張西スポーツ広場	1										1								〃

区 分	野 球 場	フ ット ボール 場	体 育 館	陸 上 競 技 場	庭 球 場	弓 道 場	柔 道 場	剣 道 場	ト レー ニング 場	球 技 場	多 目的 運 動 場	屋 内 運 動 場	ヨ ット ハー バー 場	相 撲 場	グ ラ ウ ンド ゴルフ 場	アイ ス スケ ート 場	ゴ ルフ 場	ス ケ ート パ ー ク	管 理 主 体
コミュニティセンター			9						2										※1 欄外参照
長沼原勤労市民プラザ			1		1				1										Fun Space・オーチャード共同事業体
幕張勤労市民プラザ			1						1										〃
ZOZOマリンスタジアム	1																		(株)千葉ロッテマリーンズ
千葉市民ゴルフ場																	1		内山緑地建設(株)
フクダ電子アリーナ										1									SSP UNITED
フクダ電子ヒルスコート					1														〃
フクダ電子スクエア										1									〃
フクダ電子フィールド											1								〃
フクダ電子グラウンド											1								〃
フクダ電子スタジアム	1																		〃
フクダ電子ゴルフパーク											1								〃
フクダ電子ボードエリア																		1	〃
計	12	9	22	1	14	3	1	1	13	6	6	1	1	1	1	1	1	1	

※1 (株)京葉美装、Fun Space・オーチャード共同事業体、(株)千葉マリンスタジアム、ちばアクトシティ運営企業体、千葉市コミュニティセンターまちづくり共同事業体

4 パラスポーツの推進

パラスポーツの普及・振興を図るとともに、障害者のスポーツ活動への参加促進や継続的な活動を支援し、障害のある人もない人もともにスポーツを楽しむ環境づくりを進め、共生社会の実現を目指し、レガシーとなるよう取組みを進める。

＜令和7年度実績＞

- ・パラアスリート学校訪問：市内小・中・特別支援学校33校で実施（延2,759人参加）
- ・パラスポーツ教室：12教室で延102回開催
- ・パラスポーツフェスタちば（8月）：延4,134人参加
- ・オープンボッチャ大会（12月）：108チーム参加
- ・ちばしパラスポーツコンシェルジュ：相談者533人、うち254人がスポーツ活動に取り組んだ
- ・パラスポーツ振興補助金：交付件数6件

13 男 女 共 同 参 画

1 男女共同参画ハーモニー条例

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりの意識と継続的な取組が重要であることから、男女共同参画を推進するよりどころとなるものとして、下記の内容を規定した男女共同参画ハーモニー条例を制定し、平成15年4月1日から施行した。

- (1) 男女共同参画社会の基本理念
- (2) 市、市民、事業者の役割

- (3) 性別による権利侵害の禁止
- (4) 男女共同参画を推進するために市が行う基本的な施策と基本計画の策定
- (5) 市民及び事業者の関心と理解を得、積極的な取組が行われるよう、男女共同参画週間を実施
- (6) 男女共同参画に係る苦情処理や人権侵害の救済を図るため、男女共同参画苦情処理委員を設置
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、男女共同参画審議会を設置

2 第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン

千葉市基本計画を上位計画とする、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成23年度から後期計画に改定）」「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」に次ぐ第5次計画を策定した。

(1) 計画策定の趣旨

「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」に基づき、近年の社会経済情勢の変化等に対応し、今後も男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に展開するため、策定した。

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

(3) 基本目標

基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍

基本目標2 安全・安心で自分らしい暮らしの実現

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現

基本目標4 人材の育成と理解の促進

(4) 計画の改定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴い、令和8年3月に計画を改定した。

3 男女共同参画に関する啓発等（令和7年度実績）

- (1) ハーモニー講演会の開催（参加人数：104人）
- (2) 男女共同参画啓発冊子配布
- (3) 男女共同参画週間の実施
- (4) 出前講座等の実施

4 男女共同参画センター

当センターの運営は、指定管理者である千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体（公益財団法人千葉市文化振興財団が担当）が行っている。

位 置	中央区千葉寺町1208-2（千葉市ハーモニープラザ内）
開設年月日	平成11年12月1日
敷地面積	14,180.14㎡（福祉関連施設と共用）
延床面積	14,185㎡（うち男女共同参画センター 2,096㎡）
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階

主要室規模 1階 情報資料センター (604㎡) 他

2階 セミナールーム (75㎡) 他

事業内容 (令和7年度実績)

男女が社会的に対等な関係を築き、責任を分かち合う「男女共同参画社会」の実現をめざすための調査・研究、情報収集・提供、相談、研修・学習、交流・啓発の各事業を実施した。

- (1) 調査・研究事業 (男女共同参画を推進するための調査や研究等)
「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」を実施
- (2) 情報収集・提供事業 (男女共同参画に関連する様々な情報の収集・提供)
ア 国内外の男女共同参画に関する情報の収集、図書やDVDの貸し出し
イ 情報展示コーナーでの情報提供
ウ 多様な就業形態に関する情報提供 (ハローワークの求人情報など)
- (3) 相談事業 (女性、男性がかかえる諸問題に対する相談事業)
ア 「ハーモニー (女性) 相談」の実施 (延べ相談者数: 1,826人、延べ相談件数: 3,799件)
イ 「男性電話相談」の実施 (延べ相談者数: 122人、延べ相談件数: 122件)
- (4) 研修・学習事業 (男女共同参画への認識を深めるための各種講座)
ア 「男女共同参画講座」など、42講座実施 (延べ参加人数: 1,031人)
- (5) 交流・啓発事業 (市民、団体等の交流ネットワーク支援)
ア ちば男女・みらいフォーラム講演会の開催 (参加人数: 105人)
イ 情報誌の発行 (誌名「みらい」、年2回: 各5,000部)
ウ 映像セミナーの開催 (13回、延べ参加人数: 458人)
エ ハーモニーサロンの開催 (12回、延べ参加人数: 71人)
オ 市男女共同参画週間事業の開催 (延べ参加人数: 1,257人)

14 消費生活

1 消費生活センター (暮らしのプラザ)

消費生活の安定・向上のため、多様な消費生活問題への対応を図る消費生活センターと計量の適正化を図る計量検査所の複合施設として、民間活力を利用した全国初のPFI事業により建設し、消費者活動の拠点として運営している。なお、平成25年度より計量検査所を廃止し、その機能を消費生活センターに統合した。

(1) 施設概要

所在地 中央区弁天 1-25-1

開設年月日 平成14年9月2日

敷地面積 3,295㎡ 延床面積2,697㎡

(2) 施設内容

1階 情報プラザ

2階 消費生活センター事務室、消費者相談コーナー等

3階 研修講義室、実験実習室等

2 消費者対策

市民の消費生活の安定・向上を図るため、消費生活条例の運用、消費生活に関する情報提供、各種消費生活講座の開催等による啓発活動及び消費者からの苦情相談を実施している。

(1) 消費生活条例

消費者と事業者との間の情報の質・量・交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進のため、「消費者の権利の確立」「消費者の自立支援」等を内容とした消費生活条例を平成18年7月1日に施行し、同条例の的確な運用を図っている。

なお、平成26年4月1日に、消費生活条例の一部を改正し、事業者による「訪問購入」に係る不適正な取引を禁止している。

(2) 消費生活審議会

消費生活条例に基づき、消費者施策を推進するため、市長の附属機関として設置され、千葉市消費生活基本計画に基づく事業の計画内容や進捗状況に対する意見、評価等を行っている。

(3) 第4次千葉市消費生活基本計画の推進

第4次千葉市消費生活基本計画（令和5年度から令和9年度末まで（5か年計画））に基づき、消費者施策を積極的に推進している。

(4) 消費者啓発

ア 講座及び講演会等の実施

消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長するため、団体や事業者の要望により消費生活相談員等が実施する悪質商法とその対処法等に係る「くらしの巡回講座」の他、様々な世代向けに消費生活の多様なテーマの講座を行う「消費生活講座」、「消費者サポーター養成講座」及び「悪質商法等被害防止講演会・セミナー」のほか、公民館・いきいきプラザ・学校等と連携して講座等を企画する「連携事業」などを実施している。

講座・講演会等	回数	参加者数
くらしの巡回講座	13回	232人
消費生活講座	8回	359人
消費者サポーター養成講座	1回	18人
悪質商法等被害防止講演会・セミナー	2回	93人
連携事業等	94回	2,534人
計	118回	3,236人

イ 「暮らしの情報いずみ」の発行

市民が消費者として安全・安心で豊かな消費生活を営むための知識や情報を掲載した「暮らしの情報いずみ」を奇数月に、約10,000部／回発行し、区役所・図書館・公民館・市立病院・学校への配架及び町内自治会、市民などへの送付を行っている。

ウ 各種媒体を活用した啓発

消費者被害防止のため、「消費者被害注意報」を発行するほか、「ちばし安全・安心メール」、ホームページ等を活用し、相談窓口の周知や注意喚起等を行っている。

(5) 消費生活相談

消費者被害からの確かつ迅速に救済することを目的として、消費生活専門相談員等の資格を有する消費生活相談員を配置し、トラブル解決に向けた情報提供や助言・指導、さらに必要に応じて事業者を交えて解決のための斡旋を行っている。

令和7年度消費生活相談件数 6,309件

(苦情処理件数 5,810件 問い合わせ処理件数 496件、要望処理件数 3件)

主な相談内容

商 品 一 般	611件	役務その他サービス	389件	賃 貸 ア パ ー ト	264件
他 の 健 康 食 品	144件	修 理 サ ー ビ ス	133件	化 粧 ク リ ー ム	113件
その他(医療サービス、光ファイバー、携帯電話サービス、フリーローン・サラ金など)					4,655件

(6) 地方消費者行政強化交付金の活用

消費者庁が消費者行政強化及び推進のため都道府県に交付した地方消費者行政強化交付金を原資として、千葉県より千葉県消費者行政推進事業補助金の交付を受けている。

令和7年度は、消費者の安全・安心を確保するための事業を実施した。令和8年度も同様に活用し、引き続き消費者行政を推進していく。

令和7年度実績 学校における消費者教育（消費者教育コーディネーター、消費者教育研究推進校事業）、啓発品作成、新たな相談支援システムへの移行準備等

3 適正計量推進

(1) 特定計量器定期検査

取引又は証明に使用される特定計量器（はかり）の検査を実施している。

令和7年度実績

検 査 実 施 区 域	検 査 戸 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数
花見川区、稲毛区、美浜区	939	2,392	22

(2) 立入検査

特定計量器（燃料油メーター、ガスメーター）の有効期限及び適切な運用が図られているか検査を実施している。また、計量販売している商品に対して、正しく計量されているか検査（商品量目）を実施している。

令和7年度実績

項 目		検 査 戸 数	不 適 正 戸 数	検 査 個 数	不 適 正 個 数
特 定 計 量 器		28	1	2,344	11
	燃 料 油 メ ー タ ー	26	1	579	11
	ガスメーター（LPG）	2	0	1,765	0
商 品 量 目		47	14	3,417	78

(3) 普及・啓発

計量思想の普及として、催しを実施している。

令和7年度実績 家庭用計量器無料検査、計量記念日全国統一ポスターの掲出

第11章

環 境 局

1 環境基本計画

本市は、高度経済成長の過程で大気汚染等の環境汚染対策が重要課題となったことから、環境関係条例の制定等の公害対策を推進してきた結果、市内における産業型公害については改善されてきた。

また、多様化する環境問題に対応するため、平成6年に「環境基本条例」、平成7年に「環境保全条例」を制定し、平成7年には環境行政のマスタープランとなる「環境基本計画」（計画期間：平成8年度～平成22年度）を策定、平成23年にもそれを引き継ぐ「環境基本計画」（計画期間：平成23年度～令和3年度）を策定し、各種施策を総合的・計画的に推進してきた。

その間にも地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の危機といった地球規模の環境問題が進行し、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載された「2030アジェンダ」の採択や、国の「第五次環境基本計画」の策定等、世界や国の情勢に大きな変化が生じた。このほか、安全で快適な生活環境の確保、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変容への対応など、様々な課題への対応が求められている。これらを受け、本市は令和4年に新たな「環境基本計画」を策定した。

本計画では、その推進により目指す令和14年の千葉市の姿を「望ましい環境都市の姿：自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉市」として定めるとともに、それを環境の各分野から支える5つの「環境の柱」を設定した。また、5つの「環境の柱」の達成に向けて、今後取り組むべき対策を施策の分野別に整理し、17の基本目標を設定した。

(1) 目 的

千葉市環境基本条例に掲げる基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する目標や、総合的かつ長期的な施策の大綱を定める。

(2) 計画期間

令和4年度～令和14年度

(3) 計画の位置づけ

上位計画である「千葉市基本計画」の環境分野の個別計画であるとともに、令和4年度中に策定した部門別計画の「地球温暖化対策実行計画」や「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「水環境・生物多様性保全計画」などに施策の方向性を与えるものとして位置付けている。

(4) 5つの「環境の柱」

- ・地球温暖化対策を推進し、気候危機に立ち向かう
- ・3Rの取組みを推進し、循環型社会の構築を目指す
- ・自然と調和・共存し、緑と水辺の良好で多様な環境を次世代に引き継ぐ
- ・健やかで快適に安心して暮らし続けられる環境を守る
- ・みんなで環境の保全・創造に取り組む

(5) 目標達成に向けた取組み

本計画では、5つの環境の柱、17の基本目標の達成に向けて、基本目標に基づき各種施策の方向性を示しており、市民・事業者・市が、各々の担うべき役割、責任の重大さ、実践することの重要性等を十分に認識し、一体となって、環境の保全・創造に関する取組みを実践することとしている。

2 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策実行計画の推進

気候変動による影響の増大に伴い、その対策の強化は世界共通の課題となっており、国においても令和3年に地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現、2030年度温室効果ガス排出量の目標を2013年度比46%削減として掲げるなど、温暖化対策が加速している。こうした動きを受け、本市では令和5年3月に、新たな「千葉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市域における2030年度温室効果ガス排出量の目標を2013年度比36%削減（業務・家庭・運輸の3部門における削減目標は2013年度比48%削減）とした。本計画では、温暖化対策を持続可能なものにするためには、社会課題や経済活動との関連性が極めて重要であることから、「環境とレジリエンス向上の同時実現」と「環境と経済の好循環」という2つの視点を重視している。

また、温室効果ガス排出抑制策や進行しつつある地球温暖化への対応策等について体系的に整理することで、市民・事業者・行政等の様々な主体が意識を共有し具体的な取組みを推進できるようにするとともに、今ある技術の活用を含めたあらゆる手法を総動員し、目標達成を目指していく。

2 脱炭素先行地域事業の推進

本市は、令和4年11月に環境省から「脱炭素先行地域」に県内で初めて選定されており、「脱炭素で磨き上げる都市の魅力～「行きたい」、「住みたい」、「安心できる」千葉市へ～」をテーマとし、都市と自然の魅力をあわせ持つ本市の強みを、脱炭素の視点でさらに磨き上げ、交流人口・定住人口の増加、都市の基盤となるレジリエンスの強化を推進していく。

3 再生可能エネルギー等の導入

2050年カーボンニュートラル実現のためには、再生可能エネルギーの導入は不可欠であり、その普及に向け、市民を対象に住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム等の再エネ・省エネ設備設置費や次世代自動車導入費に対する助成を実施しているほか、民間活力を利用し、小・中学校の屋上を活用した「屋根貸し事業」や蘇我地区廃棄物最終処分場での「メガソーラー事業」を実施してきた。

平成26年度から28年度の3か年では、災害時における避難所の基盤強化を図ることを目的に、環境省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を活用し、避難所に指定されている小中学校等の市有施設18か所に太陽光発電設備や蓄電池等の設備導入を行った。また、「千葉市災害に強いまちづくり 政策パッケージ」における「電力の強靱化」の施策の一つとして、令和2年度から4年度の3か年で避難所に指定されている公民館・市立学校等140施設へ太陽光発電設備・蓄電池を導入している。

このほか、市民向けの補助制度として、平成30年度からZEH（令和8年度からZEH+）、令和2年度から窓の断熱改修、令和4年度から集合住宅向け電気自動車充電設備を対象とした助成を新たに実施、また、事業者向けの補助制度として、省エネ設備導入費に対する助成に加え、令和4年度からはZEBプランニング、令和5年度から電気自動車充電設備を対象とした助成を新たに実施するなど、再生可能エネルギー等の普及拡大と省エネの推進に取り組んでいる。

3 自然保護対策

1 貴重な動植物の保護

市域において特に保護を講ずべき動植物を選定し、その対策を検討し実施する必要があることから、平成16年度に「千葉市の保護上重要な野生生物―千葉市レッドリスト」を取りまとめた。

また、平成19・20年度に貴重な動植物の保護事業の一環として、特定外来生物生息状況調査を行ったほか、市民からの確認情報等に基づき、アライグマをはじめとする特定外来生物等の捕獲を行っている。

2 谷津田の保全推進

本市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田等を保全し、市民が自然とふれあい学ぶ場を提供するため、谷津田保全のモデル事業として「大草谷津田いきものの里」を平成18年5月に開設している。

また、市域における谷津田の保全推進を図る具体的な方策として、平成15年度に「谷津田の自然の保全施策指針」及び「谷津田の自然の保全に関する要綱」を定め、谷津田や周辺の斜面林などについて、土地所有者等の協力を得て、保全協定の締結を進めており、さらに、保全協定を締結した区域においてボランティア団体、土地所有者、市の三者による活動協定を締結し、保全と活用に努めている。

3 市の鳥コアジサシの保護

環境省のレッドリストで絶滅危惧IB類（EN）に位置付けられている市の鳥コアジサシの保護を図るため、生息実態調査を実施するとともに、繁殖場所の保全を図るため、ボランティア活動者と協働し、営巣地保護を行っているほか、パンフレット等を作成し、保護活動に努めている。

4 自然環境保全意識の醸成

市民の身近な自然及び生物多様性への関心と理解を深めるため、ふれあい自然観察会などを継続的に実施するとともに、自然保護ボランティアの育成を目的とした講座等を行っている。

4 環境状況の把握

1 大気監視テレメータシステム

大気監視テレメータシステムは、市内の測定局や工場・事業場（以下「事業所」という。）で測定された大気環境、大気発生源の各種測定データについて、通信回線を経由してリアルタイムでデータ収集し、常時監視を行っている。令和6年度に全体システムを更新し、再整備を実施した。

また、光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、「ちばし安全・安心メール」及び防災無線等により市民に周知を図るとともに、小・中学校等にFAXにより一斉に通報している。

さらに、PM2.5について、平成25年3月から国が示した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、千葉県が定めた発令基準により、市民に対し注意喚起を行っている。

(1) 大気環境監視

・稼働 昭和47年3月

市内に、一般大気環境測定局と自動車排出ガス測定局を設置し、窒素酸化物、光化学オキシダント等の大気汚染物質の濃度や風向・風速等の気象状況について年間を通じて測定し、市域における大気汚染の実態を把握している。また、健康被害や生活環境の悪化の防止対策に資するため、千葉県から県内各所の測定局で測定されたデータを収集し、広域的な大気汚染状況も常時監視している。なお、令和5年4月1日から千葉市役所自動車排出ガス測定局を廃止し、17局での監視体制としている。

(2) 大気発生源監視

・稼働 昭和49年4月

環境保全協定締結企業2社（三者協定）の原燃料使用量や煙突から排出される汚染物質の濃度等により事業所の稼働状況の実態を把握している。

また、環境保全協定の協定値の遵守状況を常時監視している。

2 大気汚染

(1) 硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として、工場などで使用される原燃料中に含まれる硫黄分の燃焼により発生する。排出規制の強化等により良質燃料への転換、脱硫装置の設置等が行われ、環境中の濃度は大幅に減少している。

令和7年度は、全測定局（9局）で環境基準及び市の環境目標を達成した。

(2) 窒素酸化物

窒素酸化物は、主に物の燃焼に伴い発生する。主な発生源は、工場・自動車などがあり、そのほとんどが一酸化窒素と二酸化窒素である。このうち二酸化窒素は環境基準が設定されている。

令和7年度は、全測定局（17局）で環境基準及び市の環境目標を達成した。

(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線によって光化学反応を起こして生成するオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものの総称である。

令和7年度は、全測定局（11局）で環境基準、市の環境目標ともに未達成であった。また、光化学スモッグ注意報が6回発令された。

(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料中の炭素が不完全燃焼することにより発生し、主な発生源は自動車である。

令和7年度は測定局（2局）で環境基準及び市の環境目標を達成した。

(5) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、燃料の燃焼、物の破砕、自動車走行、自然発生等によるものである。

令和7年度は、全測定局（17局）で環境基準及び市の環境目標を達成した。

(6) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質は、工場、自動車から排出される一次粒子や、大気中で光化学反応等により生成される二次粒子のほか、海塩粒子などの自然由来のものがある。

令和7年度は、全測定局（6局）で環境基準及び市の環境目標を達成した。花見川小学校測定局、宮野木測定局及び土気測定局は測定機の動作不良で評価から除いている。

(7) 降下ばいじん

降下ばいじんについては定期的に測定を実施し、実態把握に努めている。降下ばいじんの環境目標値は、より良い環境を目指すため従来の目標値から厳しくする見直しを行い、令和4年4月からは月間値を10t/km²/月以下としている。

(8) ばい煙発生施設への立入検査等

大気汚染防止法及び環境保全協定に基づき、ばい煙排出基準、総量規制基準、協定値等の適合状況を確認するため、工場・事業場への立入検査等を実施している。

令和7年度立入件数 3事業場 17施設

(9) ダイオキシン類調査

令和7年度は、3地点でダイオキシン類の測定を夏、冬の年2回実施した。全地点において、環境基準を達成した。

(10) 有害大気汚染物質調査

令和7年度は、6地点でベンゼン等21物質について月1回の調査を実施した。

(11) 大気中アスベスト濃度調査

石綿による大気汚染の現状を把握するため、令和7年度は、6地点で年2回の調査を実施した。

(12) 蘇我臨海部地区環境監視

蘇我臨海部地区については、工場跡地に商業施設ができるなど一般市民も集まる地区になったことから、JFEスチール(株)等の施設から排出されるベンゼン等に係る大気環境状況について、平成17年6月から継続して調査を行っている。

3 水 質 汚 濁

(1) 河川・海域の水質対策

水質汚濁防止法等に基づき、排水の規制・指導を行うとともに、市内公共用水域（河川・海域）及び工場・事業場について、環境基準・排水基準適合状況等について調査を行っている。

ア 河 川

25地点（環境基準点3地点、市独自調査地点22地点）で水質調査を実施している。

生活環境項目（8項目）は、全地点で環境基準及び市の環境目標を達成した。健康項目（27項目）については、ほう素が環境基準点の新花見川橋（花見川）で、環境基準及び市の環境目標を達成しなかった。また、市独自調査地点（22地点）では、高洲橋、浜野橋、どうみき橋、平成橋でほう素の環境基準及び環境目標を達成しなかった。

イ 海 域

5地点（環境基準補助点3地点、市独自調査地点2地点）で水質調査を実施している。

生活環境項目（9項目）については、環境基準補助点では、1地点（千葉港No. 5（新港コンビナート港湾内））で化学的酸素要求量（COD）が市の環境目標を、全りんが環境基準及び環境目標を達成しなかった。また、市独自調査地点では、1地点（東京湾 No. 8（幕張の浜地先））で化学的酸素要求量が、2地点（東京湾No. 7（いなげの浜地先）及び東京湾 No. 8（幕張の浜地先））で全窒素及び全りんが、それぞれ環境基準を（No. 8については市の環境目標も）達成しなかった。さらに、底層溶存酸素量（底層DO）は、全地点環境基準を達成しなかった。

なお、健康項目は、全地点で環境基準及び市の環境目標を達成した。

(2) ダイオキシン類実態調査

公共用水域の水質・底質（河川3地点、海域2地点）及び地下水・土壌（2地点）について、環境実態を把握するための調査を行っている。

全調査地点で環境基準を達成した。

4 地下水汚染

(1) 六価クロムによる地下水汚染

昭和62年8月、生実地区の地下水から六価クロムが検出されたことに伴い、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和7年度延べ調査井戸数 245本 新規汚染井戸数 8本

(2) 揮発性有機化合物による地下水汚染

昭和63年9月、稲毛区長沼町の専用水道から四塩化炭素が検出されたことに伴い、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和7年度延べ調査井戸数 68本 新規汚染井戸数 0本

(3) 砒素による地下水汚染

平成5年4月、水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、砒素の基準値が強化されたことから、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和7年度延べ調査井戸数 25本 新規汚染井戸数 0本

(4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染

平成11年2月、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されたことから、概況調査等を行っている。

令和7年度延べ調査井戸数 16本 新規汚染井戸数 1本

5 騒音・振動

騒音・振動は、日常生活への妨害や睡眠障害をもたらすことから多くの苦情が寄せられている。

このため、発生者に対して法令による規制等を行い、市民の静穏な生活環境の保全を図っている。

(1) 航空機騒音（羽田再拡張事業）

平成22年10月21日に羽田空港のD滑走路が供用開始され、羽田空港への着陸機が南風好天時の6時から23時までの間、中央区、若葉区、緑区上空を飛行することとなり、市民から多くの苦情が寄せられていることから、飛行ルート下等の騒音調査を実施している（令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始。）。

騒音測定値（単位：デシベル）

令和7年度

測定地点		松ヶ丘公民館	更科公民館	大宮小学校	緑保健福祉センター
測定値 (Lden)	年間値	44	42	44	46
	各地点における月間値の最大	47	45	47	49
	各地点における月間値の最小	39	36	37	39

区名	中央	若葉	緑	美浜	稲毛	花見川	市外・不明	合計
件数	2	4	5	1	1	0	15	28

＜航空機騒音の改善に向けたこれまでの取組＞

国土交通省に対し、市長自ら国土交通大臣に直接改善を要望したほか、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会において県や関係市町とも連携して要請を続けてきた結果、平成25年11月には南風好天時の南側ルート的高度引上げが、平成27年4月には北側ルート的高度引上げが行われた。

令和2年3月29日からは、都心上空を通過する新飛行ルートの運用が開始されており、県・市町村連絡協議会では、首都圏全体での騒音共有による千葉県下の騒音影響の軽減に向けた第一歩と評価している。

今後も、県・市町村連絡協議会や国の施策及び予算に関する重点要望等を通じて、国に対し、千葉市上空での交差の解消・低減、更なる高度の引上げ、海上ルートへの移行といった抜本的対策の早期実現や市民へのわかりやすい情報提供などについて強く要望していく。

(2) 自動車騒音調査

市内幹線道路を通行する自動車から発生する騒音について、調査を実施している。道路に面する地域に立地している住居等を対象に面的評価（騒音に係る環境基準）を行った結果、令和7年度の57評価区間における環境基準の達成率は87.2%であった。

(3) 一般環境騒音調査

一般地域の環境基準達成状況を把握するため、各区2か所（12か所）で調査を行っている。昼間時間帯は全ての地点、夜間時間帯は10地点で環境基準を達成していた。

(4) 道路交通振動等調査

市内幹線道路を走行する自動車による振動について、14か所で調査を実施している。全ての地点で振動規制法に規定する要請限度以下であった。

6 悪 臭

悪臭防止法に基づく規制方法を、特定悪臭物質の濃度規制から臭気指数規制に変更している（平成19年4月1日施行）。

(1) 悪臭の立入検査等

悪臭防止法に基づき、必要に応じて工場・事業場への立入検査を実施し、敷地境界等における臭気指数等の測定を行うとともに、事業所周辺の一般環境調査（1地域3地点・年1回）を実施している。

(2) 東京湾沿岸広域異臭調査

東京湾からの海風によりガス臭に似た臭気が内陸部に向かって移動し広域異臭が発生する場合があるが、原因の特定が困難であることから、平成14年度から「千葉市東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領（平成14年4月1日施行）」に基づき、発生した異臭が消滅する前に採取するため沿岸部の公共施設9か所に異臭採取器具を配備するとともに、県及び関係市との連携、情報交換及び原因究明等対策を実施している。令和7年度は、市内における広域異臭の発生は2件であった。

7 公害苦情受付件数

令和7年度

項 目	大気	水質	土壌	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
受付件数	65	15	0	247	57	0	128	12	524

5 環境保全対策

1 環境保全協定

法令や条例に基づく企業指導に加え、より一層の環境保全及び創造を推進するため、企業等との相互の合意のもとに、双方の責務・措置等について取り決めた環境保全協定を締結している。

平成21年度に近年の環境問題を踏まえ、内容を見直し、新たに企業等と締結を行った。

平成26年度及び令和元年度にはそれぞれ内容の一部見直しを行い、粉じん対策の強化や有害大気汚染物質の対策等を盛り込んだ新たな細目協定に基づき、環境保全に取り組んでいる。

令和8年4月現在、協定締結企業等はJFEスチール(株)をはじめ、(株)JERA、新東日本製糖(株)、(株)J-オイルミルズ等29社である。

- ・三者協定（県、市、企業）締結企業 7社
- ・二者協定（市、企業等）締結企業等 22社

この協定では、大気汚染の防止、水質汚濁の防止等の公害防止に関する措置に加え、地球環境保全、産業廃棄物の適正処理等、近年の多様化する環境問題について規定している。

主な協定内容は、以下のとおり。

- ・環境保全対策（公害防止、廃棄物処理、化学物質環境リスク低減、地球環境保全）に関すること
- ・環境管理の徹底（環境管理体制、公害防止施設等の改善）に関すること
- ・細目協定、年間計画書、生産施設等の事前協議に関すること
- ・公害発生時等の措置（公害発生時、事故時等）に関すること
- ・立入調査等、違反時の措置及び被害補償に関すること
- ・関連企業等に関すること
- ・環境保全活動の推進及び住民への周知に関すること

2 水環境・生物多様性保全計画

令和5年3月、千葉市水環境保全計画に代わって、生活排水対策推進計画及び流域水循環計画に加え、新たに生物多様性地域戦略を包含した計画として、「千葉市水環境・生物多様性保全計画」（計画期間：令和5～14年度）を策定した。本計画では「水の環はぐくむ にぎわい輝く生命のつながりを子どもたちの未来へ」を基本理念として掲げ、これを実現するための「水環境の保全活用」、「生物多様性の保全再生」及び「計画の推進体制の整備」の3つの取組みの柱と、各柱を支える13の施策の方向性を定め、各施策の方向性ごとに設定した目標の達成に向けて市民、事業者、ボランティア及び市などのあらゆるステークホルダーが連携しつつ、国、県、近隣自治体とのパートナーシップの強化を図りながら総合的に施策を推進している。

計画期間中においては、多自然川づくりなどによる豊かな水辺の保全、水質の監視に加え、今ある自然環境の実態把握と保全、新たな緑を創出する取組み、地域の生態系や水環境、水循環についての理解

を促進する取組みを進めるとともに、市民への情報提供を充実させていくほか、市民やボランティア等との連携や活動支援などの施策を展開することにより、水環境および水循環の健全化を図るとともに、私たちに多様な恩恵をもたらす生物多様性の保全を進めることとしている。

3 地下水・土壌汚染対策

(1) 地下水汚染防止対策

地下水汚染対策として、水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水の実態を把握するとともに、事業者の指導を行っている。この地下水調査の結果を踏まえ、安全な飲料水確保対策として、平成2年度から汚染が確認された地域を指定し、上水道配水管布設補助を実施してきた。

また、平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の環境基準として追加されたことに伴い、平成12年度から上水道配水管布設補助の対象に追加するとともに、浄水器設置補助の対象とし、補助を開始した。令和6年8月には、PFOS及びPFOAについても補助対象に追加をした。

平成23年度に制度の大幅な見直しを行い、上水道配水管布設補助については地下水汚染指定区域外への汚染世帯にも対応するため、指定区域を撤廃し個人を対象とした補助制度とするとともに、浄水器設置補助については上水道配水管布設補助の補完的な制度と位置付け、平成24年度から運用を開始した。

加えて、上水道利用に際し必要となる給水装置設置工事にかかる費用について融資制度を拡充したが、これまで利用実績がないことから令和7年度末をもって同制度を廃止した。

令和7年度は上水道配水管布設補助の申請はなかったが、浄水器19基の補助を実施した。

さらに、揮発性有機化合物による汚染地下水の浄化事業として、平成11年度から平成15年度までに長沼地区に5基の浄化施設（園生町、三角町、長沼町、長沼原町、山王町）を設置し、地下水浄化事業を推進してきた。平成21年11月からは、自然浄化等の機能を確認するため揚水を停止した。平成23、24年度の地下水保全専門委員会において、水質調査の結果から自然浄化が認められるとの意見を踏まえ、平成25年度までに全ての施設を廃止した。なお、自然浄化による濃度変化を把握するため、水質調査は継続して実施している。

(2) 土壌汚染対策

土壌汚染対策として、平成10年に千葉市土壌汚染対策指導要綱を定め、工場等の跡地について、事業者に調査・対策等の指導を行ってきた。加えて、平成14年には土壌汚染対策法が制定され、法律・要綱の両面で指導を行っている。

4 自動車公害対策

(1) 自動車公害防止対策の推進

国はディーゼル車に起因する浮遊粒子状物質対策を緊急の課題とし、平成13年6月、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）を制定、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）においても、1都3県のディーゼル車規制条例による運行規制を平成15年10月1日から開始し、条例の円滑な運用に向け連携した取組みを行っている。

本市は、低公害車の普及促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進など、運輸部門の温室効果ガス削減施策と関連付け、自動車公害対策を進めている。

(2) 低公害車等の普及促進

低公害車の普及を図るため、九都県市で連携して低公害車指定制度を運用し、九都県市指定低公害車の普及拡大を図っている。また、市においては、千葉市グリーン購入推進方針により、令和3年度から公用車への次世代自動車の調達を推進している。さらに、令和5年度からは千葉市公用車への電動車導入方針により、代替できる電動車がない場合を除き、本市が新規導入、または更新する公用車については全て電動車とし、使用する公用車全体を2030年度までに全て電動車とすることとしている。

(3) エコドライブの推進及び普及啓発事業

エコドライブの推進及び普及啓発事業として、①九都県市共同事業でのエコドライブ講習会の開催、②各種イベント等での啓発活動などを継続的に実施している。

(4) 広域的な自動車公害対策

自動車排出ガスによる窒素酸化物・粒子状物質の削減対策について、九都県市の環境問題対策委員会に大気保全専門部会を設置し、低公害車及び粒子状物質減少装置の指定並びにその普及に係る啓発活動やエコドライブの推進に係る啓発活動等に共同して取り組んでいる。

5 先端技術関係施設に関する環境保全対策

エレクトロニクス、新素材及びバイオテクノロジーに係る製造、研究等の用に供する先端技術関係施設を設置する事業者に対し、「千葉市環境保全条例」に基づく設置の届出を義務づけている。また、「千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針」により、事業者には環境保全対策書の作成及び周辺住民への説明会の実施を求め、環境汚染・災害事故等の未然防止等を図っている。

6 化学物質対策

(1) P R T R制度

化学物質による環境汚染の懸念が高まっていることから、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）が平成12年3月に施行され、平成14年4月から届出受理業務が開始されている。

令和7年度（令和6年度分の届出）の届出状況は、151事業所からで、届出された令和6年度の排出量及び廃棄物等に含まれての移動量の総計は約2,352トンであった。前年度の結果と比較すると、事業所数は3事業所減少し、排出量及び移動量の総計は499トン増加している。

今後も化学物質排出実態の把握に努めるとともに、事業者に対する技術的な助言、市民の化学物質に対する理解増進の支援に努めていく。

(2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策については、平成10年5月に「ダイオキシン対策等推進会議」を設置し（ダイオキシン類による汚染状況が改善したため平成26年8月廃止）、小型廃棄物焼却炉に係る要綱を策定するなど、全庁的に取り組んできた。さらに、平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、工場・事業場への規制、指導を強化するとともに、大気・水質等の常時監視を実施し、同法の適切な運用を図っている。

7 環境影響評価

大規模開発等による環境破壊を未然に防止する必要から、「千葉市環境影響評価条例」（平成11年6月施行）に基づき、大規模開発等の実施に際して公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう、事業者に対し、事前に調査・予測及び評価を行うよう義務づけている。

環境影響評価法の改正（環境影響評価図書の電子縦覧、計画段階での配慮書手続等）を受け、平成26年3月に市条例の一部改正（電子縦覧）を行い同年7月1日に施行した。また、同年3月末に新たに要綱を制定し、同年4月1日から市の事業を行う場合に計画段階配慮手続を義務付けた。

また、環境影響評価法の対象事業に太陽光発電事業が追加されたことを受け、令和2年9月に市条例施行規則等の一部を改正し、市条例の対象事業に太陽光発電事業を追加した（同年10月1日施行）。

さらに、近年のインターネットの発達及び行政手続の電子化の進展を踏まえ、市民による環境影響評価に関する情報アクセスの利便性の向上を図り、事業に対する市民の理解を促進するため、令和5年12月に新たに要綱を制定し、環境影響評価図書の電子媒体での提出の促進及び市ホームページでの継続的公表に努めることとした（同日施行）。

8 千葉市地域環境保全基金

地域の環境保全に資する事業を積極的に展開するとともに、その資金を安定的に確保するため、平成2年4月に地域環境保全基金を創設し、環境保全に関する基盤整備事業、普及啓発事業及び地域の環境保全のための自主活動に対する支援事業等を実施している。

基 金 244,112千円

令和7年度事業費 17,496千円

9 環 境 教 育

本市では、平成17年に「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を策定し、環境に配慮した行動の促進や環境教育に取り組んできたところである。そして、平成30年に国が基本方針を改定したこと等を受け、更に効果的な環境教育等を推進するため、令和3年度に「千葉市環境教育等基本方針」を新たに策定した。

同方針では、環境教育を「持続可能な社会の構築を目指した環境の保全に関する教育及び学習」と捉えており、「教育」の視点に加え、自ら学ぶ「学習」という視点についても重視している。また、環境教育は社会・経済問題と密接に関連していることなどを踏まえ、同方針に「世代・分野を超えた協働での取り組み」、「体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び」、「持続可能な社会の実現に向けた人材育成」、「ICT等の積極的な活用」の4つの方向性を定め、家庭、学校、地域、事業者、行政などあらゆる主体が役割を認識し、連携を図りながら、環境教育にかかる取り組みの推進を行っている。

10 普及・啓発活動

複雑多様化する環境問題への対応や、快適な生活環境の創造のためには、市民・事業者・市が一体となって積極的に取り組んでいくことが重要であり、千葉市地球温暖化対策地域協議会等と連携しながら事業を推進している。

市では、「環境白書」の発行、環境月間における各種行事の開催などを通して、環境問題についての情報提供と環境保全に関する啓発を行っている。

11 庁内に向けた取組み

(1) 千葉市役所環境方針

市役所自身が脱炭素化などの環境保全に率先して取り組み、市民や事業者の行動変容に波及させるため、「千葉市役所環境方針」を定めている。この方針を令和6年4月に見直した際に、業務の執行だけに留まらず職員の日常生活においても環境保全に取り組むことを盛り込んだほか、環境配慮の理念の庁内への広がりを受けてマネジメントシステムによる管理を終了し、各事業担当課の自発的な取組みを尊重する方向性に改めた。

(2) ゼロカーボンアクション推進方針

脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者のロールモデルとなれるよう職員自らのゼロカーボンアクション（脱炭素へつなげる取組み）の実践を促進するため、「千葉市ゼロカーボンアクション推進方針」を令和6年3月に策定した。今年度は、「1人1年間で10kg-CO₂以上削減」の目標をクリアするよう職員各自が取り組み項目を設定し、オフィスや家庭におけるゼロカーボンアクションを実践している。

6 公害健康被害の補償

大気汚染の影響による住民の健康被害を救済するため、昭和47年7月に「大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」を制定し、被害者の救済を行ってきたが、昭和49年9月に「公害健康被害補償法」が制定され、本市が同年11月30日に第一種地域の指定を受けたことから、法律に基づく被害者の救済を行うこととなった。

さらに、昭和51年1月には法律の内容を補完・充実させるため「千葉市公害健康被害救済補償要綱」を制定し、市独自の補償給付を行っている。

なお、昭和63年3月、大気汚染状況の改善により、法律に基づく第一種地域の指定が解除されたことから、すでに認定を受けている者については、従来どおり補償給付等を行うが、新規の認定は行わないこととなった。

1 法に基づく補償給付の種類と内容（令和8年度）

種 類	内 容
療養の給付及び療 養 費	指定疾病に係る医療費について全額負担する。
遺 族 補 償 費	指定疾病に起因して死亡したときに当該死亡した者によって生計を維持していた一定範囲の遺族に10年間支給する。 （月額 173,100円～345,900円）
遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる遺族がいなく、一定範囲の遺族に支給する。（遺族補償費の36か月分）
障 害 補 償 費	一定の障害の程度にある者に対し、障害の程度（特級～3級）、年齢、性別に応じて支給する。 特 級 1 級に 49,600円の介護加算をする。 1 級 月額 197,800円～395,300円 2 級 “ 98,900円～197,650円 3 級 “ 59,340円～118,590円
療 養 手 当	入院に要する諸雑費等、通院に要する交通費に充てるため、1か月の入院日数、通院日数に応じて支給する。 入院 15日以上 40,800円 通院 15日以上 28,300円 “ 8日～14日 38,800円 “ 4日～14日 26,300円 “ 7日以内 28,300円
葬 祭 料	指定疾病に起因して死亡したときに葬祭を行う者に支給する。 （779,000円）

2 法以外の救済

「千葉市公害健康被害救済補償要綱」に基づき、次の補償給付を実施している。

- (1) 遺族補償金 指定疾病に起因して死亡したとき 1,200万円
指定疾病以外の原因によって死亡したとき 600万円
(ただし、すでに支給を受けた障害補償費等の合算額を控除する。)
- (2) 療養補償金 障害補償費の支給を受けられない者 1月につき 4,000円
- (3) 短期療養手当 1か月の通院日数が2～3日の場合 1月につき 4,000円
- (4) 法の例による補償給付 要綱に基づく認定患者に対し、法律と同様の補償給付を行っている。

3 公害健康被害認定審査会

構 成 学識経験を有する者10人（任期2年）
内 容 認定更新の審査、障害の程度の判定及び死亡等に関する審査
開催状況 12回（月1回）

4 公害健康被害診療報酬等審査会

構 成 学識経験を有する者5人（任期2年）
内 容 診療内容及び診療報酬等の審査
開催状況 12回（月1回）

5 認 定 状 況

	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺 気 腫	計
法による認定	15人	162人	0人	0人	177人
要綱による認定	1人	2人	0人	0人	3人

6 公害保健福祉

- (1) 予防接種費用助成 インフルエンザ予防接種及び新型コロナワクチン予防接種において、被認定者の負担する費用を助成することにより、健康の保持を図る。
- (2) そ の 他 中央保健福祉センターにおいて、保健師による被認定者の日常の生活指導、療養指導などを行っている。

7 循環型社会の形成

現代社会におけるごみ問題は、従来の収集運搬、処分などの適正処理に加えてその減量・再資源化が大きな課題となっている。さらに、資源循環型の社会システムの構築は、行政のみならず市民・事業者一人一人が可能なところから実践していかなければならないテーマである。

こうしたことから、ごみの減量・再資源化のための各種啓発キャンペーンを展開したほか、各種の減量施策や集団回収への補助、イベントの実施により、本市のごみの現状の周知を図り、ごみの減量・再資源化の継続と定着に努めている。

1 ごみの減量・再資源化の経緯

平成4年10月	一般家庭の「ごみ5分別収集」を実施
平成5年4月	「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を施行 「千葉市廃棄物減量等推進審議会」を設置
平成6年4月	ごみ処理手数料の改定
4月	可燃ごみ収集全面委託
11月	事業所ごみ指定袋制を導入
平成7年1月	家庭ごみ指定袋制を導入
4月	新浜リサイクルセンターを稼働
平成9年4月	ペットボトルの店頭（拠点）回収を開始
平成10年8月	粗大ごみ収集の有料化及び事業所ごみ全面有料化の実施 「千葉市リサイクル推進基金条例」を制定、施行
平成13年2月	ペットボトルの回収を店頭（拠点）回収からステーション収集方式に変更
4月	家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を排出禁止物に指定（平成16年4月に冷凍庫を追加、21年4月に液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を追加）
平成14年9月	「千葉県西・中央地域におけるエコタウンプラン」（平成11年1月25日千葉県承認）に「エコロジーパーク整備事業」を新たに加え変更承認（千葉県・千葉市）
平成15年3月	「蘇我エコロジーパーク構想」を策定
8月	ごみ減量のための「ちばルール」を策定
平成16年4月	集団回収未実施地区で「古紙・布類分別収集」を開始
11月	家庭用パソコンを排出禁止物に指定
平成17年4月	不燃・有害ごみ収集全面委託
8月	「古紙回収庫」を設置
10月	中央区全域で「古紙・布類分別収集」を開始
平成18年3月	「蘇我エコロジーパーク構想推進のためのルール」を策定
10月	全市域で「古紙・布類分別収集」を開始
平成19年4月	ごみ処理手数料の改定
4月	「焼却ごみ1/3削減」推進のための普及・啓発を開始
11月	生ごみ分別収集モデル事業を開始
平成21年10月	家庭ごみの収集体制を変更（可燃ごみの収集を週2回、古紙・布類の収集を週1回に）

平成24年 4 月	生ごみ分別収集特別地区事業を開始
平成25年 3 月	「家庭ごみ手数料徴収制度の導入」に関する条例案が市議会で可決
平成26年 2 月	「家庭ごみ手数料徴収制度」を開始
2 月	使用済小型電子機器等回収事業を開始
8 月	廃食油回収・再資源化支援事業を開始
平成27年 3 月	粗大ごみ収集全面委託（運び出し収集を除く） 「焼却ごみ1/3削減」目標達成
平成28年 4 月	ごみ処理手数料の改定
平成29年 3 月	「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定
4 月	剪定枝等再資源化事業を開始（4月～ 中央区、9月～ 若葉区・緑区、 平成30年 2月～花見川区・稲毛区・美浜区） 使用済小型電子機器等回収品目の拡充（携帯電話・スマートフォンの回収を開始）
平成30年 3 月	生ごみ分別収集特別地区事業を終了
8 月	使用済小型電子機器等回収品目の拡充（ノートパソコン・タブレット）
10月	単一素材製品プラスチックの再資源化事業を開始
平成31年 3 月	「千葉市災害廃棄物処理計画」を策定
令和 5 年 3 月	「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定
令和 6 年12月	小型充電式電池回収事業の本格開始
令和 7 年 3 月	官民連携型リユース拠点「ジモティースポット千葉」開設
令和 8 年 3 月	使用済小型電子機器等回収品目の拡充（充電式電池内蔵製品回収開始）

2 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

- (1) 計 画 期 間 令和5年度から令和14年度（10か年計画）
- (2) ス ロ ー ガ ン 減らそう 1人1日100g！ 止めよう 地球温暖化！
- (3) 基 本 理 念 みんなでつくり 未来へつなぐ 循環型社会
～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～
- (4) 計画目標数値
- | | |
|------------|-------------|
| ①総排出量 | 1人1日あたり850g |
| ②家庭系ごみ排出量 | 1人1日あたり394g |
| ③事業系ごみ排出量 | 6万2千t |
| ④焼却処理量 | 19万6千t |
| ⑤再生利用率 | 38% |
| ⑥最終処分量 | 8千6百t |
| ⑦温室効果ガス排出量 | 7万1千t |

(5) 主な計画事業

基本方針1：発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）をさらに推進することで、
ごみを減らし、モノの価値を最大限に活かす社会を目指します。

○食品ロスの削減の推進 など9事業

基本方針2：適正なごみの排出・分別と再資源化（リサイクル）の取組みにより、
資源循環の促進と焼却ごみの削減を目指します。

○プラスチックの再資源化の推進 など7事業

基本方針3：様々なリスクに対応できる、安定と効率性を兼ね備えた強靱な
ごみ処理体制を目指します。

○安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の運用 など8事業

3 千葉市災害廃棄物処理計画

東日本大震災等の教訓を踏まえ、千葉市直下地震を想定した事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、「災害廃棄物対策指針（国対策指針）」、「千葉県災害廃棄物処理計画（県計画）」に基づき平成31年3月に策定した。

4 ごみ減量のための「ちばルール」

千葉市の地域特性を踏まえた循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・千葉市が自主的にごみ減量に取り組む行動指針となる、ごみ減量のための「ちばルール」を平成15年度に策定した。

平成25年2月に「発生抑制」に重点を置くとともに、三者の役割を明確にした内容へ見直し、令和6年3月には前回の改正から10年が経過したことや千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が新たに策定されたことなどを踏まえ、現在の社会情勢下における課題に対応した内容への見直しを行い、更なるごみの減量・再資源化を推進している。

(1) 三者の役割

市 民：家庭から排出するごみを削減する

事業者：利用者（市民）が取組みに参加できる環境を提供する

千葉市：ごみ減量・再資源化を促進する環境づくりに努める

(2) 三者の取組みの柱

食品ロスの削減・生ごみの減量

プラスチックごみの削減

2R（発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）を優先した3Rの推進

5 ごみの減量・再資源化

ごみの減量・再資源化について、市民、事業者に呼びかけるとともに、各種施策により、これを積極的に推進している。

(1) ごみ再資源化推進（令和7年度）

町内自治会などの集団回収団体と、回収業者である千葉市再資源化事業協同組合に対して、資源物の回収量に応じて補助を行っている。また、集団回収未参加団体に参加を促すほか、集団回収を促進するため、集団回収団体に対して、保管庫等の貸与を行っている。令和7年度の登録団体数、回収量、補助実績は以下のとおりである。

登録回収団体数	回 収 量	補 助 実 績
748団体（戸別回収登録団体含む）	6,339.94 t	87,130千円

補助金単価

	新 聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	布 類
回収団体（町内自治会など）	2 円/kg				
千葉市再資源化事業協同組合	7.3円/kg	15.6円/kg	10.9円/kg	15.6円/kg	18.9円/kg

※平成19年度から拠点回収団体に対し500円/月を加算

令和元年度に千葉市再資源化事業協同組合への補助金単価を見直し

令和4年度から戸別回収登録団体への補助金交付を廃止

貸与

支援団体数	保 管 庫	リヤカー	台 車	保護ネット	案内看板
34団体	1 棟	5 台	5 台	45枚	41枚

(2) 古紙・布類の分別収集 令和7年度の収集量実績は、以下のとおり。

分別収集量 13,998.30t（古紙 13,394.99t、布類 603.31t） 古紙回収庫 140.57t

収集合計量 14,138.87t

(3) 生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器・段ボールコンポストの購入補助（令和7年度）

家庭から出る生ごみの減量を目的に、市民が生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器・段ボールコンポストを購入する場合、購入費の一部を補助し、生ごみの減量化・再資源化を推進している。

項 目	補 助 実 績	補 助 率	補助限度額	備 考
生ごみ減量処理機	427基	1/2	35,000円	5年で1世帯1基まで
生ごみ肥料化容器	91基	2/3	4,000円	5年で1世帯2基まで
段ボールコンポスト	1 基	2/3	4,000円	1年で1世帯2基まで

※補助率、補助限度額は1基につき、また、補助率は販売価格（消費税を含む）に対するもの

(4) 剪定枝等再資源化事業

平成27年度から実施した「剪定枝等循環システムモデル事業」の検証結果を踏まえ、家庭から排出される木の枝・刈り草・葉の資源収集を平成29年度から実施している。

- ・収集回数：月2回
- ・回収量：6,582.8t（令和7年度）

(5) 使用済小型電子機器等回収事業

使用済小型電子機器等を拠点回収し、金や銀などの貴金属やレアメタルの再資源化を図っている。

- ・回収拠点 29か所（市役所、各区役所、各市民センター、各環境事業所 等）
※携帯電話・スマートフォン・PHS、ノートパソコン・タブレットの回収は27か所
- ・回収量（令和7年度） 34,127kg

(6) 小型充電式電池回収事業

小型充電式電池（充電を行うことにより繰り返し使用することができる電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池））及びモバイルバッテリーを回収し、再資源化を図っている。

- ・回収拠点 12か所（市役所、各区役所、各環境事業所、新浜リサイクルセンター、イオンマリンピア店）
- ・回収量 4,684kg（令和7年度）

(7) 廃食油回収・再資源化支援事業

廃食油（使用済てんぷら油等）を拠点回収し、再資源化を図っている。

- ・回収拠点 45か所（新聞販売所、町内自治会、商業施設 等）
- ・回収量 12,846.5L（令和7年度）

(8) 単一素材製品プラスチック再資源化事業

家庭から不燃ごみとして排出される単一素材でできた製品プラスチックの一部について拠点回収を実施し、再資源化を図っている。

- ・回収拠点 20か所（各区役所、各環境事業所、各清掃工場、新浜リサイクルセンター等）
- ・回収量 3,990kg（令和7年度）

(9) 乾燥処理物再資源化事業

生ごみ減量処理機（乾燥減量型）により乾燥させた野菜くずを拠点回収し再資源化を図っている。

- ・回収量 219.93kg（令和7年度）

(10) 官民連携によるリユース推進

株式会社ジモティーと連携して、令和7年に官民連携型リユーススポット「ジモティースポット千葉」を市内2か所に開設し、リユースの推進及びごみの減量を図っている。

- ・ジモティースポット千葉イオンタウン稲毛長沼店
- ・ジモティースポット千葉アリオ蘇我店

(11) 「ごみ減量・再資源化」推進のための普及・啓発

ごみの排出抑制及び再資源化の推進を図るため、ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」の発行など、市民等への普及啓発及び情報発信を実施している。

(12) 3R教育の推進

ごみの減量及び再資源化に対する理解を深めるため、小学4年生を対象とした「ごみ分別スクール」の実施など、世代ごとに啓発事業を実施している。

6 家庭ごみ手数料徴収制度

家庭ごみ排出量の削減及びごみ処理費負担の公平性の確保などを目的とし、家庭ごみ手数料徴収制度を導入した。

(1) 導入時期 平成26年2月1日

(2) 対象 可燃ごみ及び不燃ごみ

(3) 手数料額 1Lあたり0.8円

(4) 支援制度及び併用施策

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○紙おむつ等使用世帯への指定袋無料配布 | ○ボランティア清掃活動への支援 |
| ○資源物・不燃ごみの祝日収集 | ○使用済小型家電の拠点回収 |
| ○不法投棄・不適正排出対策 | ○防鳥ネット等貸付（平成29年4月～） |

7 リサイクル等推進基金

市民及び事業者等のリサイクル活動を支援するため、粗大ごみ手数料収入、家庭ごみ手数料収入、廃棄物対策課が所管する廃棄物の売払収入、運用利子及び寄付金を基金として積み立て、ごみ減量などの普及啓発、リサイクル活動、適正処理に活用している。

- ・令和7年度積立額 1,538,921千円
- ・令和7年度取崩額 1,411,771千円

8 事業系ごみ対策

平成10年に一部改正された「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」に基づき、大規模事業所の所有者等に対し、その事業所で発生するごみの減量・再資源化と適正処理の促進を図るため、①一般廃棄物の保管場所の設置、②廃棄物管理責任者の選任、③減量計画書の作成・提出の3つを義務づけ、調査・指導を行っている。

平成12年5月には、事業用大規模建築物のうち大規模小売店舗の基準としていた“大店法”が廃止され、大規模小売店舗立地法が制定されたことから、大規模小売店舗は「大規模小売店舗立地法に規定のもの」と基準を改正している。

平成31年4月には、更なる事業系ごみの減量・再資源化と適正処理の促進を図るため、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を一部改正し、一定量以上の一般廃棄物を排出する事業者（事業系一般廃棄物多量排出事業者）に対し、①廃棄物管理責任者の選任、②減量計画書の作成・提出の2つを義務付け、調査・指導を行うこととした。

(1) 大規模事業所の調査・指導

ア 対象

令和7年度

区 分	大規模小売店舗	特定建築物	事業系一般廃棄物 多量排出事業所	計
件 数	153	291	58	502

イ 主な指導内容

条例に基づく立入調査を実施し、対象事業所の実態把握、ごみの減量・再資源化等に係る助言・指導を行っている。また、対象事業所から提出された減量計画書を基に、古紙の資源化率の低い事業者を訪問し、古紙の分別、処理状況を確認している。

(2) 一般事業所への指導

ア 新規事業者への適正処理制度の周知を図るため、事業所ごみ分別排出ガイドブックの送付や排出状況に関するアンケート調査を実施している（351事業所）。

また、事業所ごみの排出方法に対する苦情等についても、事業所ごみの適正処理に関するリーフレットによる現地指導や、文書指導を実施している（83件）。

イ 清掃工場に事業所ごみを搬入する許可業者に対し、搬入物検査を行い、資源物や搬入不適物を持ち込んだ許可業者及び排出事業所について、適正処理の指導を実施している。

9 廃棄物適正化推進員

町内自治会単位に当推進員を委嘱し、分別排出の徹底、ごみの出し方マナーの向上など、排出時の適正指導を推進するとともに、不法投棄への対応、さらには、リサイクルの促進など廃棄物の減量化、再資源化を普及・啓発している。

昭和60年2月1日発足の「清掃推進員制度」に代わり、平成5年の条例改正により、同年10月1日に「廃棄物適正化推進員制度」を発足させ、廃棄物適正化推進員の身分や職務を明確化した。

また、「手引書」の配布、研修用動画の公開などにより、制度の充実を図った。

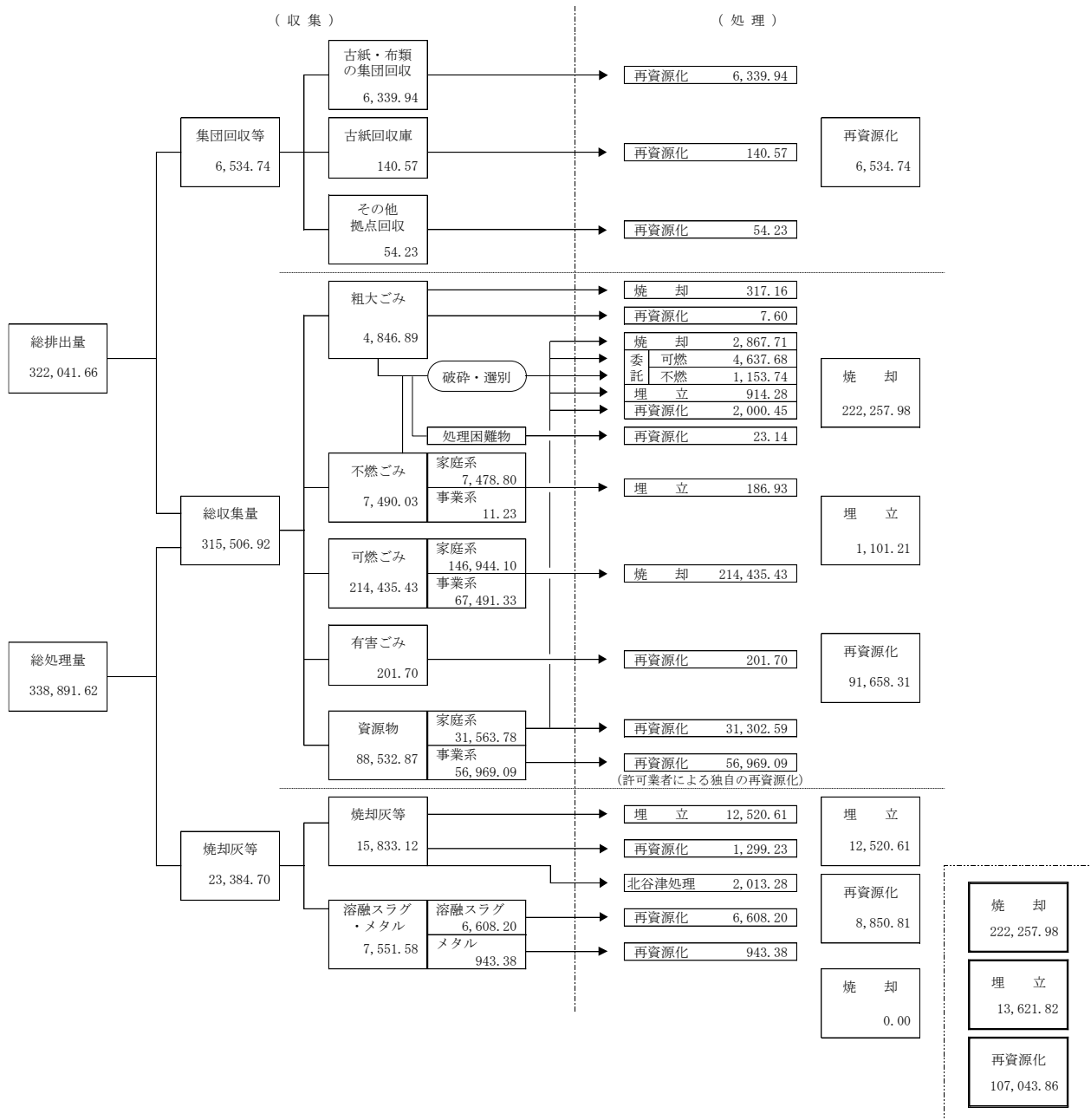
なお、令和7年度は、地区廃棄物適正化推進員51人、それぞれの地域を受け持つ自治廃棄物適正化推進員1,028人を委嘱している。

8 ごみ処理

ごみ処理は、収集、運搬、中間処理（破砕・焼却）、最終処分（埋立）と再資源化によって行われる一連のシステムであり、地域住民との合意によって成立し、その協力によって維持される。

本市では、年々増加、多様化するごみを環境衛生上支障のないよう処理するため、収集運搬体制の整備・充実をはじめ清掃工場や最終処分場等各種清掃施設の整備・拡充に努めてきた。

1 収集量及び処理量（令和7年度）



また、平成4年10月から、全市一斉に5分別収集を実施し、平成6年11月から事業系指定袋制、平成7年1月より家庭系指定袋制を導入、平成10年8月より粗大ごみの収集を有料化、事業所ごみを全面有料化し、さらに、平成26年2月には家庭ごみ手数料徴収制度を導入し、排出者である市民・事業者に対して、適正なごみ処理及びごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼びかけ、市民・事業者・市が一体となった資源循環型社会の構築を目指している。

2 収 集 状 況

区 分			主 な ご み の 種 類	収 集 方 法		収集回数
資 源 物	瓶	無 色	飲み物のびん、食品のびん、調味料のびん、ドリンク剤のびん、酒びん、化粧品のびん	ステーション方式 (白色コンテナ)	委 託	週 1 回
		茶		ステーション方式 (茶色コンテナ)	委 託	
		その他		ステーション方式 (黒色コンテナ)	委 託	
	缶		飲食用の缶、食用油の缶、ペットフードの缶、びんの金属製キャップ	ステーション方式 (青色コンテナ)	委 託	
	ペットボトル		飲料・酒類、しょうゆ、みりん、つゆ、酢、ノンオイルドレッシング用のボトル	ステーション方式 (専用ネット)	委 託	
	古 紙		新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック	ステーション方式 (ひもで十文字にしばる)	資源化業者	
	布 類		Tシャツ・シャツ、ズボン・ジーンズ、スーツ、毛糸衣類	ステーション方式 (透明な袋)	資源化業者	
	剪定枝等		木の枝	ステーション方式 (ひもで束ねる)	委 託	月 2 回
			刈り草・葉	ステーション方式 (透明な袋)		
有 害 ご み (危 険 物)			蛍光灯、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、使い捨てガスライター、水銀入り体温計、車のタイヤチェーン（金属製）、磁石・マグネット	ステーション方式 (透明な袋) 蛍光灯は、購入時のケースまたは割れないような処置	委 託	月 2 回
不 燃 ご み			おもちゃ、文房具類、バケツなどのプラスチック製・金属製のもの、小型家電製品（トースター、ラジオなど）、陶磁器類、ガラス類	ステーション方式 (指定袋)	委 託	月 2 回
可 燃 ご み			台所ごみ、カセットテープ、ビデオテープ、ゴム類、皮革類、洗剤ボトル、ソース・マヨネーズの容器、ペット類のフン、草木、など	ステーション方式 (指定袋)	委 託	週 2 回
粗 大 ご み			家具類（机、タンス、イスなど）・電気製品類・ガス器具類・布団類など	申込みによる 各戸収集	直 営 委 託	随 時
不 法 投 棄 等					直 営	随 時

(1) 家庭ごみステーション排出指導

家庭ごみの分別・排出ルールの徹底を図るため、分別・排出状況の悪い家庭ごみステーションにおいて、監視及び指導を実施している。平成23年度から運用を開始した、ごみ分別・排出指導制度に基づき、令和7年度は256件の不適正排出ごみを開封調査し、27件の排出者を特定して、個別訪問及び文書により指導している。

3 処 理 施 設

人口減少や少子超高齢社会の進展、生活水準の変化、事業活動の多様化などの要因により、ごみの質が変化するなか、その適正処理に万全を期するため、各種清掃施設の安定的な処理体制の確立を目指している。

(1) 清 掃 工 場

平成8年11月に北清掃工場が稼働したことにより、市内で発生する可燃ごみの全量焼却が可能となり、平成14年12月には老朽化していた新港清掃工場を更新し、本格稼働を開始した。平成29年3月に、焼却ごみ量の削減に伴い、北谷津清掃工場を停止し、平成29年度より2清掃工場体制へ移行している。現在では新港清掃工場がリニューアル整備のため令和8年3月をもって停止し、整備を行っていた北谷津清掃工場が令和8年4月から本格稼働したことから、北清掃工場との2清掃工場体制となっている。

また、北清掃工場では、令和4年4月から令和13年3月末までの9年間、北谷津清掃工場では、令和8年4月から令和29年3月末までの20年間、清掃工場の運転、定期点検及び修繕等、維持管理に関する全てを民間事業者が行う、長期責任型運営維持管理事業を実施している。

ア 施設概要

施 設 名	北清掃工場	北谷津清掃工場 【令和8年4月稼働】
所 在 地	花見川区三角町727-1	若葉区北谷津町347
敷 地 面 積	39,478㎡	30,105.53㎡
延 床 面 積	21,729㎡	22,430.55㎡
建 設 費	26,699,000千円	45,515,809千円
処 理 能 力	日量 570t 炉 190t/24h×3基 連続燃焼式	日量 585t 炉 195t/24h×3基 連続燃焼式
発 電 出 力	8,000kW（一部売電）	17,030kW（一部売電）
着 工 竣 工	昭和63年6月 平成8年10月	令和4年11月 令和8年3月
熱エネルギー の有効利用	市内公共施設へ電力の供給 花見川いきいきプラザ及びこてはし温水プールへ電力・蒸気の供給	市内公共施設へ電力の供給 若葉いきいきプラザへ温水の供給
付 帯 設 備	——	——

区 分		新港清掃工場		北清掃工場	
		1 回目	2 回目	1 回目	2 回目
排 ガ ス ng-TEQ/Nm ³	1 号炉	0.000024	0.00000025	0.00098	0.00027
	2 号炉	0.000024	0.00000088	0.00045	0.00060
	3 号炉	0.000015	0	0.00091	0.00087
放 流 水 pg-TEQ/L		0.0051	0.0068	0.000093	0.00040
焼却灰 ng-TEQ/g	3 炉混合	0.0061	0.025	0.0015	0.0091
飛灰固化物 ng-TEQ/g		0.039	0.021	1.8	0.81

(2) 幕張クリーンセンター

平成28年4月1日に千葉県企業庁から廃棄物空気輸送システムを引継ぎ、同システムにより、幕張ベイタウン地区のごみ収集を行っている。収集したごみは、市の清掃施設へ運搬し、処理している。

位 置	美浜区打瀬一丁目1番4
敷 地 面 積	3,708m ²
建 築 面 積	1,480m ²
延 床 面 積	2,138m ²
管 路 口 径	500mm
管 路 延 長	約4,600m
対 象 地 区 面 積	85ha (住宅地区)

(3) 新浜リサイクルセンター

搬入された粗大・不燃ごみ及び資源物を破砕・選別処理し有効利用することにより、ごみの減量化・資源化を行い資源循環型社会の構築を図っている。

位 置	中央区新浜町4
敷 地 面 積	59,506m ²
リサイクルセンター (破砕・資源選別施設)	
建 築 面 積	5,643m ²
延 床 面 積	9,775m ²
能 力	不燃・粗大ごみ処理 125t/5h 資源選別処理 缶 類 50t/5h びん類 45t/5h

(4) 埋立最終処分場

最終処分場は、清掃工場などから排出される焼却残渣や不燃ごみ等を環境保全上支障が生じないよう隔離し埋立処分する廃棄物処理に欠くことのできない施設である。

そこで、現在唯一供用中の新内陸最終処分場の延命化を図るため、埋立処分量を可能な限り減らすよう、今後ごみの発生抑制、再資源化等を進めていく。

なお、処分場から排出される浸出水（污水）は、水処理施設で浄化し水環境の保全を図っている。下田最終処分場の浸出水処理施設については老朽化により新施設の整備を進めていたが、整備が完了し令和8年5月から稼働している。

また令和5年4月から令和15年3月末までの10年間、各最終処分場、浸出水処理施設等の運転維持管理業務を包括的に民間事業者が行う、長期責任型運営維持管理事業を実施している。塵芥污水处理場については令和8年5月から令和23年3月末までの15年間、単独で同事業を実施している。

ア 新内陸最終処分場

所在地	若葉区
敷地面積	121,200㎡
埋立有効面積	82,800㎡
埋立容量	996,838㎥
	(939,000㎥→996,838㎥、令和元年11月25日変更届出)
埋立期間	令和19年度 埋立完了予定（平成12年度から一部供用開始）
埋立内容	焼却残渣・不燃ごみ等
整備年度	平成10年度～平成13年度

イ 浸出水処理施設

施設名	更科污水处理場	蘇我排水処理施設	東部污水处理場
位置	若葉区更科町2257-1	中央区新浜町7	若葉区中野町2674
敷地面積	12,340㎡	19,091㎡	5,203㎡
処理方式	生物学的脱窒素（活性汚泥単槽）＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着法	生物学的脱窒素（活性汚泥単槽）＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着法	生物学的脱窒素（接触酸化）＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着法
建設費	455,010千円	当初 600,000千円 改善 1,146,824千円	757,050千円
処理能力	300㎥/日	730㎥/日	70㎥/日
備考	中田最終処分場の浸出水処理施設	蘇我地区廃棄物埋立処分場の浸出水処理施設	東部最終処分場の浸出水処理施設
施設名	新内陸污水处理場	塵芥污水处理場	
位置	若葉区	若葉区谷当町580-1	
敷地面積	6,720㎡	6,662.58㎡	
処理方式	生物学的脱窒素（接触酸化）＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着法	生物学的脱窒素（接触酸化）＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着法	
建設費	2,457,000千円	2,820,253千円	
処理能力	400㎥/日	800㎥/日	
備考	新内陸最終処分場の浸出水処理施設	下田最終処分場の浸出水処理施設 【令和8年5月1日稼働】	

9 産業廃棄物・残土対策

1 産業廃棄物対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の適正処理について監視・指導、廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の許可事務等を行っている。

(1) 排出事業者指導

ア 排出事業所の立入検査を行い、法等の遵守状況を確認するとともに、自己処理責任に基づく資源化、再利用化等の指導を行っている。

事業所立入検査状況

令和7年度

立入検査 事業所数	適正処理 事業所数	不適正 事業所数	内 訳			
			改善命令	改善勧告	文書指導	口頭指導など
107	31	76	0	0	25	51

イ 「千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外産業廃棄物排出事業者に対して指導を行っている。

令和7年度 事前協議数 7件

(2) 産業廃棄物処理業許可事務

ア 産業廃棄物処理業許可件数等

令和7年度

種 類 区 分	収集運搬業			中間処理業			最終処分業			廃 止	変更届出等
	新 規	更 新	変 更	新 規	更 新	変 更	新 規	更 新	変 更		
産 業 廃 棄 物	0	8	1	1	12	2	0	0	0	0	104
特別管理産業廃棄物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
計	1	8	1	1	12	2	0	0	0	1	112

※中間処理業、最終処分業の両方の業を持つ事業者はそれぞれで計上している。

イ 産業廃棄物処理業許可業者数

令和7年度

種 類 区 分	許可業者数	収集運搬業	中間処理業	収集運搬業 中間処理業	収集運搬業 最終処分業	中間処理業 最終処分業	収集運搬業 中間処理業 最終処分業	最終処分業
産業廃棄物	70	15	33	18	0	2	0	2
特別管理 産業廃棄物	8	5	2	0	0	0	0	1
計	78	20	35	18	0	2	0	3

ウ 「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議申請件数

(令和7年度) 新規申請 2件 取下げ 0件 審査継続中 2件

エ 産業廃棄物処理業者の資質の向上及び産業廃棄物の適正処理の向上を図るため、産業廃棄物処理業者研修会を開催し、産業廃棄物の適正処理に関する動画を作成の上、インターネット上で公開した。

(3) 監視業務

ア 監視状況

不法投棄や事業者の不適正処理を監視するためパトロールを実施している。

令和7年度

職員による監視パトロール件数	2,642
民間警備会社委託監視パトロール件数	13,238
産業廃棄物処理施設等立入検査件数	78

イ 不法投棄等不適正処理による苦情受付件数及び内容

市民等から苦情を受け付け、被害の拡大防止及び適正処理の指導を行った。

令和7年度

産業廃棄物			合 計
不法投棄	野外焼却	不適正保管	
9	11	14	34

ウ 指導状況

処理業者の事業所等へ立入検査を行い、不適正処理等の是正を求める指導等を行っている。

令和7年度

行政代執行	行政処分		行政指導		告発
0	取消処分	改善命令等	改善勧告	文書指導	0
	0	2	1	24	

2 残土対策

「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土砂等の埋立て等の許可並びに指導及び監督に関する事務を行っている。

(1) 許可件数（令和7年度）

許 可	届 出	変更許可	変更届出
1	20	1	24

(2) 指導状況（令和7年度）

職員による監視パトロール件数			
許可事業場	届出事業場	その他	
1,167	690	1,462	
行政処分		行政指導	
取消処分	措置命令	勧告	文書指導
0	0	15	10

3 再生資源物の屋外保管対策

金属スクラップ等の再生資源物は有価物であり廃棄物処理法等の既存法令で直接の規制ができないことから、令和3年11月1日に施行した「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」に基づき、屋外保管場に対する監視・指導及び設置に関する許可事務を行っている。

令和7年度

許可業者数	行政処分		行政指導	
	取消処分	改善命令等	勧告	文書指導
99	0	4	55	36

10 し尿処理

1 し尿収集及び処理

し尿収集は、一般家庭等は許可業者で、市有施設は、業者委託により行っている。また、その処理は衛生センターで行い、良好な都市環境の保全に努めている。

(1) 収集及び処理状況（令和8年3月31日現在）

ア 収集人口	2,507人（全人口987,754人の0.3%）	収集世帯	1,868世帯
イ 許可業者	5業者（委託1協同組合）		
ウ 許可車両	14台		
エ 収集量及び処理量			

令和7年度

処理施設	収集量及び処理量	月平均	日平均	搬入日数
衛生センター	4,567.4kL	380.62kL	15.91kL	287日

(2) 衛生センター

位置	中央区村田町893
能力	173kL/日
	前処理（夾雑物の除去）→ 南部浄化センターへ圧送（平成20年4月から）
敷地	27,797㎡
建設費	6,100,000千円
稼働年月日	平成7年8月20日

2 浄化槽

河川等公共用水域の水質汚濁は、生活排水が大きな要因であることから、国は平成12年6月「浄化槽法」の一部を改正し、生活雑排水対策に有効な合併処理浄化槽の設置を義務づけている。

本市では平成14年4月より既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際の転換費補助制度を開始し、設置促進を図るとともに、適正な維持管理の啓発など水環境の保全と公衆衛生の向上に努めている。

(1) 事業内容

ア 普及・啓発

浄化槽の機能を十分に発揮するためには、浄化槽管理者の理解が重要である。市では、広報活動やパンフレットの配布などを通して、浄化槽の維持管理の重要性に関する情報提供や啓発を行っている。

イ 業者指導

保守点検業者及び清掃業者について、法に定める基準に従った作業を行うよう立入検査等を実施し、適正化指導に努めている。

ウ 不適正浄化槽の改善指導

浄化槽法に基づく法定検査の結果が不適正な浄化槽及び苦情等により問題が発覚した浄化槽について、改善指導を行っている。

エ 合併処理浄化槽の普及促進

昭和62年4月から、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として、し尿とあわせて生活排水を処理する合併処理浄化槽の設置に係る補助制度を設け、普及促進に努めている。

(2) 事業実績

ア 総設置基数 9,591基

イ 令和7年度設置基数 78基

ウ 令和7年度廃止基数 650基

エ 合併処理浄化槽補助金交付事業

令和7年度は2件の申請があり、2基の浄化槽に対し補助を行った。

合併処理浄化槽補助基準額（令和7年度）

区 分	通 常 型	高度処理型	N 1 0 型
5人槽	332,000円	360,000円	474,000円
7人槽	414,000円	462,000円	570,000円
10人槽	548,000円	585,000円	723,000円

上乗せ補助基準額（令和7年度）

単独等転換費	配管工事費	N 1 0 型設置費 (高度促進補助)	放流水処理装置設置費
180,000円（単独処理浄化槽） 100,000円（くみ取り槽）	150,000円	200,000円	200,000円

11 路上喫煙等対策

路上喫煙等防止及び空き缶等のポイ捨て防止の対策を一体的に運用するため、平成23年1月に「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」を施行した。

同条例においては、市内の屋外の公共の場所での喫煙をしないよう努めるとともにポイ捨て行為を禁止している。また特に路上喫煙等が危険である地区を「※路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区」に指定し、路上喫煙等及びポイ捨てを全面的に禁止し、平成23年7月からは違反者に対し直ちに過料を科す罰則制度を導入している。また、平成25年7月から、取締り地区外（半年毎に4か所選定）においての巡視活動を週1回実施していたが、令和6年度からは週2回実施している。

※ J R 千葉駅東口地区（約8.5ha）、J R 稲毛駅周辺地区（約7ha）、J R 海浜幕張駅周辺地区（約25ha）、J R 蘇我駅周辺地区（約4.5ha）を指定している。

令和7年度過料処分件数 112件

第12章

經 濟 農 政 局

1 経済政策の方向性

経済行政の基本目標を定めるとともに、目標を実現する 4 つの戦略や取組み方針等を示す「千葉市経済成長・雇用創出ビジョン」を令和 5 年 3 月に策定した。

計画期間	令和 5 年度～令和 9 年度（5 年間）
基本目標	「新たな価値の創造」（Innovation）と「変化に対応できる経済基盤の強化」（Resilience）により、経済成長と雇用創出を目指します。
4 つの戦略	戦略Ⅰ 企業の集積とイノベーションによる新たな価値の創出 戦略Ⅱ 持続的な経済活動に向けたレジリエントな経済基盤の強化 戦略Ⅲ 地域産業を担い・支える産業人材の確保・育成 戦略Ⅳ 地域特性を活かした観光資源の魅力向上と MICE 推進

2 商 業

本市の商業は、市民の豊かな暮らしを支えるとともに、都市の賑わいを創出するなど、本市が飛躍的に発展する上で重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、インターネットの普及・拡大による購買行動の変化、少子高齢化の進行、消費者ニーズの多様化などといった社会経済情勢の変化に伴い、商業構造や商業分布が変化してきており、中心市街地の空洞化・商店街の衰退など、様々な課題に直面している。

そこで、本市では、地域の様々な主体が協力・連携してこうした課題を解決し、より効果的・効率的な商業振興を推進するため、それぞれの地域における商業活動の環境整備への支援など、地域に根ざした商業の活性化を目指している。

1 年次別事業所数・従業者数・年間商品販売額（卸売業・小売業）

商業統計調査（平成26年は 7 月 1 日現在）、経済センサスー活動調査（事業所数、従業者数は平成28、令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成27、令和 2 年）による

項 目 \ 年	平成26年	平成27・28年	令和 2・3 年
事 業 所 数	5,272 事業所	5,861	5,302
従 業 者 数	59,036 人	66,932	71,311
年間商品販売額	2,889,427 百万円	3,682,302	3,801,836

※資料：政策企画課「千葉市統計書 令和 7 年度版」

2 業種別事業所数・従業者数・年間商品販売額（卸売業・小売業）

商業統計調査（平成26年は 7 月 1 日現在）、経済センサスー活動調査（事業所数、従業者数は平成28、令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成27、令和 2 年）による

項目 業種	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成26年	平成27・28年	令和2・3年	平成26年	平成27・28年	令和2・3年	平成26年	平成27・28年	令和2・3年
卸売業	事業所 1,421	事業所 1,654	事業所 1,503	人 17,700	人 20,625	人 20,783	百万円 1,951,615	百万円 2,570,426	百万円 2,639,833
小売業	3,851	4,207	3,799	41,336	46,307	50,528	937,812	1,111,876	1,162,002
計	5,272	5,861	5,302	59,036	66,932	71,311	2,889,427	3,682,302	3,801,836

※資料：政策企画課「千葉市統計書 令和7年度版」

※各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

3 大規模小売店舗対策事業

平成12年6月施行の「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）は、生活環境（交通・騒音・廃棄物等）の保持を目的としたものであり、法の運用主体は都道府県・政令市である。このため、市では庁内関係局・部及び関係課で組織する連絡会議等のほか、学識経験者等で組織する審議会を設置し、法の運用を図る。

※大規模小売店舗立地法対象店舗 店舗面積1,000㎡超の大型店

大規模小売店舗立地法対象店舗数 191店舗 1,188,044.76 ㎡

令和7年度大規模小売店舗立地法届出件数

区分	新設	変更	変更（附則5条）	廃止
件数	6件	6件	1件	0件

4 地域商業活性化事業

(1) 商店街共同施設整備事業

商業団体が行うアーケード等の共同施設の設置（補助率 $\frac{2}{3}$ 以内、2,000万円）及び修繕（補助率 $\frac{1}{2}$ 以内、1,000万円）、販売力向上に資するソフト整備（補助率 $\frac{2}{3}$ 以内、30万円）及び改修（補助率 $\frac{1}{2}$ 以内、30万円）に対し助成する。

(2) 商店街高度化事業

魅力ある商店街づくりを推進し、地域商圈の確立を図るため、総合的・計画的な商業環境整備に対し助成する。（補助率 $\frac{1}{2}$ 以内 ①研修会等設置事業：20万円 ②基本計画策定事業：300万円 ③実施計画策定事業：200万円 ④環境整備事業：2億円）

(3) 人材育成セミナーの開催

事業者のための販売力向上などを支援するセミナーを開催する。

(4) 商店街アドバイザー派遣事業（公益財団法人千葉市産業振興財団事業）

専門知識を有する専門家を活用して、商店街等の運営や経営面の問題解決を図るほか、事業者の販売力向上に資する取組みに係る経費を一部助成する。（補助率： $\frac{1}{2}$ 補助上限額：50万円）

(5) 中心市街地活性化事業

中心市街地活性化の中心的役割を担う千葉商工会議所等が行う各種活性化事業や、組織の運営に対し助成する。

3 工 業

千葉市は従来、農水産加工を主体とする食品工業以外には見るべき工業のない消費都市だったが、昭和25年の川崎製鉄誘致、同29年の東京電力千葉火力発電所の誘致を契機とし、京葉臨海工業地帯の造成あるいはこれに伴う内陸工業の発展により、一躍工業都市へと飛躍した。今や、京葉臨海工業地帯は全国屈指の工業地帯として、日本経済の発展に大きな役割を果たしているが、この京葉臨海工業地帯と並んで、千葉市の工業の一翼を担っているものとして内陸工業地帯がある。

内陸工業地帯は、京葉臨海工業地帯の造成が進むにつれ、昭和35年頃から一般機械・金属製品を中心とした企業が主に、千種・犢橋、長沼・六方地区に進出し、目覚ましい発展をとげた。

また、内陸部の土気地区では、先端技術産業を中心とする研究所、研究開発主導型工場等を立地させるべく、恵まれた自然を生かした千葉土気緑の森工業団地（160ha）が建設され、先端技術の企業が進出している。

なお、本市においては「都市の活力を支える産業の振興と人材の育成」を目指し、経済圏の「核」となる業務機能を形成し競争力の高い産業集積を主体的に進めていくことが求められている。このため千葉市経済を更に発展させるため、雇用機会の増大・工業の活性化につながる先端素材型ものづくり関連産業等の誘致を図っている。

1 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移（繊維・鉄鋼等）

工業統計調査（令和2年6月1日現在）、経済センサス活動調査（令和3年6月1日現在）、経済構造実態調査（令和4、5年6月1日現在）による

区分 \ 年次別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事業所数	400 事業所	447	571	577
従業者数	21,276 人	21,683	22,308	22,628
製造品出荷額等	12,760 億円	12,145	12,835	15,430

※資料：政策企画課「千葉市統計書 令和7年度版」 令和2、3年は従業者4人以上の事業所

2 産業中分類別事業所数・従業者数・製造品出荷額等（繊維・鉄鋼等）

経済構造実態調査（令和5年6月1日現在、製造品出荷額等は令和4年）による

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	事業所数	構成比	従業者数	構成比	製造品出荷額等	構成比
食料品	70 事業所	12.1 %	6,293 人	27.8 %	3,766 億円	24.4 %
飲料・たばこ	5	0.9	89	0.4	X	-
繊維	15	2.6	128	0.6	9	0.1
木材・木製品	11	1.9	371	1.6	255	1.7
家具・装備品	12	2.1	197	0.9	48	0.3
パルプ・紙	8	1.4	211	0.9	43	0.3
印刷	62	10.7	861	3.8	151	1.0
化学	22	3.8	401	1.8	286	1.9
石油・石炭	6	1.0	76	0.3	48	0.3

産業中分類	事業所数	構 成 比	従業者数	構 成 比	製造品出荷額等	
						構 成 比
プラスチック	16	2.8	334	1.5	88	0.6
ゴム	6	1.0	84	0.4	12	0.1
なめし革	1	0.2	2	0.0	X	—
窯業・土石	31	5.4	973	4.3	305	2.0
鉄鋼	22	3.8	3,173	14.0	6,282	40.7
非鉄	10	1.7	476	2.1	308	2.0
金属製品	101	17.5	2,187	9.7	707	4.6
はん用機械	25	4.3	270	1.2	46	0.3
生産用機械	54	9.4	3,555	15.7	2,139	13.9
業務用機械	16	2.8	640	2.8	271	1.8
電子・デバイス	11	1.9	423	1.9	117	0.8
電気機械	15	2.6	312	1.4	72	0.5
情報通信機械	6	1.0	495	2.2	120	0.8
輸送用機械	15	2.6	459	2.0	103	0.7
その他	37	6.4	618	2.7	168	1.1
総 数	577	—	22,628	—	15,430	—

※資料：政策企画課「千葉市統計書 令和7年度版」。なお、「X」は公表を差し控えたもの。

※事業所数、従業員数、製造品出荷額等については、産業中分類毎に表示単位未満を四捨五入してあるの
で、総数と一致しない場合がある。

3 京葉臨海工業地帯

京葉臨海工業地帯の開発事業は、昭和15年内務省の東京臨海工業地帯造成計画に基づき、千葉市南部地区の遠浅な海岸198haを埋立て、ここに日立航空機(株)を誘致したことにはじまる。

この地区は戦後閉鎖されていたが、昭和25年県と市が通産省の斡旋により、川崎製鉄所を誘致したことによって、京葉臨海工業地帯の建設がスタートし、また、昭和29年に誘致された東京電力千葉火力発電所は、昭和32年には、新鋭火力発電所を38haの敷地に建設し、60万KWの発電を開始した。

この鉄鋼、電力の基幹産業進出と、昭和30年以降の我が国の高度経済成長の進展により、急激な発展を遂げた。

そして、昭和39年には、幕張地区に、中小工場の用地造成を目的とした、60haの海面埋立事業も完了し、現在、食料品製造・運輸・鉄鋼業等の企業が立地している。

また、千葉港中央地区埋立地には、昭和39年に臨海型食品コンビナート、すなわち原料輸入から製品化まで、一貫して行う食品コンビナートの建設が開始され、現在は食品工業・港湾・運輸をはじめとする各種の関連企業が立地している。

4 内陸工業団地

千葉市の内陸工業地帯は、昭和35年ごろから内陸部への企業進出が急速に増加し、地域的にも集中立地傾向がみられ、工業地帯を形成した。

進出企業の業種区分は、工業用水の使用が少なく、また、排水、煤煙、騒音など公害の少ない企業が多く、金属製品製造業をはじめ、機械製造業、自動車修理業、化学工業、貨物輸送の企業が立地している。そのほとんどは中小企業で占められており、大企業はごくわずかである。

(1) 千葉鉄工業団地

工業界の技術革新、及び合理化による生産性の向上の中にあつて、中小企業は、敷地の狭隘あるいは、労働力の不足等のため著しく制約をうけていた。本市においてはその解決策の一環として、交通、電力、電話等、関連施設の整備された工業地帯に中小鉄工業者が集まり、作業の共同化、共同施設の活用及び設備の近代化を図り、更に合理化を促進するため、昭和38年「中小企業近代化資金等助成法」の適用をうけ、花見川区千種町地内に工業団地を誕生させた。

なお、市は、用地斡旋のほか、団地内の道路、排水施設の整備を行った。

ア 敷地面積 185,117m²

イ 共同施設・共同事業

共同宿舍、研修ホール、福利厚生施設、給食センター、共同駐車場、安全衛生事業

ウ 業種別組合員状況

※全従業員数 1,000人以上

区 分	鉄 鋼 業	金 属 製 品 製 造	一 般 機 械 器 具 製 造	木 材・木 製 品 製 造 業	医 療 材 料・ 機 器 製 造	道 路 貨 物 運 送 業	各 種 商 品 小 売 業 他	計
企 業 数	3	6	7	1	1	2	7	27

(2) 千葉市工業センター

市内住宅地に点在する中小鉄工業の公害問題の解決を図り、都市の環境美化を促進するとともに、鉄工業の集団化、生産性の向上等を図るため、昭和45年から翌46年までの2か年事業で、国の高度化資金の助成を受け、内陸工業地域の千葉鉄工業団地隣接地（花見川区千種町地内）に千葉市工業センターが建設された。

ア 敷地面積 56,259m²

イ 共同事業 共同受電、金融事業、共同施設、事務、教育情報

ウ 業種別組合員状況

※全従業員数 560人以上

区 分	金 属 製 品 製 造	一 般 機 械 器 具 製 造	自 動 車 整 備 業	そ の 他	計
企 業 数	10	3	1	6	20

(3) 千葉印刷団地

市内に散在する中小印刷業者が、騒音、振動、排水及び用地の狭隘等の問題を解消し、従業員の福利の充実、設備の近代化事業の共同化を図るため、国の高度化資金を利用し緑区古市場町に集団移転したものである。

着工 昭和53年11月 完成 昭和54年3月

ア 敷地面積 31,484m²

イ 共同事業 教育情報事業、金融事業、共同製版、環境福利事業

ウ 業種別組合員状況

※全従業員数 300人以上

区 分	印 刷 業	製 本 業	洋 卸 紙 業	計
企 業 数	5	1	1	7

(4) 千葉土気緑の森工業団地

内陸部の土気地区に先端技術産業を中心とする研究所、研究開発主導型工場等の立地を図るため、千葉県土地開発公社により開発された。昭和63年から造成、平成2年から分譲を開始し、現在では、多数の先端技術産業型工場及び関連研究所が立地している。

分譲状況

区 分	分譲予定面積（区画） （賃貸を含む）	分譲済面積（区画） （賃貸を含む）	進 出 企 業 数（社・団体）			
			研究所	研究開発型工場	工場業務等	計
面積・ 企業数等	106.31ha (67区画)	106.31ha (67区画)	6	6	39	51

(5) ちばリサーチパーク

内陸部の若葉区内（佐倉市の一部と一体）に基礎研究、最先端技術開発を行う企業の集約を図るため、民間により開発された産業用地。平成8年から造成、平成13年から分譲を開始し、令和3年1月に完売となった。

分譲状況

区 分	分譲予定面積（区画）	分譲済面積（区画）	進 出 企 業 数（社）			
			研究所	工場（製造）	その他（物流等）	計
面積・ 企業数等	39.2ha (16区画)	39.2ha (16区画)	0	8	8	16

※千葉市内分のみ

(6) ネクストコア千葉誉田

緑区誉田町（明治大学誉田農場跡地）において、全国初の手法である「産業用地整備支援事業」スキームを活用し、民間の事業に対して、市が支援を行う形で開発された産業用地。平成30年から造成、令和2年から分譲を開始し、令和3年10月に完売となった。

分譲状況

区 分	分譲予定面積（区画）	分譲済面積（区画）	進 出 企 業 数（社）			
			研究所	工場（製造）	その他（物流等）	計
面積・ 企業数等	17.9ha (6区画)	17.9ha (6区画)	0	3	2	5

5 企業立地の促進

企業の立地や追加投資を支援する補助制度や融資制度を活用することにより、企業が千葉市へ進出する流れをより強固なものとし、更なる拡充・定着を促すとともに、地域経済を活性化するため、立地企業による中・長期的な地元雇用促進と、人口増加へつなげることを目指し、企業の立地を促進する。

- (1) 所有型企業立地促進事業補助金
- (2) 賃借型企業立地促進事業補助金・拡充補助金
- (3) 累積投資（マイレージ）型企業立地促進事業補助金
- (4) 雇用奨励補助制度（スタートアップ型、フォローアップ型）
- (5) カーボンニュートラル特例奨励補助金（所有型・累積投資型の認定企業が対象）
- (6) 企業立地促進融資制度
- (7) 農業法人立地促進事業補助金
- (8) 高機能オフィスビル建築促進事業補助金

6 産業用地の整備

堅調な企業立地実績を背景とした産業用地の不足が慢性的な状況となっていることから、更なる企業立地の促進と競争力のある産業集積の実現に向け、令和4年9月に策定した「千葉市産業用地整備方針」に基づき、引き続き市内適地を選定の上、民間活力の導入による産業用地の整備を促進する。

- (1) 認定事業者 エム・ケー株式会社（代表事業者）、京成電鉄株式会社（構成員）
- (2) 開発事業名 ネクストコア千葉生実
- (3) 開発区域 千葉市中央区生実町2705-1 外
- (4) 開発面積 17.2ha（うち分譲面積9.0ha）

4 産 業 振 興

千葉市の特性を活かして、事業者の経営革新及び新事業創出の促進その他地域産業の振興に資する事業を実施することにより、活力ある地域経済社会を構築し、地域経済の活性化を目指す。本市産業の総合的支援機関である公益財団法人千葉市産業振興財団において、各種支援事業を効果的に展開する。

1 企業動向調査

市内企業を対象に、業況、資金繰りや人材過不足等の景況感等についてアンケート等を実施し、業績の推移の把握や経営課題等に関する支援策の検討を行う。

2 スタートアップ支援

(1) スタートアップ・エコシステムの形成

起業家精神あふれる人材を育成するなどイノベーションの創出や産業の新陳代謝を促す取組みを促進するため、産学官の様々な産業支援機関の連携によるネットワークを有効活用した「スタートアップ・エコシステム（※）」を形成し、チャレンジ精神に富む人材やスタートアップ企業の輩出などに取り組んでいる。

※エコシステム：スタートアップ企業や大企業、投資家、研究機関など、産学官の様々なプレイヤーが集積又は連携することで共存・共栄し、先端産業の育成や経済の好循環を生み出すビジネス環境を、自然環境の生態系になぞらえたもの。

(2) アクセラレーションプログラム

事業の成長や拡大を目指す市内事業者に対する短期集中型の個別経営支援を行い、千葉市を牽引するスタートアップを育成する。

(3) 創業支援補助金（会社設立型・第三者承継型）

特定創業支援等事業（研修、セミナー等）による支援を受け、創業に関する基礎知識を習得した意欲ある創業者を対象に、会社設立時に支払った登録免許税・定款認証手数料（会社設立型）を補助するとともに、第三者承継により創業した際の経費の一部（第三者承継型）を補助する。

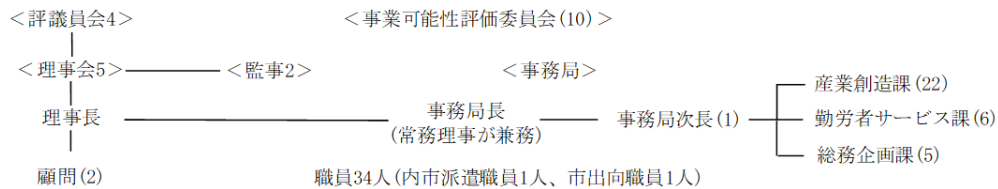
(4) 女性向け創業支援

市内における女性起業家の創出を促進するため、女性の起業についての理解促進、創業機運の醸成を図るとともに、意欲の高い女性を対象とした、実践的な研修を実施する。

3 公益財団法人千葉市産業振興財団

公益財団法人千葉市産業振興財団は、本市における産業振興を目的とした総合的支援体制の中心的組織として、市内中小企業の各種支援や、創業者の支援を実施している。

(1) 組織及び人員



(2) 主な事業内容

ア 経営基盤強化・新事業創出事業

(ア) 経営・技術支援事業

中小・小規模事業者の多様なニーズに対応して、コーディネーターが支援計画を作成するとともに、キャリアアップアドバイザーが雇用相談等に取り組むなど、きめ細かく支援を行う。さらに、ビジネスアドバイザーが支援企業の発掘や支援要望等の収集を行うほか、労働相談業務を市から受託するなど、各種相談に対して一元的に対応する。

さらに、中小企業等の円滑な事業継続に向けた支援を行うほか、ローカルベンチマークを活用した経営の見える化支援、ICT導入による生産性向上や事業活動の変革支援を行う。

(イ) 販路拡大支援事業

販路拡大を図るため、展示会等への出展支援や映像コンテンツ制作支援を行うほか、海外へのグローバル展開に関する支援を行う。

また、商談会の開催や千葉市トライアル発注認定事業の審査業務の一部を受託する。

(ウ) 資金融資事業

中小企業者の経営基盤の確立と生産性向上を図るため市が実施する資金融資事業のうち、受付・審査業務を受託する。

中小企業資金融資

融 資 枠 300億円（令和8年度当初予算）

千葉市中小企業資金融資メニュー一表

カテゴリー	資金種類	融資対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	返済方法	融資利率		子口純利率		信用保証	連帯保証人及び担保	受付機関
						SDGs推進支援制度対象の場合	SDGs推進支援制度対象の場合					
創業支援等	チャレンジ資金	これら市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後5年未満の者。	3,500万円	運転 5年以内(6か月) 設備 7年以内(1年)	元金均等 元利均等 期日一括	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内	年 1.7%以内 年 1.9%以内 年 2.1%以内 年 2.4%以内	1.4% (ただし上限は 融資利率)	創業関連連保証 スタートアップ創出 促進保証制度	必要により 普通保証		
	トータル 支援資金	市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1) 大学等の研究機関と連携して新製品や新技術の研究開発、事業化又は事業の拡充を図るための資金を必要とする者。 (2) 特許権等の知財財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を活用して、事業の拡充を行うための資金が必要とする者。 (※) 申込みをする場合は、事前に産業振興財団の承認が必要となります。	5,000万円	運転 7年以内(1年) 設備 15年以内(1年)		1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 15年以内	年 1.8%以内 年 2.0%以内 年 2.2%以内 年 2.5%以内 年 2.7%以内 年 3.0%以内					
事業拡充	無償資金	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合。 (ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)	2億円 (うち運転資金は 8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 15年以内(1年)	元金均等 元利均等 期日一括	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 15年以内	年 1.9%以内 年 2.1%以内 年 2.3%以内 年 2.6%以内 年 2.8%以内 年 3.1%以内	- +0.5% (ただし上限は 「融資利率 -0.2%」)		必要により 普通保証	金融機関 又は 協会所定	
	小規模事業資金	市内で事業を営む従業員20人(商売・サービス業は5人)、宿泊業・娯楽業を除く。以下の中小企業者。 (1) 負債総額が1,000万円以上ある倒産企業に対する売掛債権等を300万円以上有し、当該倒産企業に対する相応債権が総売上高の20%以上ある者。 (2) 中小企業信用保証法に基づく認定(1号~8号)を受けた者。	2,000万円 (運転資金は期間1年以内の 期日一括返済可)	運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	元金均等 元利均等 期日一括	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年 1.9%以内 年 1.7%以内 年 1.9%以内 年 2.4%以内	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)		小口電報 企業保証		【都市銀行】 千歳支店、稲毛支店 札幌南支店 三井住友銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 (千歳支店)
経営安定	経営安定資金	○要項A 市内で事業を営む中小企業者で、中小企業信用保証法に基づく認定(1号~6号)を受けた者。 ○要項B 市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1) 最近3か月又は6か月の平均売上高が、前年同期と比較して5%以上減少している者。 (2) 負債総額が1,000万円以上ある倒産企業に対する売掛債権等を300万円以上有し、当該倒産企業に対する相応債権が総売上高の20%以上ある者。 (3) 中小企業信用保証法に基づく認定(1号~8号)を受けた者。	5,000万円	運転 5年以内(なし) 設備 7年以内(1年)	元金均等 元利均等 期日一括	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内	年 1.5%以内 年 1.7%以内 年 1.9%以内 年 2.1%以内	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	経営安定 関連保証	(1)(2)は 普通保証 (3)は 経営安定 関連保証	金融機関 又は 協会所定	【都市銀行】 千歳支店、稲毛支店 札幌南支店 三井住友銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 (千歳支店) 【地方銀行】 千歳銀行 (全ての支店) 千歳南支店 (全ての支店) 真直銀行 (全ての支店) 帯広銀行 (千歳支店)
	災害復旧資金	市内で事業を営む中小企業者で、特定の自然災害(国に指定された激甚災害等)により、市政府から災害証明の発行を受けた者。	5,000万円	運転 7年以内(2年) 設備 10年以内(2年)	元金均等 元利均等 期日一括	年 1.8%以内		1.4% (ただし、上限は融資利率)	災害関係保証			【信用金庫等】 千歳信用金庫 (千歳支店) 銀行信用金庫 佐藤信用金庫 (千歳支店、都賀支店)
その他	融資者保証 不要資金 (国の信用保証料 補助制度対応) R6.4.1~R9.3.1	○要項A 市内で事業を営む中小企業者又は事業組合。 (ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者) ○要項B 市内で事業を営む中小企業者で、中小企業信用保証法に基づく認定(4号または5号)を受けた者。	8,000万円	運転 7年以内(なし) 設備 10年以内(1年)	元金均等 元利均等 期日一括	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年 1.9%以内 年 2.1%以内 年 2.3%以内 年 2.6%以内 年 2.8%以内	- 0.8% (ただし、上限は 「融資利率-0.2%」)	普通保証		不要	【信用金庫等】 千歳信用金庫 (千歳支店) 銀行信用金庫 佐藤信用金庫 (千歳支店、都賀支店) 【その他】 真直中央金庫 (千歳支店)
	協賛支援資金 (国の信用保証料 補助制度対応) R7.4.1~R10.3.1	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合(ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)で、以下の1または2の条件を満たす者。 ＜要件1＞ 申込金融機関から本制度による保証付融資の資金と原則同時に本保証付融資額の割以上(融資期間12か月以上)のフロー・融資を受けた者。 ＜要件2＞ 申込金融機関の支援を受けつつ、自己経営計画の策定並びに計画の実行及び金融の格好を行うこと。	2億円 (うち運転資金は 8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 10年以内(1年)	元金均等 元利均等 期日一括	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年 1.9%以内 年 2.1%以内 年 2.3%以内 年 2.6%以内 年 2.8%以内	- 0.8% (ただし、上限は 「融資利率-0.2%」)	普通保証	金融機関 又は 協会所定		
	モニタリング強化資金 (国の信用保証料 補助制度対応) R9.4.1~R11.3.1	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合(ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)で、以下の条件を満たす者。 ＜要件＞ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況を把握し、経営状況等の報告を行うことを要約する書面を提出している者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの融資(金融機関のうち申込金融機関におけるフロー・融資残高の割合が5%以上であるものに限る。	2億円 (うち運転資金は 8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 10年以内(1年)	元金均等 元利均等 期日一括	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年 1.9%以内 年 2.1%以内 年 2.3%以内 年 2.6%以内 年 2.8%以内	- 0.8% (ただし、上限は 「融資利率-0.2%」)	普通保証	金融機関 又は 協会所定		

⑧ は責任共有制度の対象メニュー

令和6年度		令和7年度	
件数	金額	件数	金額
513 件	13,290,981 千円	470 件	9,167,030 千円

ビジネス交流会やオープンイノベーションによるビジネスマッチングを探る機会を設けるなど、事業創出へ取り組む機運を醸成する。

産学連携による共同研究を支援するとともに、産学合同シーズ交流会を開催し、市内大学の研究者と企業等が有する技術力の融合による新事業の創出を促進する。

事業者・創業者等の独創的な事業プラン等を公募し、ビジネスプランを発表する場として『ベンチャー・カップCHIBA』を開催するとともに、事業化を支援する。

イ 創業支援事業

(ア) 創業者支援事業

創業者の安定した経営の確保等を目的に、コーディネーターによるハンズオン支援を行う。

(イ) 創業・起業家支援施設管理運営事業

連携・協力して新たなビジネスを創出することを目的としたCHIBA-LABOの管理運営について、創業者・創業予定者・創業者との交流を目的とする方等が一時的に利用できる制度を設けるなど、当該施設の賑わい創出を目指す。

(ウ) 医工連携創業支援事業

千葉大亥鼻イノベーションプラザのインキュベーションマネージャーの配置に関する業務を受託する。

ウ 研修・セミナー事業

市内における創業、新事業創出を促進するための創業関連セミナーの開催及び企業を支える人材を効果的に育成するための講座や実践的なセミナーの開催に関する業務を市から受託する。

また、中小企業者及び創業者等の経営基盤の強化を目的としたセミナーを関係支援機関と連携し開催する。

エ 産業情報提供・調査分析事業

(ア) 産業情報提供事業

各種産業情報を迅速かつ効果的に広く提供し、中小企業の経営革新、新事業の創出を情報面から支援する。

(イ) 調査分析事業

市内産業の振興のため、効果的な支援施策の策定に必要となる調査を実施する。

オ 千葉市内陸企業連合会関係事務

同連合会の研修業務等を受託する。

4 千葉大亥鼻イノベーションプラザ

技術力のある市内企業や大学、研究機関等の連携を進め、医療・福祉分野における新事業の創出を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する千葉大亥鼻イノベーションプラザの運営支援として、インキュベーションマネージャーを2人配置するとともに、入居者の賃料の一部補助を行う。

5 観光MICE

ウォーターフロントに当たる幕張新都心エリアでの日本最長の人工海浜を活用した千葉市民花火大会や、千葉みなとエリアでの千葉市民産業まつりの開催等の企画・推進、千葉ポートタワーの運営管理を行っている。

また、平成29年度に観光庁から「グローバルMICE都市」に選定され、成田・羽田の両国際空港に近い立地特性や、国内有数の複合型コンベンション施設である幕張メッセが立地している利点を活かし、千葉県、ちば国際コンベンションビューローと連携しながら、国際会議等のMICE誘致を行うとともに、地域経済への波及効果を更に高めるため、主催者ニーズに合わせたアフターコンベンションなどの充実に向けた支援に取り組んでいる。

1 年間行事

令和7年度

事業名	開催日	場所	備考
千葉市民花火大会	8月2日	幕張海浜公園	
千葉市民産業まつり	11月1日	千葉ポートパーク	

2 コンベンション

(1) 幕張メッセ

ア 敷地面積

展示場・会議場等用地21.7ha 駐車場用地（駐車台数）16.6ha（5,170台）計38.3ha

イ 施設概要

区分	建設主体	床面積	展示面積等	建設事業費
国際展示場	千葉県	136,359 m ²	72,000 m ²	557億7,700万円
国際会議場	株式会社	16,700 m ²	—	117億4,600万円
幕張イベントホール	幕張メッセ	15,598 m ²	3,098 m ²	
計		168,657 m ²	75,098 m ²	671億4,500万円

ウ 運営主体 株式会社幕張メッセ

- ・ 所 在 美浜区中瀬2-1
- ・ 設 立 昭和61年4月30日
- ・ 資 本 金 40億円（内千葉県10億円、千葉市5億円出資）
- ・ 従業員数 53人（内千葉県5人、千葉市1人派遣）

エ 施設の利用状況等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国際展示場（利用ホール数）	2136.5ホール	2371.0ホール	2697.0ホール
国際会議場（稼働率）	46.4%	48.7%	54.2%
幕張イベントホール（稼働率）	62.0%	69.9%	69.0%
来場者数	4,655,631人	5,261,300人	5,721,146人

※オープンからの総来場者数 204,422,508人（令和8年3月末現在）

(2) 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

ア 概要

- ・ 所 在 美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟14階
- ・ 設 立 平成元年6月1日
- ・ 基本財産 21億3,505万円（内千葉県13億円、千葉市2億円出捐）
- ・ 職 員 数 29人（常勤役員を含まない）

イ 主な事業

(ア) MICE誘致・支援

MICE主催者への誘致活動や主催者のニーズに合わせた開催支援の実施等
コンベンション開催資金の貸付及び助成金の交付等

(イ) 広報事業

インターネット等による各種情報提供及び事業宣伝等

(ウ) 映画・ドラマ撮影支援

ドラマ・映画などのロケ地としての魅力アピール等

(エ) 国際交流・多文化共生推進

国際交流・国際協力の促進と多文化共生社会づくりの推進等

3 千葉ポートタワー

県民500万人突破を記念するとともに、千葉港のシンボルとして総面積28.3haの千葉ポートパークの中に、県が建設し、千葉市に無償貸与されている。なお、指定管理者は千葉ポートタワーまちづくり共同事業体である。

このタワーは、中空鉄骨構造体を5,571枚のハーフミラーガラスで覆い、1辺15mの菱形のシャープなスタイルが特徴となっている。

開 館	昭和61年6月15日		
建 築 面 積	1,680.4㎡	延 床 面 積	2,307.5㎡
建 物 構 造	塔：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、低層部：鉄筋コンクリート造		
階 数	低層棟：1階建 塔：高層階3階層上塔屋2階層 全体として4階＋塔屋2階		
塔 体 高 さ	125.15m		
施 設 概 要	1階 エントランス、売店、イベントスペース、事務室他 2階 展望フロア（60人） 3階 展望カフェ（56人） 4階 展望フロア（60人）、屋上（20人） ※（ ）定員数		
建 設 費	20億円		
利 用 時 間	6月～9月 午前9時～午後9時	10月～5月 午前9時～午後7時	土日祝 午前9時～午後8時

入 館 者 数

令和7年度

有 料 入 館 者		無 料 入 館 者	
大 人 (420円)		50,349人	学 齢 前 幼 児 8,449人
小・中学生 (200円)		6,128人	65才以上の高齢者 15,416人
団 体	大 人 (378円)	1,368人	障 害 者 9,793人
	小・中学生 (180円)	5,730人	視 察 者 他 4,548人
割 引	大 人 (300円)	23,320人	計 38,206人
	小・中学生 (150円)	4,713人	※障害者入館者数には付添い4,088人を含む。 30人以上の団体については、一割引とする。
計		91,608人	

6 観光プロモーション

国では、観光を地域経済や日本経済の発展をリードする戦略産業と位置付け、日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させていくため、令和8年3月に「第5次観光立国推進基本計画」を策定し、「インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立」、「国内交流・アウトバウンド拡大」、「観光地・観光産業の強靱化」に戦略的に取り組むこととしている。

本市でも、産業・観光・文化・スポーツなどの各分野と連携し、効果的な情報発信や魅力ある資源を発掘するための各種施策を積極的に推進するとともに、様々な媒体を複合的に活用した各種プロモーションを行っている。特に、市内陸部の豊かな自然を有効活用して滞在型余暇活動を促進し、地域経済活動の活性化や観光振興を図るため、グリーンツーリズムの取組みを推進している。

また、都市アイデンティティ推進のための情報発信などの施策にも取り組んでいる。

1 観光資源の開発及びプロモーション

(1) 体験型観光プラン集「千葉あそび」

千葉市、市原市、四街道市内の季節ごとの体験型観光プランを造成・運営し、市内外を問わず多くの方に体験参加の機会を提供するとともに、プラン主催者の育成につなげていく。

(2) グリーンツーリズムの推進

市内陸部の豊かな自然や里山、歴史と文化などの地域資源を活用し「農体験・里山体験」「見る」「遊ぶ」「食べる」など、様々な魅力を発掘し、本市の特色を活かした滞在型余暇活動のプロモーションを行う。

2 訪日客（インバウンド）の集客プロモーション

(1) 受入環境整備

外国人が持つ多様な文化や風習に対応できるおもてなし体制を官民連携して整え、訪日外国人観光客がくつろいで滞在できるように環境の整備に取り組む。

(2) 県内他都市との広域連携による新たな集客策の構築

成田空港や都心に近いロケーション、豊富な宿泊施設を持つ本市の強みを活かし、房総半島の滞在拠点としての位置づけを明確にするために、千葉県や県内他都市との連携による広域周遊ルートを展開し、誘致を図るためのプロモーションを行う。

(3) ウェブサイトやSNSを活用した効果的な情報発信

多様な国籍や習慣を持つ、訪日外国人観光客がくつろいで滞在できるよう、滞在環境整備の一環として、平成28年度にウェブサイト「千葉おもてなしSHOPガイド」を開設し、以後千葉商工会議所が展開する「千葉おもてなしWi-Fi」との連動により、更なるコンテンツの充実とともに情報発信の強化を進めている。

このほか、外国人向けのSNS発信にて、タイムリーな情報を届けることにより、イベントや観光地への集客を増加させるとともに、千葉市の知名度向上を図る。

(4) インバウンド集客プロモーションの展開

商談会への参加や海外情報発信を行っているメディアへの記事掲載等に取り組み、海外の旅行会社や旅行者に対して、本市の優位性を活かしたインバウンド集客プロモーションを展開していく。

3 ナイトタイムエコノミー（夜間の経済・文化活動の振興）

民間事業者が主体となった夜間における経済・文化活動の振興を図るために、関係者との調整や事業費補助、プロモーション支援を行う「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」を運用するとともに、ナイトタイムエコノミー施策の審議及び支援事業の審査を担う附属機関「千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会」を運営する。

4 都市アイデンティティ総合情報発信

本市固有の歴史やルーツに根差した4つの地域資源「千葉氏」「オオガハス」「加曽利貝塚」「海辺」の魅力について、総合的なプロモーション活動により認知度向上を図るとともに、将来的に「千葉市らしさ」を醸成する。

7 雇 用 ・ 労 働

1 労働対策事業

(1) 雇用促進事業

本市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に係る施策と、国（千葉労働局）における雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について、連携・協力の方策などを定め、千葉地域の雇用対策に強力に取り組むことを目的として、「千葉市と千葉労働局との雇用対策協定」を平成28年に締結した。これまで、本市の雇用の安定及び促進を図るため、国と共同で稲毛及び緑区役所内において運営していた「千葉市ふるさとハローワーク」についても、本協定に基づく事業として位置づけている。

また、雇用のミスマッチ解消のため、令和元年には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部と雇用に関する連携協定を締結。同機構が運営する工業系短期大学校「千葉職業能力開発短期大学校」のほか、「関東職業能力開発大学校」及び「職業能力開発総合大学校」の卒業生の市内就職を促進させる「千葉市奨学金返還サポート制度」を引き続き実施する。

市内中小企業の事業継続や安定的な人材確保、社会・経済情勢の変化への対応、経営基盤の強化に対する支援として、業務に必要な資格を有する人材の不足が生じている運輸業・建設業・製造業・自動車整備業を対象とする「資格取得支援補助制度」について、令和8年度から対象資格を拡充する。また、業務に必要なスキルの習得や研修の経費を支援する「中小企業人材育成・能力開発推進支援補助制度」のほか、運送業への就業を促進する「トラック運転体験会・マッチング会」を引き続き実施する。

この他、就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代であって就職・転職を目指す人を対象とした「就活応援スクール事業」を実施するとともに、引き続き労働相談を実施する。

また、ホームページや勤労者向け情報誌「ゆるり」への記事掲載などにより、関係機関と連携し、労働等に関する情報の提供などを行う。

(2) 福利厚生事業

勤労者の福祉の向上を図るため、福利厚生事業等を行う団体への事業費を助成する。

また、技能労働者の社会的・経済的地位や技能水準の向上等を図るため、技能功労者等表彰事業を実施する。

2 勤労者福祉サービス事業

従業員が300人以下の企業や個人事業者など、各企業が単独では福利厚生サービスを実施することが難しい中小企業を主な対象として、市内中小企業勤労者等の福祉の向上を図り、総合的な福利厚生事業を実施するため、平成8年4月1日に「財団法人千葉市勤労者福祉サービスセンター」を設立した。

その後、平成23年3月1日に(財)千葉市産業振興財団と合併し、当該財団内において、勤労者福祉サービス事業として、引き続き下記事業を行っている。

事業内容

事業名	主な事業内容
生活安定事業	退職金共済制度・団体保険加入あっ旋、子育て支援助成
健康維持増進事業	人間ドック利用助成、婦人科検診助成、予防接種助成
自己啓発・余暇活動事業	契約施設等利用券助成、宿泊利用助成、入場券等割引あっ旋、カルチャー教室
福祉情報提供	情報誌「ゆるり」発行
共済給付に関する事業	祝金、死亡保険金、弔慰金、傷病休業保険金、後遺障害保険金、住宅災害保険金

3 勤労者福祉施設（指定管理者による管理運営）〈指定管理者：Fun Space・オーチャード共同事業体〉

施設名	長沼原勤労市民プラザ	幕張勤労市民プラザ
位置	稲毛区長沼原町304-1	美浜区若葉3-1-8
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日	令和6年4月1日～令和11年3月31日
開設年月日	平成9年4月16日 (体育館 昭和56年11月)	平成4年7月7日
敷地面積	13,000.74 m ²	7,360.11 m ²
延床面積	2,808.49 m ²	2,864.02 m ²
建築構造	①文化棟（鉄筋コンクリート造3階建） ②体育館（鉄筋コンクリート造2階建）	鉄筋コンクリート造3階建
建築費	1,260,000 千円	1,247,000 千円
主要施設	多目的ホール・視聴覚室・和室・講習室・会議室・創作室（焼窯室）・屋内運動場・トレーニング室・エアロビクス室・庭球場・運動広場等	多目的ホール・視聴覚室・和室・講習室（焼窯室）・会議室・屋内運動場・トレーニング室・ミーティング室等
令和7年度利用状況	64,395 人	105,810 人

※施設修繕により、長沼原は令和6年6月～令和7年4月、幕張は令和6年12月～令和7年1月まで休館。

4 産業人材育成事業

将来の市の産業を担う有為な人材の育成のため、技能職・技術職を将来の就労先の一つとして認識してもらうための冊子及び動画の作成や、ちばっ子商人育成スクール事業を引き続き実施するほか、産学官により設立した「ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム」において西千葉子ども起業塾や高校生海外・国内派遣などを実施し、アントレプレナーシップ教育を一層推進する。

8 競 輪 事 業

本市における競輪事業は、昭和24年8月30日に競輪場の登録を行い、同年9月16日より事業を開始し、健全な娯楽・レジャーとして親しまれるとともに、その事業収益は、本市財政はもとより社会公益にも広く貢献してきたが、ライフスタイルや価値観の変化等に伴い、近年は売上げが減少していた。

そこで、老朽化した施設を、民間活力の導入により国際規格の自転車競走路を有する多目的スポーツ施設（「千葉JPFドーム」）として再整備し、令和3年10月から当該施設において新たな形の競輪（「250競走」）事業を開催※している。

※令和7年10月から開催を一時休止中

1 施 設

(1) 競 輪 場

- ア 敷 地 16,953.45㎡（千葉JPFドーム建築敷地）
- イ 構造・階数 鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階
- ウ 競 走 路 周 長 250m
材 質 木製
- エ 観 客 席 定 員 約2,000人
- オ インフォメーション 総合窓口 1か所
- カ 売 店 飲食店 3店 / 物販店 1店

(2) 駐 車 場（千葉公園第3駐車場）

- ア 管理面積 4,249㎡
- イ 収容台数 150台

※令和5年度に駐車場を再整備し、令和6年度から供用開始。

(3) 宿 舎（千葉サイクル会館）

- ア 所 在 中央区松波1-1-10
- イ 構 造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上6階 地下1階
- ウ 延床面積 5,113.93㎡
- エ 収容人員 144人（最大180人） 宿 泊 室 36室

2 事 業 実 績

令和7年度

	開催日数（節数）	車券売上高	入場者数	一般会計への繰出金
千葉市営競輪	48日（24節）	1,340,489千円	12,043人	17,000千円

車券発売はインターネット発売（車券発売サイト（PIST6・TIPSTAR）のみでの発売）

1日平均購入者 15,218人

1日平均売上 27,926,852円

※令和7年度については令和7年9月までの実績

9 地方卸売市場

地方卸売市場は、千葉市民をはじめ供給圏約155万人の日常生活に欠くことのできない生鮮食料品等取引する公設卸売市場で、卸売市場法及び千葉市地方卸売市場業務条例に基づいた取引の適正化及び流通の円滑化を図ることにより、市民等消費者に対して公正な価格で供給する役割を果たしている。

なお、現在地に移転・開場してから46年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、市場施設の再整備方針を含む「千葉市地方卸売市場経営戦略」を令和7年3月に策定した。

1 概要

(1) 取扱品目 青果物・水産物及びこれらの加工品

(2) 位 置 美浜区高浜2-2-1

(3) 敷 地 190,350㎡

(4) 主要施設 青果棟 (22,872㎡) 水産棟 (20,218㎡)

管理棟 (2,569㎡) 駐車場 (2,228台)

(5) 市場関係業者

ア 卸 売 業 者 2社 (青 果 部 千葉青果株式会社
水 産 物 部 千葉魚類株式会社)

イ 仲 卸 業 者 45社 (青果部 12社 水産物部 33社)

ウ 売 買 参 加 者 青果部 183人 水産物部 5人

エ 関 連 事 業 者 36社 (運送業、飲食店等)

(6) 供 給 圏 青 果：千葉市、市原市、四街道市

水産物：千葉市、市原市、東金市、茂原市、四街道市、大網白里市、長柄町、長南町

2 取扱高

令和7年度

種 別 \ 区 分	数 量	金 額	一 日 平 均	
			数 量	金 額
野 菜	62,307 t	12,484,485千円	251 t	50,340千円
果 実	18,532	8,925,527	74	35,990
小 計	80,840	21,410,013	325	86,330
鮮 魚	4,063	5,754,501	16	22,926
冷 凍 魚	1,298	2,191,370	5	8,730
塩 干 加 工 品	2,190	2,588,026	8	10,310
小 計	7,552	10,533,898	30	41,967
合 計	88,392	31,943,911	355	128,297

※1 令和7年度は青果部248日 水産物部251日

※2 種別毎に表示単位未満を切り捨ててあるので、小計・合計と一致しない場合がある。

10 農 政

本市では、かねてより本市農林業の課題に即した振興施策を計画的に展開してきたところだが、2020年農林業センサスの結果によって示された、市内の農業経営者の減少と著しい高齢化などの現状を踏まえ、本市農業が若者に選ばれる職業となるためには、農業の魅力を高め、長く農業ができる青年農業経営者を増やすとともに、販売金額を増やし、農業経営を維持・発展させることで、本市農業の持続性を確保していくことが重要である。

このため、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「千葉市農業基本計画」においては、「農業の持続性を高め、100年先の未来に農業と食をつなぐ」を基本目標とし、2030年の目標として40代以下の青年農業経営者数を100人に、3,000万円以上の売上規模層を全体の10%とすることを目標として設定した。

そして、この基本目標の実現に向けた施策展開の方向性として「農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する」、「生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる」、「農と森林が持つ多様な機能を保全、活用し、市民に憩いや潤いを与える」の3つを定め、施策を展開していくこととした。

本市農業を次世代へと継承し、発展させるため、本計画におけるアクションプランを着実に実施し、喫緊の課題に対応するとともに、機動的かつ柔軟な発想の下、本市農業の持続性を確保し、100年先の未来に農業と食をつなぐための取組を推進していく。

1 農 業 概 要

(1) 農 家 戸 数

令和2年2月1日現在

区 分	総世帯数A	総農家数B	販売農家数	自給的農家数	農家率	$\frac{B}{A}$
戸 数	447,982戸	1,687戸	862戸	825戸	0.38%	

資料：令和2年国勢調査 2020年農林業センサス

(2) 農 業 就 業

令和2年2月1日現在

総 人 口	基幹的農業従事者数
974,235 人	1,262 人

資料：2020年農林業センサス

(3) 経営耕地面積

令和2年2月1日現在

総 面 積	田	畑	樹 園 地
1,652ha (100%)	653ha (39.5%)	953ha (57.7%)	46ha (2.8%)

基幹的農業従事者のみの数値

資料：2020年農林業センサス

2 各 種 事 業

(1) 食のブランド化の推進事業

本市産品の高付加価値化及び競争力強化のため、令和2年度に創出した「食のブランド認定制度」により、市産品のブランド化を進めるとともに、認定品のプロモーション、販路拡大支援、事業者育成、競争力強化支援を行う。

(2) 地産地消推進事業

市民に新鮮で安心な市内産農産物を安定的に供給するため、生産者と消費者がより身近で信頼される関係を構築する地産地消を推進する。また、市内産農産物を学校給食に供給するとともに、小学校での生産者出張授業を通じて食と農に対する理解を深める。

(令和7年度実績)

千葉県地産地消推進店登録店数 64店

(3) 農地中間管理事業

経営規模の拡大を図る担い手へ農地の集約を図るため、千葉県農地中間管理機構へ農地を貸し付けた者に、貸付面積などに応じ、国の協力金を交付する。

(4) 多面的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に交付金を交付する。(農地維持支払、資源向上支払)

(令和7年度実績)

対象組織数 8組織、保全管理する施設 水路:59.3km、農道49.8km

(5) 耕作放棄地整備事業

荒廃した耕作放棄地を再生し、規模拡大等による農地利用を推進するため、耕作放棄地再生利用の経費の一部助成を行う。(耕作放棄地整備)

(令和7年度実績)

耕作放棄地整備:5件、1.8ha

(6) 土地基盤整備事業

農業生産基盤を強化充実し、農村地域の生活環境、生産性の向上を図るため、ほ場整備等を促進する。

ア 緑農住区開発関連土地基盤整備事業

都市と農業の調和のとれた健全な発展を目的とし、都市近郊農業の生産基盤を整備しつつ、これと一体的に、良好な環境を備えた住宅用地の創出を図るため、昭和63年度より椎名地区(120ha)を対象に事業着手した。農区の基盤整備は完了し今後、住区の整備を実施する。

(令和7年度実績) ※水路部整備

道路整備 0m (累計 1.44km)

イ 農道整備事業

農村環境整備と農業の近代化、機械化に対応できるよう農道整備を実施する。

(令和7年度実績)

農道舗装 570m (累計 296.3km)

ウ 農業用排水事業

農業生産性の向上や農業経営の安定を図るため、農業用排水路整備と土地改良区等に水源対策補助を実施する。

(令和7年度実績)

農業用排水路整備 46m

(7) 都市農業対策事業

ア 市民農園

市民が自然に親しみながら栽培から収穫まで体験できる市民農園の整備を推進する。

農園数31園 総面積 73,733㎡ 利用者数 1,520人（令和8年3月時点）

イ 観光農園・収穫体験

気軽に農業体験できる場として、観光農園や収穫体験の情報を発信する。

観光農園32園（バリアフリー対応農園13園）

(8) 「地域計画」（法定化された「人・農地プラン」）の策定

持続可能な農業の実現を図るため、地域での話し合いにより、中心となる経営体を確保し、農地の集積を促す「地域計画」を策定し、地域農業の維持発展を目指す。

(9) 法人参入支援

ア 農地銀行補助

法人などの農業参入を促進するため、農地銀行を活用し、まとまった規模の農地を法人などに提供した地権者等に対して協力金などを支給する。

イ 未来の千葉市農業創造事業（法人等参入促進タイプ及び生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ）

農業法人の参入促進と競争力強化を図るため、生産・加工等に必要な施設・機械設備の導入支援を行う。

さらに、参入した農業法人の経営安定化を図るため、生産者と連携する加工・流通事業者に対しても、農作物の加工・流通に係る施設・機械設備の導入支援を行う。

また、耕作放棄地を再生して参入する場合、耕作放棄地再生費用の一部を補助する。

(10) いずみグリーンビレッジ事業

若葉区の鹿島川を中心とする15町（約4,100ha）を対象に、農業の振興と地域の活性化を図るため、農村地域の持つ豊かな自然環境など地域資源を活用し、都市部と農村部との交流を促進する。

（令和7年度実績）

3拠点（富田さとにわ耕園、下田農業ふれあい館、中田やつ耕園）の充実

・大学と連携した市民向け講座の開催

3 農政課所管の施設

(1) いずみグリーンビレッジ拠点施設

地元で組織する団体が指定管理者として、都市農業交流センターの管理運営を行っている。

ア 富田さとにわ耕園（富田都市農業交流センター）

開設 平成21年4月1日（全面供用開始）

位置 若葉区富田町

敷地面積 約8.6ha（原田池含む）

施設 地域農業活動拠点施設（1～3研修室 農産加工室）280.3㎡

年間利用者 115,239人（令和7年度実績）

指定管理者 富田町管理運営組合

イ 下田農業ふれあい館（下田都市農業交流センター）

開 設 平成20年10月23日（供用開始）
位 置 若葉区下田町
敷 地 面 積 約1.4ha
施 設 総合交流拠点施設（農産物直売所 郷土食レストラン）495.19㎡
年間利用者 47,776人（令和7年度実績）
指定管理者 下田ふれあい交流施設管理運営組合

ウ 中田やつ耕園（中田都市農業交流センター）

開 設 平成22年4月1日（供用開始）
位 置 若葉区中田町
敷 地 面 積 約5.6ha
施 設 地域農業活動拠点施設 220㎡
市民農園
・第1農園 区画面積 20㎡ 280区画
・第2農園 区画面積 40㎡ 113区画
・車いす使用者用プランター 4㎡ 5区画
野バラ園 3,943㎡
年間利用者 14,274人（令和7年度実績）
指定管理者 中田市民農園管理運営組合

(2) ふるさと農園

ふるさと農園は「都市と農業のふれあいの中心施設」として、農林業に対する市民の理解を深めるとともに、農林業の振興に寄与するほか、市民の憩いの場として設置した。

当園では、実践的かつ経営的な視点を取り入れた初心者向け農業教育や、農に関わる市民を育成する講座を「農業体験教室」として開催するなど、農業のすそ野を広げるための取組みを行っている。

なお、平成18年度から、指定管理者による管理運営を行っている。

開 設 平成4年10月22日
位 置 花見川区三角町、千種町地内
敷 地 面 積 20,443㎡
施 設 都市エリア ふるさとの館 1,580㎡、ガラス温室 183㎡
田園エリア 堆肥舎 99㎡、ふるさと工房 86㎡、作業員詰所 33㎡
建 設 費 1,710,352千円（うち用地取得費 522,548千円）
年間利用者 118,628人（令和7年度実績）
指定管理者 株式会社マイファーム

11 農 政 セ ン タ ー

農政センターは、本市農業の成長産業化を支援する現場の拠点として、効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、野菜等の優良種苗供給や栽培試験、担い手の確保・育成に取り組むとともに、農村と森林の持つ多面的機能の活用を図るため、森林の保全事業を推進している。直近では、省力化や効率化に資するスマート農業のための実証試験なども実施している。

センター内には、栽培試験等を行うほ場や管理・研修施設のほか、児童の体験学習農園や運動施設などがあり、緑豊かな憩いの場として市民に開放している。

1 概 要

(1) 開 設 昭和53年 5 月

(2) 位 置 若葉区古泉町、野呂町地内

(3) 敷地面積 239,764㎡

(4) 施 設

管理事務所（1 棟 416㎡） 作業員詰所・土壌診断室ほか（複合施設 1 棟 738㎡） 千葉地域農林業センター（研修施設 1 棟 742㎡） 組織培養棟（1 棟 201㎡） 複合型植物工場（1 棟 1,077㎡） 鉄骨ハウス（22棟 5,351㎡） パイプハウス等（18棟 3,529㎡） 農業者健康増進施設（多目的ホール 1 棟 381㎡ 多目的グラウンド 1 か所 11,779㎡）

(5) 建 設 費

3,614,210千円（うち用地取得費1,263,430千円）

2 各 種 事 業

(1) 担い手育成事業

ア ニューファーマー育成研修

地域をけん引する農業経営者を育成するため、新規就農希望者や農業後継者を対象に、これまでの経験や希望に応じて、受けた研修内容をコースから選べる研修を実施する。

(ア) アドバンスコース

短期間で地域の担い手として育成するため、独立就農を目指して既に農業を学び始めている者を対象とした、農政センター内の温室をインキュベーションファームとして研修生自らが栽培から販売までの模擬経営を行うとともに、外部講師から経営について座学を受ける 12 か月のコース。

(イ) 育成コース

農業の基礎を学ぶ基礎研修、農家で農業のノウハウを学ぶ農家研修を通じ、独立自営の農業者として必要な技術・知識を習得する 15 か月のコース。

<令和 7 年度研修生数>

研修名	研修生数
ニューファーマー育成研修	3 人 令和 8 年 1 月～12 月：1 人（アドバンスコース） 令和 7 年10月～ 8 年12 月：2 人（育成コース）

イ 経営開始資金・農業継承者経営発展支援事業・農業後継者対策資金の利子補給

新規就農者や農業後継者等を対象に、経営開始資金の交付、農業経営の継承に必要な取組や、農業経営を発展させるために実施する取組に必要な経費の一部助成、農業後継者対策資金の利子補給を実施し、就農後の定着や経営確立に向け支援する。

(2) 里山の保全推進事業

里山地区に指定している、「いずみの森」（若葉区）2.8ha（平成13年度）、「ひらかの森」（緑区）2.2ha（平成15年度）、「おぐらの森」（若葉区）5.0ha（平成17年度）、「おおじの森」（緑区）2.6ha（平成24年度）の4か所において、森林ボランティアとの協働で保全管理を行う。

(3) 森林振興対策事業

森林の保全育成を図り、森林の持つ公益機能を高めるため、森林整備を計画的に推進する。

また、令和元年台風15号において倒木による長期の停電が、市民生活に多大な影響を与えたことから、送配電施設などの重要インフラ施設に近接する森林や被害を受けた森林の整備などにより、森林等の安全対策を促進する。

ア 優良森林整備

下刈 10.5ha 枝打 1.92ha 間伐 1.45ha 造林（植栽等）11.53ha（令和7年度実績）

イ 森林ボランティア推進

市民を研修会等により森林ボランティアとして養成する。

(4) 有害鳥獣対策事業

千葉市鳥獣被害防止計画（令和5年度策定）に基づき、有害鳥獣による農作物被害を軽減し、農業経営の安定を図る。千葉市鳥獣被害防止対策協議会が行うイノシシ、アライグマ、カラス等の捕獲活動に加え、専門的な知識・経験を有する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」の活用など、地域が行う被害防止対策を支援する。

(5) 水田農業構造改革対策事業

需要に応じた米生産を推進するため、国が公表する需給見通し等を踏まえ、市における「主食用米の生産目安」を設定し提示するとともに、飼料用米等の生産拡大を推進し、水田農業における経営安定と生産力の確保を図る。

令和8年産主食用米の生産目安 4,153.2t（水稻作付面積換算値 808.0ha）

(6) 未来の千葉市農業創造事業

生産性の高い農業経営体の育成、環境負荷の低減、新規就農者の確保・育成を図るため、生産・流通の効率化に必要な機械・施設や省エネルギー設備等の導入支援を行う。

（令和7年度実績）

未来の千葉市農業創造事業

- ・経営拡大支援タイプ 7件
- ・新規就農支援タイプ 4件

(7) 流通体制確立対策事業

野菜価格が低落したときに、生産者の生産意欲の向上と経営の安定を図るため、補償金を交付するとともに、市内市場への新鮮な野菜の計画的な供給を促進する。

(令和7年度実績)

- ・野菜価格安定対策事業 イチゴ外14品目（33対象期間）
- ・野菜生産出荷安定事業 春夏ニンジン外5品目

(8) 環境保全型農業推進事業

環境への負荷に配慮した持続的な農業を推進するとともに、消費者に新鮮でより安全な農産物を安定的に供給するため、土づくりを基本とした環境保全型農業を推進する。

また、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業を実現するために、農家から排出される園芸用廃プラスチック類の適正処理を推進する。

(令和7年度実績)

- ・土壌分析 1,316件
- ・緑肥作物種子購入助成 71ha
- ・廃プラ類の円滑な回収と適正処理 28.10 t

第13章

農 業 委 員 会

1 農 業 委 員 会

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

1 委員数（定数40人）

- (1) 農業委員 17人 （定数17人）
- (2) 農地利用最適化推進委員 23人 （定数23人）

2 農業振興事業

(1) 農地銀行事業

農地の貸し借りや売買などの総合的な調整・管理を行い、農業の担い手への農用地の利用集積を図り、地域農業の振興と農業構造の改善に資する。

(令和 7 年度)

事業名	田	畑	計
農地銀行事業	0.02 h a	2.78 h a	2.8 h a

(2) 農業者年金事業

農業者の老後の生活安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保及び農業経営の安定化を促進する。

(令和 7 年度)

被保険者 (加入者) 15人	受給者 125人	経営移譲年金	27人
		老齢年金	98人

3 農地移動等審査

(1) 農地法に関する許可・届出状況

(令和7年度)

区 分	件 数	面 積 (㎡)		
		田	畑	計
農 地 の 権 利 移 動 (法第3条)	191	172,517	468,136	640,653
農 地 の 転 用 (法第4条)	176	4,271	79,664	83,935
農地転用のための権利移動 (法第5条)	531	29,300	305,319	334,619
農 地 の 賃 貸 借 の 解 約 (法第18条)	38	21,438	120,069	141,507

(2) 農地転用状況調査(法第4条、第5条)

			令和5年度	令和6年度	令和7年度
市街化区域	転 用 件 数 (件)		555	608	575
	転 用 面 積 (㎡)		231,235	250,796	215,450
	内 訳	田 (㎡)	38,356	61,479	28,610
		畑 (㎡)	192,879	189,317	186,840
市街調整区域	転 用 件 数 (件)		148	134	132
	転 用 面 積 (㎡)		192,907	161,915	203,103
	内 訳	田 (㎡)	38,945	16,134	4,960
		畑 (㎡)	153,963	145,781	198,143
合 計	転 用 件 数 (件)		703	742	707
	転 用 面 積 (㎡)		424,142	412,711	418,553
	内 訳	田 (㎡)	77,301	77,613	33,570
		畑 (㎡)	346,842	335,098	384,983

第14章

こども未来局

1 こども計画

1 千葉市こども・若者プラン

今般の社会・経済情勢やこども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続き全てのこども・若者と子育て家庭への支援などを体系的・総合的に一層推進するため、令和7年3月に策定した。

本計画では、少子化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化している状況を踏まえ、こども・若者は保護や支援の対象であるとともに、現在と未来の社会を作っていく大切な存在であるとの認識の下、全てのこども・若者が健やかに成長できる環境の整備と、全ての子育て家庭への支援の充実を図るため、『こどもを産み育てたい、こども・若者がここで育ち暮らしたいと思うまち「ちば」の実現』を図る。

(1) 計画の位置づけ

こども基本法に基づく「市町村こども計画」（策定努力義務）として、こども大綱等を勘案するとともに、千葉市こども・若者基本条例に留意し、こども・若者の権利保障や社会参画に関する施策を盛り込むほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」（策定努力義務）、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」（策定任意）、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）を一体としたもの。

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(3) 計画の対象

妊産婦等、新生児期から青年期までのこども・若者、子育て当事者を対象としている。

2 第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～

近年の社会情勢により、これまでの生活が大きく変化し、働き方の変更や収入減少などの影響があった家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念される。これらの状況を勘案し、第1期計画における取組を継承しつつ、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいける社会の実現を目指し、令和5年3月に策定した。

(1) 計画の位置づけ

法律や大綱の趣旨を踏まえ、令和5年度から開始する「千葉市基本計画」を上位計画として、また「千葉市こども・若者プラン」、「第3次千葉市学校教育推進計画」、「第6次千葉市生涯学習推進計画」、「健やか未来都市ちばプラン」、「千葉市貧困対策アクションプラン」等の個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を基本として、子どもの未来を応援するための基本理念、施策を体系的に整理し、総合的に推進するための今後の取組みを示すもの。

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

(3) 計画の対象

経済的困窮を理由として、教育機会が不均等な状況、心身ともに健やかに育成される環境が保証されていない状況、又は、その状況に陥るリスク要因がある子ども・若者（大学等を卒業し、自立に至るまでの概ね20代前半まで）とその家庭を対象としている。

2 こども・若者支援

1 こども・若者の社会参画の推進

(1) こどものまちCBT（Ch i B a T o w n）

こどもたちが企画段階から主体的に関与し、こどもたちだけで創った「まち」で、仕事、買い物、こども市長選挙などの疑似社会体験をする中で、参加したこどもたち同士による協働作業や協議による課題解決等を通して、社会へ参画することを学ぶ「こどものまちCBT」を開催する。

令和7年度実績 延参加人数 793人（3日間開催）

(2) こども・若者の^{ちから}ワークショップ

主に小・中学生を対象として、こどもたちを取り巻く様々な課題等について、行政や専門家から現状を聞き、ファシリテーターの援助のもと、こどもたちが意見をまとめ、市政に反映する「こども・若者のワークショップ」を実施する。

令和7年度実績 実施回数 全16回 延参加人数 170人

(3) こども・若者市役所（C C F C）

こども・若者が主体的に活動し、その意見が市政に反映される仕組みとして、平成29年3月のこども・若者選挙により設立した。こども・若者の「都市アイデンティティ」を醸成するとともに、自身の社会に対する影響力を認識することで、市民としての「役割」と「責任」の意識を高める。また、未来の「市民」の意見を市政に反映させていくことで、「未来志向型のまちづくり」を進める。

令和7年度実績 実施回数 全13回 延参加人数 250人

(4) こども・若者フォーラム

千葉市のこども・若者の社会参画の取組みのまとめとして事例発表及びこども・若者と市長の対話会等を実施する（後日ホームページにて動画を公開）。

令和7年度実績 参加人数 99人

2 こども・若者の居場所

(1) どこでもこどもカフェの開催支援

市民ボランティアが中心となって、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用し開催する「どこでもこどもカフェ」を支援することにより、市内全域の幅広い年齢のこども達が、学校でも家庭でもなく、信頼できる相談相手がいる環境のなかで、安全・安心に過ごせる居場所を提供していく。

令和7年度実績 開催箇所数 35箇所

(2) プレーパークの開催

常設のプレーパークである子どもたちの森公園を運営するとともに、都市公園においてプレーパークを開催する市民団体に対してプレーリーダーの出張支援を行う。

令和7年度実績 子どもたちの森公園 延利用人数 15,691人
プレーリーダー出張支援回数 94回

3 こども・若者の意見表明・意見反映

こども・若者の意見表明の機会を確保し、こどもや若者の意見を市政やまちづくりに反映できるよう、本市の施策等に関するこども・若者の意見の聴取等を行うため、市内に在住・在学・在勤の中学生から概ね25歳までのこども・若者が参加する「千葉市こども・若者会議」を開催する。

令和7年度実績 開催回数 全6回 延参加人数 127人

4 こどもの権利救済

こどもが権利の侵害、その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利を回復するため、千葉市こどもの権利救済相談室「ちばふらっと」を開設し、電話及び来所等による相談を受理している。
令和7年度実績 相談件数 41件

3 健全育成

1 子どもルーム（放課後児童健全育成事業）

就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る。

実施箇所 43小学校区118か所（児童数：7,496人）

開設日 日曜・祝日及び年末年始を除く毎日

開設時間 平日 授業終了後から午後6時まで（延長時間 午後7時まで）

土曜日・長期休業日（春・夏・秋・冬休み期間の平日）

午前8時から午後6時まで（延長時間 午後7時まで）

利用料（月額） ※生活保護受給世帯等減免あり

7・8月以外	7月	8月	延長時間
8,500円	10,800円	11,900円	1,000円

2 子ども交流館

千葉市子ども交流館は、「遊び・創造・憩い」を通して、こどもたちに健全な遊びと居場所を提供し、こどもの健全な育成と交流を図るため、平成19年10月に「きぼーる」内に開設した。

施設内には、アリーナ、音楽スタジオ、プレイルーム、学習室などを備え利用に供しているほか、施設利用者による成果発表の場である「グリーンミュージックフェスティバル」の開催や、こどもたちで構成し施設の使用方法などを検討する「子ども運営委員会」の設置など、こどもの自主的活動の支援を行っている。

令和7年度実績 利用児童数 78,824人

3 青少年サポートセンター

青少年の非行防止と健全育成（対象年齢20歳未満）を図るため、関係機関・団体と緊密な連携を保ち、補導・相談等の事業を推進する。

令和7年度実績 補導活動事業 補導少年 166人

相談事業 電話 610件、来所 165件、訪問 180件

青少年サポート事業 対象者 12人

ネットパトロール事業 問題のある投稿の報告 1,362件

ネット安全教室 実施 292回

4 千葉市子ども・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法に基づき、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対し、各分野の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るため、設置している。

また、協議会と連携して千葉市子ども・若者総合相談センター「L i n k」を開設し、電話及び来所等による相談を受理している。センター運営は子ども・若者支援協議会の指定支援機関である民間事業者に委託し、専門的なノウハウを生かして相談や支援を行っている。

令和7年度実績 相談件数 3,565件 協議会構成機関等との連携 961件

5 青少年育成委員会

市民参加による青少年の健全育成を総合的に推進するため、関係団体などの活動を支援する。

委員 3,726人（53中学校区、R8年3月末時点）

(1) 青少年相談員

地域での青少年の育成活動の積極的な推進を図るため、青少年の良き相談相手となる青少年相談員（414人）を委嘱し、相談や各種事業を推進する。

6 少年自然の家

千葉市少年自然の家は、県立笠森鶴舞自然公園の豊かな自然の中で、集団宿泊しながら行う自然体験活動や生活体験活動等を通じて、子どもたちの健全育成を目指す施設として、平成17年度に整備した。令和元年度末に15年間にわたるP F I事業期間が終了し、令和2年度より指定管理者制度を導入。

本施設は市内の小学校の5年生が「移動教室」として利用する他、教育センター、養護教育センター主催のキャンプ等が実施されている。また、土日や夏休みは、少年団体や家族等に利用されている。令和2年度より高校生以上のみの団体の利用も可能とした。

令和7年度実績 延利用者数 91,467人

7 各種イベント等

(1) 二十歳のつどい

20歳を迎えた若者に対し、改めて大人としての自覚や自立への理解を促し、旧友と語らい、未来に向かって励まし合う場とするとともに、郷土「千葉市」への関心を深める機会を提供する。

令和8年参加者数 6,404人（混雑緩和のため2部開催とした）

(2) 「青少年の日」及び「家庭・地域の日」

青少年のコミュニケーション能力を高め、居場所づくりや、家庭・地域の教育力の向上を推進するため、「青少年の日」（9月第3土曜日）及び「家庭・地域の日」（毎月第3土曜日及び翌日日曜日）等において、関連する様々な活動を市民参加により推進する。

令和7年度実績 青少年の日フェスタ開催 延参加人数 5,266人

4 子ども家庭支援

1 児童相談所

児童相談所では、子どもに関するあらゆる相談（養護相談・障害相談・非行相談・育成相談等）を家庭や地域、関係機関等から受けて、問題の原因やどのように子どもの健全育成が図れるかについて、専門的に調査・診断・指導を行い、必要に応じて、通所による指導や一時保護、児童福祉施設への入所などを行っている。

令和7年度実績

【相談受付】

養護	保健	障害	ぐ犯	触法	育成	その他	計
3,751件	0件	2,752件	23件	21件	255件	677件	7,479件

【一時保護】

内容	養護		障害	非行	育成	その他	計
		うち虐待					
受付件数	296	235	1	15	17	0	329
延日数	21, 097	16, 567	22	615	841	0	22, 575

2 入所・保護等

(1) 児童養護施設ほかの入所

保護を要する児童などを入所させ、児童の健全育成及び自立を図る。

令和7年度実績

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	里親	児童自立生活援助事業	ファミリーホーム
施設数	22	1	4	46	22	8
各月初日在籍延児童数	1,477	79	237	568	426	309

(2) 母子生活支援施設入所

経済的理由や住居がないため、児童の監護を十分できない母子を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立更生を図る。

令和7年度実績 母子生活支援施設数 11施設 延世帯数 249世帯（各月初日在籍延世帯数）

(3) 母子緊急一時保護

配偶者の暴力等により緊急的に保護を必要とする母子を、市内の施設で一定期間保護する。

令和7年度実績 利用件数 3件

(4) 助産施設入所

経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を入所させ、母子の保健衛生の向上を図る。

令和7年度実績 助産施設数 1施設 延人数 36人

3 相談窓口

(1) 児童家庭支援センター

児童や家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言・指導を行う。

実施箇所 4 か所

(2) 家庭児童相談室

子どもと家庭に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う。

令和7年度実績 相談件数 2,524件

(3) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、必要な情報提供・保護等を行う。

令和7年度実績 相談件数 3,016件

4 要保護児童対策及びDV防止地域協議会

児童福祉法に基づいて設置し、児童福祉に関連する庁内外の関係機関の連携の下、情報の交換及び支援内容の協議を行い、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図る。

5 ひとり親家庭支援

(1) 児童扶養手当

母子・父子家庭等で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び20歳未満で中度以上の心身障害児）を監護する父母または養育者に支給する。（ただし、所得制限あり。）

区分 \ 児童数	1 人	2 人 以 上
全部支給（月額）	48,050円	1人増えるごとに11,350円を上限に加算 （所得に応じて加算額の調整あり）
一部支給（月額）	48,040円～11,340円 （所得に応じて）	

令和7年度実績 延受給者数 56,801人

(2) ひとり親家庭医療費助成

母子・父子家庭の親と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び20歳未満で中度以上の心身障害児）及び両親のいない児童等が、保険診療による治療を受けたとき、治療に要した費用のうち自己負担額を助成する。（ただし、所得制限あり。）

令和7年度実績 助成件数 143,501件 認定世帯数（3月末時点） 4,050世帯 9,839人

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、母子家庭・父子家庭の児童と寡婦の子の福祉増進のため、貸付を行う。

令和7年度実績

区分	母子福祉資金	父子福祉資金	寡婦福祉資金	合計
貸付件数	189件	12件	8件	209件
貸付額	150,469千円	10,708千円	6,382千円	167,559千円

(4) 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭等の自立を支援し、就業を促進するための相談や講習会を実施する。

介護職員初任者研修講習会 全16回

(5) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

令和 7 年度実績 自立支援教育訓練給付金 8 件

高等職業訓練促進給付金 25件

高等職業訓練修了支援給付金 10件

ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用した場合の利用料金を助成する。(所得制限、助成限度額あり)

令和7年度実績 助成件数 331件

(1) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児などに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦などがある家庭に対して、家事支援や育児支援を行うヘルパーを派遣する。

令和7年度実績 支援家庭 25 世帯 延利用件数 346 件

親子間における適切な関係性の構築を図るため、親子の関係性や児童の関わり方などに不安を抱えている子育て家庭を対象に各種プログラムを実施する。

令和7年度実績 参加家庭 7世帯

5 子育て支援

1 経済的支援

(1) 児童手当等

児童手当制度に基づき、以下の支給月額を支給する。なお、令和6年10月分からの制度改正に伴い、所得制限を撤廃、支給対象を高校生年代まで延長、第3子以降増額となり、支給回数が年6回（偶数月）となった。

区分	3歳未満	3歳～高校生年代
第1・2子、施設入所等児童	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

令和7年度実績 延支給児童数 1,432,676人

(2) 子ども医療費助成

子どもの保健の向上と子育て支援の充実を図ることを目的として、高校3年生相当年齢までの児童を対象に保険診療の範囲内で自己負担額を助成する。（市民税所得割が非課税の場合は自己負担なし）

区分	第1・2子	第3子以降
通院	1回につき300円を除いた額（月6回目以降は全額）	全額
調剤	全額	全額
入院	1日につき300円を除いた額（月11日目以降は全額）	全額

令和7年度助成件数 1,825,084件（通院（調剤含む） 1,816,959件、入院 8,125件）

(3) 幼児教育・保育の無償化への対応

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化する。（0歳から2歳の子どもは市民税非課税世帯の方を対象に無償化）

対象事業 認可保育施設（保育園、認定こども園等）、幼稚園、幼稚園・認定こども園預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり保育、認可外保育施設等

(4) 多子世帯保育料負担軽減（市独自）

令和7年9月より、多子世帯の負担を軽減し、子育て環境の向上を図るため、認可保育施設における、多子世帯の利用者負担（保育料）について、国制度による所得・年齢制限を市独自に撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償とする。

また、幼稚園・認定こども園における預かり保育及び認可外保育施設の利用者に対し、同様の負担軽減が図れるよう費用を助成する。

2 地域子育て支援拠点

(1) 子育て支援館

乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、親子の遊びと交流の場、子育てについて学びあえる場を提供し、子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を提供したい方（提供会員）を会員とした組織、ちばしファミリー・サポート・センターを運営し、会員相互の援助活動を支援する。（実施箇所 1か所）

令和7年度実績 延利用者数 71,065人

(2) 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する育児不安等についての相談や、子育てサークルへの育成・支援等の育児支援を行う。（実施箇所 7か所）

令和7年度実績 延利用者数 52,651人

(3) 子育てリラックス館

子育て中の方が、親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等を行う場として、空き店舗等に開設している。（実施箇所 12か所）

令和7年度実績 延利用者数 105,620人

3 こども家庭センター

令和7年4月1日より、区健康課の「母子健康包括支援センター」と区こども家庭課の「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を統合した「こども家庭センター」を各区に設置し、すべての妊産婦や子育て家庭に対する支援体制の強化を図っている。

4 子育て支援コンシェルジュの配置

保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う子育て支援コンシェルジュを各区保健福祉センターに配置し、相談業務等を行う。

令和7年度実績 延相談件数 10,817件

（内訳）中央区1,915件、花見川区1,380件、稲毛区2,364件、
若葉区2,262件、緑区1,530件、美浜区1,366件

5 エンゼルヘルパーの派遣

妊娠中または出産後1年未満で、昼間母親と子どもだけになる世帯などで、育児や家事が困難な家庭にエンゼルヘルパーを派遣する。

令和7年度実績 実利用者数 572人

6 子育て短期支援事業

(1) ショートステイ

18歳未満の児童を対象として、保護者が一時的に子どもの養育をすることが困難となった場合、児童福祉施設で一定期間、養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

令和7年度実績 利用児童数 1,103人

(2) トワイライトステイ

2歳以上18歳未満の児童を対象として、保護者が仕事その他の理由により夜間または休日に子どもの養育をすることが困難となった場合、児童福祉施設で児童の養育を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

令和7年度実績 利用児童数 356人

7 男性の子育て支援事業

男性の子育てを支援する取組を実施し、「男性が子育てをして楽しいまち」を目指す。

(1) 男性の育児休業取得促進奨励金の支給

男性の育児休業取得を促進するため、30日以上育児休業を取得した市内の中小企業等に勤務する男性と雇用主に対し、奨励金を支給する。なお、男性の育児休業取得率の上昇に伴い、令和7年度から支

給要件を連続10日以上取得から合計30日以上取得に改めた。

令和7年度実績 支給 23件

(2) 男性の育児に関する講座・イベントの開催

男性の子育てを支援するため、他の団体等とも連携し、男性の家事・育児に関する講座、イクメンイベント等を開催する。また、インターネット等を活用し、育児にかかわる父親同士のネットワークづくりを促進する。

令和7年度実績

項目	実施回数	延参加者数
プレパパママ講座	12回	280人
イクメン応援イベント	1回	30人
パパスクール	4回	39人（パパ実人数 24人）

(3) パパパスポートの作成

男性が早くから父親としての意識を持ち、出産後育児に積極的に関わることができるよう啓発冊子を作成し、市ホームページ上で公開した。

8 私立幼稚園等未就園児預かり事業

保育所などに在籍していない2歳児等が集団生活を経験する機会を拡大するとともに、専業主婦（夫）等、家庭で育児を行う保護者の育児負担を軽減するため、私立幼稚園・認定こども園が実施する未就園児預かり事業に対する助成を実施する。

令和7年度実績 実施施設 15施設

9 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、保育所などに在籍していない生後6か月から満3歳未満の児童を対象に、市の認可を受けた施設において時間単位での預かりを実施する。（令和6年度は試行的事業として実施し、令和7年度からは法制化に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた「乳児等通園支援事業」として実施している。また、令和8年度からは、乳児等のための支援給付として、全国の自治体において給付事業として実施されている。）

令和7年度実績 実施施設 25施設

利用申請者数 989人 実利用人数 406人 総利用時間数 9,879.5時間

6 保 育

1 認可保育施設

(1) 施設一覧

【市立保育所・認定こども園】 計 49 施設 定員 計 5,440 人（3 歳未満：1,895 人 3 歳以上：3,545 人）

施設名	認可 年月日	定員（人）			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
		3 歳 未満	3 歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用		
中央区	白旗	S24. 7. 22	60	100	160		○	
	新宿	S28. 6. 30	50	70	120		○	
	星久喜	S41. 4. 1	30	60	90		○	
	生実	S42. 4. 1	50	120	170		○	
	蘇我	S46. 4. 1	25	45	70		○	
	浜野	S49. 6. 1	40	80	120		○	
	川戸	S50. 6. 1	30	60	90		○	
花見川区	幕張第一	S32. 5. 6	25	60	85		○	
	長作	S40. 4. 1	20	40	60		○	
	花見川第一	S43. 10. 1	35	85	120		○	
	幕張第二	S44. 4. 1	40	90	130		○	
	花見川第二	S44. 10. 1	45	110	155		○	
	花見川第三	S47. 10. 1	35	65	100	○	○	○
	さつきが丘第一	S47. 12. 1	50	100	150		○	
	こてはし台	S48. 4. 1	50	100	150		○	
	西小中台	S48. 4. 1	40	60	100		○	
	幕張第三	S54. 4. 1	50	100	150		○	
	さつきが丘第二	S55. 4. 1	30	60	90		○	
稲毛区	長沼原	S27. 4. 28	25	45	70		○	
	轟	S28. 11. 20	60	100	160		○	
	千草台	S41. 5. 1	40	80	120		○	
	あやめ台第一	S42. 4. 1	40	60	100		○	
	小中台	S42. 5. 1	35	55	90		○	
	天台	S46. 4. 1	30	60	90		○	
	あやめ台第二	S47. 8. 1	30	60	90		○	
	黒砂	S49. 9. 1	35	55	90	○	○	○
	園生	S49. 9. 1	40	70	110		○	
若葉区	宮野木	S51. 4. 1	50	100	150		○	
	千城台東※1	S51. 4. 1	35	75	110		○	
	野呂※2	S38. 1. 1	10	40	50			
	更科	S40. 4. 1	15	25	40		○	
	千城台西	S46. 4. 1	35	75	110		○	
	大宮台	S46. 4. 1	35	55	90		○	
	坂月	S47. 4. 1	25	45	70		○	
	桜木	S49. 6. 1	45	95	140		○	
	都賀の台	S53. 4. 1	50	65	115		○	
緑区	多部田	S55. 4. 1	20	50	70		○	
	平山	S36. 5. 1	45	70	115		○	
美浜区	誉田	S43. 5. 1	50	100	150		○	
	幸※1	S52. 4. 1	45	65	110		○	
	稲毛海岸	S43. 6. 1	60	80	140		○	
	幸第一	S44. 9. 1	70	130	200		○	○
	高洲第一	S47. 12. 1	35	75	110		○	
	高洲第二	S47. 12. 1	30	50	80	○	○	○
	真砂第一	S49. 9. 1	30	65	95	○	○	○
	真砂第二	S49. 9. 1	35	75	110		○	

施設名	認可 年月日	定員（人）			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
		3歳 未満	3歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用		
美浜区 高洲第三	S49. 11. 1	60	90	150			○	
真砂第三	S50. 6. 1	50	75	125			○	
磯辺	S56. 4. 1	25	55	80			○	

※1 千城台東、幸は平成 27 年 4 月 1 日より認定こども園（保育所型）へ移行。両施設共に 1 号定員は 6 人（各年齢 2 人）

※2 野呂の 3 歳未満児定員は 2 歳児限定

【私立保育園】 計 202 園 定員 計 11,411 人（3 歳未満：4,876 人 3 歳以上：6,535 人）

施設名	設置 主体	開設 年月日	定員（人）			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
			3歳 未満	3歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用		
中央区 院内	社福	S24. 5. 17	36	54	90			○	
今井	社福	S26. 2. 1	51	69	120			○	
千葉寺（本園）	社福	S48. 1. 1	75	54	129			○	
千葉寺（分園）	社福	H16. 4. 1	0	30	30			○	
慈光	社福	S48. 4. 1	45	45	90	○	○	○	
松ヶ丘	社福	S53. 4. 1	30	60	90			○	
はまかぜ	社福	H21. 4. 1	18	22	40			○	
ひなたぼっこ	一社	H29. 4. 1	18	21	39			○	
明德浜野駅	学	H22. 4. 1	18	21	39			○	
いろは	社福	H23. 4. 1	16	24	40			○	
ローゼンそが	社福	H24. 4. 1	36	54	90	○	○	○	
ピラミッドメソッド千葉	株	H26. 4. 1	26	33	59			○	
ふえりーちえ	株	H26. 4. 1	29	30	59			○	
ルーチェ保育園千葉新田町	株	H26. 4. 1	26	33	59			○	
寒川	社福	H27. 4. 1	40	50	90			○	
そらまめ保育園新千葉	株	H27. 4. 1	16	30	46			○	
本千葉エンゼルホーム	株	H28. 4. 1	19	21	40			○	
キートスチャイルドケア新田町	株	H28. 4. 1	24	35	59			○	
そが中央	社福	H29. 4. 1	21	29	50			○	
千葉こども	学	H29. 4. 1	18	18	36			○	
にじのいろ	株	H29. 4. 1	19	21	40	○	○	○	
すえひろ（本園）	社福	H29. 5. 1	39	51	90			○	
すえひろ（分園）	社福	R2. 4. 1	6	0	6			○	
植草学園千葉駅	学	H30. 4. 1	26	30	56	○	○	○	
大森	社福	H31. 4. 1	49	66	115			○	
東千葉雲母	株	H31. 4. 1	26	33	59			○	
レイモンド汐見丘	社福	H31. 4. 1	20	30	50			○	
K' s garden蘇我	株	R1. 6. 1	20	30	50			○	
ほしのこ	株	R2. 4. 1	12	18	30		○	○	○
椿森	株	R2. 4. 1	12	18	30			○	
京進のほいくえんHOPPAガーデンビュー千葉駅前	株	R2. 4. 1	24	35	59		○	○	
そがチャイルドハウス	特非	R2. 9. 1	19	21	40			○	
ポピンズナーサリースクール千葉みなと	株	R3. 4. 1	15	15	30			○	
ポピンズナーサリースクールみなと公園	株	R3. 4. 1	39	51	90	○	○	○	
オンジュ ソリアル保育園そが駅前園	株	R3. 4. 1	25	33	58		○	○	
松波アーク（本園）	特非	R3. 4. 1	0	20	20		○		
松波アーク（分園）	特非	R3. 4. 1	13	0	13		○	○	
アンファンジュール保育園弁天	株	R4. 4. 1	13	17	30		○	○	
Nestいんない	株	R5. 4. 1	26	30	56			○	
あおば	社福	R6. 4. 1	52	68	120			○	
チャコ	株	R6. 4. 1	19	24	43	○	○	○	○
かえで保育園千葉中央	株	R6. 4. 1	12	18	30			○	
千葉蘇我雲母保育園	株	R7. 4. 1	26	33	59			○	

	施設名	設置 主体	開設 年月日	定員（人）			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
				3歳 未満	3歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用		
中央 区	かえで保育園本千葉	株	R7. 4. 1	15	15	30			○	
	かえで保育園西千葉	株	R7. 4. 1	13	15	28			○	
	弁天はすのこ保育園	社福	R7. 4. 1	35	60	95	○	○	○	
	都はるかぜ保育園	学	R7. 4. 1	38	72	110			○	
	まことしんめい	社福	R8. 4. 1	45	60	105			○	
花見 川 区	みどり	学	S25. 4. 13	23	47	70			○	
	ちどり	社福	S35. 4. 1	45	65	110			○	
	幕張いもっこ（本園）	社福	H22. 4. 1	63	0	63			○	
	幕張いもっこ（分園）	社福	H25. 4. 1	0	72	72			○	
	泉	社福	H25. 4. 1	27	33	60			○	
	幕張本郷きらきら	株	H25. 4. 1	29	30	59			○	
	新検見川すきっぷ	株	H26. 4. 1	19	23	42			○	
	幕張本郷ナーサリー	医	H26. 4. 1	24	24	48			○	
	ほのぼのたんぼぼ	社福	H27. 4. 1	29	30	59			○	
	AIAI NURSSERY 幕張（本園）	株	H27. 4. 1	5	15	20			○	
	AIAI NURSSERY 幕張（分園）	株	H27. 4. 1	9	0	9			○	
	スクルドエンジェル保育園幕張園	株	H27. 4. 1	12	15	27			○	
	ぴよんぴよん（本園）	株	H28. 4. 1	13	0	13		○	○	
	ぴよんぴよん（分園）	株	R8. 4. 1	8	24	32		○		
	幕張本郷すきっぷ	株	H28. 4. 1	26	30	56			○	
	花見川さくら学園	社福	H29. 4. 1	26	34	60			○	
	日乃出（本園）	特非	H29. 4. 1	30	0	30			○	
	日乃出（分園）	特非	R8. 4. 1	0	45	45				
	検見川わくわく	同	H29. 11. 1	13	17	30			○	
	キートスチャイルドケア幕張本郷	株	H30. 4. 1	26	33	59			○	
	京進のほいくえんHOPPA幕張町5丁目	株	H30. 4. 1	23	27	50		○	○	
	京進のほいくえんHOPPA幕張本郷駅前	株	H30. 4. 1	23	27	50		○	○	
	千葉検見川雲母	株	H30. 4. 1	26	33	59		○	○	
	かえで保育園幕張本郷	株	H30. 4. 1	35	45	80			○	
	すまいるキャンディ	株	H30. 4. 1	8	12	20			○	
	かえで保育園幕張本郷6丁目	株	H31. 4. 1	23	27	50			○	
	リトルガーデンインターナショナル幕張本郷	株	H31. 4. 1	13	17	30			○	
	かえで保育園はなぞの	株	R2. 4. 1	15	15	30			○	
	かえで保育園まくはり	株	R2. 4. 1	23	27	50			○	
	希望の子	株	R2. 4. 1	20	26	46		○	○	
	検見川はないろ	株	R5. 4. 1	16	24	40			○	
	かえで保育園幕張駅前	株	R5. 4. 1	13	17	30			○	
	オンジュソリアル保育園幕張駅北口園	株	R5. 4. 1	26	33	59			○	
	スマイスセレソンスポーツ保育園新検見川	社福	R7. 4. 1	26	33	59			○	
	かえで保育園幕張町5丁目	株	R8. 4. 1	17	33	50			○	
稲毛 区	稲毛	社福	S25. 1. 30	56	84	140			○	
	作草部	社福	S53. 4. 1	30	60	90			○	
	南小中台	社福	S55. 4. 1	53	67	120			○	
	山王	社福	H15. 6. 1	21	24	45			○	
	チャイルド・ガーデン	学	H15. 6. 1	45	65	110			○	
	いなほ	株	H21. 4. 1	23	27	50			○	
	稲毛すきっぷ	株	H22. 4. 1	24	24	48			○	
	稲毛ひだまり	社福	H23. 4. 1	26	33	59			○	
	Gakken ほいくえん 稲毛	株	H25. 4. 1	24	35	59			○	
	アストロナーサリー小仲台	社福	H26. 4. 1	13	17	30		○	○	
	ししの子（本園）	株	R7. 4. 1	25	0	25			○	
	ししの子（分園）	株	R7. 4. 1	0	33	33				
	Gakken ほいくえん 稲毛東	株	H27. 4. 1	24	32	56			○	
	アストロキャンプ稲毛東	社福	H27. 4. 1	17	23	40		○	○	
	スクルドエンジェル保育園稲毛園	株	H29. 4. 1	13	17	30			○	
	KORU	株	H29. 4. 1	15	21	36			○	
	稲毛こどもの木	株	H29. 4. 1	18	18	36			○	
	キートスチャイルドケア園生町	株	H30. 4. 1	26	33	59			○	
	千葉稲毛雲母	株	H30. 4. 1	26	33	59		○	○	

	施設名	設置 主体	開設 年月日	定員（人）			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
				3歳 未満	3歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用		
稲毛区	AIAI NURSSERY 園生	株	R7. 5. 1	18	22	40			○	
	稲毛キッズマーム	株	H30. 4. 1	16	24	40			○	
	小ばと会なでしこ	社福	H30. 5. 7	29	30	59	○	○	○	
	作草部アーク	特非	H31. 4. 1	12	18	30			○	
	ししの子保育園小中台町	株	R7. 4. 1	26	33	59			○	
	AIAI NURSSERY 小仲台	株	R7. 5. 1	29	30	59			○	
	認可保育園みどりまち	社福	H31. 4. 1	40	45	85			○	
	アストロベースキャンプ	社福	R2. 4. 1	42	60	102	○	○	○	○
	つぼみ（本園）	株	R3. 4. 1	0	20	20				
	つぼみ（分園）	株	R3. 4. 1	18	0	18			○	
	小深	社福	R5. 4. 1	27	53	80		○	○	
若葉区	旭ヶ丘	社福	S24. 6. 30	45	75	120	○	○	○	
	若竹	社福	S47. 4. 1	70	80	150			○	
	みつわ台	社福	S51. 4. 1	30	90	120			○	
	たいよう	社福	S52. 4. 1	44	66	110			○	
	キッズマーム	株	H21. 4. 1	25	33	58			○	
	千葉聖心	社福	H22. 4. 1	30	45	75			○	
	都賀	社福	H25. 4. 1	39	51	90			○	
	ミルキーホーム都賀園	株	H28. 4. 1	23	27	50	○	○	○	○
	まほろばのお日さま（本園）	株	H28. 4. 1	20	0	20			○	
	まほろばのお日さま（分園）	株	R6. 10. 1	10	30	40				
	マミー＆ミー西都賀	株	H28. 4. 1	13	15	28			○	
	若葉	株	H28. 4. 1	26	33	59			○	
	都賀せいわ	株	H29. 4. 1	9	11	20			○	
	やまどり	株	H29. 4. 1	26	33	59			○	
	マリア	社福	H29. 4. 1	20	0	20			○	
	キートスチャイルドケア桜木	株	H31. 4. 1	27	33	60			○	
	小倉台いろは	社福	H31. 4. 1	19	21	40	○	○	○	
	つぐみ	株	H31. 4. 1	26	33	59			○	
	みつばち保育園若葉	株	H31. 4. 1	12	18	30		○	○	
	小倉台	社福	R5. 4. 1	25	45	70	○	○	○	○
	小ばと会ちしろ保育園	社福	R7. 4. 1	55	75	130	○	○	○	
緑区	わかくさ	社福	S52. 4. 1	40	70	110			○	
	おゆみ野	社福	H8. 4. 1	30	60	90			○	
	ナーセリー鏡戸	社福	H11. 4. 1	40	80	120	○	○	○	
	明和輝	社福	H15. 4. 1	40	50	90			○	
	グレース	社福	H19. 4. 1	50	70	120			○	
	真生	社福	H22. 4. 1	40	50	90			○	
	おゆみ野すきっぷ	株	H24. 4. 1	18	18	36			○	
	Gakken保育園おゆみ野	株	H24. 4. 1	36	54	90			○	
	ニチイキッズあすみが丘	株	H25. 4. 1	27	32	59			○	
	美光	社福	H25. 4. 1	40	50	90	○	○	○	
	あおぞら（本園）	社福	H27. 4. 1	26	0	26			○	
	あおぞら（分園）	社福	R8. 4. 1	0	34	34				
	あおぞら	社福	H27. 4. 1	13	17	30			○	
	テンダーラビング保育園誉田	株	H27. 4. 1	26	33	59			○	
	誉田おもいやり（本園）	社福	H27. 4. 1	40	39	79	○	○	○	
	誉田おもいやり（分園）	社福	R2. 4. 1	0	20	20	○	○		
	さくらんぼ	社福	H27. 4. 1	15	15	30			○	
	げんき	同	H27. 4. 1	21	27	48			○	
	マミー＆ミーおゆみ野	株	H27. 4. 1	16	24	40			○	
	かるがも保育園おゆみ野	株	H28. 4. 1	14	16	30		○	○	
	AIAI NURSERY 土気	株	H28. 4. 1	25	33	58			○	
	ぽかぽか保育園おてんとさん	有	H30. 4. 1	19	21	40		○	○	
	ドルフィンキッズ	株	H30. 4. 1	13	15	28			○	
	あすみ東	株	H31. 4. 1	20	30	50			○	
	キートスチャイルドケアおゆみ野南	株	H31. 4. 1	26	33	59			○	

施設名	設置 主体	開設 年月日	定員（人）			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育	
			3歳 未満	3歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用			
緑 区	AIAI NURSERY あすみが丘	株	H31. 4. 1	27	33	60			○	
	子どものまきば	株	R1. 6. 1	13	17	30			○	
	かるがも保育園鎌取園	株	R2. 4. 1	24	26	50		○	○	
	クニナたかだの森	株	R2. 4. 1	24	35	59		○	○	
	キッズラボ菅田	学	R3. 4. 1	21	24	45			○	
	アンファンジュール保育園おゆみ野	株	R4. 4. 1	13	15	28			○	
	千葉菅田雲母	株	R4. 4. 1	27	33	60		○	○	
	よつば保育園	社福	R5. 4. 1	25	30	55			○	
	かえで保育園おゆみ野	株	R6. 4. 1	8	12	20			○	
	もりのなかま保育園おゆみ野園サイエンス+	株	R6. 4. 1	24	36	60			○	
	クニナほんだ	社福	R8. 4. 1	20	30	50	○	○	○	○
リトルガーデンインターナショナルおゆみ野	株	R8. 4. 1	32	60	92			○		
美 浜 区	まどか	社福	S52. 4. 1	30	60	90			○	
	なぎさ	社福	S54. 4. 1	30	60	90			○	
	もみじ	社福	S55. 4. 1	50	70	120			○	
	みらい	社福	H19. 4. 1	50	70	120	○	○	○	
	アスク海浜幕張	株	H21. 4. 1	23	31	54			○	
	アップルナースリー検見川浜	有	H22. 4. 1	15	15	30			○	
	たかし保育園稲毛海岸	社福	H24. 4. 1	12	18	30			○	
	第2幕張海浜	社福	H25. 4. 1	13	17	30			○	
	なのはな	株	H28. 4. 1	18	20	38		○	○	
	キッズ・ガーデン海浜幕張	株	H29. 4. 1	22	33	55			○	
	リトルガーデンインターナショナル海浜幕張	株	H30. 4. 1	13	17	30			○	
	京進のほいくえんHOPPA幕張ベイパーク	株	H31. 4. 1	40	50	90		○	○	
	絵本と太陽の保育園ていだまちキッズ検見川浜	株	R3. 4. 1	13	17	30		○	○	
	オンジュソリール保育園海浜幕張園	株	R3. 4. 1	26	33	59		○	○	
	京進のほいくえんHOPPA幕張ベイタウン	株	R3. 4. 1	24	35	59		○	○	
	美波	株	R3. 4. 1	16	24	40			○	
	スマイスセレソン美浜	社福	R8. 4. 1	16	24	40			○	
	オーチャード・キッズ稲毛海岸保育園第二	株	R4. 4. 1	26	33	59			○	
	サフオークキッズ（本園）	株	R4. 4. 1	20	0	20		○	○	
	サフオークキッズ（分園）	株	R4. 4. 1	0	20	20		○		
	みらくる	株	R4. 4. 1	19	21	40		○	○	
	AIAI NURSSERY 稲毛海岸	株	R7. 5. 1	19	21	40			○	
	オンジュソリール保育園海浜幕張国際大通り	株	R5. 4. 1	22	27	49		○	○	
	スマイスセレソン海浜	社福	R8. 4. 1	15	15	30			○	
	リトルガーデンインターナショナル幕張ベイパーク	株	R6. 4. 1	51	69	120			○	
	かえで保育園いそべ	株	R7. 4. 1	15	15	30			○	
	あかり保育園	株	R7. 4. 1	12	18	30			○	
	オンジュソリール保育園 海浜幕張Park Side	株	R7. 4. 1	29	30	59			○	
AIAI NURSERY 海浜幕張	株	R7. 4. 1	17	23	40			○		
マーレ幕張	株	R8. 4. 1	18	27	45			○		
オンジュソリール保育園海浜幕張Park East	株	R8. 4. 1	21	29	50			○		
AIAI NURSERY 海浜幕張駅前	株	R8. 4. 1	17	23	40			○		

【認定こども園】 計 59 施設 定員 計 8,628 人（3号：977 人 2号：2,573 人 1号：5,078 人）

施設名		設置 主体	開設 年月日	定員（人）				一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
				3号	2号	1号	計	定期 利用	不定期 利用		
中 央 区	幼保連携型認定こども園 植草学園大学附属余天こども園	学	H28. 4. 1	45	70	33	148			○	
	認定こども園 葵幼稚園	学	H29. 4. 1	0	30	165	195				
	認定こども園 仁戸名幼稚園	学	H29. 4. 1	20	45	165	230				
	認定こども園 はまの幼稚園	学	H29. 4. 1	50	70	180	300			○	

	施設名	設置 主体	開設 年月日	定員（人）				一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
				3号	2号	1号	計	定期 利用	不定期 利用		
中央 区	認定こども園 ひまわり幼稚園	学	H29. 4. 1	0	30	60	90				
	認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園	学	H30. 4. 1	30	45	240	315				
	認定こども園 登戸幼稚園	学	H30. 4. 1	0	15	75	90				
	認定こども園 松ヶ丘幼稚園	学	H31. 4. 1	10	50	150	210				
	認定こども園 都幼稚園	学	H31. 4. 1	0	35	135	170				
	認定こども園 双葉幼稚園	宗	R5. 4. 1	0	15	35	50				
	認定こども園 梅乃園幼稚園	学	R7. 4. 1	20	99	101	220				
花見 川 区	認定こども園 大巖寺幼稚園	学	R7. 4. 1	20	50	35	105				
	認定こども園 さつしが丘幼稚園	学	H30. 4. 1	0	15	75	90				
	認定こども園 まこと第三幼稚園	学	H30. 4. 1	0	30	170	200				
	認定こども園 花見川ちぐさ幼稚園	学	R2. 4. 1	12	18	60	90			○	
	認定こども園 まこと第二幼稚園	学	R2. 4. 1	0	30	160	190				
	認定こども園 青い鳥第二幼稚園	学	R5. 4. 1	0	10	35	45				
	幼保連携型認定こども園 さざれ幼稚園	個人	R7. 4. 1	0	60	135	195				
稲毛 区	認定こども園 こてはし台幼稚園	学	R8. 4. 1	5	35	120	160				
	幼保連携型認定こども園ウィズダムナーサリースクール	社福	H27. 4. 1	23	27	9	59		○	○	
	認定こども園 小ぼと幼稚園	学	H28. 4. 1	0	50	105	155				
	認定こども園 稲毛すみれ幼稚園	学	H30. 4. 1	20	30	60	110				
	認定こども園 山王幼稚園	学	H31. 4. 1	0	30	150	180				
	認定こども園 土岐幼稚園	学	H31. 4. 1	0	20	45	65				
	認定こども園 あやめ台幼稚園	学	R7. 4. 1	0	30	105	135				
	認定こども園 弥生幼稚園	学	R7. 4. 1	0	30	105	135				
	認定こども園 園生幼稚園	学	R7. 4. 1	0	60	150	210				
若葉 区	認定こども園 稲毛幼稚園	学	R8. 4. 1	10	48	60	118				
	認定こども園 みつわ台幼稚園	学	H29. 4. 1	0	45	75	120				
	学校法人信愛学園認定こども園のぞみ幼稚園	学	R3. 4. 1	0	10	55	65				
	学校法人信愛学園認定こども園へいわ幼稚園	学	R3. 4. 1	0	10	60	70				
	みのり認定こども園	学	R7. 4. 1	35	60	100	195				
	認定こども園 まこと東幼稚園	学	R8. 4. 1	20	39	105	164			○	
	幼保連携型認定こども園 すずらん保育園	社福	R8. 4. 1	30	60	6	96			○	
緑 区	認定こども園 かしの木学園 カトライア・キンダー・ガルテン	特非	H19. 5. 31	0	30	6	36				
	認定こども園 白梅幼稚園	学	H28. 4. 1	29	41	105	175			○	
	認定こども園 キッズビレッジ	学	H29. 4. 1	40	90	75	205			○	
	認定こども園 ほまれ幼稚園	学	H29. 4. 1	16	24	60	100				
	認定こども園 かしの木学園 かしの木園	特非	H30. 4. 1	31	3	1	35			○	
	認定こども園 鏡戸幼稚園	学	H31. 4. 1	15	35	135	185				
	認定こども園 明德土気こども園	社福	R2. 4. 1	61	79	6	146	○	○	○	
	幼保連携型認定こども園 ふたば保育園	社福	R5. 4. 1	42	78	3	123			○	
	認定こども園 おゆみ野南幼稚園	学	R5. 4. 1	47	81	180	308			○	
	認定こども園 土気中央幼稚園	学	R6. 4. 1	10	50	150	210				
	認定こども園 あすみ中央幼稚園	学	R6. 4. 1	0	20	80	100				
	幼保連携型認定こども園 幕張海浜こども園	社福	H27. 4. 1	73	119	10	202	○	○	○	
	幼保連携型認定こども園 打瀬保育園	社福	H27. 4. 1	40	50	0	90			○	
美浜 区	幼保連携型認定こども園 千葉女子専門学校附属こども園	学	H27. 4. 1	30	60	66	156			○	
	認定こども園 あいりす幼稚園	学	H29. 4. 1	0	20	80	100				
	認定こども園 高洲幼稚園	学	H29. 4. 1	20	40	60	120				
	認定こども園 高浜幼稚園	学	H29. 4. 1	0	30	105	135				
	認定こども園 千葉さざなみ幼稚園	学	H29. 4. 1	0	40	80	120				
	認定こども園 真砂幼稚園	学	H29. 4. 1	0	70	210	280				
	認定こども園 敬愛短期大学附属幼稚園	学	H31. 4. 1	0	30	120	150				
	幼保連携型認定こども園 しらぎく	学	R7. 4. 1	25	55	120	200			○	
	幼保連携型認定こども園 若梅こども園	社福	R7. 4. 1	44	66	6	116			○	
	幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari	社福	R7. 4. 1	44	66	6	116	○	○	○	
	幼保連携型認定こども園チューリップこども園	社福	R7. 4. 1	60	75	5	140			○	
	学校法人ポーロニア学園 認定こども園子鹿幼稚園	学	R8. 4. 1	0	20	90	110				

【小規模保育事業】 計 56 施設 定員（3 歳未満） 計 895 人

	施設名	設置主体	開設 年月日	定員（人）	一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
				3歳未満	定期 利用	不定期 利用		
中央 区	青葉の森保育館	株	H27. 4. 1	12			-	
	ぶち・いろは	社福	H27. 4. 1	12	○	○	-	
	星のおうち千葉中央	株	H27. 4. 1	12			-	
	そらまめ千葉西口駅前園	株	H27. 4. 1	19			-	
	千葉わくわく園	同	H27. 4. 1	19	○	○	-	
	ニチイキッズ千葉中央第一	株	H27. 4. 1	19			-	
	ほしの子キッズルーム	株	H27. 4. 1	12		○	-	
	西千葉たんぽぽ保育室	株	H28. 4. 1	12			-	
	Kids Resort SOGA	株	H29. 4. 1	19			-	
	キートスチャイルドケア新千葉	株	H29. 4. 1	19		○	-	
	梅乃園幼稚園附属 0・1・2 ナーサリー	学	H30. 4. 1	19			-	
	Kids Resort CHIBADERA	株	H30. 4. 1	19			-	
	蘇我うらら保育室	株	H30. 4. 1	12		○	-	
	かるがも蘇我園	株	H30. 4. 1	19		○	-	
	植草学園 このはの家	学	H31. 4. 1	12			-	
	キッズルーム蘇我わかば	株	H31. 4. 1	19			-	
	なないろ浜野園	株	H31. 4. 1	10			-	
花見 川 区	そらまめ新千葉駅前園	株	R6. 4. 1	19			-	
	Kid's Patioまくはり園	株	H27. 4. 1	12			-	
	星のおうち幕張	株	H27. 4. 1	11			-	
	キッズスペース・ウィービー幕張本郷	株	H28. 4. 1	19			-	
	にじいろキャンディ検見川園	株	H29. 4. 1	12		○	-	
	マミー&ミー幕張園	株	H29. 4. 1	18			-	
	キッズフィールド幕張みなみ園	株	H30. 4. 1	19			-	
	ていだまちキッズ新検見川駅前	株	H30. 4. 1	19			-	
	星のおうち幕張北	株	H30. 4. 1	18			-	
	幕張本郷なないろ保育室	株	H30. 4. 1	12			-	
	幕張本郷ひだまり園	株	H30. 4. 1	19		○	-	
	チャイルドケアセンタープレイディア	株	H30. 4. 1	12			-	
	ほのぼのくるみのおうち	社福	H30. 4. 1	12			-	
	新検見川駅前キッズルーム	株	H30. 4. 1	19		○	-	
	どれみ園	社福	H31. 4. 1	19			-	
	新検見川駅北口キッズランド	株	R2. 4. 1	19		○	-	
	ほしぞらの丘	株	R2. 4. 1	19	○	○	-	
稲毛 区	チャコ稲毛園	株	H27. 4. 1	18	○	○	-	
	アストロミニキャンプ小仲台	株	H27. 4. 1	11		○	-	
	ハニーキッズ草野園	株	H28. 12. 1	12			-	
	スクルドエンジェル稲毛駅前園	株	H29. 4. 1	19			-	
	稲毛ふわり保育室	株	H29. 4. 1	12			-	
	ウィズダムアリス園	社福	H30. 4. 1	19		○	-	
若葉 区	キートスチャイルドケアみつわ台	株	H27. 4. 1	19		○	-	
	べびいまーむ	株	H27. 4. 1	12			-	
	小規模保育 ひまわりえん	同	H29. 4. 1	12			-	
	みつばちキッズ	株	H29. 4. 1	19		○	-	
	サンライズキッズ 都賀園	株	H31. 4. 1	19		○	-	
	都賀サンフラワー保育室	株	H31. 4. 1	12			-	
	都賀あすか園	株	R6. 4. 1	18			-	

施設名	設置主体	開設 年月日	定員（人）	一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
			3歳未満	定期 利用	不定期 利用		
緑 区	森のおうちコッコロ	株	H27. 6. 1	19		-	
	ミルキーウェイ	特非	H27. 4. 1	12	○	○	-
	ちいさなおうち ふたば	社福	H29. 4. 1	19		-	
美 浜 区	スクルドエンジェル検見川浜園	株	H29. 4. 1	19		-	
	オーチャード・キッズ稲毛海岸園	株	H30. 4. 1	19		-	
	チューリップのおうちえん	社福	R2. 4. 1	12		-	
	スマイスセレソン検見川浜園	社福	R8. 4. 1	12		-	
	Kids Resort UTASE	株	R3. 4. 1	19		-	
	稲毛海岸サンフラワー保育室	株	R6. 4. 1	19		○	-

【事業所内保育事業】 計 18 施設 定員（3 歳未満） 計 393 人

施設名	設置主体	開設 年月日	定員（人）	一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
			3歳未満	定期 利用	不定期 利用		
中 央 区	千葉医療センターつばき保育園	独	H27. 4. 1	40		-	
	うみかぜ南町保育園	株	H29. 4. 1	40		-	
	ジョイア 千葉園	株	H30. 4. 1	19		-	
	保育室リリー	医	R5. 4. 1	30		-	○
	ぶれあ保育園・東千葉	株	R7. 5. 1	19		-	
	つばめ保育園Soga	医	R6. 8. 1	40		○	-
稲 毛 区	ひかり保育園	特非	R3. 7. 1	15		-	
	園生幼稚園附属園生保育園	学	H27. 4. 1	18		-	
	ぶれあ保育園・稲毛	株	R7. 5. 1	19		-	
	ぶれあ保育園・稲毛東	株	R7. 5. 1	12		-	
	稲毛幼稚園附属 稲毛くれよんナーサリー	学	H30. 4. 1	12		-	
	事業所内保育所ばすてる	社福	R7. 4. 1	12		○	-
	学校法人宇野学園みなみちゃんタック	学	R7. 4. 1	12		-	
緑 区	ひまわり保育室	株	H27. 4. 1	18		-	
	みどりの森めばえ保育園	社福	H27. 4. 1	30		-	
	千葉南病院クニナ保育園	株	R2. 4. 1	19	○	○	-
美 浜 区	美浜ナーサリーささえ愛	社福	H27. 4. 1	19		-	
	イオンゆめみらい保育園 幕張新都心	株	H27. 9. 1	19		-	○

【家庭的保育事業】 計 6 施設 定員（3 歳未満） 計 25 人

施設名	設置主体	開設 年月日	定員（人）	一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
			3歳未満	定期 利用	不定期 利用		
中 若	保育ハウスひよこ	同	R5. 4. 1	5		-	
	エデュケア・チルドレンズ・ハウス にじ	個人	H27. 4. 1	5		-	
	おうちほいく ふたば	同	H31. 1. 1	4		-	
	おうちほいく もみじのて	個人	H27. 4. 1	3		-	
	こどものいえ おあふ	個人	H31. 4. 1	3		-	
美	いそべのおうち	株	H30. 4. 1	5		-	

【居宅訪問型保育事業】 計 2 施設 定員（3 歳未満） 計 3 人

施設名	設置主体	開設 年月日	定員（人）	一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
			3歳未満	定期 利用	不定期 利用		
中	ものの実	株	R3. 4. 1	2		-	
花	Sprout	特非	R3. 4. 1	1		-	

(2) 利用者負担額（3歳未満児）

【通常保育】

階層区分		保育標準時間			保育短時間		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
市民税所得割非課税世帯		4,110	2,050	0	4,040	2,020	0
市民税所得割課税額	48,600 円未満	6,170	3,080	0	6,070	3,030	0
	51,500 円未満	11,180	5,590	0	10,990	5,490	0
	56,600 円未満	14,960	7,480	0	14,710	7,350	0
	74,000 円未満	18,840	9,420	0	18,520	9,260	0
	97,000 円未満	26,650	13,320	0	26,200	13,100	0
	112,000 円未満	33,450	16,720	0	32,880	16,440	0
	132,000 円未満	40,760	20,380	0	40,070	20,030	0
	169,000 円未満	44,000	22,000	0	43,250	21,620	0
	203,800 円未満	51,690	25,840	0	50,810	25,400	0
	301,000 円未満	54,330	27,160	0	53,410	26,700	0
	397,000 円未満	57,460	28,730	0	56,480	28,240	0
	480,000 円未満	60,600	30,300	0	59,570	29,780	0
	671,800 円未満	65,750	32,870	0	64,630	32,310	0
	671,800 円以上	70,900	35,450	0	69,690	34,840	0

【延長保育】

1時間あたり 3歳未満児 3,000円 3歳以上児 1,900円

※ 保育短時間の場合は、保育標準時間に達するまでの時間の保育も延長保育の取扱いとなる。

2 病児・病後児保育事業

保育所等に通う児童（小学生まで）が病氣中又は病氣回復期で集団保育や家庭での育児が困難な場合に、一時的にその児童を預かり、子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。

令和7年度実績 延利用児童数 5,364人

3 地域型保育事業

仕事や疾病等の理由で、保護者が保育できない3歳未満の児童を、指定された連携施設のサポートを受けながら少人数保育を実施する。

(1) 家庭的保育

有資格の家庭的保育者宅等で家庭的な雰囲気の中、定員5人以下の子どもを対象に保育を行う。

(2) 小規模保育

複数の保育者が同一の建物内において、定員6～19人以下の子どもを対象に保育を行う。

(3) 事業所内保育

会社・事業所内の保育施設において、従業員の子ども及び地域の子どもを対象に保育を行う。

4 認可外保育施設

乳幼児の保育業務を目的とする施設であって、千葉市長が認可する認可保育施設以外のものを総称して、「認可外保育施設」という。（112施設で実施（うち居宅訪問型 48施設））

(1) 認可移行型施設への助成

認可保育所又は認定こども園へ移行を希望しており、保育所に係る設備及び職員配置に関する最低基準を満たす若しくは満たす見込みである保育ルームに対し、助成する。（2施設で実施）

(2) 保育ルーム（従来型）への助成

増大する保育需要に対応するため、一定の基準を満たした認可外保育施設（千葉市保育ルーム）へ助成する。（1施設で実施）

(3) 企業内保育所への助成

従業員の児童の保育をするため、新たに開所する企業内保育所に対し備品費の一部を助成する。

5 保育の質の確保

(1) 配置改善

保育士の加配を実施する場合に、運営費を加算する。

【1 歳 児】児童6人に対し保育士1人配置 → 児童5人に対し保育士1人配置

【3 歳 児】児童20人に対し保育士1人配置 → 児童15人に対し保育士1人配置

【4歳以上児】児童30人に対し保育士1人配置 → 児童25人に対し保育士1人配置

(2) 巡回指導の実施

給食や保健衛生を含む保育に関する助言・指導を行うため、有資格者（保育士：13人、栄養士：2人、看護師：1人）による巡回指導を実施

(3) ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営

保育者の定着・離職防止と資質向上を図るため、幼児教育・保育分野専門の相談受付と研修情報提供および受講勧奨を行う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」を運営する。

(4) 公立保育所における3歳以上児への主食提供

保育の質の向上と保護者負担の軽減を図るため、令和6年度から段階的に、3歳以上児への主食提供を開始し、令和8年度をもって、全公立保育所にて実施する。

令和6年度 27か所 令和7年度 48か所（対前年度比21か所増）

令和8年度 49か所（対前年度比1か所増）

(5) 紙おむつのサブスクリプションサービス

保護者、保育所職員双方の負担軽減を図るため、公立保育所及び認定こども園において、紙おむつのサブスクリプションサービスを段階的に導入し、令和8年度をもって、全公立保育所にて実施する。

令和7年度 27か所 令和8年度 49か所（対前年度比22か所増）

6 保育士の確保

保育の量的拡大に対応するため、保育士確保のための各種施策を行う。

(1) 保育士等処遇改善

給付費の処遇改善等加算や保育士等給与改善事業補助金により、保育士等の処遇改善を図る。

(2) **潜在保育士・潜在看護師再就職支援**

資格を有しながら現場を離れている潜在保育士や潜在看護師の保育施設への再就職を支援する研修を行う。

(3) **保育士養成施設新卒者の確保**

学生に対する出張説明会を実施し、千葉市の保育所・保育園、幼稚園のPRを行う。

(4) **資格取得支援**

民間保育所（園）、認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援を行う。

また、私立幼稚園及び民間保育園において、幼稚園教諭免許状又は保育資格のいずれかを保有する職員に対し、免許併有の支援を行い、保育教諭となる人材の確保を目指す。

(5) **保育士等宿舍借り上げ支援事業**

民間保育施設が、雇用する保育士等のための宿舍を借り上げる場合に、費用の一部を補助することで、保育人材の確保、定着及び離職の防止を図る。

(6) **保育士修学資金等貸付事業**

保育士を目指す学生や、保育所などへ就職を希望する潜在保育士などへ貸付を行う。

7 私立幼稚園への助成

1 幼稚園における幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策などのため、幼稚園に通う保護者の保育料等に対し給付する。

(1) **幼稚園の入園料、保育料に対する給付**

私立幼稚園：月額上限25,700円（令和8年10月からは月額上限28,000円に増額）

国立幼稚園：月額上限 8,700円 特別支援学校幼稚部：月額上限400円

令和7年度 1,156,380千円 4,179人（令和8年3月末時点）

(2) **幼稚園の預かり保育料に対する給付**

3歳児から5歳児：月額上限11,300円（令和8年10月からは月額上限12,300円に増額）

非課税世帯の3歳未満児：月額上限16,300円（令和8年10月からは月額上限17,700円に増額）

(3) **幼稚園の給食費のうち、副食材料費に対する給付**

幼児教育・保育の無償化に伴い取扱いが変更となった食材料費のうち、副食材料費について、多子世帯、低所得世帯に限り給付する。（月額上限：5,100円）

2 幼稚園型一時預かり事業補助

私立幼稚園が教育時間の前後等に行う預かり保育に係る経費に対して補助金を交付し、園児の保護者の子育てを支援する。

令和7年度実施園数 8園 延利用園児数 40,608人

3 私立幼稚園健康診断事業補助

私立幼稚園が園児に対して実施する定期健康診断に係る経費に対して補助金を交付し、園児の心身の健康増進と幼稚園教育の充実を図る。

令和 7 年度補助対象園数 36園 補助対象園児数 3,289人

4 私立幼稚園教材費補助

私立幼稚園の教材費購入経費に対して補助金を交付し、園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興を図る。

令和 7 年度補助対象園数 36園

5 私立幼稚園特別支援教育事業補助

私立幼稚園が行う特別支援教育に係る経費に対して補助金を交付し、園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、障害のある幼児の就園機会の拡大と幼稚園教育の振興を図る。

令和 7 年度補助対象園数 13 園 補助対象園児数 80 人

第15章

教 育 委 員 会

1 学 校 施 設

1 学校施設の現況

令和8年5月1日現在

区 分	市 立	国立大学法人	県 立	私 立	その他	計
幼 稚 園	—	1	—	85※ ³	—	86
小 学 校	108	1	—	1	—	110
中 学 校	53	1	1	3	—	58
中 等 教 育 学 校	1	—	—	—	—	1
高 等 学 校	2	—	20	9	—	31
大 学	—	1	1	10	1	13
特 別 支 援 学 校	3	1	5	—	—	9
計	167	5	27	108	1	308

※1 その他は放送大学である。

※2 中学校に分校1（学校数から除く）

※3 幼稚園型認定こども園を含む。

2 学校施設一覧（市立）

(1) 小 学 校

令和8年5月1日現在

学 校 名		創立年月日	学 級 数		児 童 数		学 校 名		創立年月日	学 級 数		児 童 数	
			通常	特別支援	通常	特別支援				通常	特別支援	通常	特別支援
中 央 区							生 浜 東	昭59. 4. 1	14	2	393	5	
新 宿	明 6. 2. 8	25	2	768	7	花 見 川 区							
本 町	明 6. 2. 8	12	2	345	4	検 見 川	明 6. 3. 1	24	2	709	7		
寒 川	明 6. 3. 1	17	3	497	15	畑	明 6. 3. 20	12	2	251	8		
登 戸	明 6. 2.	13	2	361	7	花 園	昭28. 10. 1	25	2	786	15		
院 内	昭 3. 4. 1	17	3	485	16	犢 橋	明 6. 1. 18	12	3	248	11		
蘇 我	明 6. 5. 11	18	3	526	8	横 戸	明 7.	6	1	119	3		
都	明 6. 8. 15	20	2	587	9	幕 張	明 6. 3.	13	1	337	4		
大 森	昭26. 4. 1	17	3	460	14	長 作	明 6.	12	1	282	6		
生 浜	明 6. 2. 11	12	2	305	4	幕 張 東	昭43. 4. 1	24	3	719	10		
鶴 沢	昭33. 4. 1	13	2	368	5	こてはし台	昭47. 4. 1	12	2	287	6		
松 ケ 丘	昭34. 4. 1	12	3	307	14	西 小 中 台	昭47. 10. 1	7	2	165	4		
宮 崎	昭39. 4. 1	25	2	772	11	さつきが丘東	昭47. 11. 1	11	2	246	4		
川 戸	昭39. 4. 1	13	2	342	14	さつきが丘西	昭47. 11. 1	6	2	127	5		
星 久 喜	昭42. 4. 1	19	3	565	12	作 新	昭51. 4. 1	17	2	454	5		
弁 天	昭45. 4. 1	12	2	271	6	柏 井	昭53. 4. 1	7	1	182	3		
生 浜 西	昭47. 4. 1	13	2	382	13	幕 張 南	昭54. 4. 1	10	2	242	4		
仁 戸 名	昭47. 4. 1	11	2	254	5	上 の 台	昭56. 4. 1	21	2	616	7		
大 巖 寺	昭48. 4. 1	6	2	146	7	朝 日 ケ 丘	昭58. 5. 1	11	2	261	6		

学 校 名	創立年月日	学 級 数		児 童 数		学 校 名	創立年月日	学 級 数		児 童 数	
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援
西 の 谷	昭60. 4. 1	18	3	486	9	都 賀 の 台	昭54. 4. 1	15	2	414	11
瑞 穂	平10. 4. 1	9	2	209	3	源	昭57. 4. 1	6	2	120	2
花 島	平18. 4. 1	6	2	137	7	千城台わかば	令 2. 4. 1	13	2	369	12
花 見 川	平29. 4. 1	6	2	161	4	千城台みらい	令 3. 4. 1	8	2	191	8
稲 毛 区						緑 区					
都 賀	明 7. 10. 1	14	2	402	4	椎 名	明 6. 5. 20	7	1	170	2
稲 毛	明 6. 3. 1	14	2	417	14	誉 田	明 7. 7. 1	20	4	540	28
園 生	明 7. 3. 1	24	4	710	9	平 山	昭33. 4. 1	15	2	415	11
稲 丘	昭26. 4. 1	18	2	525	7	土 気	明 6. 11. 12	12	2	331	12
弥 生	昭28. 4. 1	6	2	142	5	誉 田 東	昭52. 4. 1	33	3	1,010	12
轟 町	昭31. 4. 23	15	2	406	3	大 木 戸	昭52. 4. 1	6	1	83	1
緑 町	昭39. 4. 1	19	2	591	7	越 智	昭57. 4. 1	6	1	73	3
山 王	昭39. 4. 1	16	2	450	11	泉 谷	昭59. 4. 1	17	3	459	14
小 中 台	昭40. 4. 1	29	2	925	6	土 気 南	昭60. 4. 1	22	5	688	19
千 草 台	昭41. 5. 1	14	2	404	8	小 谷	平 3. 4. 1	20	4	600	17
あやめ台	昭41. 10. 1	6	2	150	11	大 椎	平 5. 4. 1	6	1	105	2
宮 野 木	昭46. 4. 1	20	2	611	8	有 吉	平 5. 4. 1	14	2	413	9
草 野	昭48. 4. 1	12	2	359	6	金 沢	平 9. 4. 1	20	2	589	7
柏 台	昭48. 4. 1	10	2	272	10	あすみが丘	平 9. 4. 1	20	2	582	6
小中台南	昭49. 4. 1	22	1	677	2	扇 田	平 9. 4. 1	11	2	270	5
千草台東	昭50. 4. 1	7	2	153	8	おゆみ野南	平17. 4. 1	14	2	401	5
若 葉 区						美 浜 区					
千 城	明10. 3. 1	3	2	16	3	稲 毛 第 二	昭41. 9. 1	17	2	500	10
若 松	明17. 10. 1	19	3	567	19	幕 張 西	昭48. 4. 1	16	2	514	9
坂 月	昭26. 4. 1	6	2	108	4	幸 町 第 三	昭49. 4. 1	13	2	391	5
白 井	明 6. 5. 1	6	2	94	2	高 洲 第 三	昭49. 5. 1	12	3	324	11
更 科	明 6. 10. 16	4	0	44	0	高 洲 第 四	昭50. 4. 1	6	2	82	4
大 宮	昭40. 4. 1	7	1	192	1	真 砂 第 五	昭50. 4. 1	6	2	134	3
小 倉	昭41. 4. 1	25	3	777	12	高 浜 第 一	昭50. 4. 1	5	0	60	0
桜 木	昭45. 4. 1	22	3	657	19	稲 浜	昭51. 4. 1	12	3	301	4
北 貝 塚	昭48. 4. 1	26	2	817	13	磯 辺 第 三	昭56. 4. 1	19	2	599	7
千城台東	昭48. 4. 1	10	2	217	4	打 瀬	平 7. 4. 1	24	2	751	9
みつわ台北	昭51. 4. 1	9	2	221	6	海 浜 打 瀬	平13. 4. 1	15	2	400	6

学 校 名	創立年月日	学 級 数		児 童 数		学 校 名	創立年月日	学 級 数		児 童 数	
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援
みつわ台南	昭53. 4. 1	12	2	376	5	美 浜 打 瀬	平18. 4. 1	20	2	596	6
若 松 台	昭54. 4. 1	6	2	79	3	高 洲	平23. 4. 1	12	2	288	5
真 砂 東	平23. 4. 1	19	2	566	9	幸 町	平27. 4. 1	7	2	209	10
真 砂 西	平23. 4. 1	13	2	418	8	幕 張 若 葉	令 8. 4. 1	11	1	308	3
高 浜 海 浜	平24. 4. 1	9	2	200	10	計 108校		1,498	228	41,509	843
磯 辺	平25. 4. 1	18	4	528	21						

(2) 中 学 校

令和8年5月1日現在

学 校 名	創 立 年 月 日	学 級 数		生 徒 数		学 校 名	創 立 年 月 日	学 級 数		生 徒 数	
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援
中 央 区						朝 日 ケ 丘	昭58. 4. 1	9	2	252	9
末 広	昭22. 5. 10	8	1	235	4	幕 張 本 郷	昭63. 4. 1	16	2	563	7
葛 城	昭22. 5. 10	12	2	384	6	花 見 川	平27. 4. 1	8	4	245	25
椿 森	昭23. 4. 1	11	1	306	5	稲 毛 区					
新 宿	昭27. 4. 1	14	2	465	11	緑 町	昭22. 5. 10	12	0	364	0
蘇 我	昭27. 4. 1	24	2	812	11	小 中 台	昭22. 5. 10	24	3	833	22
生 浜	昭22. 5. 10	18	3	613	18	轟 町	昭36. 4. 1	12	2	389	8
松 ケ 丘	昭37. 4. 1	13	5	395	19	稲 毛	昭41. 4. 1	19	2	649	4
川 戸	昭41. 4. 1	6	2	140	6	千 草 台	昭41. 5. 1	6	2	198	4
星 久 喜	昭46. 4. 1	10	2	256	10	草 野	昭48. 4. 1	10	2	328	11
花 見 川 区						都 賀	昭50. 4. 1	10	2	333	9
花 園	昭22. 5. 10	27	4	945	20	若 葉 区					
犢 橋	昭22. 5. 10	6	2	136	5	加 曽 利	昭22. 5. 10	13	2	435	8
幕 張	昭22. 5. 10	15	2	512	3	白 井	昭22. 5. 10	3	2	76	4
こてはし台	昭47. 4. 1	7	1	194	2	更 科	昭22. 5. 10	3	0	23	0
さつきが丘	昭47. 11. 1	8	2	223	9	千 城 台 西	昭45. 4. 1	10	4	294	26
緑 が 丘	昭53. 4. 1	11	2	373	6	大 宮	昭48. 4. 1	4	1	105	2
天 戸	昭54. 4. 1	9	2	318	4	千 城 台 南	昭50. 4. 1	9	0	235	0

学 校 名	創立年月日	学 級 数		生 徒 数		学 校 名	創立年月日	学 級 数		生 徒 数	
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援
みつわ台	昭52. 4. 1	13	2	424	6	美 浜 区					
若 松	昭54. 4. 1	19	2	663	8	幸 町 第 一	昭44. 5. 1	6	2	129	2
山 王	昭56. 4. 1					17	2				
貝 塚	昭59. 4. 1	19	2	618	10	高 浜	昭54. 4. 1	6	1	132	2
緑 区						幸 町 第 二	昭55. 4. 1	8	2	233	5
誉 田	昭22. 5. 10	17	3	603	15	稲 浜	昭57. 4. 1	11	2	319	9
土 気	昭22. 5. 10					6	2				
越 智	昭59. 4. 1	3	0	93	0	真 砂	平23. 4. 1	15	3	534	12
泉 谷	昭59. 4. 1	14	2	477	11	かがやき分校	令 5. 4. 18	3	0	31	0
土 気 南	平 3. 4. 1					12	3				
有 吉	平 9. 4. 1	19	4	652	20	高 洲	令 3. 4. 1	12	2	408	6
大 椎	平10. 4. 1	14	2	463	5	計 53校		649	107	20,815	446
おゆみ野南	平23. 4. 1	19	2	664	14						

(3) 高等学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	創立年月日	学 級 数	生 徒 数
千 葉	昭34. 4. 1	24	953
稲 毛	昭54. 4. 17	6	239
計2校		30	1,192

(4) 中等教育学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	創立年月日	学 級 数	生 徒 数
稲 毛 国 際	令4. 4. 1	20	771
計1校		20	771

(5) 特別支援学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	創立年月日	学 級 数	児童・生徒数
特別支援	昭39. 4. 10	中学部 18 高等部 26 (1)	87 167(1)
第二特別支援	昭53. 4. 1	小学部 26	133
高等特別支援	平25. 4. 1	高等部 12	92
計 3校		82 (1)	479 (1)

※ ()内は訪問学級で内数

3 学校施設一覧（市立を除く）

(1) 国立大学法人

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	学生・児童・生徒数等
千 葉 大 学	稲毛区弥生町1-33 中央区亥鼻1-8-1	昭24. 5. 31	9,615
千葉大学教育 学部附属 小 学 校	稲毛区弥生町1-33	昭41. 4. 1	558
〃 中 学 校	〃	昭40. 4. 1	370
〃 特別支援学校	稲毛区長沼原町312	昭48. 4. 1	59
〃 幼 稚 園	稲毛区弥生町1-33	昭26. 4. 1	137

(2) 県 立

ア 大学

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創 立 年 月 日	学 生 数
保 健 医 療 大 学	美浜区若葉 2-10-1	平21. 4. 1	739

イ 高等学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創 立 年 月 日	生 徒 数		
			全 日 制	定 時 制	通 信 制
千 葉	中央区葛城 1-5-2	明11. 8. 6	955	—	—
千 葉 商 業	中央区松波 2-22-48	大12. 4. 1	950	72	—
千 葉 工 業	中央区今井町 1478	昭11. 5. 5	549	40	—
千 葉 南	中央区花輪町 45-3	昭47. 4. 1	942	—	—
生 浜	中央区塩田町 372	昭53. 4. 10	235	403	—
柏 井	花見川区柏井町 1452	昭56. 4. 1	626	—	—
犢 橋	花見川区千種町 381-1	昭60. 4. 10	593	—	—
千 葉 女 子	稲毛区小仲台 5-10-1	明33. 4. 1	820	—	—
千 葉 東	稲毛区轟町 1-18-52	昭16. 5. 15	955	—	—
京 葉 工 業	稲毛区穴川 4-11-32	昭35. 4. 12	534	—	—
千 葉 北	稲毛区長沼町 153	昭50. 4. 15	876	—	—
若 松	若葉区若松町 429	昭51. 4. 15	932	—	—
千 城 台	若葉区千城台西 2-1-1	昭52. 4. 12	905	—	—
泉	若葉区高根町 875-1	昭54. 6. 9	285	—	—
千 葉 大 宮	若葉区大宮町 2699-1	昭58. 4. 1	—	—	1, 329
土 気	緑区あすみが丘東 2-24-1	昭58. 4. 1	746	—	—
検 見 川	美浜区真砂 4-17-1	昭49. 4. 1	952	—	—
磯 辺	美浜区磯辺 2-7-1	昭53. 4. 1	952	—	—
千 葉 西	美浜区磯辺 3-30-3	昭59. 4. 1	955	—	—
幕 張 総 合	美浜区若葉 3-1-6	平 8. 4. 1	2, 065	—	—
計 20校			15, 827	515	1, 329

ウ 中学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創 立 年 月 日	生 徒 数
千 葉 中 学 校	中央区葛城 1-5-2	平20. 4. 1	239

エ 特別支援学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	児童・生徒数
仁戸名特別支援学校	中央区仁戸名町 673	昭52. 4. 1	32
千葉特別支援学校	花見川区大日町 1410-2	平 3. 4. 1	275
桜が丘特別支援学校	若葉区加曽利町 1538	昭36. 4. 1	146
千葉聾学校	緑区鎌取町 65-1	昭 6. 5. 12	91
袖ヶ浦特別支援学校	緑区誉田町 1-45-1	昭43. 4. 1	115
計 5校			659

(3) 私 立

ア 大学

令和8年5月1日現在

学 校 名	学 部 科 名	所 在 地	創立年月日	学 生 数
淑 徳 大 学	総 合 福 祉 学 部	中央区大巖寺町 200	昭40. 4. 1	2,767
	コミュニティ政策学部	中央区仁戸名町 673		
	看護栄養学部	中央区南生実町 1412		
千葉明德短期大学	保育創造学科	中央区南生実町 1412	昭45. 1. 21	141
敬 愛 大 学	経 済 学 部	稲毛区穴川 1-5-21	昭41. 4. 1	1,812
	国 際 学 部			
	教 育 学 部			
	情報マネジメント学部			
千葉経済大学	経 済 学 部	稲毛区轟町 3-59-5	昭63. 4. 1	1,178
千葉経済大学 短期大学部	ビジネスライフ学科 こども学科	稲毛区轟町 3-59-5	昭43. 4. 1	495
東京情報大学	総 合 情 報 学 部	若葉区御成台 4-1	昭63. 4. 1	1,893
植草学園大学	看護学部	若葉区小倉町 1639-3		
	発達教育学部 保健医療学部	中央区椿森4-1-2 千葉医療センター内		
	看護学部	中央区椿森4-1-2 千葉医療センター内	平20. 4. 1	594
神田外語大学	外 国 語 学 部	美浜区若葉 1-4-1	昭62. 4. 1	4,272
東 都 大 学	グローバル・リベラルアーツ学部	美浜区ひび野 1-1		
	幕張ヒューマンケア学部 看護学科・臨床工学科・健康科学科	美浜区中瀬 1-3		
	幕張ヒューマンケア学部 理学療法学科	幕張テクノガーデンE棟	平21. 4. 1	817
計 9校				13,969

イ 高等学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	生 徒 数
千 葉 明 徳	中央区南生実町 1412	大14. 1. 30	1,049
植草学園大学附属	中央区弁天 2-8-9	昭54. 4. 1	829
千 葉 聖 心	中央区道場北 1-17-6	昭54. 4. 1	483
明 聖	中央区本千葉町 10-23	平12. 10. 1	1,596
千葉経済大学附属	稲毛区轟町 4-3-30	昭 8. 2. 1	1,934
敬 愛 学 園	稲毛区穴川 1-5-21	昭28. 3. 25	839
桜 林	若葉区桜木北 1-17-32	平13. 4. 1	448

昭 和 学 院 秀 英	美浜区若葉 1-2	昭58. 3. 7	802
渋 谷 教 育 学 園 幕 張	美浜区若葉 1-3	昭58. 4. 1	1, 049
計 9校			9, 029

ウ 中学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	生 徒 数
千 葉 明 徳 中 学 校	中央区南生実町 1412	平23. 3. 30	244
昭 和 学 院 秀 英 中 学 校	美浜区若葉 1-2	昭60. 3. 28	513
渋 谷 教 育 学 園 幕 張 中 学 校	美浜区若葉 1-3	昭61. 4. 1	895
計 3校			1, 652

エ 小学校

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	生 徒 数
幕張インターナショナルスクール	美浜区若葉 3-2-9	平21. 4. 1	285

オ 幼稚園

令和4年5月1日現在 85園 園児数 10, 723人 ※幼稚園型認定こども園を含む

(4) そ の 他

ア 大学

令和8年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	学 生 数
放 送 大 学	美浜区若葉 2-11	昭58. 4. 1	83, 843

2 学 校 教 育

千葉市の目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」を実現するため、令和5年3月に策定した「第3次千葉市学校教育推進計画」に基づき、学校教育の充実に努める。

1 各種助成・補助制度

(1) 就学援助制度

経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等の必要な援助を行う。

令和8年3月末現在 5, 231人（小学校 3, 199人、中学校 2, 032人）

(2) 育英資金制度

経済的理由により修学が困難な者に対し、必要な学資を支給する。

受給資格 千葉市立高等学校及び中等教育学校後期課程に在学する者
本市に住所を有する者
学業成績が優秀である者

支給月額 10, 000円（奨学のための給付金を受給する場合は、差額を支給）

支給状況 令和7年度実績 17名（1年生 5名、2年生 7名、3年生 5名）

2 教育内容の充実

(1) 学校評議員会

学校評議員会は、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれの教育力を結集し、よりよい教育の実現と児童生徒の健やかな成長を図ることを目的に、全市立学校に設置されている。

(2) 夢広がる学校づくり推進

特色ある学校づくりに向けての教育環境の整備・充実を図るとともに、総合的な学習の時間等の工夫改善や移動教室などの充実した体験活動を行うことで、夢広がる学校づくりを進める。

(3) ふれあいパスポート

土曜日を中心に学校外活動などを支援するため、「ふれあいパスポート」を発行している。

令和8年度利用対象施設 20施設

(4) 千葉市学校適正配置

平成30年4月に策定した「第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針」に基づき、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的とした学校適正配置を推進している。

(5) 市立高等学校・中等教育学校等における教育の充実

「第3次千葉市学校教育推進計画」の施策5-1＜魅力ある教育の推進＞に基づき、市立高等学校・中等教育学校の「市立」ならではの特色と魅力をさらに高める。

また、令和4年4月に開校した市立稲毛国際中等教育学校では、市立稲毛高等学校・附属中学校での実績を踏まえた教育活動を推進するとともに、移行を進めている。（稲毛高等学校附属中学校は令和5年度末で閉校）

(6) 日本語指導通級教室

所	在	(真砂教室) 美浜区真砂5-18-1 (まさご夢スクール内)
		(千城台東教室) 若葉区千城台東1-15-1 (千城台東小学校内)
		(真砂教室サテライト教室) 花見川区花園4-1-1 (花園中学校内)

開 設 年 月 日	(真砂教室) 平成26年4月1日
	(千城台東教室) 令和元年6月12日
	(真砂教室サテライト教室) 令和5年4月19日

名	称	千葉市日本語指導通級教室
---	---	--------------

設 置 の 趣 旨	千葉市立中学校に在籍している日本語指導の必要な生徒に対して、日本語で授業に無理なく参加できる力を育成するために設置する。
-----------	--

対象とする生徒	千葉市立中学校に在籍し、学習言語としての日本語指導が必要な生徒
---------	---------------------------------

生 徒 数	(真砂教室) 17人 (令和8年5月1日現在)
	(千城台東教室) 11人 (令和8年5月1日現在)

(7) 学校と地域の連携・協働体制の整備

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するため、学校支援地域本部の設置を推進する。

(8) 学校体育館の冷暖房設備整備

教育環境の整備・防災機能強化のため、体育館の冷暖房設備の整備を推進する。

学校体育館の冷暖房設備整備校 令和8年3月末現在

30校（中学校28校、中等教育学校1校、高等学校1校）

(9) 学校セーフティウォッチ

児童生徒の安全確保を図るため、学校セーフティウォッチャーによる見守り活動を支援するとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進する。

セーフティウォッチャー 令和8年3月末現在 26,363人

(10) GIGAスクール構想の実現

児童生徒1人1台端末を効果的に活用することで、これまで培ってきた教育実践とICTの活用を組み合わせ、個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を実現する。

3 教育相談

(1) 教育相談電話

「学校生活不適応」や「不登校」等に対して、適切な対応と未然防止を図るため、教育センターに教育相談の専用電話を設置している。(255-3702・3703)

児童生徒や保護者等が抱える不安や悩みについて、適切なアドバイス等を行うことにより、解決を図っている。

令和7年度実績 相談件数 5,656件

内訳 不登校 5,388件 いじめ・性格行動 73件 学習・進路 30件
身体に関すること 52件 人間関係 48件
家庭の問題 10件 その他 55件

(2) 教育相談指導教室

所 在 美浜区真砂5-18-1 (まさご夢スクール内)

開設年月日 昭和63年4月5日(平成26年4月上記に移転)

名称 千葉市立真砂中学校教育相談指導教室(特別支援学級)

設置の趣旨 心理的な要因により登校できなくなった生徒に、個々の状態に応じた相談指導を通じて、生徒の思いや考えを尊重し、社会的自立を支援する。

対象とする生徒 千葉市立中学校に在籍し、心理的な要因により登校できない生徒

学級数・生徒数 2学級 3名 (令和8年5月1日現在)

(3) スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を、全市立学校に配置し、児童生徒の悩み等の解決に当たっている。また、緊急時の対応やスクールカウンセラーへの適切な助言等教育相談体制の充実を図るために、統括スーパーバイザー1名及びスーパーバイザー3名を配置している。

ア 主な職務 ・児童生徒へのカウンセリング

・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言や援助

・「いじめ防止対策推進法」に伴う会議への参加や教育活動に係る校内組織の活動

イ 事業実績

区分	カウンセリング件数
6年度	54,640件(延べ数)
7年度	55,022件(延べ数)

(4) スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境への働きかけ、および関係機関等との連携・調整を行う「スクールソーシャルワーカー」を14人配置し、教育相談体制の充実を図っている。

- ア 主な職務 ・問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働き掛け
- ・関係機関とのネットワークの構築・調整
 - ・学校内におけるチーム体制の構築・支援

(5) 教育支援センター「ライトポート」

平成14年度から、増加傾向にある不登校児童生徒の課題に対処し、学校生活への復帰を含めた、社会的自立を支援するため、教育支援センター「ライトポート」を整備し、児童生徒の健全育成に資する。

教育支援センター「ライトポート」の設置場所と令和7年度末の入級者数

- ・ライトポート花見川 朝日ヶ丘小学校内 59名
- ・ライトポート若葉 若松台小学校内 49名
- ・ライトポート中央 大森小学校内 70名
- ・ライトポート美浜 真砂西小学校内 79名
- ・ライトポート緑 土気小学校内 30名
- ・ライトポート稲毛 千草台東小学校内 38名

4 特別支援教育

(1) 特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室の現状

種 別 学級数 児童生徒数	特別支援学校			特別支援学級							通級指導教室					合 計
	知的障害			知的障害		自閉・情緒		病弱・虚弱		肢体 不自由	言語	難聴	LD等			
	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	小	小	小	中	高	
学 級 数	26	18	38 (1)	109	54	107	56	6	2	6						422 (1) 〈82〉
児童生徒数	133	87	259 (1)	450	225	374	216	7	2	7						1,760 (1) 〈1,176〉
											〈47〉	〈6〉	〈18〉	〈9〉	〈2〉	
											〈744〉	〈45〉	〈212〉	〈159〉	〈16〉	

※()は訪問学級で内数 ()は通級指導教室で外数

(2) 特別支援学校

児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能・態度及び習慣を養う。

ア 千葉市立特別支援学校（中学部・高等部）

位 置 若葉区大宮町1066-1

スクールバス 56人乗 1台、29人乗 5台、24人乗 2台 計8台

イ 千葉市立第二特別支援学校（小学部）

位 置 稲毛区轟町3-6-25

スクールバス 51人乗 1台、29人乗 3台、24人乗 3台 計7台

ウ 千葉市立高等特別支援学校（高等部）

位 置 美浜区真砂5-18-1

(3) 言語障害児の教育

言語障害通級指導教室開設校 院内小、登戸小、あやめ台小、誉田東小、検見川小、山王小、
土気小、幕張小、花島小、高洲第三小、松ヶ丘小、
千城台わかば小、真砂西小、扇田小

(4) 難聴児童生徒の教育

難聴通級指導教室開設校 院内小、誉田東小、高洲第三小、扇田小
千葉聾学校通級サテライト教室 花園中

(5) LD等児童生徒の教育

LD等通級指導教室開設校 鶴沢小、小倉小、あやめ台小、花島小、誉田東小、高浜海浜小、
大椎小、みつわ台北小
末広中、みつわ台中、高浜中、泉谷中、花見川中、轟町中、
市立稲毛高校、市立千葉高校

(6) 訪問教育制度

障害のある児童生徒に対し、在籍校の訪問学級担任を家庭や施設に派遣する訪問教育を実施している。

令和8年度 訪問教育対象児童・生徒 1名 訪問学級担任 1名

5 学 校 保 健

(1) 自然教室推進事業

令和元年度より、中学2年生を対象に、国立赤城青少年交流の家（群馬県前橋市）と国立那須甲子青少年自然の家（福島県西白河郡）の2つの施設にて全中・中等教育学校で実施している。

令和7年度実施状況

中学校 国立赤城青少年交流の家（群馬県前橋市）	2泊3日	29校	4,018人
国立那須甲子青少年自然の家（福島県西白河郡）	2泊3日	25校	3,022人

(2) 歯と口の健康づくり

児童生徒が自分の歯や口に関心を持ち、よい生活行動がとれることを目的に、市内小・中・中等教育・特別支援学校を対象にした口腔衛生指導・歯と口の健康づくり啓発事業を実施している。

令和7年度実績

口腔衛生指導実施校	小学校102校	中学校50校	特別支援学校3校	13,453人
歯と口の健康づくり啓発事業	※2中学校区（小3校・中2校）で実施			1,550人

(3) 腎疾患対策

腎疾患の早期発見のため、市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒を対象に尿検査を実施し、さらに検査を必要とする児童生徒については、精密検診を実施している。

令和7年度実績 対象児童生徒数 65,582人 精密検診受診者数 184人

(4) 心疾患対策

心疾患対策として、市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒を対象に、定期健康診断を実施している。また、12誘導心電図検査を小学校1年生、中・中等教育学校1年生、特別支援学校（小

令和7年度実績	定期健康診断対象児童生徒数	65,582人
	12誘導心電図検査実施者数	13,925人

脊柱側弯症の早期発見、早期治療のため、小学校6年生に対し、3Dスコリオ検査を実施している。さらに、3Dスコリオ検査の有所見者及び学校医による視触診で所見のあった児童・生徒については、側弯症エックス線検診を実施している。

区 分		給 食 費	栄 養 士		調 理 員	備 考
		(1 食当たり)	栄養教諭	学校栄養職員		
小 学 校		低 350円 高 374円	41人	70人	96人	単独調理場方式 54校のみ調理業務を委託
中 ・ 中 等 教 育 学 校		415円	3人	8人	0人	共同調理場方式 調理業務を委託
特別 支援 学校	特支学校 第二特支 学 校	小 (低) 374円 小 (高) 387円 中 ・ 高 453円	1人	1人	4人	単独調理場方式
	高等特別 支援学校	415円	0人	0人	0人	共同調理場方式 調理業務を委託
計			45人	79人	100人	

(2) 学校給食センター

令和8年5月1日現在

センター名 区 分	新 港	こ て は し	大 宮
位 置	美浜区新港62	花見川区三角町782	若葉区大宮町 1068-2
開 設 年 月 日	昭和42年9月4日	昭和52年10月31日	平成17年4月1日
敷地面積 (㎡)	6,635	6,164	9,086
建築延面 (㎡)	4,511	3,346	3,474
建 築 構 造	鉄骨造 2階建	鉄骨鉄筋造 一部2階建	鉄骨造 2階建
給食実施 (人)	8,117	6,893	9,363
学 校 数	18	15	24
配送車両 (台)	12	8	13

※大宮学校給食センターの給食実施の学校数、人数については、給食室改修中の仁戸名小学校を含む。(令和8年12月末まで給食提供予定)

(3) 給食費の公会計化

学校給食費について、平成30年度に私会計から公会計へ移行した。また、学校徴収金も併せて市が徴収し、教職員の負担軽減を図った。

7 千葉市教育センター

学校教育に関する諸問題について専門的に調査・研究を行い、教育関係者への相談・指導・助言活動を実施することにより、本市の教育振興を図るため、昭和47年4月に教育研究所を設置した。

その後、同場所に新たに建設し、昭和59年4月1日に名称を教育センターと改めた。昭和60年度から、コンピュータやネットワークを活用した教育利用に関する研究・研修事業に着手し、平成9年度には教育用ソフトウェアライブラリセンター開設、平成11年度には教育センターを拠点とした学校の教育情報ネットワークの構築等、学校におけるインターネット活用を推進している。平成22年度末から、Cabinet新統合システムの運用を開始し、令和3年度からはGIGAスクール構想に伴い1人1台端末（ギガタブ）、令和6年12月からは第3次CABINETの運用が開始された。また、令和8年4月に1人1台端末（ギガタブ）が更新された。

その他の事業実績としては、平成8年度に「千葉市教育史」の「史料編」（全4巻）を、平成11年度に「通史編」（全2巻）、「写真編」を刊行した。

平成24年度より、総務室（総務係・情報教育部門・教育広報部門）と、学校支援室（教育研究部門・教職員研修部門・教育相談部門）の室制とした。平成26年度には情報教育部門と教育広報部門を統合し、情報教育・広報部門とした。平成27年4月には、組織改正に伴うスタッフ制の導入により「係」、「部門」を「班」に変更した。令和2年4月の教育委員会組織改正により、「総務室」と「学校支援室」に分かれていた内部組織は一つにまとめ、「教育研究・総務班」「教職員研修班」「教育相談班」「情報教育・広報班」の4班体制となった。

施設の老朽化に伴い、旧高洲第二中学校へ移転し、令和12年度の供用開始を予定している。そのため、令和8年度に基本設計、令和9年度に実施設計、令和10～11年度に改修工事を行っていく。

(1) 施設概要

位 置 稲毛区轟町3-7-9
開 設 年 月 日 昭和59年4月1日

敷地面積	2,629m ²
建物構造	鉄骨鉄筋一部鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階建
延床面積	4,585m ²
施設	研修室(10) 班研究室(5) 相談室(6) 講堂 デジタル教材制作室 図書資料室 教育用ソフトウェアライブラリー プレイルーム(2) 学校支援室 総務室 会議室 応接室 保健室 印刷室
主要設備	情報教育拠点設備及び研修設備

(2) 事業実績（令和7年度）

ア 教育研究・総務班

- (ア) 新しい時代を創造する開発研究 6研究
- (イ) 教職員教育研究発表会 応募数 研究論文 9点 実践記録 6点
- (ウ) 共同研究の推進
- (エ) 教育関係図書収集 155冊（累計 21,029冊）
- (オ) 教育関係資料収集 149冊（累計 19,165冊）
- (カ) 教育関係雑誌収集 400冊（累計 19,597冊）

イ 教職員研修班

- (ア) 基本研修 講座数 32講座 受講者数 4,177人
- (イ) 専門研修 講座数 86講座 受講者数 4,990人

※内9講座はオンライン、1講座はハイフレックスの受講形態とした。

- (ウ) 課題研修 ・ 出前講座 講座数 10講座 出前回数 43回
・ 夜間講座 講座数 29講座 受講者数 85人
- (エ) 次世代リーダー研修 55名を派遣
- (オ) 全国教員研修プラットフォームシステムの運用

ウ 教育相談班

- (ア) 来所相談 923件 (イ) 来所面接相談(延べ件数) 3,325件 (ウ) 電話相談 5,656件
- (エ) 不登校児童生徒のグループカウンセリング 104人 (オ) 医療相談 96件
- (カ) 学校訪問相談 424件 (キ) 家庭訪問相談 102件
- (ク) 職場体験 61名参加 (ケ) 長柄ジョイントキャンプ 第1回：69人 第2回：79人
- (コ) 指定研修 不登校支援担当者研修(2回) 小学校不登校支援研修(地区別)

エ 情報教育・広報班

- (ア) 第3次CABINETシステム・GIGAスクール構想に伴う1人1台端末（ギガタブ）の管理・運用
- (イ) 情報教育全般に関する調査・研究
- (ウ) ICT活用に関する学校支援
- (エ) 情報モラル教育の推進・ICT機器を活用した優良事例の収集・提供
- (オ) 教育センターホームページおよびギガタブ専用ポータルサイトの作成・運営、センターだより「教育センターNEWS」の発行
- (カ) 指定研修 CABINET 取扱責任者研修、1人1台端末活用研修、他 5講座

8 養護教育センター

特別支援教育の充実及び振興を図るための特別支援教育の中心的施設。障害等のある子ども・保護者や担任からの相談、特別支援教育に関する調査研究、教育関係職員等の専門的資質の向上を目指す研修、特別支援教育の質的向上に資する資料収集と情報の提供を行う。

(1) 施設概要

位 置	美浜区高浜3-2-3 (児童相談所との複合施設)
開 設 年 月 日	平成8年8月1日
敷 地 面 積	4,700㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、4階建 (一部2階建)
建 築 面 積	2,038㎡
延 床 面 積	4,859㎡ (養護教育センター 1,121㎡、児童相談所 3,738㎡)
施 設	相談室 ハッピールーム プレイルーム 準備室 (1) 研修室 (5) ことばのへや 待合室 事務室 会議室 総務室 図書資料室 更衣室 (2)

(2) 事業実績 (令和7年度)

ア 総務・研修班

(ア) 指導企画

- a 特別支援教育指導員の配置 前後期あわせてのべ94校 (小学校88校、中学校6校) に配置
- b 学校訪問相談員の派遣 359回派遣
- c 特別支援教育介助員の配置 小学校19校22名・中学校1校1名に配置
- d 特殊機器の貸出 車椅子 3台、可動機 1台

(イ) 教職員研修

- a 基本研修 2講座 受講者 113人
- b 専門研修 33講座 受講者 2,781人

(ウ) 教育情報

- a 情報収集 特別支援教育関係図書4,862冊、雑誌1,774冊、関係資料1,149冊
- b 情報提供 市民対象の公開講座、ホームページの更新

イ 教育相談・研究班

(ア) 教育相談

- a 来 所 相 談 1,659件 面接回数 4,476回
- b 電 話 相 談 1,732回
- c 訪 問 相 談 1,077回 (学校訪問相談員を含む)
- d 土曜教育相談 6回 (6・7・9・11・12・1月の土曜日) 47件
- e 医 療 相 談 67件

(イ) 調査研究

- a 研究主題 ・特別支援学級・特別支援学校における「自立活動」「交流及び共同学習」の充実について

3 生涯学習

市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進めるため、生涯学習センターを中心に各施設のネットワーク化を進めて、学習機会の充実を図り、市民に身近な学習情報を提供する。

また、地域の教育力を結集し、放課後の児童に「学びのきっかけ」となる体験・学習機会を提供するため、「放課後子ども教室推進事業」を全小学校で実施するとともに、放課後子ども教室と子どもルームとを一体的に運営するアフタースクールの導入を進める。

科学館においては、参加体験型施設として、子どもたちの探究心向上と創造力育成を図る。

1 生涯学習センター

市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市における生涯学習の振興を図るための中核施設。

指定管理者制度を導入しており、令和3年度からは公益財団法人千葉市教育振興財団が管理運営を行う。

(1) 概要

位 置	中央区弁天3-7-7
開設年月日	平成13年4月1日
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	毎月第4月曜日、年末年始
敷地面積	13,308.59㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上3階地下2階（7,010.02㎡）
延床面積	19,639.03㎡（うち生涯学習センター部分 約 6,751㎡、中央図書館との共用部分 約2,613㎡）
主要施設	地下1階 小ホール（定員80人） スタジオ パソコン学習室 音楽スタジオ 映像音声加工編集ブース ラウンジ・ポケットパーク他 地上1階 生涯学習広場他 2階 ホール（定員300人） 調査・資料室 3階 大研修室（定員86人） 研修室 食文化研修室 工芸研修室 特別会議室 小会議室他

(2) 事業実績（令和7年度）

ア 生涯学習センター

(イ) 学習事業

学 習 体 系	延 受 講 者 数	学 習 体 系	延 受 講 者 数
ちばカレッジ・地域学	1,855人	現 代 的 課 題 学 習	9,554人
指 導 者 養 成 事 業	2,638人	メ デ ィ ア 学 習 事 業	13,466人
学 習 活 動 支 援 事 業	3,891人	自 主 事 業	9,065人

イ 施設管理事業

(イ) 施設利用状況 利用件数 13,300件

(イ) 生涯学習情報提供・相談事業

a 生涯学習情報の整備・提供 案内資料受入件数 3,398件
蔵書数 図書 9,370冊 資料・雑誌等 11,964点

b 生涯学習相談 相談数 1,355件

(ウ) 視聴覚教育機器・ソフト貸出事業 機材貸出 373件 視聴覚教材貸出 440件

2 公 民 館

地域の生活文化向上をめざし、市民一人ひとりが豊かな人間性を培い、心豊かなまちづくりを進めるための社会教育法で規定された教育施設。

市内に中核公民館6館（松ヶ丘・幕張・小中台・千城台・誉田・稲浜）、地区公民館41館、計47館を設置（うち21館に公民館図書室を設置）している。

指定管理者制度を導入しており、平成30年度からは公益財団法人千葉市教育振興財団が管理運営を行う。

(1) 概 要

開 館 時 間 午前9時～午後9時（図書室は午前9時45分～午後5時）

休 館 日 年末年始（図書室は加えて毎月第3木曜日）

主 要 施 設 講習室、会議室、ホール、工作室、調理室 等

公民館名	構造	延床面積 (㎡)	設置年月日	図書室	公民館名	構造	延床面積 (㎡)	設置年月日	図書室
中 央 区					草 野	RC平	506	昭56. 5. 1	○
松 ケ 丘	RC 2	1,148	昭35. 11. 2 (平 4. 11. 20)		山 王	〃	518	昭59. 6. 1	○
生 浜	〃	810	昭42. 8. 1 (平 3. 8. 15)	○	都 賀	RC 2	542	昭60. 6. 1	○
新 宿	RC 3	1,201	昭44. 4. 1 (平16. 10. 8)		緑 が 丘	〃	541	昭60. 6. 1	○
宮 崎	〃	1,173	昭46. 6. 1 (平10. 8. 11)		若 葉 区				
葛 城	RC 2	416	昭46. 6. 1		千 城 台	RC 2	1,034	昭47. 5. 1	
末 広	〃	410	昭48. 5. 1		更 科	〃	502	昭38. 4. 10 (昭54. 3. 31)	○
椿 森	〃	404	昭49. 5. 1		白 井	RC平	750	昭48. 5. 1 (平17. 9. 27)	
川 戸	〃	404	昭49. 5. 1		加 曾 利	RC 2	405	昭51. 5. 1	
星 久 喜	〃	405	昭52. 5. 1		大 宮	RC平	504	昭53. 5. 1	○
花 見 川 区					み つ わ 台	〃	607	昭57. 5. 28	○
幕 張	S 2	1,213	昭29. 7. 6 (平 5. 2. 5)	○	若 松	〃	508	昭58. 6. 1	○
花 園	RC 2 地下1	915	昭29. 5. 29 (平 5. 5. 28)		桜 木	RC 2	798	平 8. 4. 1	○
犢 橋	S 2	677	昭29. 7. 14 (平29. 9. 1)		緑 区				
検 見 川	RC 2	576	昭35. 11. 2 (昭55. 3. 28)	○	誉 田	RC 2	1,711	昭43. 8. 1 (平 7. 10. 2)	○
花 見 川	〃	604	昭50. 5. 1		椎 名	〃	420	昭44. 4. 1	
さつきが丘	〃	505	昭55. 5. 1	○	土 気	RC平	502	昭44. 7. 15 (昭57. 2. 26)	
こてはし台	RC2	617	昭55. 5. 1 (令5. 4. 21)		越 智	〃	626	平元. 5. 23	○
長 作	RC平	527	昭58. 6. 1	○	お ゆ み 野	RC 2	1,098	平18. 11. 18	
朝 日 ケ 丘	RC 2	540	昭62. 6. 1	○	美 浜 区				
幕 張 本 郷	〃	735	平 6. 10. 25		稲 浜	RC 2	568	昭61. 6. 1	
稲 毛 区					幕 張 西	RC平	578	昭56. 5. 1	○
小 中 台	RC 2 地下1	948	昭38. 4. 1 (平元. 11. 7)		磯 辺	RC 2	518	昭59. 6. 1	○
黒 砂	RC 2	767	昭32. 2. 1 (平15. 7. 7)		幸 町	〃	1,062	昭62. 5. 1	○
轟	〃	774	昭36. 9. 30 (平13. 8. 10)		高 浜	〃	585	昭63. 5. 24	
稲 毛	〃	556	昭40. 7. 1 (昭63. 3. 31)		打 瀬	〃	1,167	平14. 4. 1	
千 草 台	RC平	505	昭54. 5. 1	○					

※構造欄中、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「平」は平家建、「2」は2階建、「3」は3階建

※設置年月日欄中、() 内は改築後の建物取得年月日

(2) 事業実績（令和7年度）

ア 利用者数 883,683 人

イ 主催事業 1,566 事業、延参加者数 43,077 人

3 科学館

科学に関する知識の普及や啓発並びに青少年の創造力の涵養を図るとともに、市民文化の発展に寄与するため、公共施設と民間施設の複合ビルQiball（きぼーる）の7階～10階に科学館を設置し、各種事業を実施している。

指定管理者制度を導入しており、平成29年度からはコングレ・東急コミュニティー共同事業体が管理運営を行っている。

令和4年5月～9月末を工期とし、展示物の大幅なリニューアルを行った。

令和6年11月～12月を工期とし、プラネタリウム投影機器のリニューアルを行った。

(1) 概要

位 置	中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）内 7～10階
開設年月日	平成19年10月20日
開館時間	午前9時～午後7時（プラネタリウムは午前9時～午後8時）
休館日	年末年始、機器点検日
敷地面積	7,122.28㎡（バス駐車場508.15㎡含む）
建物構造	鉄筋鉄骨コンクリート造（地下1階・地上15階・塔屋1階建て）
建築面積	5,239.19㎡
延床面積	13,066.28㎡
主要施設	7階「エントランス」 プラネタリウム、ミュージアムショップ、サイエンスアート広場
	※プラネタリウム Qiball（きぼーる）の象徴的な存在である球体で直径23mの大型ドーム、座席数200席、光化学投影機とプロジェクターによるハイブリット型、リニューアルにより、これまでの10倍の1億個のリアルな星空が投影できる
8階「ワンダータウン」	音・光・視覚・数などの不思議を科学的に楽しく探求するフロア
9階「テクノタウン」	高度な産業技術や科学技術を通して、科学の原理を分かりやすく解説していく、科学と技術をテーマにしたフロア
10階「ジオタウン」	地球、自然、宇宙、また自分自身の中にあるさまざまな科学の原理を、観察や体験を通してひも解いていく、地球まるごと体験フロア

(2) 事業実績（令和7年度）

ア 利用状況

常設展示 256,536人 プラネタリウム 153,396人

企画展示 53,886人 合 計 463,818人

イ 企画展示事業

企 画 展 示 名	期 間
春・GWの企画展「文房具大解剖！」	R7. 3. 20～ 5. 6
夏の特別展 カガクノミカタ～ミカタ変わればフシギ見つかる～	R7. 7. 19～ 8. 31
秋の企画展 え？びっくり！こんなに見えちゃうの？～虫眼鏡から電顕まで～	R7. 10. 25～11. 16
冬の企画展 中垣哲也～オーロラワンダーランド～	R7. 12. 13～R8. 1. 12
春・GWの企画展「ようこそ！きぼーる実験室～道具から始まる実験の世界～」	R7. 3. 20～R. 7. 5. 6

4 南部青少年センター

青少年の健全な育成を図るため、個人やグループが学習や文化活動等の体験を通して自らの教養や技能を高めるための場を提供することにより、生涯にわたり、これを継続・実践できる能力と、相互の連携による豊かな人間性を育てることを目的としている。

舞台施設の老朽化で、令和7年3月31日をもってホールの利用を停止したほか、施設全体の老朽化により、令和9年3月31日をもって、施設を閉館することとした。

位 置 中央区白旗1-3-16

開設年月日 昭和48年11月5日 敷地面積 2,973.37㎡

建 物 鉄筋コンクリート造3階建 2,848.17㎡

1階 事務室 ラウンジ ホール（利用停止中）

2階 講習室 会議室 料理実習室

3階 美術実習室 録音室 視聴覚室 和室 レッスン室（3室）

利用状況一覧（令和7年度）

利 用 者 数	主 催 事 業		貸 出 事 業
	在学青少年対象 講座関係	青少年・一般対象 講座関係	施設貸出 （利用申込）
20,741人	177人	180人	20,384人

5 アフタースクール事業

小学校の放課後において、希望する全ての子どもたちを対象に「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供するため、放課後子ども教室と子どもルームとを一体的に運営する。

実 施 箇 所 64か所

児 童 数 7,608人

開 設 日 日曜・祝日及び年末年始を除く毎日

開 設 時 間 平 日 昼間の部 授業終了後から午後5時まで

夜間の部 午後5時から午後7時まで

土曜日・長期休業日 昼間の部 午前8時から午後5時まで

夜間の部 午後5時から午後7時まで

利用料（月額）	昼間の部	3,500円（7・8月以外）	4,000円（7月）	5,500円（8月）
	夜間の部	5,000円（7・8月以外）	5,000円（7月）	5,000円（8月）

※生活保護受給世帯等減免あり。

6 図書館・公民館図書室

情報化社会の進展等により、多様化・複雑化する市民の幅広い学習ニーズに迅速・的確に対応し、市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、図書館の果たす役割は一層増大している。

このような状況の中で、市民サービスの拡充と業務の効率化を図り、いつでも、どこでも、だれでもが、十分な図書館サービスを楽しむことができるよう、平成13年4月1日、中央図書館を核とした図書館網を整備した。平成19年4月1日から、予約サービス等のインターネットサービスを行っている。

なお、令和7年度末の蔵書総点数は、図書館 2,154,434 点、公民館図書室 371,554 点であり、年間貸出総点数は、図書館 2,948,636 点、公民館図書室 740,047 点、合計 3,688,683 点に達し、年間市民1人当たりの貸出点数は3.7点となっている。

(1) 中央図書館（生涯学習センターとの複合施設）

ア 施設概要

館 名		中 央 図 書 館	団 体 貸 出	移 動 図 書 館
区 分	位 置	中央区弁天3-7-7		
開 館 時 間		午前9時30分～午後9時（土・日・祝日は午後5時30分）		
休 館 日		毎週月曜日（ただし祝日・振替休日の場合は翌日以降休日でない日）、図書整理日（毎月第3木曜日（ただし祝日の場合は翌日））、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間		
所 蔵 資 料 数 （令和8年3月31日現在）		図書 1,031,832冊 視聴覚10,829点（CD 6,765点・DVD 2,817点 他） 紙芝居 1,330点・新聞 104紙・雑誌 597誌 電子書籍 14,028点	図 書 51,750冊	図 書 27,383冊 雑 誌 6誌
延 床 面 積（㎡）		鉄筋造3階建 10,275.19（専用面積）		
利用 状況 （7年度）	資料貸出点数			
	図書資料	792,297	12,209	31,676
	視聴覚資料	31,034	0	3
	利用登録者数(人)	73,089	—	1,854
そ の 他		閲覧席、自習室		

イ 主な機能

- (ア) 図書館システムの中核機能（36の図書館・図書室を結ぶコンピュータネットワーク）
- (イ) ポピュラーコーナー・AVコーナー・ヤングアダルトコーナー・児童部門・障害者サービス部門における資料と情報の提供
- (ウ) 専門的な調査・研究に対応できる参考調査機能
- (エ) 関係機関・団体等との連携協力機能
- (オ) 図書資料の保存機能（公共図書館初の自動出納書庫の導入）
- (カ) 市内大学・市内図書館等との連携
- (キ) 国際化・情報社会・高齢化に対応した図書館サービスの提供（インターネットによる情報発信）
- (ク) 視覚障害者への無料の郵送等による貸出サービス

- (ケ) 「どこでも借りられ、どこでも返せる」図書館サービス（ブックメールカーの運行）
- (コ) 文庫・学校等を対象とした団体貸出サービス等
- (サ) 千葉市行政資料目録、千葉市図書館新聞一覧を図書館ホームページに掲載
- (シ) 有料宅配サービス
- (ス) W i - F i 環境の整備（無線 L A N）
- (セ) 国会図書館デジタル化資料送信サービス（中央図書館のみ）
- (ソ) 電子書籍サービスの提供
- (タ) オンラインデータベース閲覧システムの提供

ウ インターネットサービス

- (ア) 利用情報提供サービス
インターネット（パソコン・携帯電話）・図書館内検索機及び自動音声応答電話
- (イ) 予約サービス（市内在住・在勤・在学者）
インターネット（パソコン・携帯電話）及び図書館内検索機
- (ウ) Eメールによるレファレンスサービス（市内在住・在勤・在学者）

(2) 地区図書館・分館・公民館図書室

ア 地区図書館

図書館名 区 分		み や こ	花 見 川	稲 毛	若 葉	緑	美 浜
位 置		都町3-11-3	こてはし台 5-9-7	小仲台 5-1-1	千城台西 2-1-1	おゆみ野 3-15-2 (鎌取コミュニティ センターに併設)	高洲 3-12-1 (高洲コミュニティ センターに併設)
設 置 年 月 日		平元. 11. 25	昭53. 5. 1	昭47. 6. 1	昭49. 8. 1	平12. 4. 1	昭55. 11. 16
開 館 時 間		午 前 9 時 ～ 午 後 5 時 15 分					
休 館 日		毎週月曜日（ただし祝日・振替休日の場合は翌日以降休日でない日）、図書整理日（毎月第3木曜日（ただし祝日の場合は翌日））、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間					
所蔵資料数 (※年3月31日現在)							
図書資料(冊)		111,457	58,979	131,584	87,613	129,477	105,484
視聴覚資料(点)		2,939	2,131	3,005	2,282	3,111	3,588
敷 地 面 積 (㎡)		1,861	1,655	2,123	1,200	7,019	5,064
建 物 及 び 延 床 面 積 (㎡)		鉄筋コンクリート3階建 1,754	鉄筋コンクリート2階建 632	鉄筋コンクリート3階建 2,800	鉄筋コンクリート2階建 1,147	鉄筋コンクリート3階建 1,940	鉄筋コンクリート平屋建 879
利用状況 7年度	資料貸出点数						
	図書資料	144,083	69,205	298,765	105,443	295,636	347,095
	視聴覚資料	3,733	2,394	6,001	2,711	5,823	8,830
利用登録者数(人)		8,718	4,525	20,266	6,718	18,550	20,653

イ 分館

分館名 (図書館)	みずほハスの花 図書館 (中央)	白旗 (みやこ)	花見川団地 (花見川)	西都賀 (若葉)	泉 (若葉)	土気図書室 (緑)	あすみが丘 (緑)	打瀬 (美浜)
位 置	瑞穂 1-1 (花見川区役所 1階)	白旗 1-3-16 (南部青少年セ ンターに併設)	花見川 3-31-101	西都賀 2-8-8	野呂町 622-10 (白井公民館に 併設)	土気町 1634 (土気市民 センター2階)	あすみが丘 7-2-4 (あすみが丘プラザ3階)	打瀬 2-13 (幕張ベイタウ ン・コア2階)
設 置 年 月 日	平29. 3. 28	昭48. 11. 5	昭54. 7. 25	昭55. 10. 24	平18. 3. 25	昭49. 11. 7	平5. 5. 6	平14. 4. 1
開 館 時 間	月～日 午前9時～午後5時15分	火～日 午前9時～午後5時15分				火・水・土 午後1時～5時15分	火～日 午前9時～午後5時15分	
所蔵資料数(8年3月31日現在) 図書資料(冊) 視聴覚資料(点)	27,917 -	58,611 1	50,807 1	64,502 2	42,476 5	16,472 -	63,988 5	59,171 1
建 物 及 び 延床面積 (㎡)	鉄筋コンクリート 3階建 490	鉄筋コンクリート 3階建 548	鉄筋コンクリート 2階建 802	鉄筋コンクリート 3階建 762	鉄筋コンクリート 一部木造平屋建 500	鉄筋コンクリート 2階建 196	鉄筋コンクリート 3階建 512	鉄筋コンクリート 2階建 718
利用状況 7年度	資料貸出点数 図書資料 139,631 視聴覚資料 798 利用登録者数(人) 7,397	109,607 1,827 6,089	67,351 1,536 4,161	68,105 661 3,980	19,723 178 834	9,270 109 813	131,316 3,366 6,918	235,855 2,365 12,819

ウ 公民館図書室

区 分 公 民 館	開室年月日	面積 (㎡)	図書資料数(冊) 〔令和8年3月31日現在〕	利用状況 (7年度)		
				資料貸出点数		利用者登録数 (人)
				図書資料	視聴覚資料	
生 浜	平 4. 6. 1	92	14,538	37,109	521	1,795
幕 張	平 5. 6. 1	100	16,053	72,456	1,248	3,780
検 見 川	昭 55. 6. 10	84	15,038	43,636	747	1,928
さつきが丘	昭 55. 6. 10	87	15,411	31,422	399	1,342
長 作	昭 58. 6. 18	88	15,435	12,090	225	623
朝 日 ケ 丘	昭 62. 6. 6	85	15,715	40,170	501	1,726
千 草 台	昭 54. 6. 5	99	17,830	28,550	294	942
草 野	昭 56. 6. 9	94	18,393	26,908	488	1,085
山 王	昭 59. 6. 9	86	16,698	33,290	431	1,355
都 賀	昭 60. 6. 8	90	16,520	40,531	136	1,047
緑 が 丘	昭 60. 6. 8	83	13,489	26,941	606	1,247
更 科	昭 54. 6. 5	100	14,911	4,997	18	240
大 宮	昭 53. 6. 20	96	17,962	13,497	99	726
み つ わ 台	平 9. 4. 1	105	17,135	68,331	1,640	2,857
若 松	昭 58. 6. 18	89	17,889	34,642	362	1,049
桜 木	平 21. 4. 6	105	18,669	26,054	168	2,125
誉 田	平 8. 3. 26	287	25,329	35,508	742	2,474
越 智	平 元. 7. 18	90	15,841	20,260	392	734
幕 張 西	昭 56. 6. 9	94	17,526	59,499	939	2,868
磯 辺	昭 59. 6. 9	90	14,750	29,536	335	910
幸 町	昭 62. 5. 20	304	36,144	43,592	737	2,298
合 計			371,276	729,019	11,028	33,151

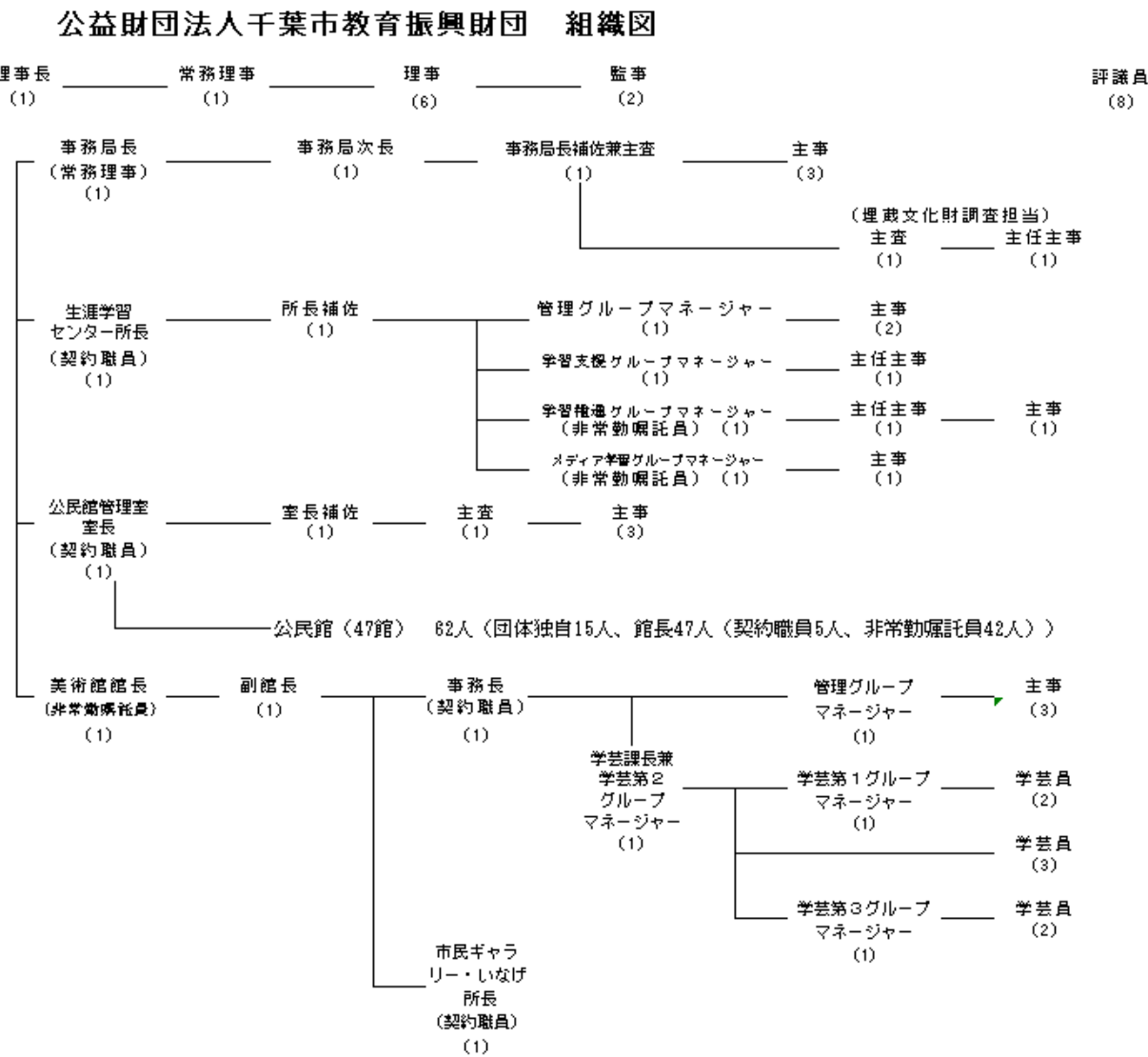
※開室時間 午前9時45分～午後5時

※休 館 日 毎月第3木曜日

7 公益財団法人千葉市教育振興財団

(公財) 千葉市教育振興財団は、平成7年4月に千葉市美術館の管理・運営等のため設立された(財)千葉市美術振興財団が、千葉市の生涯学習施設の管理運営を行うことに伴い、平成12年12月に(財)千葉市教育振興財団へと名称を変更、平成14年4月に(財)千葉市文化財調査協会を統合、さらに、平成25年4月に公益財団法人へ移行し、心豊かで活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的に教育及び文化に関する各種事業を実施している。

(1) 組織及び人員



正規職員数 51人

(2) 主な事業

- ア 千葉市生涯学習センターの管理運営 (第15章教育委員会・3生涯学習参照)
- イ 千葉市公民館の管理運営 (第15章教育委員会・3生涯学習参照)
- ウ 千葉市美術館の管理運営 (第10章市民局・12文化振興参照)
- エ 千葉市民ギャラリー・いなげの管理運営 (第10章市民局・12文化振興参照)

(3) 出 捐 金

200,000千円

4 文 化 財

郷土の歴史や伝統文化を保護・活用し、市民のふるさと意識の向上に努めるとともに、次世代への保存、継承を図る。

1 文化財の保護

(1) 文化財一覧（令和8年4月1日）

() は特別史跡・特別天然記念物の件数

種 類 区 分	有 形 文 化 財							文 無 化 財 形	(有 形) 民 俗 文 化 財	(無 形) 民 俗 文 化 財	記 念 物			計
	建 造 物	彫 刻	工 芸 品	絵 画	書 跡	考 古	歴 史 資 料				史 跡	名 勝	天 然	
国（指定）		1	3	1							5(1)		4(1)	14(2)
国（登録）	8								1					9
県（指定）	3	3	4	7	3	2		3	1	2	6		3	37
市（指定）	6	16	3		2	9	1		1	1	12	1		52
市（地域）	1				2		1			4	2			10
計	18	20	10	8	7	11	2	3	3	7	25(1)	1	7(1)	122(2)

(2) 特別史跡加曽利貝塚の魅力向上

平成29年10月13日、我が国文化の象徴として、加曽利貝塚が国の特別史跡に指定された。縄文時代としては4例目、貝塚としては初めてであり、全国から注目されている。

この機会を活かし、加曽利貝塚の魅力や重要性を多くの方に知ってもらうため、平成29年9月から新たな発掘調査に着手し、縄文貝塚文化の研究を進めるとともに、平成31年2月に「特別史跡加曽利貝塚ランドデザイン」を策定し、加曽利貝塚およびその周辺エリアの将来像を示した。

今後、ランドデザインに基づく史跡整備を進め、加曽利貝塚でしか提供できない縄文体験やイベントを実施していく。

(3) 特別史跡加曽利貝塚の新博物館整備

本市は、加曽利貝塚の史跡内を縄文時代の景観に復元し、特別史跡にふさわしい魅力ある場とするため、史跡内に位置する現在の博物館を史跡外へ移転することとした。

今後は、令和4年2月に策定した「特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画」に基づき、縄文文化とSDGsを学ぶことができる博物館を目指して、市民や団体、大学、民間事業者など多様な主体と対話や交流を深めながら、令和12年度の開館を目指して整備を進めていく。

2 埋蔵文化財調査センター

大覚寺山古墳、森台貝塚、上赤塚貝塚などの遺跡が近在する中央区南生実町に埋蔵文化財発掘調査の拠点施設として建設され、出土品の収蔵・保管・研究を行っている。また、その成果を有効かつ総合的に活用するため普及事業を実施している。

位 置 中央区南生実町1210

開館年月日 昭和60年4月23日

敷 地 面 積 5,853.00㎡

建 物 鉄筋コンクリート造一部2階建

延 床 面 積 1,798.77㎡

(1) 施設概要

工作室、講堂、展示ロビー、収蔵展示室、撮影室、フィルム保管庫、収蔵庫、製図・図面・図書室、研究室、事務室

(2) 事業実績（令和7年度）

- ア 埋蔵文化財発掘調査（33遺跡）
イ 文化財保護思想のかん養と普及（出前授業、埋蔵文化財展示、展示解説、講師派遣等）
ウ 利用状況 2,033人

3 加曽利貝塚博物館

加曽利貝塚は、直径140mで環状の北貝塚と、長径190mで馬蹄形の南貝塚が接続した貝塚で、日本最大級の規模を誇っている。特に、縄文時代中期から晩期まで約2千年にわたって集落が繰り返しくられ、大型貝塚の形成から発展・消滅の歴史的過程を知ることのできる貴重な遺跡でもある。

このため、集落の展開や大型貝塚の意味を把握しつつ広域に保存し、生きた教材として活用できる野外博物館として、遺跡全体の整備が進められてきた。

北貝塚は昭和46年3月に、南貝塚は昭和52年9月、さらに昭和61年8月には南貝塚に隣接する東傾斜面が国の史跡に指定された。平成29年2月には北側隣接地と南側隣接地の2ヵ所が追加指定されており、指定範囲面積152,413㎡となっている。（公有地：140,731㎡）

平成29年10月に国の特別史跡に指定され、平成30年4月1日には都市公園名称を「加曽利貝塚公園」から「加曽利貝塚縄文遺跡公園」へ変更するとともに、都市公園としての区域を「北貝塚の一部」から「北貝塚の一部と南貝塚」に拡大した。

昭和41年11月の博物館開館以来、北貝塚は「貝塚公園」として整備され、貝層断面や竪穴住居跡群を保存・展示した野外施設が設けられた。昭和63年から南貝塚の整備を実施し、新たに貝層断面観覧施設や復元縄文集落、園路、説明板が設置され、現在、北・南両貝塚の時期の異なる断面を比較・見学することができる。

位	置	若葉区桜木 8-33-1
開館年月日		昭和41年11月24日
博物館登録年月日		昭和43年3月30日
建物		鉄筋コンクリート造 2階建 一部平屋
延床面積		2,156.62㎡（野外施設等を含む）

(1) 施設概要

本館			野外施設		収蔵庫、その他	
1階	講堂	67.76㎡	貝層断面観覧施設		第二収蔵庫	280.28㎡
	図書室	38.12	・北貝塚	224.25㎡	※第一、三収蔵庫は平成30年度に解体	
	事務室	28.71	・南貝塚	129.42		
	器材室	17.55	住居跡群観覧施設	281.95	旧大須賀家住宅	254.27
	宿直室	14.10	計	635.62	車庫	18.63
	その他	181.24	復元集落	3棟	野外便所1か所	26.40
2階	展示室	366.55	・復元住居		便益施設	227.39
計		714.03			計	806.97

(2) 事業実績（令和7年度）

ア 教育普及事業

縄文ひろば、縄文春まつり、夏休み縄文ウィーク（土偶ペーパークラフト・組ひもづくり・発掘調査体験など）、縄文秋まつり、加曽利JOMONウォーク、縄文時代研究講座、特別研究講座、博物館連携講座、考古学基礎講座、体験プログラム、博物館学芸員資格館務実習の受入れ、学校向け学習支援、団体見学の対応、博物館ボランティアの育成・活動、出張展示、講師派遣等

イ 展示事業

- (ア) 常設展「加曽利貝塚から縄文時代の貝塚をみる」
- (イ) 企画展「特別史跡加曽利貝塚令和6年度発掘調査速報展」
- (ウ) 春のパネル展「市内の貝塚を紹介します（矢作貝塚編）」
- (エ) 夏の企画展「市原歴史博物館×加曽利貝塚博物館2025－大型建物跡研究ノート－」
- (オ) 博物館学実習成果展「土から出てきたフシギなかざり」
- (カ) 企画展「加曽利B式展（千葉市編）－加曽利の名を持つもうひとつの土器－」
- (キ) 秋のパネル展「千葉県内の縄文時代丸木舟セレクション」
- (ク) 県内縄文遺跡展「印西市西根遺跡－旧河道から加曽利B式土器が大量出土！－」
- (ケ) 企画展「特別史跡加曽利貝塚令和7年度発掘調査速報展」

(3) 利用状況（令和7年度） 58,540人（1日平均 189人）

4 郷土博物館

郷土博物館は、昭和42年4月に観光課所管の「郷土館」として開館し、昭和51年7月に教育委員会所管の社会教育施設となり、昭和58年4月には「千葉市立郷土博物館」と館名を改めるとともに、同年9月に博物館登録された。その後、平成12・13年度に耐震改修工事、平成22年度には千葉市科学館に移転したプラネタリウム室を近現代の展示室に改修した。展示のリニューアルを行い、令和7年11月に再開し、通史展示となった。

当館は、歴史・民俗系の博物館として、古代から現代までの本市の通史全般に係る調査・研究・展示・教育普及活動を行い、市内外の多くの方々に本市の歩みを伝承するとともに、市史の編さんを行っている。

なお、2026年の千葉開府900年記念事業の一環として、千葉氏に関する夏と秋の2回の特別展を開催する。また、郷土の歴史を学びの一環として市史「史料編近現代」3巻の編集・刊行を進めていく。

位	置	中央区亥鼻1-6-1
開館年月日		昭和42年4月9日
博物館登録年月日		昭和58年9月16日
建物	本館	鉄骨鉄筋コンクリート造（城郭建築4層5階）
	本館玄関棟	鉄骨鉄筋コンクリート造（城郭建築2層2階）
	収蔵棟	鉄筋コンクリート造（地上1階地下2階/一部塔屋）
面積	敷地面積	8,748.59m ²
	建築面積	823.75m ²
	延床面積	2,416.29m ²

(1) 施設概要

本館	1階	展示室、講座室他
	2階	展示室、歴史・市史学芸員室、休憩コーナー
	3階	展示室
	4階	展示室
	5階	展示室（展望スペース）

(2) 事業実績（令和7年度）

ア 資料収集保管事業	収集資料	※リニューアル休館中のため、増加分なし
イ 調査研究事業	千葉市民俗調査、千葉氏関係資料調査、収集資料の調査、「研究紀要」の発行	
ウ 展示事業	常設展示※令和7年11月8日にリニューアルを終え、再開。通年展示となる。特別展「千葉氏と城館」	
エ 教育普及事業	千葉氏公開市民講座、火縄銃演武、講師派遣（9回）等	
オ 市史編さん事業	『千葉市史史料編近現代』の編集、市史研究講座、初級古文書講座、中級古文書講座、『ちば市史編さん便り』、『千葉いまむかし』の発行	

(3) 利用状況（令和7年度） 37,550人（1日平均 316人）※リニューアル再開後の集計のみ

(4) 資料収集状況

令和8年3月31日現在

歴史	民俗	書籍	科学	美術	合計
5,692	6,823	19,258	143	413	32,329

第16章

都 市 局

1 都 市 計 画

1 都市計画区域

本市の都市計画区域は、昭和5年7月、当時の行政区域1,522haについて指定されたが、その後、市の発展に伴い隣接町村の合併、公有水面埋立等市域の拡張による区域の変更が行われ、現在の都市計画区域面積は27,209haとなっている。

2 ちば・まち・ビジョン

令和5年9月に、本市の都市づくり・まちづくりの基本的な方針として、「ウォークブル（歩きたくない）、リバブル（暮らしやすい）、サステナブル（持続可能）な美しく心地よい千葉へ」を目標に掲げ、「ちば・まち・ビジョン」を策定した。

この「ちば・まち・ビジョン」は、各種計画・制度の連携により将来ビジョンの実現に向けた取組みを効果的に推進していくために、都市計画の総合的な方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」、都市計画区域マスタープランに即し、より地域に密着した見地から定める都市計画の方針である「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するために、居住や都市機能の増進に寄与する施設の立地を公共交通沿線などに緩やかに誘導していくための計画である「立地適正化計画」を統合したものである。

3 市街化区域・市街化調整区域

決定年月日	市街化区域編入箇所	決定年月日	市街化区域編入箇所
昭和45年7月31日	(当初決定)	平成8年10月18日	(行政界変更に伴う変更)
昭和48年5月25日	旧土気町の一部等	平成9年9月9日	土気東地区、御成台地区等
昭和57年8月10日	幕張地区、土気南地区等	平成13年3月30日	稲毛北地区、中央港1丁目地区
昭和60年8月30日	新検見川北地区、原町第3地区等	平成19年3月20日	古市場地区
昭和62年10月2日	大野台地区	平成28年2月12日	千葉中央港地区
平成3年3月26日	東寺山第3地区、蘇我町2丁目地先地区	令和5年9月29日	千葉中央港地区等

市街化区域 12,882ha (47.3%) 市街化調整区域 14,327ha (52.7%)

4 地 域 地 区

本市は、昭和23年2月、戦災復興計画により初めて、旧都市計画法に基づき「商業地域」、「住居地域」、「工業地域」、「未指定地域」の4区分が指定され、昭和39年1月には、市街地の拡大に伴い現在の用途地域の骨格を定め、その後は市街地開発事業や埋立事業などの計画的な整備に合わせ用途地域の指定変更を行ってきている。

昭和48年には、高度経済成長時代の都市問題を背景とする都市計画法及び建築基準法の改正を受け、広域都市計画の見地から全市的な土地利用の規制・誘導を行うため、8種類の用途地域の指定を行い、平成8年には、住環境の保護や市街地形態の多様化への対応を目的として、12種類の用途地域へと変更している。

また、これら用途地域を補完するものとして、高度地区や防火地域・準防火地域、特別用途地区、高度利用地区などの指定を行っており、平成25年6月には、市街地の住環境を維持し、秩序ある街並みの形成を図るため、絶対高さを定める高度地区へ変更を行った。

本市の用途地域は、住宅団地や埋立地等の計画的に整備された市街地については、それぞれの土地利用計画に整合したものとするほか、都心部や駅周辺では、土地の高度利用を誘導するため商業系の地域を定め、その他、住宅地については住環境の保全を重視し住居専用地域を広く定めている。

地域地区一覧

地域地区		地区数	面積 (ha)
用途地域	第一種低層住居専用地域		3,438
	第二種低層住居専用地域		62
	第一種中高層住居専用地域		2,036
	第二種中高層住居専用地域		608
	第一種住居地域		2,449
	第二種住居地域		854
	準住居地域		82
	近隣商業地域		497
	商業地域		429
	準工業地域		632
	工業地域		432
	工業専用地域		1,363
	合 計		12,882
特別用途地区	新港経済振興地区		151
	幕張新都心文教地区		82
	千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区		7.1
高度地区	第一種高度地区 (20m)		4,671
	〃 (31m)		815
	第二種高度地区 (20m)		351
	〃 (31m)		88
	合 計		5,925
高度利用地区		14地区	23.6
特定街区		2地区	8.9
都市再生特別地区		1地区	0.6
防火地域・準防火地域	防火地域		294
	準防火地域		810
	合 計		1,104
特別緑地保全地区		13地区	61.1
生産緑地地区		344地区	72.58

5 地区計画

まちづくりの最低限のルールは、都市計画法や建築基準法などによって定められている。地区計画は、地区の特性などに応じたきめ細かなまちづくりを進めていくために、住民等の意見を十分に取り入れながら、地域の実情にあわせた建物の建て方などをその計画内容にそって規制・誘導する制度である。

この地区計画制度は、都市計画法及び建築基準法の改正により昭和55年に創設され、まちづくりに有効な手法のひとつとして活用されている。

本市においては、昭和60年のこてはし横戸団地地区計画決定から令和8年3月までで60地区が決定されている。

このうち、再開発等促進区を利用した地区計画は、幕張新都心豊砂地区地区計画（平成3年）と蘇我副都心臨海地区地区計画（平成14年）の2地区である。

		地区数	面積（ha）
地区計画		60地区	1254.1
	うち 再開発等促進区	2地区	186.7

6 都市景観の形成

本市の都市景観行政は、昭和54年度に策定した「都市美基本構想」を基に都心部の公共施設整備を中心に展開してきた。その後、民有地における景観形成の誘導、市民・事業者の協力による地域の特性を活かした都市景観形成を推進するため、平成8年3月に「千葉市都市景観条例」を制定し、各種施策を実施した。

平成16年に、国は景観に関する初めての総合的な法律である「景観法」を制定した。これを受けて、新たな景観マスタープランとして、平成22年12月に「千葉市景観計画」を策定し、自主条例による景観施策から景観法に基づく施策の展開へと移行した。令和5年9月には、本市の景観に係る特性や課題、景観に対する市民意識の変化を踏まえ、計画を改定した。

また、景観計画区域内（市内全域）で、地域の特性を活かし、先導的な景観形成を図る必要がある特定の地区を「景観形成推進地区」と位置づけ、幕張新都心中心地区（平成24年10月）、幕張新都心若葉住宅地区（平成31年1月）、幕張新都心住宅地区（令和4年10月）の3地区を指定した。

7 屋外広告物行政指導

本市の屋外広告物行政は、昭和47年に千葉県より屋外広告物法に基づく千葉県屋外広告物条例関連事務の委任を受け、その後の政令市移行に伴い千葉市屋外広告物条例を制定し、運用してきた。

国は、平成16年の景観法制定に伴い屋外広告物法を改正し、違反広告物の簡易除却制度の拡大と屋外広告業登録制度を導入した。これを受けて、平成17年3月に条例の一部を改正し、屋外広告業を届出制から登録制へと移行した。

また、平成27年3月に条例の一部を改正し、地域の特性を活かした広告物の独自ルールを定められる広告物景観形成地区の創設や、良好な景観形成に寄与する広告物の特例制度の拡充等を定めた。

令和3年6月には「幕張新都心中心地区広告物景観形成地区」を指定した。

8 臨海部地域再編整備

蘇我特定地区については、平成13年10月に策定した「蘇我特定地区整備計画」において、千葉都心、幕張新都心と並び、バランスのとれた多心型都市構造の形成を図るため蘇我副都心の育成・整備を目指している。

9 宅地開発指導

無秩序な市街化を抑制し、市民の快適な生活環境及び良好な都市環境を創造していくため、都市計画法に基づく開発許可制度を運用し、公共施設の整備を図ると共に、事業者に対し、宅地開発指導要綱に基づき行政指導を行っている。

(1) 開発行為等申請状況（令和7年度）

都市計画法第29条開発行為許可申請	83件	開発行為等に関する申告書	5件
〃 第43条建築行為許可申請	37件	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条工事許可申請(旧法含む)	23件
〃 施行規則第60条証明	206件	指導要綱に基づく協定締結願	0件

10 令和8年地価公示（令和8年1月1日現在）

(1) 用途別の平均価格と平均変動率の推移

区 分	住 宅 地		商 業 地	
	平均価格	平均変動率	平均価格	平均変動率
令和2年	円/㎡ 120,800	% 1.3	円/㎡ 333,500	% 4.1
令和3年	円/㎡ 121,900	% 0.4	円/㎡ 340,000	% 1.4
令和4年	円/㎡ 123,600	% 1.0	円/㎡ 347,400	% 1.7
令和5年	円/㎡ 126,600	% 1.9	円/㎡ 360,500	% 3.6
令和6年	円/㎡ 132,100	% 3.7	円/㎡ 391,400	% 7.4
令和7年	円/㎡ 140,800	% 5.1	円/㎡ 428,600	% 8.4
令和8年	円/㎡ 149,700	% 5.8	円/㎡ 467,600	% 8.6

(2) 区別の平均価格と平均変動率

区 分	住 宅 地		商 業 地	
	平均価格	平均変動率	平均価格	平均変動率
中 央 区	170,200円/㎡	7.5%	555,600円/㎡	9.0%
花見川区	148,000円/㎡	3.6%	309,500円/㎡	9.1%
稲毛区	186,200円/㎡	5.1%	398,300円/㎡	9.7%
若葉区	98,600円/㎡	6.9%	248,000円/㎡	7.5%
緑 区	85,400円/㎡	5.6%	234,000円/㎡	7.5%
美浜区	196,200円/㎡	5.6%	383,000円/㎡	7.1%
市 平 均	149,700円/㎡	5.8%	467,600円/㎡	8.6%

※平均変動率は各地点の変動率の平均

2 都 市 再 開 発

本市では、昭和60年8月に長期的で総合的なマスタープランとして「都市再開発方針」を定め、再開発を計画的に進めてきた。平成12年の都市計画法の改正により、平成19年3月に独立した都市計画となり、平成28年2月に社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行い、令和5年9月に「ちば・まち・ビジョン」と連携した見直しを行った。特に一体的かつ総合的に市街地再開発を促進すべき地区として、7地区約314haが「再開発促進地区」に指定されている。

1 完了地区

地区名	地区概要	備考
千葉中央地区	事業名称：千葉中央地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区中央1丁目11番地、2丁目5番地 地区面積：約 1.2 ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約 180 億円	S 60. 8 都市計画決定 S 61. 5 組合設立認可 S 62. 6 権利変換計画認可 H元. 7 工事完了公告 H 3. 3 組合解散認可
千葉中央第二地区	事業名称：千葉中央第二地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区中央3丁目3番地1他 地区面積：約 0.25 ha 施行者：個人施行者 総事業費：約 30 億円	S 59. 7 事業施行認可 S 59.12 権利変換計画認可 S 61. 9 工事完了公告 S 62. 7 事業終了認可
千葉新町地区	事業名称：千葉新町地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区新町1,000番地 地区面積：約 2.9 ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約 840 億円	S 61.12 都市計画決定 H元. 3 組合設立認可 H 2. 3 権利変換計画認可 H 5. 7 工事完了公告 H 8. 3 組合解散認可
千葉新町第二地区	事業名称：千葉新町第二地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区新町1,001番地 地区面積：約 1.1 ha 施行者：個人施行者 総事業費：約 290 億円	S 61.12 都市計画決定 H元. 3 事業施行認可 H 2.11 権利変換計画認可 H 5. 3 工事完了公告 H 8. 3 事業終了認可
千葉中央第六地区	事業名称：千葉中央第六地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区中央4丁目5番1 地区面積：約 1.3 ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約 216 億円	H15. 8 都市計画決定 H15.12 組合設立認可 H16.11 権利変換計画認可 H19. 7 工事完了公告 H20. 1 組合解散認可
千葉駅西口地区	事業名称：千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業 所在地：中央区新千葉1丁目及び2丁目の各一部 地区面積：約 1.9 ha 施行者：千葉市 総事業費：約 641 億円	S 63.2 都市計画決定 H 2.6 事業計画決定 H20.4 管理処分計画認可 (A工区) H25.9 施設建築物完了公告 H26.5 公共施設完了公告 (B工区) R 2.3 施設建築物完了公告 R 3.3 公共施設完了公告
千葉駅東口地区	事業名称：千葉駅東口地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区富士見2丁目1番他 地区面積：約 1.0 ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約 180 億円	H28. 3 都市計画決定 H28.10 組合設立認可 H29. 2 権利変換計画認可 R 4.10 工事完了公告 R 5.12 組合解散認可
新千葉2・3地区	事業名称：新千葉2・3地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区新千葉2丁目3番他 地区面積：約 0.3 ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約 47 億円	R 1.11 都市計画決定 R 2. 5 組合設立認可 R 3. 2 権利変換計画認可 R 4.11 施設建築物完了公告(街区1) R 5. 2 施設建築物完了公告(街区2) R 5.12 組合解散認可

2 施行中地区

千葉駅東口西銀座B地区優良建築物等整備事業

本事業は、中心市街地への玄関口の至近に位置する西銀座地区にて進められる民間建築事業において、都心としての魅力的な空間形成の促進や賑わい創出を目的とし、市街地環境の整備改善を図る。

令和8年度は共同企業体と協議を継続しつつ、優良建築物の整備を進める。

事業者	千葉駅東口西銀座B地区 事業者共同企業体	施設建築物	共同住宅・店舗 (住宅・商業)
事業区域	中央区富士見2丁目6番1 他	建築面積	約 2,600 m ²
事業面積	約 0.8 ha	延床面積	約 48,000 m ²
権利者	4社	補助要件	共同施設整備費の2/3を上限

3 区 画 整 理

1 土地区画整理事業実施状況

施行区分	施行中		換地処分済		計		摘 要
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	
個人	—	ha —	3	ha 56.63	3	ha 56.63	
組合	—	—	10	245.00	10	245.00	耕地整理法準用
組合	—	—	24	733.62	24	733.62	
公共団体(市)	3	111.73	16	726.25	19	837.98	
公共団体(県)	—	—	1	16.32	1	16.32	
行政庁	—	—	1	160.40	1	160.40	復興事業
都市再生機構	—	—	7	901.79	7	901.79	
計	3	111.73	62	2,840.01	65	2,951.74	

2 市施行土地区画整理事業

事業区域名		認可年月日	総事業費	面積	施行年度	減歩率	備 考
南 部	第 一 工 区	昭17. 9. 2	千円 6,164,000	ha 130.81	昭17～平29	% 28.86	平12. 1.28 換地処分公告
	第 二 工 区			78.34		23.89	平20. 2. 3 換地処分公告
	第 三 工 区			10.38		24.40	昭46.11. 2 換地処分公告
北 部 第 一 地 区		19.12.30	447,225	51.25	19～平6	22.80	平 3. 2. 8 換地処分公告
北 部 第 二 地 区		20. 2.13	333,639	20.61	19～平元	20.68	昭60.12.13 換地処分公告
長 洲 地 区		29. 3.12	114,113	4.32	28～54	23.44	昭53.11.28 換地処分公告
登 戸 地 区		30. 3.31	72,522	10.67	29～52	16.00	昭51. 3.26 換地処分公告
作 草 部 地 区		33. 5.16	369,696	9.56	33～平6	23.73	平 2.11.30 換地処分公告
南 部 末 広 地 区		33. 5.23	103,853	33.41	33～48	22.00	昭46. 7. 9 換地処分公告
北 部 第 三 地 区		36. 8.29	28,898	6.88	36～48	20.00	昭45.11.27 換地処分公告
都 地 区		37. 8.28	3,769,400	88.57	37～平23	24.27	平14. 9. 6 換地処分公告
検見川第二地区		38. 2.11	2,173,627	44.74	37～平21	24.97	平 6.11. 4 換地処分公告
小 中 台 地 区		38. 3.30	3,310,000	31.19	37～平27	25.22	平23. 2.13 換地処分公告
幕 張 台	第 一 工 区	40. 5.19	3,961,662	74.86	40～平3	30.50	昭62.11.27 換地処分公告
	第 二 工 区			66.36		27.59	昭60. 4. 5 換地処分公告
事業区域名		認可年月日	総事業費	面積	施行年度	減歩率	備 考
高 品 地 区		42. 9. 5	327,447	24.33	42～平元	28.10	昭60. 5.17 換地処分公告
港 町 地 区		37.10.12	2,032,946	20.40	37～61	19.00	昭57. 6.18 換地処分公告
新 田 地 区		43. 3. 2	3,169,830	11.59	42～平3	19.90	昭61. 1. 7 換地処分公告
弁 天 地 区		58. 2.23	11,500,000	7.98	57～平19	7.86	平15. 2.14 換地処分公告
検見川・稲毛地区		61. 1.21	24,990,000	67.95	60～令26	26.47	建物 67.7% 道路 58.7% 進捗率 74.4%
寒 川 第 一 地 区		平元.11.24	18,490,000	17.73	平元～令15	21.40	建物 99.3% 道路 79.2% 進捗率 95.5%
東 幕 張 地 区		平8.10. 4	36,800,000	26.05	平8～令22	(22.19) 28.12	建物 75.1% 道路 61.3% 進捗率 72.6%

※カッコ書きは実質減歩率である。建物は建物等移転進捗率、道路は道路築造進捗率、進捗率は総事業費ベースである。(令和7年度末)

(1) 検見川・稲毛地区土地区画整理事業

J R総武線新検見川駅より南東約500mに位置し、周辺は市街地形成された住宅地に囲まれている約68 haの区域である。(総事業費約250億円)

昭和61年1月21日事業認可(国庫補助対象事業)を受け、平成元年度より仮換地指定を行い、建物移転及び道路等の工事に着手した。

令和8年度については、引き続き建物移転及び道路整備等を実施する。

なお、当地区内の権利者は、土地所有者683名、借地権者5名となっており、建物移転戸数371戸、墓地移転258基である。

(2) 寒川第一土地区画整理事業

J R外房線本千葉駅の南西約500mに位置し、東側は京成電鉄千原線、西側は国道357号、南側は市道寒川町南町線、及び北側は昭和57年度に完了した港町土地区画整理事業地区に接する約17.7haの区域である。(総事業費 約185億円)

平成元年11月24日に事業認可(国庫補助対象事業)を受け、平成4年10月に仮換地指定を行い、建物移転及び道路等の工事に着手した。

令和8年度については、引き続き建物移転及び道路整備等を実施する。

なお、当地区内の権利者は、土地所有者368名、借地権者115名となっており、建物移転戸数は501戸(自主解体済み戸数を含む)である。

(3) 東幕張土地区画整理事業

当地区は、J R総武線幕張駅の北側に位置し、東側は既存の密集市街地に接し、西側は都市計画道路3.3.15美浜長作町線、地区の南側は、J R総武線、北側は市街化調整区域の水田に接する東西約400m、南北約600m、面積約26.1haの地区である。(総事業費 約368億円)

平成8年10月4日に事業認可(国庫補助対象事業)を受け、平成14年度に仮換地指定を行い、建物移転及び道路等の工事に着手した。

令和8年度については、引き続き建物移転及び道路整備等を実施する。

なお、当地区内の権利者は、土地所有者520名、借地権者2名となっており、建物移転戸数は477戸である。

3 組合施行土地区画整理事業

組合施行は、昭和30年に土地区画整理法が施行されてから現在まで24地区が実施され、全地区が換地処分を完了している。本市では土地区画整理事業を施行する組合に対し助成を行うことによって、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進並びに健全な市街地の形成に努めている。

(1) 組合施行土地区画整理事業

組 合 名	認可年月日	総 事 業 費	面 積	施行年度	減歩率	備 考
東 部 土地区画整理組合	昭35. 1. 19	千円 294, 077	ha 9. 79	昭34～平 3	% 32. 97	平 2. 10. 26 換地処分公告
東 部 第 二 〃	38. 3. 23	12, 600	5. 25	37～40	26. 15	昭39. 8. 21 換地処分公告
狐 塚 〃	38. 4. 16	7, 741	1. 80	38～43	—	昭43. 1. 23 換地処分公告
東 部 第 三 土地区画整理組合	昭39. 8. 31	42, 080	10. 09	昭39～46	17. 96	昭42. 2. 7 換地処分公告
東 千 葉 〃	40. 3. 31	1, 063, 687	43. 43	39～54	27. 68	昭48. 2. 2 換地処分公告
原 町 〃	44. 8. 8	1, 909, 743	17. 70	44～54	26. 81	昭54. 9. 14 換地処分公告
源 町 〃	44. 9. 8	2, 047, 623	41. 36	44～50	31. 01	昭50. 4. 11 換地処分公告
原 町 第 二 〃	45. 10. 2	983, 290	8. 07	45～53	43. 35	昭52. 3. 4 換地処分公告
小 中 台 第 二 〃	49. 11. 5	136, 408	1. 42	49～54	19. 73	昭54. 10. 12 換地処分公告
み つ わ 台 〃	54. 9. 7	343, 307	2. 83	54～60	19. 04	昭59. 11. 24 換地処分公告
土 気 南 〃	57. 9. 28	75, 541, 500	313. 64	57～平 9	56. 96	平 8. 7. 26 換地処分公告
誉 田 南 〃	62. 2. 27	1, 556, 850	9. 05	61～平 6	43. 74	平 6. 11. 8 換地処分公告
原 町 第 三 〃	62. 3. 13	14, 442, 139	27. 84	61～平14	49. 28	平14. 2. 22 換地処分公告
新 検 見 川 北 〃	63. 3. 8	16, 921, 252	37. 93	62～平 8	39. 27	平 8. 3. 8 換地処分公告
南 部 蘇 我 〃	平元. 10. 3	16, 389, 828	39. 67	平元～28	36. 80	平27. 11. 23 換地処分公告
東 寺 山 第 二 〃	2. 7. 6	2, 206, 800	3. 04	2～11	37. 07	平 7. 3. 22 換地処分公告
浜 野 駅 東 口 〃	3. 6. 14	6, 439, 068	13. 10	3～13	29. 94	平13. 1. 19 換地処分公告
東 寺 山 第 三 〃	5. 12. 24	3, 634, 753	8. 50	5～13	37. 46	平10. 7. 2 換地処分公告
小 中 台 牛 尾 升 〃	7. 11. 30	1, 478, 119	3. 77	7～10	37. 28	平10. 10. 20 換地処分公告
土 気 東 〃	10. 2. 19	21, 856, 000	84. 98	9～22	60. 91	平22. 8. 1 換地処分公告
誉 田 一 丁 目 〃	10. 3. 10	753, 527	3. 13	9～13	39. 68	平13. 3. 27 換地処分公告
若 葉 区 源 町 第 二 〃	11. 3. 10	1, 618, 300	3. 24	10～14	59. 84	平14. 11. 8 換地処分公告

稲 毛 北 〃	13. 6. 20	6, 275, 800	31. 97	13～19	46. 84	平19. 1. 19 換地処分公告
緑区古市場地区 〃	19. 10. 25	1, 829, 000	12. 02	19～23	39. 83	平23. 1. 30 換地処分公告

(2) 土地区画整理事業助成制度

助成対象組合

- ア 新たに住宅市街地等の造成を目的とした事業であって、かつ、その施行地区の面積（以下「施行面積」という）が2ha以上であること。
- イ 事業の施行後の道路、公園、広場及び緑地等の公共用地の合計面積が事業の施行面積の22%以上であること。ただし、事業に都市計画施設が含まれている場合で、特に市長が認めたときは、この限りでない。
- ウ 不動産売買、建設業その他これらに類する業を行う者が施行地区内において土地を所有している場合には、その面積が施行面積の3分の1以下であること。

助成の対象経費及び助成範囲

助成の対象となる経費	助 成 範 囲
組合設立又は事業施行の認可に要する調査、測量及び設計に必要な経費	認可申請書の作成費まで
事業に要する資金のうちの借入金	- 対象経費（工事費、補償費及び事務費のうち、借入金をもって充てる経費の3分の1）×年5% - 施行面積（㎡）に900円（大規模な整地工事を必要とする場合は1,400円）×$\frac{1}{3}$×年5% 上記のいずれか低い額。ただし、組合設立又は事業の施行認可後4年以内のものについてのみの利子補給対策であり、利子補給の期間は2年間とする。
組合事業に要する工事費	施行地区内の都市計画決定された街路及び幅員10m以上の街路で都市計画として決定された街路に準ずると市長が認めたものについて用地買収することとして積算した用地費の額の$\frac{1}{3}$以内

4 独立行政法人都市再生機構施行土地区画整理事業

事業区域名	認可年月日	総 事 業 費	面 積	施行年度	減歩率	備 考
新 検 見 川	昭44. 5. 6	千円 1, 844, 802	ha 77. 58	昭44～ 46	% 35. 00	昭和47年1月21日 換地処分公告
東 寺 山	44. 10. 8	3, 670, 532	102. 28	44～ 49	35. 00	昭和49年10月15日 換地処分公告
千 葉 東 南 部	52. 5. 11	400, 785, 142	605. 00	52～平17	38. 00	平成13年6月22日 換地処分公告
千 原 台	52. 5. 11	216, 410, 760	368. 94 千葉市域 (2. 38)	52～平18	38. 00	平成14年5月17日 換地処分公告

事業区域名	認可年月日	総事業費	面積	施行年度	減歩率	備考
千葉寺	62. 5. 16	39, 996, 988	55. 26	62～平16	38. 00	平成13年8月3日 換地処分公告
千葉中央港	平 5. 6. 3	53, 192, 759	20. 76	平 5 ～ 23	34. 48	平成19年8月31日 換地処分公告
蘇我臨海	15. 1. 23	11, 786, 094	38. 53	14～ 23	40. 15	平成19年3月30日 換地処分公告

4 都市交通体系

本市ではこれまで、人口の増加に伴う交通容量の不足などを背景に、鉄道、モノレール、道路の整備など、各分野における施設の量的な拡大を中心とした取組みが行われてきた。

しかしながら、今後は人口減少・少子超高齢社会の本格化、地球温暖化の進行などの社会情勢の変化に的確に対応するために、鉄道、モノレール、バス等の各事業者とともに、効率的かつ持続可能な都市交通体系の構築に向けた取組みを進める。

1 都市モノレール事業

千葉都市モノレールは、千葉都心部と、内陸部の住宅団地・海浜部を結ぶ都市交通として、また定時に優れ、環境負荷にも対応した交通機関として、千葉みなと駅から千城台駅及び県庁前駅までの営業距離15.2kmで運行しており、令和7年度は1日約58千人（年間21,119千人）が利用している。

(1) 建設（開業）区間

ア 都市モノレール1号線（千葉みなと駅～県庁前駅間3.3km）

イ 都市モノレール2号線（千葉駅～千城台駅間12.1km）

(2) 延長 15.4km（建設キロ）

(3) 駅数 18駅 平均駅間距離約900m

(4) 車両型式 懸垂型モノレール

(5) 定員 1000形（旧型）車両166人、0形（新型）車両156人（2両固定編成）

(6) 経営主体 千葉都市モノレール株式会社

(7) 旅客輸送状況（令和7年度）

1日平均乗車人員 実績 57,861人

〃 運輸収入 実績 約10,072千円

年度別輸送実績

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
定期外	6,883,730	7,822,814	8,615,379	9,003,017	9,432,861
通勤定期	7,947,420	8,241,720	8,679,660	9,152,460	9,545,040
通学定期	1,674,120	1,801,980	1,865,040	2,010,900	2,141,400
定期合計	9,621,540	10,043,700	10,544,700	11,163,360	11,686,440
合計	16,505,270	17,866,514	19,160,079	20,166,377	21,119,301
1日平均	45,220（人/日）	48,949（人/日）	52,350（人/日）	55,250（人/日）	57,861（人/日）

(8) 工 事 等

路 線	区 間	延 長 (建設キロ)	建設期間 (年度)	備 考
1 号線	千 葉 み な と 駅 ～ 千 葉 駅 千 葉 駅 ～ 県 庁 前 駅	1. 6 km 1. 7	平 元 ～ 平 7 平 3 ～ 平 10	平 7 年 8 月 開 業 平 11 年 3 月 開 業
2 号線	ス ポ ー ツ セ ン タ ー 駅 ～ 千 城 台 駅 (仮) 千 葉 駅 ～ ス ポ ー ツ セ ン タ ー 駅 千 葉 駅 ～ (仮) 千 葉 駅	8. 1 3. 9 0. 1	昭 56 ～ 昭 62 昭 61 ～ 平 2 昭 62 ～ 平 7	昭 63 年 3 月 開 業 平 3 年 6 月 開 業 平 7 年 8 月 開 業

(9) 千葉都市モノレール(株)の概要

ア 設 立 昭和54年3月20日

イ 所 在 地 千葉市稲毛区萩台町199－1

ウ 資本金額 1億円

〔株主〕千葉市 (93.0%)

他19社 (7.0%) (令和8年3月末現在)

2 コミュニティバスの運行 (令和7年度)

	さらしなバス	おまごバス	いずみバス	おおみやバス
運 行 開 始	平成10年10月	平成17年9月	平成20年3月	令和6年4月1日
運 行 日 数	365日			365日
運行ルート	千城台駅を起終点とした循環 (経由地: 御成台車庫、川崎十字路、更科小学校、泉市民センター)	千城台駅を起終点とした循環 (経由地: 金親、内小間子、沖十文字、農政センター、御茶屋御殿)	千城台駅を起終点とした循環 (経由地: 若葉いきいきプラザ、北谷津、いずみ台ローズタウン、大草、千城台高校)	鎌取駅 (北口) から千城台駅 (または御成台車庫) の往復
料 金	一律300円 (中学生以下100円)			一律300円 (小学生以下100円)
便 数	11便	16便	14便	8便
利用者数	17,136人 (約44人/日)	40,800人 (約99人/日)	31,355人 (約75人/日)	19,709人 (約54人/日)

3 各駅の乗車人員 (令和7年度)

J R 東 日 本 (令和8年6月末時点で乗車人数が発表されていないため令和6年度の数字となります。)

駅 名	乗車人員 (人/日)	駅 名	乗車人員 (人/日)	駅 名	乗車人員 (人/日)
幕 張 本 郷 駅	26,009	東 千 葉 駅	2,972	土 気 駅	11,080
幕 張 駅	15,438	都 賀 駅	19,872	浜 野 駅	7,504
新 検 見 川 駅	20,747	本 千 葉 駅	12,908	幕 張 豊 砂 駅	7,359
稲 毛 駅	46,295	蘇 我 駅	32,705	海 浜 幕 張 駅	56,995
西 千 葉 駅	20,421	鎌 取 駅	18,886	検 見 川 浜 駅	14,951
千 葉 駅	104,225	誉 田 駅	7,072	稲 毛 海 岸 駅	20,360
				千 葉 み な と 駅	17,267

京成電鉄

駅 名	乗車人員 (人/日)	駅 名	乗車人員 (人/日)	駅 名	乗車人員 (人/日)
幕 張 本 郷 駅	8,378	西 登 戸 駅	1,787	大 森 台 駅	1,856
幕 張 駅	4,355	新 千 葉 駅	1,102	学 園 前 駅	3,102
検 見 川 駅	2,439	千 葉 駅	16,664	お ゆ み 野 駅	2,901
稲 毛 駅	4,012	千 葉 中 央 駅	11,082		
み どり 台 駅	4,351	千 葉 寺 駅	2,810		

千葉都市モノレール

駅名	乗車人員 (人/日)	駅名	乗車人員 (人/日)	駅名	乗車人員 (人/日)
千葉みなと駅	9,224	千葉公園駅	1,212	みつわ台駅	1,859
市役所前駅	3,005	作草部駅	2,389	都賀駅	6,207
千葉駅	14,543	天台駅	2,261	桜木駅	1,947
栄町駅	332	穴川駅	2,052	小倉台駅	1,649
葭川公園駅	1,269	スポーツセンター駅	2,742	千城台北駅	1,244
県庁前駅	989	動物公園駅	846	千城台駅	4,091

5 海辺の活性化

本市は、全長約42kmの海岸線に面しており、稲毛から幕張にかけて約4.3kmにわたり整備された3つの人工海浜、稲毛海浜公園や県立幕張海浜公園などの公園緑地、そして千葉中央港地区や蘇我臨海部地区の港湾など、市民が東京湾の自然や港の景観に親しみ、マリンスポーツなどを楽しむことができる貴重な海辺空間を擁している。

1 海辺のグランドデザイン

稲毛から幕張にかけての人工海浜や公園緑地、そして後背地となっている市街地を一体的に捉えた海辺エリアと位置付けて、都市の魅力向上、市民生活の充実、地域経済の活性化を図るため、本市の20～30年先を見据えた海辺の活性化の方向性を定めた「海辺のグランドデザイン」を平成28年3月に策定した。

同デザインに基づき、市民が日常的に海辺に親しむことができる環境や海辺の魅力を高める施設の整備、海辺空間へのアクセス性の向上などについて、市民・企業等の参画促進や民間活力の導入など官民連携のもとで各種施策を進める。

2 千葉港

千葉港は、東京湾の北東部に位置し、その海岸線延長は約133km、港湾区域面積は2万4,800haに及ぶ日本一広い港湾である。後背地には市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市が所在し、発達した商工業都市を形成している。

本港は、江戸時代から明治時代にかけて物資の積出港として大いに賑わい、戦後の昭和25年に川崎製鉄(株)を誘致したことが契機となり、昭和30年代から40年代にかけて臨海部の埋立造成、食品コンビナート等基幹産業の誘致により京葉工業地帯が形成され、急速に発展した。

取扱貨物量は、平成14年から名古屋港に次ぐ全国第2位であり、首都圏の経済活動に大きく貢献する国際貿易港として機能している。

また、今日では、港湾の環境整備、近代化と高度利用を目標に、港湾計画の下、千葉中央地区等において商業機能の充実を図っている。

(1) 入港船舶

区分 年	外航船		内航船		計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
令和6年	3,209	84,655,095	40,121	48,064,247	43,330	132,719,342
令和7年	3,219	84,863,072	38,809	47,770,651	42,028	132,633,723

(2) 海上出入貨物

(単位:トン)

区分 年	輸出	輸入	外貿合計	移出	移入	内貿合計
令和6年	8,457,951	67,314,243	75,772,194	30,909,774	22,603,397	53,513,171
令和7年	9,117,054	66,307,452	75,424,506	28,969,674	22,487,341	51,457,015

(3) 貿 易

区分 順位	品 種 別		相 手 国 別	
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
1	その他の石油	原油	韓国	アラブ首長国連邦
2	化学薬品	L N G	オーストラリア	オーストラリア
3	揮発油	揮発油	台湾	サウジアラビア

※順位は令和6年取扱い貨物量（速報値）による。

3 千葉中央港

千葉中央港地区は、千葉都心の中で唯一、市民に開かれた水際線を有し、J R千葉みなと駅に隣接するなど交通利便性も高く、周辺には千葉ポートタワーや千葉ポートパーク、県立美術館など魅力的な観光・レクリエーション施設等が集積している。

また、海沿いにはさんばしひろば（約2.1ha）や2基の旅客船棧橋等が供用され、千葉港を遊覧する旅客船の運航や各種イベントの開催など、魅力的で賑わいのある親水空間が創出されている。

平成30年3月には、旅客船ターミナル等複合施設を代表施設とする周辺施設が国土交通省港湾局長より「みなとオアシス千葉みなと」として登録され、その関係者で構成される千葉市みなと活性化協議会により、「みなと」を核とした賑わいのあるまちづくりと、新たな本市の観光資源としての活用が進められている。

(1) 施設整備

ア 施設等

緑地及びふ頭用地 約1.5ha

小型さん橋 2基 (L=50m)

防波堤 1基 (L=80m)

イ 整備期間 平成17年度～令和2年度

ウ 総事業費 約50億円

(2) 関連施設整備（旅客船ターミナル等複合施設）

ア 概要 「みなと」に隣接する市有地を活用し、旅客船ターミナル機能を有する商業施設を整備することで、旅客船の待ち時間以外も「みなと」に賑わいを創出する。

イ 所在等 中央区中央港1丁目205番1（敷地面積：6,966㎡）

ウ 建物構造 鉄骨造2階建

エ 主な施設 旅客船ターミナル機能（待合所、チケットカウンター、事業者事務所等）
商業施設（レストラン、カフェ、ダイビングショップ等）

6 建 築 ・ 住 宅

建築行政については、安全で住みよい良好なまちづくりを進めるため、「千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」「千葉県福祉のまちづくり条例」を的確に運用すると共に、「千葉市狭あい道路拡幅整備事業」等を実施している。

住宅行政については、令和5年3月に改定した「千葉市住生活基本計画」等に基づき、民間住宅含めた全ての住宅を対象とした良好な住まい・まちづくりを推進している。また、市営住宅については、令和6年2月に改定した「千葉市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づいて、管理及び再整備を行っている。

1 建 築

(1) 建築確認処理件数

区分 年度	法6条1～3号 右記以外	一戸建て の住宅	建築設備 エレベーター	工 作 物 広 告 塔	計
R6	609 (21)	2,822 (0)	187 (21)	39 (0)	3,657 (42)
R7	505 (11)	2,635 (0)	168 (39)	32 (2)	3,340 (52)

※ () は計画通知で外数・計画変更申請は除く

(2) 千葉市中高層建築物に係る紛争の予防と調整に関する条例

項目 年度	標 識 設 置 提 出 件 届 数	あ っ せ ん 実 施 件 数	調 停 実 施 件 数
R6	53	0	0
R7	41	0	0

(3) 千葉市狭あい道路拡幅整備事業〈平成14年度創設〉

災害時の道路通行を確保するため、幅員4m未満の市道に接する私有地の寄付者を対象に、寄付地内の門扉や壁の撤去移設、擁壁の築造などの費用の一部を助成する。

利用実績 令和7年度 寄付受付件数30件、助成金等交付件数5件

(4) 千葉県福祉のまちづくり条例

区分 年度	届出件数	適合証交付件数
R6	52	1
R7	52	1

(5) 千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業〈平成25年度創設〉

緊急輸送道路の通行を確保するため、旧耐震基準で建設された沿道建築物の耐震診断の費用の一部を助成する。

利用実績 令和7年度 利用実績なし

(6) 千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業〈平成28年度創設〉

緊急輸送道路の通行を確保するため、旧耐震基準で建設された沿道建築物の耐震改修、建替え及び除却の費用の一部を助成する。

利用実績 令和7年度 利用実績なし

(7) 吹付けアスベスト対策助成事業〈平成17年度創設〉

吹付けアスベストによる健康被害を防止するため、調査や除去などの費用の一部を助成する。

ア 分析調査

(ア) 助成限度額 25万円

(イ) 利用実績 令和7年度 利用実績なし

イ 除去工事等

(ア) 工事の内容 除去等（解体予定の建築物も含む）、封じ込め工事、囲い込み工事

(イ) 助成限度額 100万円

(ウ) 利用実績 令和7年度 利用実績なし

2 住生活基本計画、高齢者居住安定確保計画、空家等対策計画

(1) 住生活基本計画〈令和5年3月改定〉

ア 経緯及び目的

平成18年6月、国は本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法を制定した。この法律に基づく「全国計画」が同年9月、「千葉県住生活基本計画」が平成19年3月に策定された。本市では、これまでの総合的な住宅施策である「千葉市住宅マスタープラン」にかえて、平成20年3月に「千葉市住生活基本計画」を策定、平成24年7月、平成29年7月、令和5年3月に各々改定した。この計画は市民の豊かな住生活を実現するために、住生活安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

イ 住宅政策の基本目標

「社会環境の変化や価値観の多様化に対応した、安全で豊かな住生活の実現」

ウ 今後の基本的な方針と横断的視点

4つの横断的視点（「人口の増加」、「災害等リスクの増大」など）のもと、実現すべき目標を3つの視点（「社会環境の変化」、「居住者・コミュニティ」「住宅ストック」）、8つの基本方針（「新しい日常に対応した住まい方の実現」、「少子高齢化における良好な居住環境の形成」など）によって総合的に展開していく。

エ 施策の展開と評価

15の具体的目標（「生活様式や働き方の変化に対応した住まい方の実現」や「子どもや高齢者等が安心して住み続けられる地域づくり」など）を設定し、具体的施策を展開していく。

また、27の住宅政策の評価指標（住環境に対する満足度など）を設け、政策の評価に活用し施策に反映する。

なお、今後施策の実現に向けては、市民および市民団体をはじめ、庁内の関係部局また千葉県やURなどの機関とも一層の連携を図っていく。

(2) 高齢者居住安定確保計画〈令和5年3月改定、「住生活基本計画」に内包〉

ア 経緯及び目的

この計画は、高齢者の居住の安定を確保するため、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを計画的に推進するための方策を示したものであり、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定された基本方針に基づき、平成25年3月に策定し、平成30年8月、令和5年3月に各々改定した。本市

新基本計画の個別部門計画として位置付けるとともに、本市住生活基本計画や福祉部局の計画とも整合を図り策定した。計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間である。

イ 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

取り組みの基本的な考え方として、「良質な高齢者向けの住まいの確保」など3項目を掲げ、その具体的な施策として、「サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者に配慮した住宅の供給促進」などを位置付け、あわせて評価指標や目標量を設定し、具体的に施策展開するものである。

(3) 空家等対策計画〈令和6年3月改定〉

ア 経緯及び目的

空家等に関する問題が全国で表面化してきたことを受け、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市町村の役割として「空家等対策計画」の作成や空家等対策の実施が位置付けられた。本市では平成30年7月、空家等対策の基本的な考え方や方向性等を示すため「千葉市空家等対策計画」を策定したところであるが、本計画の上位計画である「千葉市住生活基本計画」の改定や「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正などに対応するため、令和6年3月に改定した。計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間である。

イ 基本目標と横断的視点

基本目標を『総合的な空家等対策による安全・安心な住環境の形成～対策を総動員して、空き家を「へらす」「つかう」「なくす」～』として定め、3つの横断的視点（「人口の変化」、「多様な住まい方、新しい住まい方」、「良質な住宅ストック」）を取り入れ、効果的かつ効率的に空家等対策を展開していく。

ウ 取組方針

「空家等の発生予防」、「空家等の利活用の促進」、「管理不全な空家等の解消」、「関係団体等の多様な主体との連携」の4つの取組み方針のもと、各種施策に取り組んでいく。

3 民間住宅への助成

(1) 耐震診断助成事業〈平成15年度創設〉

昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された2階建て以下木造住宅の耐震診断を行う市民又は分譲マンションの管理組合を対象に、その費用の一部を補助する。

ア 木造住宅

(ア) 補助額 診断費の5分の4の額。ただし、上限9万6千円

(イ) 耐震診断士 木造住宅耐震診断士として登録されている者（51名）

(ウ) 利用実績 令和7年度 3件

イ 分譲マンション

(ア) 補助額 診断に要する費用の3分の2の額。ただし、次の額が上限。

予備診断：17万円（1管理組合）又は棟数×3万4千円のいずれか少ない額

本診断：400万円（1管理組合）又は延べ面積に応じた単価により算定した費用の3分の2の額のいずれか少ない額。

(イ) 耐震診断士 マンション耐震診断士として登録されている者（13名）

(ウ) 利用実績 令和7年度 1件

(2) 耐震改修助成事業〈平成 17 年度創設〉

耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定された木造住宅（平成12年 5 月以前の耐震基準で建築された住宅）の耐震改修を行う市民又は分譲マンション（昭和56年 5 月以前の耐震基準で建築された住宅）の管理組合を対象に、その費用の一部を補助する。また、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定された住宅（昭和56年 5 月以前の耐震基準で建築された住宅）の除却を行う市民を対象に、その費用の一部を補助する。

ア 木造住宅〈平成17年度創設〉

(ア) 補 助 額 工事費の 5 分の 4 の額。ただし、上限115万円（二段階耐震改修は上限各57.5万円）

(イ) 利 用 実 績 令和 7 年度 31件

イ 分譲マンション〈平成24年度創設〉

(ア) 補 助 額 設計費：設計費の 3 分の 2 の額。ただし、500万円（1 管理組合）又は 1 戸あたり 5 万円のいずれか少ない額が上限。

工事費及び監理費：工事費及び監理費の 3 分の 1 の額。ただし、3,000万円（1 管理組合）又は延べ面積に応じた単価により算定した費用の 3 分の 1 のいずれか少ない額が上限。

(イ) 利 用 実 績 令和 7 年度 利用実績なし

ウ 耐震シェルター〈平成28年度創設〉

(ア) 補 助 額 設置費の 2 分の 1 の額。ただし、20万円が上限。

(イ) 利 用 実 績 令和 7 年度 利用実績なし

エ 住宅除却〈令和3年度創設〉

(ア) 補 助 額 工事費の23%の額。ただし、20万円が上限（密集住宅市街地の場合30万円が上限）

(イ) 利 用 実 績 令和 7 年度 利用実績なし

(3) 屋根耐風診断・改修助成事業〈令和 4 年度創設〉

既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に係る費用の一部を助成する補助する。

ア 耐風診断

(ア) 助 成 の 対 象 専門家が告示基準への適合を確認するために行う瓦屋根の診断

(イ) 補 助 額 診断費の 3 分の 2 の額。ただし、上限 2 万 1 千円。

(ウ) 利 用 実 績 令和 7 年度 利用実績なし

イ 耐風改修

(ア) 助 成 の 対 象 告示基準に適合する瓦屋根への全面改修、または金属屋根等への全面改修

(イ) 補 助 額 工事費の23%の額。ただし、55万2千円が上限（屋根面積による上限あり）

(ウ) 利 用 実 績 令和 7 年度 18件

(4) 危険ブロック塀等改善補助事業〈平成 30 年度創設〉

危険なブロック塀等を撤去し、軽量フェンス等を設置する費用の一部を補助する。

(ア) 助 成 の 対 象 撤去費、軽量フェンス設置費等

(イ) 助 成 限 度 額 撤去（一般地区） 補助率1/2、上限12万円

（重点地区） 補助率3/4、上限18万円

軽量フェンス等設置 補助率1/2、上限15万円

(ウ) 利 用 実 績 令和 7 年度 9件

(5) がけ地近接等危険住宅移転助成〈令和２年度創設〉

がけ地に近接する住宅（危険住宅）を解体撤去し、安全な場所に移転する費用の一部を助成する。

ア 危険住宅の解体撤去

（ア）助成の対象 解体撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等

（イ）助成限度額 97万5千円

（ウ）利用実績 令和7年度 利用実績なし

イ 移転先住宅の取得

（ア）助成の対象 新たな住宅の建設等のために金融機関から融資を受けた場合の借入利子相当額

（イ）助成限度額 421万円（内訳：建物325万円、土地96万円）

（ウ）利用実績 令和7年度 利用実績なし

(6) 台風被災者住宅建築資金利子補給制度〈令和元年度創設〉

令和元年度に発生した台風15号、19号及び10月25日の大雨により被害を受けた住宅の建替、補修等に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、金融機関の融資残高の年利2％を限度とし、利子支払い開始日から5年間補給する。

令和7年度 支払18件 ※令和3年度末で新規受付終了

(7) 分譲マンション再生等合意形成支援事業〈平成22年度創設〉

マンションの再生等活動を行う市内のマンション管理組合に対して、再生等活動費用の一部を補助する。補助額：再生等活動費の2分の1以内。25万円を限度。

令和7年度 利用実績なし

(8) マンション居住環境再生支援事業〈平成25年度創設〉

分譲マンションの建て替えを進めるマンション団地の管理組合等に対し、計画策定・設計・工事に要する費用の一部を補助する。

補助額：（計画策定）計画策定費用の2分の1以内の額。50万円が限度。

（設計・工事）設計・工事費用の2分の1以内の額。1戸あたり80万円を限度。

なお、戸数は従前戸数で算定。設計・工事で市内業者活用の場合は、1戸あたり10万円を加算。戸建て住宅街区を整備する場合は、1戸あたり20万円を加算。

令和7年度 利用実績なし

(9) マンション長期修繕計画作成支援制度〈令和5年度創設〉

マンション管理組合に対して、マンション長期修繕計画の作成又は見直しを専門家に委託する費用の一部を補助する。

補助額：補助対象となる経費の2分の1以内。25万円が限度。

令和7年度 5件

(10) 団地住替え支援事業〈令和6年度創設〉

高齢化が進む住宅団地の活性化を図るため、子育て世帯や新婚世帯などが高経年住宅団地内へ転居する場合に、住替えに係る住居費などを補助する。

補助額：1件あたり30万円（新婚世帯などで、双方の年齢が29歳以下の場合は60万円）が限度

令和7年度 28件

4 市 営 住 宅

(1) 市営住宅一覧表 6,657 戸

千葉市が建設した住宅 42 団地 6,657 戸

区	団 地 名	事業年度	戸 数				車椅子	S H	建替団地			
			計	木造 平屋	準耐火構造					耐火構造		
					平屋	2階建					階数	
中央区	松ヶ丘町	H7	24	0	0	0	24	3	1		○	
	星久喜町第1	H9・10	114	0	0	0	114	3	3		○	
	星久喜町第2	H14	32	0	0	0	32	3	1		○	
	仁戸名町	H16・17	117	0	0	0	117	2～6	4	30	○	
	白旗	S34～39	305	0	0	0	305	4	0			
	南町	S35～39	108	0	0	0	108	3	0			
	浜野	S56	48	0	0	0	48	4	0			
花見川区	宮野木町第2	H28	74	0	0	0	74	3	5		○	
	千種町	H5	24	0	0	0	24	3	0			
稲毛区	轟町第1	H3・6	338	0	0	0	338	12	4		○	
	轟町第2	H7	18	0	0	0	18	3	1		○	
	天台	H12	35	0	0	0	35	6	1		○	
	園生町第2	S41・42	38	0	38	0	0		0			
	宮野木町第1	一期	H18	114	0	0	0	114	3	4		○
		二期	H25	111	0	0	0	111	3	5		
	小中台富士見	S49	52	0	0	0	52	3・4	0			
若葉区	桜木町	H27	68	0	0	0	68	3	5		○	
	桜木町第2	S63	96	0	0	0	96	3	2			
	小倉台	S40・H29	131	0	0	0	131	3～5	5		○	
	千城台第1	S41・42	188	0	0	76	112	4	0			
	千城台第2	S42～44	338	0	0	114	224	4	0			
	千城台第3	S43～45	570	0	24	274	272	4	0			
	千城台第4	S45～46	241	0	0	49	192	4	0			
	千城台第5	S46～48	360	0	0	0	360	4	0			
	千城台第6	S46～49	94	0	4	90	0		0			
	千城台第7	S47	190	0	0	0	190	5	0			
	貝塚	S58	84	0	0	0	84	4・5	2			
	貝塚第2	H13	100	0	0	0	100	5	4			
	西下田	H9～11	126	0	0	0	126	3	4			

	団 地 名	事業年度	戸 数				車椅子	S H	建替団地		
			計	木造 平屋	準耐火構造					耐火構造	
					平屋	2 階建					階数
緑 区	北 河 原 坂	S44	10	0	0	10	0		0		
	古 市 場 第 1	S54	100	0	0	0	100	5	0		
	古 市 場 第 2	S56	90	0	0	0	90	5	0		
	古 市 場 第 3	S58・H1	110	0	0	0	110	5	2		
	鎌 取	S59	183	0	0	0	183	5・8	2		
	おゆみ野第1	S60	144	0	0	0	144	4・5	2		
	おゆみ野第2	S61・62	200	0	0	0	200	5	4		
	誉 田 1 丁 目	S57・58	182	0	0	0	182	3・4	4		
	誉 田 2 丁 目	H2	60	0	0	0	60	3	2		
	誉田2丁目第2	H7	18	0	0	0	18	3	2		
美 浜 区	高 浜 第 1	S48～58	322	0	0	0	322	4・5	4		
	高 浜 第 2	S49～54	640	0	0	0	640	5	4		
	高 浜 第 3	S52～54	290	0	0	0	290	5	4		
	高 浜 第 4	S55	170	0	0	0	170	5	4		
合 計		—	6,657	0	66	613	5,978	—	85	30	11団地

車椅子：日常的に車椅子を使用している身体障害者がいる世帯向けの住宅

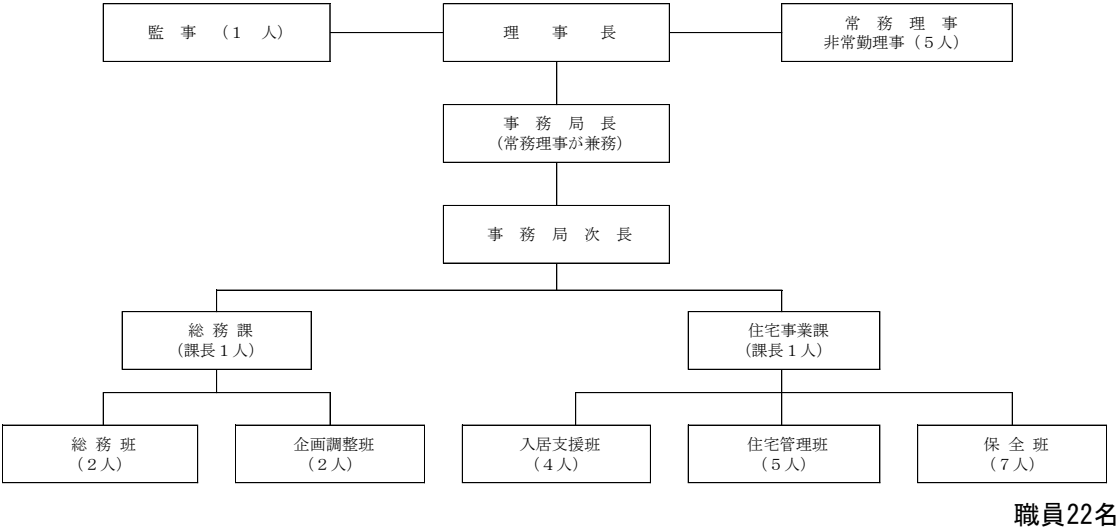
S H：シルバーハウジングの略。

安否の確認、生活相談、緊急時の対応等の福祉サービス付きのバリアフリー住宅

5 千葉市住宅供給公社

ライフサイクルや地域特性に応じた先導的な住宅の供給及び公的住宅の管理を一元的に行い、多様な住宅ニーズに応えることにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、平成8年7月1日設立した。

(1) 組織及び人員



(2) 事業内容

- ア 市営住宅等管理受託事業
- イ 駐車場管理受託事業
- ウ 介護・高齢者・障害者住宅改修審査受託事業
- エ 危険ブロック塀等改善補助事業に係る事務受託事業
- オ 住宅関連情報提供受託事業
- カ 千葉市居住支援協議会事業
- キ 一般賃貸住宅管理供給事業
- ク 空き家の管理支援・解体促進支援事業

(3) 出資金

105,000千円

6 市営住宅等

名 称	賃貸住宅	分 譲		合 計
		戸建住宅	共同住宅	
千 葉 市	中 央 区	748	120	868
	花見川区	98	0	98
	稲 毛 区	706	271	977
	若 葉 区	2,586	20	2,606
	緑 区	1,097	0	1,097
	美 浜 区	1,422	0	1,422
	計	6,657	411	7,068
千 葉 県 営 住 宅	中 央 区	901	0	901
	花見川区	444	0	444
	稲 毛 区	525	0	525
	若 葉 区	2,841	0	2,841
	緑 区	438	0	438
	美 浜 区	1,932	0	1,932
	計	7,081	0	7,081
千 葉 県 住 宅 供 給 公 社	中 央 区	300	0	300
	花見川区	0	2,180	2,180
	稲 毛 区	32	0	32
	若 葉 区	0	2,209	2,209
	緑 区	0	309	309
	美 浜 区	340	1,669	2,009
	計	672	2,356	3,028
千 葉 県 ま ち づ くり 公 社	中 央 区	0	0	0
	花見川区	0	0	0
	稲 毛 区	0	0	0
	若 葉 区	0	595	595
	緑 区	0	0	0
	美 浜 区	0	1,390	1,390
	計	0	1,985	1,985
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構	中 央 区	361	330	691
	花見川区	8,905	4,306	13,211
	稲 毛 区	4,118	730	4,848
	若 葉 区	300	1,250	1,550
	緑 区	0	831	831
	美 浜 区	15,848	8,548	24,396
	計	29,532	15,995	45,527
合 計	中 央 区	2,310	330	2,640
	花見川区	9,447	4,993	14,440
	稲 毛 区	5,381	730	6,111
	若 葉 区	5,727	2,606	8,333
	緑 区	1,535	831	2,366
	美 浜 区	19,542	11,607	31,149
	総 合 計	43,942	21,097	65,039

7 公 園

1 都市公園設置状況

令和8年3月31日現在

種 別			公園数	面 積 (㎡)	公 園 名
都 市 公 園	基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	963	1,367,606	登戸公園、稲毛台公園、椿森公園等
			街区内の住居者が容易に利用できるように配置する。面積0.25haが標準		
		近隣公園	67	1,059,637	都公園、小倉台公園、犢橋公園等
			近隣の住居者が容易に利用できるよう配置する。面積2haが標準		
	地区公園	10	440,168	泉谷公園、みなと公園、真砂中央公園、有吉公園等	
		徒歩圏域内の住居者が容易に利用できるよう配置する。面積4haが標準			
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	6	2,298,842	千葉公園、稲毛海浜公園、昭和の森、花島公園等
			都市住民全般の各種レクリエーション利用に供する公園で、面積10～50haが標準		
		運動公園	2	884,868	千葉県スポーツセンター、千葉市蘇我スポーツ公園
	都市住民全般を対象に、スポーツ活動に対応した公園で、面積15～75haが標準				
公 園	特 殊 公 園	風致公園	5	565,413	泉自然公園、稲毛公園、あすみが丘水辺の郷公園等
			自然の趣を享受するための公園で、樹林地、水辺地等自然条件に応じて配置		
		動 植 物 公 園	2	373,851	千葉市動物公園、千葉市都市緑化植物園
			動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて配置		
		歴史公園	4	195,920	亥鼻公園、加曽利貝塚縄文遺跡公園、犢橋貝塚公園等
			史跡等文化財を保存し、広く一般に供する公園で、文化財の立地に応じて配置		
		墓 園	—	—	
			面積の 2/3 以上を園地等とする墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置		
	広場公園	18	53,360	葭川公園、中央公園、富士見公園等	
		都市の景観の向上、周辺施設利用者の休息等の利用に供する公園			
大 規 模	広域公園	2	1,221,050	青葉の森公園、幕張海浜公園	
		市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要に応えるための公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所に、面積50ha以上が標準			
都 市 緑 地			102	1,361,405	花見川千本桜緑地、袖ヶ浦第2緑地等
			都市の自然環境の保全・改善、都市景観の向上を目的とした緑地。面積0.1ha以上が標準		
緑 道			2	5,875	中瀬緑道、若葉緑道
			災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を目的とした緑地		
計			1,183	9,827,995	

※市民1人当たりの都市公園面積9.95㎡（登録人口（外国人登録を含む）：987,754人）、県立都市公園（羽衣公園、青葉の森公園、幕張海浜公園、千葉県スポーツセンター）面積1,653,909㎡を含む。

2 千葉公園（総合公園）

「千葉公園」は、中央区弁天町の鉄道第一連隊演習所跡地を中心に、樹木のない台地と沼地に昭和23年から整備が始まった。園内は四季を通じて花を楽しむことができ、また蓮池には約2,000年以前の実から芽生えた有名なオオガハスが6月上旬から7月上旬にかけて清楚な花を咲かせる。

千葉公園の魅力向上及び周辺地域の活性化を図るため、「千葉公園再整備マスタープラン」に掲げた

「人が集まり まちを育てる 都心のオアシス」の実現に向け、公園全体の再整備を進めている。

- (1) 総面積 188,672㎡
- (2) 主要施設 プール（50mプール、幼児プール） 体育館（YohaSアリーナ～本能に、感動を。～）
蓮池 児童遊び場 運動広場 ボート池 好日亭（カフェ店舗で活用）
蓮華亭（オオガハスの資料展示） 芝生広場 第1～第3駐車場(594台)

3 千葉市蘇我スポーツ公園（運動公園）

「千葉市蘇我スポーツ公園」は、市民の健康づくりとスポーツ振興に寄与し、大規模災害時には広域的な防災拠点となる機能を併せもつ運動公園である。園内の各有料公園施設（下記主要施設①～⑧）には、そのオープン当初からネーミングライツを導入している。平成17年10月16日供用開始。

- (1) 位置 中央区川崎町地内
- (2) 面積 457,945㎡
- (3) 主要施設

① フクダ電子アリーナ（平成17年10月16日供用開始）

蘇我スポーツ公園の中核施設として、「ジェフユナイテッド市原・千葉」のホームスタジアムのほか、サッカーなどのスポーツを中心に、様々なイベントに活用できる球技場として建設した。

面積 敷地面積：69,206㎡、建築面積：16,037㎡、延床面積：34,890㎡

構造 下部：鉄筋鉄骨コンクリート造、上部（屋根架構）：鉄骨造、地上4階建

観客収容人員 約18,500人

フィールド 規模：縦111m×横74m、面積：8,214㎡、仕様：サンド構造、暖地型芝草

付帯設備 夜間照明施設、大型映像表示装置

② フクダ電子スクエア（平成20年4月1日供用開始）

サッカーやラグビーなどに対応できる多目的広場として整備した。

敷地面積 約24,000㎡（サッカーコート2面）

付帯設備 夜間照明施設、管理棟（会議室、シャワー室、コインロッカー、トイレ）

③ フクダ電子ヒルスコート（平成23年4月23日供用開始）

夜間照明、管理棟を備えた砂入り人工芝20面のテニスコートとして整備した。

敷地面積 約27,000㎡（テニスコート20面）

付帯設備 夜間照明施設（12面分）、壁打ち（1か所）、管理棟（会議室、シャワー室、トイレ）

④ フクダ電子フィールド（平成26年4月1日供用開始）

サッカーや少年軟式野球、ソフトボールなどに対応できる多目的グラウンドとして整備した。平成28年7月1日、夜間照明を備えた人工芝グラウンドとしてリニューアルオープン（ジェフユナイテッド株式会社からの寄附。）

敷地面積 約23,000㎡（サッカーコート2面）

付帯設備 夜間照明施設、芝生観覧スペース、パーゴラ、手洗い場、物置、トイレ棟

⑤ フクダ電子グラウンド（平成27年4月1日（2面）供用開始、平成29年4月1日（4面）供用開始）

少年軟式野球やソフトボール、地域のイベント開催などに対応できる多目的グラウンドとして整備し、平成29年4月1日に全面オープンした。平成30年8月1日、天然芝グラウンドとしてリニューアルオープン（ロッキング・オン・ジャパン社から施工費用半額の寄附）。

敷地面積 約37,000㎡（野球場6面）

付帯設備 芝生観覧スペース、手洗い場、物置

⑥ フクダ電子スタジアム（令和元年8月1日供用開始）

軟式野球やソフトボール、少年硬式野球（小学生以下）に対応できる野球場として整備した。令和3年4月1日より、夜間照明施設の利用開始。

敷地面積 約18,400㎡（野球場）

付帯設備 夜間照明施設、マウンド、ブルペン、日除け付観客席、芝生観覧スペース、手洗い場、物置

⑦ フクダ電子ゴルフパーク（令和3年9月1日供用開始）

パークゴルフやターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフなどに対応できる多目的グラウンドとして整備した。

敷地面積 約32,000㎡

付帯設備 休憩舎（ベンチ付）、物置

⑧ フクダ電子ボードエリア（令和4年4月1日供用開始）

スケートボード、BMX、インラインスケートなどに対応できる施設として整備した。

敷地面積 約2,500㎡

付帯設備 休憩舎（ベンチ付）

⑨ その他

遊具広場、レクリエーション広場（みどりの丘）、第1～第4駐車場（1,269台）

4 千葉市都市緑化植物園（動植物公園）

「千葉市都市緑化植物園」は、中央区星久喜町に市民の緑化活動の拠点施設として、各種講習会、緑に関する相談、展示会等多彩な活動を展開している。

(1) 総面積 34,129㎡

(2) 主要施設 みどりの相談所（相談室、ホール、講習室等）

バラ園、ハーブ園、生垣見本園、湿生植物園、花木見本園、催し広場、池、駐車場

5 亥鼻公園（歴史公園）

「亥鼻公園」は、中央区亥鼻1丁目に位置し、千葉のまちの歴史が感じられる公園として、例年春には千葉城さくら祭りが催され、多くの市民に親しまれている。また、周辺の郷土博物館、県文化会館などの施設と一体となった文化の森を形成している。

(1) 総面積 10,293㎡

(2) 主要施設 集会所「いのはな亭」、日本庭園

6 青葉の森公園（広域公園）

「青葉の森公園」は、国の筑波研究学園都市建設にあわせて、中央区青葉町にあった畜産試験場が、昭和55年1月に移転したため、この跡地（71.68ha）を利用して、自然を生かした公園を建設した。

(1) 敷地面積 537,000㎡

(2) 青葉の森スポーツプラザ

「青葉の森公園」にあるスポーツゾーンを、本市が県から都市公園法に基づく管理許可を受け、「青葉の森スポーツプラザ」として、昭和62年4月1日にオープンした。

敷地面積 92,000㎡

施設 野球場（中堅118.9m 両翼91.4m）、陸上競技場（全天候型）
テニスコート（人工芝コート8面うち4面夜間照明付）、弓道場（近的・遠的競技）

7 花島公園（総合公園）

「花島公園」は、「水と緑とコミュニティのふれあい」を基本テーマに、花見川上流の豊かな自然を保全した総合公園である。園内には、市民のレクリエーションやコミュニケーションの場として、スポーツ施設や池、流れ、芝生広場などがある。

令和元年度より、花島公園に隣接する花見川において、カヤック体験イベントを行っており、河川を活用したまちづくりの実現に向け取組みを進めている。

(1) 全体計画面積 約 404,000㎡（河川区域152,000㎡を含む）

(2) 供 用 面 積 約 234,000㎡

(3) 主 要 施 設 公園センター、ふれあいの広場（芝生広場）、だれもが遊べる広場
お花見広場、森の広場、川辺憩いの広場、球技場、テニスコート、弓道場
溪流園、池、駐車場（230台）

(4) そ の 他 平成10年4月30日 一部都市公園供用開始

8 都川水の里公園（総合公園）

「都川水の里公園」は、親しみのもてる水辺の創出を図るため、都川治水対策として千葉県が整備している多目的遊水地を活用し、整備を進めている。

都川沿いの低湿地に水田、その外側には斜面林が広がり、昔ながらの景観や自然環境が残っている。また、自墳井の湧水が多く点在するなど水環境にも恵まれ、様々な動植物が生育・生息している。

(1) 全体計画面積 約438,000㎡（河川区域78,000㎡を含む）

(2) 供 用 面 積 約21,040㎡（小川・田んぼエリア）

(3) 主 要 施 設 田んぼ、原っぱ、支川都川の旧河道、自墳井「太郎」、作業体験棟、
トイレ、駐車場（22台）

(4) そ の 他 平成22年4月28日 一部都市公園供用開始

9 泉自然公園（風致公園）

「泉自然公園」は、若葉区野呂町及び緑区高田町の北総台地に位置し、昭和44年に開設された風致公園である。園内には野草・野鳥なども多く、自然観察には最適な環境で、春のカタクリやサクラ、秋の紅葉の季節には、多くの人で賑わっている。

また、豊かな自然を活かした公園の魅力向上のため、平成30年3月より民間事業者による自然共生型アウトドアパーク（フォレストアドベンチャー・千葉）の運営が開始されている。

(1) 都市公園面積 440,074㎡

(2) 主 要 施 設 草原、花木の広場、県木の広場、お花見広場、野草園、菖蒲田、もみじ谷、
梅林、湿生植物園、下の池、つり橋、駐車場（普通車339台）

10 千葉市動物公園（動植物公園）

「千葉市動物公園」は、若葉区源町に位置し、「動・植物とのふれあい」をテーマに、市民のために情操教育と楽しいレクリエーションの場を提供することを目的として整備されたものである。

現在、「動物公園リスタート構想」に沿って平成28年4月にはライオン展示場やふれあい動物の里（現在「わくわくあにまるフィールド」）を供用開始し、令和2年7月にはチーター・ハイエナ展示場がオープンした。また、令和7年3月にリニューアルオープンした動物科学館などを活用し、教育普及・調査研究活動の充実を図っている。今年度（令和8年度）からは、湿原ゾーン、大池ゾーンの整備に着手するとともに、森林ゾーンの基本設計を行う予定である。

(1) 開 設 平成3年6月12日（全面オープン）

(2) 総 面 積 339,722㎡（計画面積 335,883㎡）
（令和7年度現在 買収 217,114㎡、借上 125,912㎡）

(3) 総 事 業 費 17,113,700千円（うち補償を含む用地費 4,461,321千円）

(4) 施 設 平原ゾーン 鳥類・水系ゾーン モンキーゾーン 小動物ゾーン
大池ゾーン 動物科学館 わくわくあにまるフィールド 中央広場 管理棟

(5) 入 園 料 大人（高校生以上）800円、中学生以下 無料
年間パスポート 大人（高校生以上） 3,000円
30名以上の団体 2割引

※65歳以上（市内在住）、心身障害者の方（手帳持参）の入園料は無料

(6) 駐 車 料 金 大型車（11人乗以上）3,200円 普通車 800円

(7) 入 園 状 況 (人)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大 人	268,549	269,370	296,067
中学生以下	227,988	218,479	230,577
免除者等	76,082	74,188	83,096
計	572,619	562,037	609,740

11 昭和の森（総合公園）

「昭和の森」は、緑区土気町に位置する面積105.8ha、南北2.3km、東西0.8kmの広大な総合公園である。標高約100mと市内の公園で最も高い場所に位置し、遠く九十九里一帯を一望できる景勝の地である。

(1) 総 面 積 957,783㎡（計画面積 1,057,950㎡）

(2) 主 要 施 設

太陽の広場（165,000㎡）、もみじ広場、展望広場、お花見広場、湿生植物園、下夕田池、市町村の森疎林広場、梅林、花木園、アジサイ園、休憩広場、冒険広場（アスレチック遊具8基）、大型ローラーすべり台、サイクリングコース（4,540m）、サイクリングセンター（2棟）、球技場（1面 野球・サッカー兼用）、テニスコート（8面）、展望園地、竹林、多目的広場、第1駐車場（普通車357台 大型車10台）、第2駐車場（普通車389台）、第3駐車場（普通車80台）、昭和の森フォレストビレッジ（宿泊施設、キャンプ場、フットサルコート）

(3) 総 事 業 費

5,183,953千円（うち、用地費2,165,025千円）

(4) 昭和の森フォレストビレッジ

「昭和の森フォレストビレッジ」は、平成26年3月に閉館した千葉市ユースホテルを、公募で決定した民間事業者が改装し、合宿所とキャンプ場の複合施設として運営している。

位 置	緑区小食土町955
事業区域	43,221㎡（総面積に含む）
主要施設	・フォレストロッジ 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積950㎡ 延床面積1,455㎡ 宿泊室（定員80人・13室）、多目的室（2室）、食堂、ラウンジ ・フォレストキャンプ オートキャンプ21サイト、フリーキャンプ15サイト、便所（2棟） ひだまり区画4サイト ・フォレストフィールド 人工芝フットサルコート3面、デイキャンプ30サイト

12 大百池公園（総合公園）

「大百池公園」は、おゆみ野地区における公園緑地の中核施設として「水・桜・歴史」を基本テーマに、昭和62年から整備を進め平成12年4月25日に全面開園した。本公園は「おゆみの道」の西端に位置し、約2haの面積を有する大百池を中心に約300本の桜が植栽され、お花見ができ、高台部分に確認されている「城の台遺跡」とアカマツやスダジイなどの大木が見られる既存林を保全・活用した良好な風致空間を創出している。

- (1) 総面積 106,764㎡
- (2) 主要施設 大百池、お花見広場、運動広場、芝生広場、遊具広場、駐車場、駐輪場
トイレ
- (3) 総事業費 961,100千円

13 泉谷公園（地区公園）

「泉谷公園」は、おゆみ野地区内にある公園で、住宅街に残された既存林を主体に、美しい樹林に囲まれた池、菖蒲田、流れ等の施設を有している。また、自然を活かした地形は、おゆみの道へと続く起点になり、自然と人のふれあいの場として市民に親しまれている。

- (1) 総面積 79,315㎡

(2) ホタル生態園

昭和59年度にホタルの人工飼育場として建設された。ゲンジボタルを産卵からふ化、羽化まで、一貫して飼育している。

施設内容

敷 地	約 3,400㎡
管 理 事 務 所	軽量鉄骨平屋建 延床面積 167㎡
ホタル飼育室	ガラスハウス85㎡
飼 育 水 路	幅70～80cm 深30cmのコンクリート製 長さ ホタル（118m） カワニナ（270m）

14 稲毛海浜公園（総合公園）

「稲毛海浜公園」は、美浜区の海浜ニュータウン稲毛地区（428ha）、検見川地区（340ha）の前面に設置された海浜公園（人工海浜いながの浜を含む）で、都市型ビーチなどのポテンシャルを最大限に活かした賑わいを創出できるよう、民間活力の導入によるリニューアル事業を進めている。

(1) 総面積 830,916㎡

(2) 主要施設

運動施設	自然園地等施設	ヨットハーバー施設	駐車場
テニスコート（13面） パルコース 野球場（2面） 球技場（1面） 運動のできる多目的広場（1か所） 屋内運動場 プール	花の美術館（BOTANICA MUSEUM） 芝生広場 ピクニック広場 出合いの滝及び広場 野外音楽堂 想い出の森 磯の松原 浜の池 海へ延びるウッドデッキ	水域面積（25,500㎡） 管理棟 倉庫 陸置場（568艇収容） 浮桟橋（4基）	普通車 1,277台 （大型車も駐車可） 第一駐車場 550台 第二駐車場 450台 ヨットハーバー駐車場 277台

(3) 総事業費 8,008,069千円

主要施設建設費

遊泳施設	2,422,118千円	自然園地施設	2,301,185千円
運動施設	1,464,537千円	ヨットハーバー施設	1,090,417千円
（球技場等改修 665,000千円を含む）			

(4) 稲毛記念館（昭和59年4月12日開館）

建築面積	1,017㎡	延床面積	1,855㎡
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造3階建		
施設	1階 休憩室、映写室、ビデオブース、エントランスホール 2階 特別会議室（86㎡）、大広間（200㎡）、和室（10畳2室）、茶室（4.5畳） 3階 展望室 日本庭園（4,400㎡）、茶室（海星庵）		
利用時間	午前9時～午後5時 月曜日は休館（祝祭日の場合翌日）		

(5) 稲毛ヨットハーバー管理棟（クラブハウス）（昭和57年8月開設）

建築面積	840㎡	延床面積	1,400㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建一部4階建		
施設	更衣室、シャワー室、会議室（3室）、講習室、和室、レストラン		
事業概要	海洋講座、海洋講演会、海洋教室、各種ヨット教室、ヨット大会、帆走技術判定 安全講習会、救助訓練の開催		
利用時間	午前9時～午後5時（帆走は午後4時） 火曜日は休館（祝祭日の場合翌日）		

(6) 稲毛屋内運動場（平成5年4月1日開設）

建築面積	3,441㎡	延床面積	4,235㎡
建物構造	鉄骨構造平屋建一部3階建		
施設	野球内野型、ブルペン（3人立）、ゲートボール2面、フットサル1面		

(7) 花の美術館 (BOTANICA MUSEUM)

平成7年8月開催の「第12回全国都市緑化ちばフェア」のテーマ館として使用し、その後、「緑の相談所」の機能を有した恒久施設として展示等の整備を図り一般公開した。

平成25年4月より、施設命名権を導入し、三陽メディアフラワーミュージアムに名称を変更した。その後の8年間、愛称として親しまれ、令和3年3月31日に契約期間が満了となり、名称使用が終了した。

令和7年3月より、芸術性を高めた「BOTANICA MUSEUM」としてリニューアルオープンした。

建築面積 3,539㎡ 延床面積 3,939㎡ (温室棟 987㎡ 展示棟 2,589㎡ 休憩棟 363㎡)

建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

展示概要 フローラルアート展示、熱帯温室

講座概要 フラワーアレンジメント等、みどりの相談業務

利用時間 午前10時～午後10時 (昼と夜の営業時間は季節により変動)

月曜日は休館 (祝祭日の場合翌日)

(8) ザ・サーフ オーシャンテラス (平成28年3月5日開設)

事業面積 9,880㎡

建築面積 1,882㎡ (レストラン 387㎡ イベント・展示ホール 321㎡ 集会場 1,174㎡)

建物構造 鉄骨造2階建

施設 レストラン (1階 軽飲食施設 2階 レストラン)、イベント・展示ホール、集会場 (1階 エントランス、ラウンジ 2階 バンケット (2ホール))、駐車場 48台

利用時間 午前11時～午後9時 火曜日・水曜日定休 (レストランは火曜日定休)

(9) スモールプラネット キャンプアンドグリル (令和3年4月22日開設)

事業面積 9,719㎡

建築面積 168㎡ (カフェ・管理棟 129㎡ 水場 13㎡ 備品庫 26㎡)

建物構造 木造平屋建

施設 グランピング施設 16棟、カフェ、バーベキューサイト 12サイト

(10) 海へ延びるウッドデッキ (令和4年4月29日開設)

延長 90m (うち海上部延長47m) 幅 10m 高さ 海底から5.2m

施設 カフェ (先端部: The SUNSET Pier & Café)

15 人工海浜

市内の海岸は、古くから春の潮干狩、夏の海水浴等、海のレクリエーションの場として、県内はもとより、関東近県の人々から親しまれてきたが、昭和36年頃からこの地区の埋立が始まり、美しい海岸線だけでなくレクリエーションの場も消えていき、市民からその再現を望む声が強くなった。本市は昭和49年度から昭和50年度にかけて、稲毛海浜公園前面に人工海浜を建設した。

昭和55年度には、白砂青松の海岸を取り戻すため、市民6千人の参加によるクロマツの苗6万本の植樹で、「磯の松原」を造成 (市制施行60年を記念事業) したほか、令和元年度には、官民連携による稲毛海浜公園のリニューアル事業に伴い、西オーストラリア州アルバニー産の珪砂^{けいさ}約25,000㎡を使用した養浜工事を行い、「いなげの浜」はリゾート感あふれる白い砂浜に生まれ変わった。

区 分	開 設	施 設 内 容	事 業 費
い な げ の 浜 (市 施 工)	昭和51年4月	延長 1,200m×幅 200m＝面積 240,000㎡ 盛砂 土量 750,000㎥ しゅんせつ土量 1,500,000㎥	約 1,010,000 千円
幕 張 の 浜 (県 施 工)	昭和54年3月	延長 1,820m×幅 180～250m＝面積 415,000㎡ 盛砂土量 1,567,000㎥ しゅんせつ土量 1,943,000㎥ 駐車場 (40,000㎡) 2,000台	約 4,000,000 千円
検 見 川 の 浜 (県 施 工)	昭和63年7月	延長 1,300m×幅 50～200m＝面積 162,500㎡ 盛砂土量 1,230,000㎥ 駐車場 (12,000㎡) 600台	約 6,804,000 千円
ポートパーク人工海浜 (県 施 工)	昭和60年4月	延長 450m×幅 30～135m＝面積 29,680㎡ 盛砂土量104,830㎥	約 155,000 千円

16 Z O Z Oマリンスタジアム（千葉マリンスタジアム）

「Z O Z Oマリンスタジアム（千葉マリンスタジアム）」は、屋外系スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、各種スポーツや、文化イベントに活用できる、大規模集客施設として、県立幕張海浜公園内に建設した。また、平成3年10月から、プロ野球・パシフィックリーグ「千葉ロッテマリーンズ」のフランチャイズ球場となった。

平成28年12月、ネーミングライツにより「Z O Z Oマリンスタジアム」となった。

- (1) 開 設 平成2年3月24日
- (2) 敷 地 面 積 35,300㎡
- (3) 建 築 面 積 14,938㎡（コンコース除く）
- (4) 延 床 面 積 46,739㎡
- (5) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建
- (6) 観客収容人員 約 30,000人
- (7) グラウンド 規模 両翼99.5m 中堅122.0m
面積 12,773㎡
仕様 透水性人工芝（MS Craft Baseball Turf）芝65mm
- (8) 付 帯 設 備 夜間照明設備（底先端取付全周式）
- (9) 建設事業費 12,307,079千円

17 サイクリングコース

(1) サイクリングコース

	花見川サイクリングコース	昭和の森サイクリングコース
開 設	昭和 63 年 10 月	昭和 58 年 3 月
全 長 (設置場所)	12. 8 km (稲毛海浜公園検見川地区～弁天橋)	4. 5 km (昭和の森内)

8 緑 化 事 業

本市は、昭和46年に「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」を制定し、昭和55年に「千葉市緑のマスタープラン」原案を作成、昭和59年には「緑と水辺の都市宣言」を行っている。

そして、総合的な都市の緑化を推進するための「千葉市緑と水辺のネットワーク21世紀計画」を昭和62年3月に策定し、平成9年12月には、これまでの一連の計画等を発展的に総合化した「千葉市緑と水辺の基本計画」の策定・公表した。その後、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化等に対応するため、平成24年3月、本市の緑と水辺のまちづくりの方針となる「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」を策定、さらに令和5年5月に改定し、グリーンインフラの考え方を取り入れ、豊かな緑と水辺を次代へつなぐ取組みを進めている。

1 緑と水辺の基金

緑と水辺を生かした、快適な都市環境の創造のため、稲毛臨海開発事業剰余金等50億円をもとに、昭和59年4月1日「緑と水辺の基金」を創設した。基金の運用益を緑地の保全、緑化の推進と普及啓発等に活用している。

基 金 2,916,858千円 （令和8年4月1日）

令和7年度実績 花のあふれるまちづくり事業、緑化意識普及事業及び公園維持管理事業

2 緑地の保全

市街地及び周辺の樹林地等の良好な自然環境等を有する緑地を保全するため、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の制度や条例に基づく緑地の保全制度を活用し、緑の保全に努めている。

(1) 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の秩序ある発展を図りながら、良好な自然環境を有する緑地を保全する制度である。この内、特に自然環境の優れた地区を近郊緑地特別保全地区として指定している。

指定状況

令和8年4月1日現在

名 称	指定年月日	面積
東千葉近郊緑地保全区域	昭和42年2月16日	約 734ha
東千葉近郊緑地特別保全地区	昭和42年3月25日	上記のうち 約 61.3ha

(2) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然的環境を指定し、行為規制を行うことでその環境を保全しようとする制度である。

指定状況

令和8年4月1日現在

番 号	名 称	指定年月日	面 積
1	登戸緑町緑地保全地区	平成元年3月14日	約 1.1ha
2	都町西の下緑地保全地区	平成4年5月15日	約 0.7ha
3	宮崎台緑地保全地区	平成8年3月1日	約 1.8ha
4	川戸緑地保全地区	平成10年8月18日	約 4.1ha
5	花島観音緑地保全地区	平成10年8月18日	約 0.4ha
6	柏井特別緑地保全地区	平成18年10月31日	約 6.2ha

7	作草部特別緑地保全地区	平成18年10月31日	約 0.9ha
8	坂月特別緑地保全地区	平成19年11月30日	約 4.6ha
9	長作特別緑地保全地区	平成20年 9 月 5 日	約 4.6ha
10	縄文の森特別緑地保全地区	平成22年 2 月26日	約 22.0ha
11	源特別緑地保全地区	平成22年 2 月26日	約 4.9ha
12	仁戸名特別緑地保全地区	平成24年 8 月17日	約 8.2ha
13	貝塚特別緑地保全地区	平成25年 3 月 1 日	約 1.6ha
計			約61.1ha

(3) 樹木・樹林の保全

良好な環境を維持するための方策の一つとして、市街化区域及びその周辺に残されている健全な樹木・樹林の保存指定を行っている。

ア 指 定 方 法 所有者の同意を得て市が指定し、同時に協定を締結する。

イ 対 象 樹木 1.5mの高さの幹の周囲が1.2m以上または樹高が12m以上のもの
樹林 樹木の存する土地の面積が300㎡以上のもの

ウ 協 定 期 間 原則10年（更新できる。）

エ 奨 励 金 樹木 1本当たり年3,000円 樹林 1㎡当たり年10円

オ 指 定 状 況 樹木 461本 樹林 179.9ha（令和8年3月31日現在）

(4) 市民の森

市民の森は、市街地及びその周辺の良好な山林を対象に、土地所有者の協力を得て、その中に自然をこわさないように、最小限の園路やベンチ等を設け、地域の住民が自由に緑に触れ、自然観察の場として利用できるよう設置した。

ア 指 定 方 法 所有者と使用貸借契約を締結する。

イ 契 約 期 間 10年（更新できる。）

ウ 奨 励 金 市街化区域内設置の市民の森については、1㎡当たり年額20円

市街化調整区域内設置の市民の森については、1㎡当たり年額10円

エ 指 定 状 況

令和8年4月1日現在

番号	名 称	指定年月日	面 積
1	柏井市民の森	昭和48年12月1日	56,760㎡
2	松ヶ丘市民の森	昭和49年12月1日	30,104㎡
3	坂月市民の森	昭和50年12月1日	37,662㎡
4	仁戸名市民の森	昭和54年3月1日	43,422㎡
5	石橋山市民の森	昭和56年11月1日	14,671㎡
6	作草部市民の森	昭和59年7月1日	6,741㎡
7	横戸市民の森	昭和63年11月1日	15,907㎡
8	長作市民の森	平成3年1月18日	38,504㎡
9	加曽利市民の森	平成13年4月1日	1,596㎡
計			245,367㎡

オ 施設の維持

地元の地域団体（老人クラブ、町内会等）が清掃、施設の点検等の維持作業の一部を行っている。
なお、報償金として、維持管理に関する業務面積あたり年間 15円／㎡、上限額 15万円／年を地域団体に交付している。

(5) 市民緑地

市民・土地所有者・千葉市の協働により市街地内の保存樹林の存する土地、または主として樹木により形成されている良好な自然環境を有する土地を保全し、市民に公開する制度。

ア 指定方法 所有者と市が「市民緑地契約」を結び、市民団体・市・所有者の３者で「維持管理協定」を結ぶ。

イ 協定期間 ５年以上

ウ 設置状況

令和８年４月１日現在

名 称	面 積	設置年月日
小倉自然の森	約 1.0 ha	平成18年 8 月 1 日
さくらぎの森	約 0.4 ha	平成22年 2 月 1 日
貝塚憩の森	約 1.0 ha	平成22年12月 1 日
矢作台自然緑地	約 0.8 ha	平成22年12月 1 日
櫛の森	約 0.1 ha	平成22年12月 1 日
若松みんなの森	約 0.1 ha	平成23年 1 月11日
源四季の森	約 4.0 ha	平成23年 2 月15日
若葉の森	約 0.4 ha	平成23年 3 月 1 日
大宮北の森	約 0.7 ha	平成23年 4 月15日
作新さざなみの森	約 1.2 ha	平成23年11月 1 日
大宮の森	約 2.8 ha	平成24年 3 月15日
若台憩の森	約 0.5 ha	平成26年 3 月25日
川戸親栄の森	約 1.1 ha	平成27年 3 月 1 日
園生の森	約 0.7 ha	平成27年11月 1 日
川戸の森	約 0.1 ha	平成28年 4 月 1 日
計（15か所）	約 14.9 ha※	

※端数処理の関係上、合計と一致しない

エ 施設の維持

地元の地域団体（老人クラブ、町内会、ボーイスカウト等）が清掃や草刈のほか、中低木の剪定や枯損木の処理などの維持管理業務を行っている。なお、報償金として、1平方メートルあたり40円（最大40万円）（一部作業のみの団体は1平方メートルあたり15円（最大15万円））を地域団体に交付している。

3 緑化の推進

緑豊かな都市環境を形成するために、学校・道路等の公共用地並びに工場や家庭の緑化を推進している。そのため、市民・事業所等の協力を得て、緑化整備及び緑化協定の締結促進を図っている。

(1) 民有地の緑化推進

ア 緑地協定の認可実績

地域ぐるみの緑化を積極的に推進し、良好な生活環境を確保するため、都市緑地法（旧都市緑地保全法）に基づき緑地協定施策を推進している。この協定締結区域内の住民が自主的に千葉市緑化推進協議会を組織し、活動している。

令和8年4月1日現在

協定認可地域数	協定締結戸数	面 積
168地域	38,574戸	593.8ha

イ 屋上壁面緑化の申請実績

平成24年度より、中心市街地における建築物の屋上及び壁面の緑化推進を図るため、屋上壁面緑化の助成制度を設立した。

令和8年4月1日現在

申請件数	緑化面積	助成金額
4件	582.71㎡	2,386,026円

(2) 工場等の緑化推進

工場等緑化協定の締結

昭和49年10月に制定した千葉市工場等緑化推進要綱に基づき、工場や事業所と緑化協定を締結し、緑化を推進している。なお、平成20年4月1日に地域準則条例との整合を図るため、要綱の改正を行った。

令和8年4月1日現在

区 分	工 場 等 数	総 敷 地 面 積	緑化計画面積
緑化協定締結	882社	1,667.1ha	249.1ha

(3) 公共施設の緑化推進

公共施設を積極的に緑化することによって、行政・市民・事業者の三者一体で推進する緑化運動の先導的な役割を果たすと同時に、都市の基盤整備としての緑の増加を図ることを目的とする。

4 花のあふれるまちづくり推進

平成15年から「花のあふれるまちづくり取り組み方針」を策定し、基本的なコンセプトに「四季折々に花のあふれる協働のまちづくり」を掲げ、花のあふれるまちづくりを推進する事業に取り組んでいる。今後も、花を通した市民、民間団体、企業、生産者などが協働して美しい街を目指し、市内全域で継続的かつ多種多様な取り組みを行っていく。

(1) 花いっぱい市民活動助成事業

花のあふれるまちづくりを推進するため、市民の活動に対し花苗の配布等の助成を行う。

<令和7年度実績>

ア にぎわい花壇 公園、公共用地、歩道上や道路に面した民有地などでの活動（395団体）

イ 街なか彩りガーデン作戦 街路樹ますを利用した活動（78団体）

(2) 花壇管理事業

ア 中心市街地交差点等花壇管理事業

千葉駅周辺の主要交差点の各コーナー等に設置されている花壇に四季折々の草花を植栽し、うるおいのある美しい街並みづくりを行う。

<令和7年度実績>

花壇 12か所 240㎡ 年3回植え替え

イ 中央公園フラワーライン花壇管理事業

中央公園プロムナードの花壇の維持管理を行う。

＜令和7年度実績＞

平地花壇	19か所	222㎡	年3回の植え替え
プランター花壇	21基		年3回の植え替え

第17章

建設局

1 道 路

道路は、自動車や歩行者・自転車を安全・円滑に通行させる役割を担っており、人・物・情報・文化などの交流連携になくてはならない最も基礎的な社会資本である。

本市の道路整備は、「都市の魅力と活力を育み、快適で安全安心な暮らしを支える道づくり」を目標とし、「広域道路ネットワークの整備」、「市内の道路ネットワークの整備」、「ボトルネックの解消」、「道路の質の向上」、「交通需要の調整」の5つのテーマを基本方針として事業の推進を図ると共に、人にやさしいまちづくりの観点から高齢者や障害者等の移動の利便性、安全性の確保を目指し、駅前広場や公共施設へ通じる歩道のバリアフリー化を推進する。

また、定期的なパトロールを実施し、損傷箇所の早期発見に努めるなど、維持管理の強化を図るとともに、千葉市橋梁長寿命化修繕計画などに基づき、予防保全的な維持管理を行うことで、道路施設の長寿命化と将来にわたる維持管理費の縮減を図っている。

1 国・県道現況

区 分		路 線 数	実 延 長	舗 装 道	面 積	舗 装 率
国 道	国 管 理	4 路線	51.1 km	51.1 km	1.19 km ²	100.0 %
	市 管 理	2	23.7	23.7	0.38	100.0
県 道		23	121.8	121.8	1.77	100.0

※上表は、高速自動車国道、有料道路を除く。

※国管理は4路線（国道14号の一部、16号、51号、357号）、市管理は2路線（国道14号の一部、126号）であり、市内における国道の総路線数は5路線である。

2 市 道 現 況

(1) 道路延長等

路 線 数	実 延 長	舗 装 道	未 舗 装	面 積	舗 装 率
14,354 路線	3,250.0 km	2,976.5 km	273.5 km	22.30 km ²	91.6 %

(2) 市道路線認定要綱

次に掲げる条件のいずれにも該当する路線を中心に市道として認定し、道路法に基づいた道路網の整備を図っている。

- ア 自動車交通可能な国県市道網に起終点が接続する路線
- イ 道路の構造が道路構造令で定められている基準を満たす路線
- ウ 道路敷地について、市が道路として使用する権原を持つ路線

(3) 道路敷地の寄付受納

交通環境の向上を図るため、次に掲げる道路敷地について、寄付を受納している。

- ア 既存の国県市道の拡幅用地若しくは隅切り用地として必要な敷地
- イ 寄付を受納すれば市道認定要件を満たす道路の敷地

3 その他の道路

法定外道路

上記 1、2 に掲げる道路法による道路以外で法定外道路条例（平成17年 4 月 1 日施行）に基づき指定した市管理道路をいう。その多くが幅員 4 m 未満の赤道と呼ばれていた従前の里道にあたり、地域の生活道路などとして現に一般交通の用に供されているものである。

- (1) 指定路線数 2,830 路線
- (2) 指定延長 266.6 km

4 街路整備状況

本市の街路整備事業は、昭和10年 1 月10日（内務省告示第 3 号）都市計画道路として決定されて以来、広域的な連絡強化や都市内交通の整流化を図るため、主要幹線街路及び幹線街路を積極的に整備するとともに、地域サービスの向上を図るため、補助幹線街路の整備に努めている。

令和 8 年 4 月 1 日現在、都市計画道路は151路線あり、総延長は約378.2kmで事業認可路線は19路線17か所、完成延長は約290.29kmとなっている。

【都市計画道路状況】

道路の区分	路 線 数	延 長	整備済延長	整 備 率
主 要 幹 線 街 路	13 路線	96,020 m	73,184 m	76.2 %
幹 線 街 路	64 路線	189,290 m	140,164 m	74.0 %
補 助 幹 線 街 路	53 路線	57,525 m	42,772 m	74.4 %
そ の 他 (首都圏中央連絡自動車道を含む)	21 路線	35,360 m	34,170 m	96.6 %
計	151 路線	378,195 m	290,290 m	76.8 %

5 国・県・市道の維持管理状況

(1) 道路施設・下水道施設等の維持修繕

道路施設・下水道施設等の維持修繕、舗装・側溝の新設・改良及び浄化槽設置に係る協議の業務については、中央・美浜土木事務所、花見川・稲毛土木事務所、若葉土木事務所及び緑土木事務所において行っている。

(2) 各土木事務所の管轄区域、処理件数

令和7年度（単位：件）

区 分		中央・美浜	花見川・稲毛	若 葉	緑	合 計
管 轄 区 域		中 央 区 美 浜 区	花 見 川 区 稲 毛 区	若 葉 区	緑 区	
要 望 処 理 件 数	道 路 補 修	650	374	269	421	1,714
	安 全 施 設 修 繕	195	180	75	129	579
	道路排水施設（補修・清掃）	266	306	346	227	1,145
	下水道施設（補修・清掃）	50	14	23	41	128
	そ の 他	1,794	1,319	910	1,161	5,184
	計	2,955	2,193	1,623	1,979	8,750
パトロールによる処理件数		446	387	696	563	2,092

6 私道整備助成制度

市道として認定することが困難な私道の整備を促進するため、舗装並びに道路排水施設の新設・改築及び修繕を行う者に対し助成金を交付している。

(1) 助 成 対 象

- ア 通勤、通学、買物等一般交通の用に供されている私道であること。
- イ 私道の整備にあたって当該私道の敷地の所有者、その他権利を有する者の同意が得られること。
- ウ 私道に接続する道路が整備されていること。
- エ 私道の整備において、流末排水に支障のない道路であること。
- オ 工事に支障となる地下埋設物がないこと。
- カ 私道に接して法面がある場合は、工事に支障ない程度の保護がされていること。
- キ 私道に出入り口を有する、所有者の異なる居住している家屋（所有者が3親等内の親族の家屋は除く。）が2軒以上あること。
- ク その他

(2) 助成金の額

助成金額は工事に要する費用の $\frac{8}{10}$ 、 $\frac{9}{10}$ （私道の幅員等によっては $\frac{6}{10}$ ）とし、かつ一件につき8,000千円までとする。

(3) 助成状況

（単位：件）

	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予定
助成件数	4	3	5	2	5

7 市内の主な道路

(1) 東関東自動車道

水戸線

- ア 区 間 美浜区浜田～花見川区大日町（市域内約12km）
- イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

館山線

- ア 区 間 中央区浜野町（市域内約0.6km）
- イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(2) 京葉道路

- ア 区 間 花見川区幕張本郷～中央区浜野町（市域内約21km）
イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(3) 千葉東金道路

- ア 区 間 中央区星久喜町～若葉区中野町（市域内約14km）
イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(4) 首都圏中央連絡自動車道

- ア 区 間 緑区小食土町（市域内約0.4km）
イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(5) 国道14号

- ア 区 間 花見川区幕張本郷～中央区本町（市域内約11km）
イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所・千葉市

(6) 国道16号

- ア 区 間 花見川区横戸町～中央区村田町（市域内約22km）
イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所

(7) 国道51号

- ア 区 間 中央区中央～若葉区若松町（市域内約10km）
イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所

(8) 国道126号

- ア 区 間 若葉区中野町～稲毛区天台（市域内約21km）
イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所・千葉市

※国土交通省千葉国道事務所管理区間 広小路交差点、加曽利交差点

(9) 国道357号

- ア 区 間 中央区村田町～美浜区幕張西（市域内約17km）
イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所

※国道14号と国道357号との重複区間 美浜区稲毛海岸～中央区登戸 約6km

8 立体交差事業

都市部における踏切は、遮断時間の増大が交通渋滞の要因となっているばかりでなく、交通安全の上からも好ましくない状況にある。特に、本市においては、臨海部と内陸部の連絡を阻害し道路交通に与える影響も大きく、道路と鉄道との立体交差化を推進し、踏切を除却する。

(1) 花立踏切（市道幕張215号線）

市道幕張223号線と市道幕張189号線間の鉄道（京成、JR）との地下道化

- ア 延 長 873m 幅員 10m～19.95m
イ 道路規格 4種3級 設計速度 30km/h
ウ 事業期間 昭和56年度～

※上記計画については、事業を中断し、再開については、社会・経済情勢や周辺環境等の状況を見極めて判断していく。

9 放置自転車対策

公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的に対策に取り組んでいる。

放置自転車の解消を目指した施策を総合的・効果的に推進するため策定した「第3次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画～ちばチャリ・Pプラン～」に基づき、「放置自転車等の対策」「管理・運営の効率化」「利便性の向上」を政策の視点として推進するため、各種施策を計画的に実施する。

(1) 自転車駐車場

鉄道会社名	駅数	整備駅数	箇所数	収容台数	未整備駅数	放置自転車等台数
J R 東日本	19	19	114	50,793	0	192
京成電鉄	13	12	19	2,702	1	41
千葉都市モノレール	18	15	14	3,543	3	574
計	50	46	147	57,038	4	807

※ 自転車駐車場の管理・運営は、(公社)千葉市シルバー人材センター及び民間業者に委託し実施している。この内、民間業者については、J R の千葉駅、蘇我駅、東千葉駅、海浜幕張駅、幕張豊砂駅、幕張本郷駅、検見川浜駅、稲毛駅、稲毛海岸駅、西千葉駅及び京成みどり台駅等において放置自転車の撤去も含めて一括で委託している。

令和7年度は、新検見川駅第8自転車駐車場の拡張工事等を行い、利用者の利便性向上を図った。

収容台数は令和8年4月1日現在、放置自転車等の台数は令和8年6月調査結果である。

(2) 自転車駐車場整理費用

区 分		定 期		利 用		一 時 利 用
		本 市 住 民		本市住民でない者		1 日 1 回 につき
		一 般	高校生以下	一 般	高校生以下	
自 転 車	月 額	500～ 2,500円	250～ 1,250円	1,000～ 5,000円	500～ 2,500円	150円
	年 額	5,500～ 27,500円	2,750～ 13,750円	11,000～ 55,000円	5,500～ 27,500円	

※原動機付自転車は、上記表の額の5割増しとする。

2 公 共 下 水 道

1 公共下水道全体計画

本市の公共下水道整備事業は、昭和10年に市の中心部である中央区（現在の中央区中央1～4丁目）において、雨水排除を目的として着手した。現在は、市の行政面積の約50％にあたる13,596haを公共下水道で整備すべき区域として全体計画を定め、整備を進めている。

処理 区名	処理場名	排除 方式	放流先	全 体 計 画		都市 計画	下 水 道 法 事 業 計 画			
				処理面積	計画人口	決定 面積	処 理 面 積	計 画 人 口	管 渠 延 長	事業費
中 央 区	中 央 浄化センター	合流 〔一部〕 〔分流〕	東京湾	ha 1,665 分流 724 合流 941	人 132,850	ha 1,665	ha 1,665	人 135,860	km 〔48〕	百万円 157,335
印 旛 区	(県)花見川 終末処理場・ 花見川第二 終末処理場	分流	東京湾	4,869	310,180	4,795	4,826	369,430	〔144〕	201,216
南 部 区	南 部 浄化センター	分流	東京湾	7,062	416,350	6,674	7,032	432,760	〔213〕	503,738
合 計				13,596	859,380	13,134	13,523	938,050	〔405〕	862,289

※〔 〕は幹線延長

2 下水道普及状況

(1) 整 備 状 況

区 分 処理区	面 積			整 備 率	
	全 体 計 画 (A)	下 水 道 法 事 業 認 可 (B)	現 在 整 備 (C)	現 在 整 備 全 体 計 画 (C/A)	現 在 整 備 下水道法事業認可 (C/B)
中 央	1,665 ha	1,665 ha	1,665 ha	100.0%	100.0%
印 旛	4,869	4,826	4,543	93.3	94.1
南 部	7,062	7,032	6,399	90.6	91.0
計	13,596	13,523	12,607	92.7	93.2

(2) 普 及 状 況 (令和7年度末)

ア 全 体

行 政 (A)	人 口			下水道処理 人口普及率 (C/A)	接続率 (D/C)
	計画人口 (B)	整備区域内 (C)	接 続 (D)		
987,754人	938,050人	963,618人	959,513人	97.6%	99.6%

イ 処理区別

区 分	中央処理区	印旛処理区	南部処理区	全処理区合計
接続人口 (A)	161,833 人	383,120 人	414,560 人	959,513 人
整備区域内人口 (B)	161,865 人	383,739 人	418,014 人	963,618 人
接続率 $(\frac{A}{B})$	100.0 %	99.8 %	99.2 %	99.6 %

3 下水道受益者負担金・分担金

区 分	対 象 事 業	金 額 (1 m ² 当たり)	納付方法
負 担 金	公共下水道に係る都市計画事業	市街化区域 200円、市街化調整区域 230円	年4回 3年分割
分 担 金	・公共下水道事業のうち都市計画事業でないもの ・都市計画事業認可区域外からの接続に係るもの	230円	
			一括

4 下水道使用料 (1ヶ月につき)

令和8年4月1日改定

区 分			料 金
一 般 汚 水	基 本 使 用 料		694円
	従 量 使 用 料	汚 水 排 除 量	料 金 単 価 (1 m ³ 当たり)
		1m ³ から5m ³ までの分	17円
		6m ³ から10m ³ までの分	20円
		11m ³ から20m ³ までの分	133円
		21m ³ から30m ³ までの分	183円
		31m ³ から50m ³ までの分	226円
		51m ³ から100m ³ までの分	275円
		101m ³ から500m ³ までの分	321円
		501m ³ から1,000m ³ までの分	357円
		1,001m ³ から2,000m ³ までの分	396円
		2,001m ³ 以上の分	431円
浴 場 汚 水	汚 水 排 除 量 1 m ³ に つ き		10円
共 用 汚 水	汚 水 排 除 量 1 m ³ に つ き		87円

(消費税等を除く)

5 主な下水道整備計画

(1) 雨水整備計画

浸水被害の軽減を図るため、浸水リスクや都市機能の集積度が高い地区については、「重点地区」として対応する降雨レベルを引き上げ、対策を強化するとともに、その他の地区についても引き続き、地域の状況に応じて、雨水管渠や雨水浸透施設等の整備を推進する。

(2) 耐震化計画

大規模な地震発生後に下水道の流下・処理機能を確保するため、管渠や浄化センター・ポンプ場の耐震化を計画的に推進する。

(3) 改築計画

老朽化した管渠や浄化センター・ポンプ場などの施設の改築を計画的に推進する。

3 浄化センター

1 浄化センター（令和7年度末）

処 理 場 名	中央浄化センター		南部浄化センター	
位 置	美浜区新港69番地		中央区村田町893番地	
運 転 開 始	昭和43年 6 月	令和 3 年11月	昭和56年 4 月	平成13年 5 月
排 水 面 積	1,665 ha		7,032 ha	
処 理 方 法	標準活性汚泥法	高度処理 (嫌気・無酸素・好気法)	標準活性汚泥法	高度処理 (嫌気・無酸素・好気法)
敷 地 面 積	68,985 m ²		225,000 m ²	
処 理 能 力	(晴天時) 59,600 m ³ /日	24,700 m ³ /日	(晴天時) 68,400 m ³ /日	187,400 m ³ /日
	(雨天時) 352,610 m ³ /日		(雨天時) 68,400 m ³ /日	187,400 m ³ /日
処理計画人口	事業計画 135,860 人 全体計画 132,850 人		事業計画 432,760 人 全体計画 416,350 人	
現在処理人口	161,833人		414,560人	

2 ポンプ場

区 分	中 央 処 理 区	南 部 処 理 区	印 旛 処 理 区
ポンプ場数	6	6	6
ポンプ場名	神明 幸 黒砂 出洲 結城野 中央雨水	村田雨水 大椎 都 越智 蘇我雨水 寒川雨水	高洲第1 高洲第2 ひび野 検見川雨水 若葉 長作

※小規模ポンプ場は含まれていない

4 印旛沼流域下水道関連

1 印旛沼流域下水道事業内容

事業主体	千葉県		
事業決定年月日	昭和43年12月28日	事業開始年月日	昭和47年12月18日
完成予定年月日	令和14年 3 月31日	供用開始年月日	昭和49年 4 月 1 日
事業費	3,662 億円		
排除方法	分流式 処理場 2 か所（花見川終末処理場、花見川第二終末処理場）		
計画面積	20,332 ha	処理能力 725,400 m ³ /日	
計画人口	134.7 万人	中継ポンプ場 10か所	
管渠延長	182.5 km（幹線延長）		

2 印旛沼流域下水道事業に関する市町村負担

(1) 市 町 村

千葉市、佐倉市、船橋市、八千代市、成田市、鎌ヶ谷市、習志野市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町の13市町

(2) 市町村の負担金

流域下水道事業については、国・県及び関連市町村で負担、負担割合については、汚水量比による。

都 市 名	全 体 計 画		
	面 積	人 口	汚 水 量
12 市 町 計	19,204 ha	967,400人	429,050m ³ /日
千 葉 市	4,869 ha	340,700人	146,700m ³ /日
合 計	24,073 ha	1,308,100人	575,750m ³ /日

5 排 水 設 備 助 成 等

1 水洗便所改造等資金助成制度

下水道法の規定による処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対して資金の助成を行う。

(1) 助成の対象

処理区域内の建築物の所有者または占有者が、くみ取り便所を水洗便所に、または、既設のし尿浄化槽を廃止して水洗便所に改造し、併せて排水設備（雑排水等の接続）を設置する工事

(2) 貸付金・補助金の額

ア 水洗便所改造等資金貸付金（令和7年度実績 9口）

くみ取り便所改造1設備につき 500,000円以内

し尿浄化槽改造利用1世帯につき 500,000円以内

イ 水洗便所改造等一部補助金（令和7年度実績 4口）

処理区域公示後1年以内の改造について、くみ取り便所の1くみ取り口もしくはし尿浄化槽1槽につき10,000円、処理区域公示後1年を超え3年以内に自己負担で施工するものに限り5,000円

(3) 利子・償還方法

無利子 37カ月以内月賦償還

(4) 借受人の資格

市内に住所を有し、市税、下水道受益者負担金（分担金）、下水道使用料を滞納していない者で、連帯保証人のある者

(5) 連帯保証人の資格

市内に住所を有する満20歳以上の者で独立の生計を営み、一定の職業又は相当の資産を有し、市税、下水道受益者負担金（分担金）、下水道使用料を滞納していない者

2 雨水貯留施設及び浸透施設設置工事費補助制度

雨水の流出抑制、地下水の涵養、雨水利用等を図るため、下水道事業計画区域内の土地または建物の所有者及び占有者で、廃止する浄化槽を雨水貯留槽として改造、または、新たに市販の雨水貯留槽・雨水浸透ますを設置しようとする者に対して補助金を交付する。

(1) 補助対象区域

雨水貯留施設及び浸透施設設置基準に定める下水道事業計画区域とする。ただし、開発行為（都市計画法第4条第12項）及び宅地開発指導要綱の規定による区域を除く。

(2) 補助金の額（限度額）

ア 廃止する浄化槽を雨水貯留槽に改造する場合

廃止浄化槽 1 基当たり	75,000円
--------------	---------

イ 市販の貯留槽を新設する場合

市販雨水貯留槽 1 基当たり 1000～2000未満	18,000円
2000以上	25,000円

なお、補助対象は建物 1 棟に対し 1 基までとする。

ウ 雨水浸透ます（内径または内法） 1 個当たり	150mm	11,000円
	200mm	13,000円
	300mm	16,000円
	350mm以上	26,000円

なお、補助対象は建物 1 棟に対し 4 個までとする。

（令和 7 年度実績）

既存浄化槽転用雨水貯留槽	0基
市 販 貯 留 槽	16基
雨 水 浸 透 ま す	0個

3 防水板設置工事助成制度

浸水被害を軽減するため、住宅、マンション等の所有者及び使用者が行う、防水板の設置及びその設置に伴う関連工事に要する経費について、助成金を交付する。

(1) 助成対象者及び助成区域

助成対象者は、千葉市内の住宅、マンション等の所有者または使用者を対象とする。ただし、使用者は所有者の承諾を必要とする。

助成区域は、過去に浸水被害が発生した地域とする。

(2) 助成金の額

防水板設置工事およびその工事と一体として防水効果を補完するために行う関連工事費の1/2とする。

ただし、上限額は75万円とする。助成金の交付は、一つの建物等につき 1 回を限度とする。

（令和 7 年度実績）

防水板設置 1 件

6 排水施設の整備

浸水被害の軽減を図るため、公共下水道区域外を対象に、一般排水路や都市下水路の整備を実施している。

整備にあたっては、多自然護岸を取り入れ環境に配慮するなど、地域の状況に応じた整備を推進する。

(1) 一般排水路の整備状況（令和7年度末）

幹線排水路 66.4km 面的排水施設 298.2km

(2) 都市下水路の整備状況（整備済）

区 分	名 称	延 長
都市下水路の整備	南 部 1 号 都 市 下 水 路	1,018m
	南 部 2 号 都 市 下 水 路	1,029m
	六 方 都 市 下 水 路	8,780m
	浜 田 川 都 市 下 水 路	3,840m
	加 曽 利 都 市 下 水 路	470m
	小 金 沢 都 市 下 水 路	2,032m
	桜 木 都 市 下 水 路	1,626m
	貝 塚 都 市 下 水 路	1,427m

7 河川の整備

本市には、印旛放水路（花見川）、勝田川及び鹿島川の一級河川、都川、葭川、支川都川、坂月川、生実川、浜野川、浜田川、ミカダ川及び村田川の二級河川並びに準用河川生実川の13河川があり、二級河川支川都川においては、令和3年度から、国の交付金を活用した都市基盤河川改修事業として、整備を進めている。

また、都市化の著しい都川水系における雨水流出量の抑制を図り、治水安全度を確保するために、流域内の学校や公園に貯留施設などを設置する流域貯留浸透事業を展開し、平成26年度末までに33か所の施設を整備し事業が完了している。

千葉市による整備状況（令和7年度末）

区 分	河 川 名	全 体 計 画		整備済延長	進捗率	備 考
一 級 河 川	勝 田 川	整備延長	3,530 m	3,530 m	100.0%	1/3確率(38mm/hr)
二 級 河 川	浜 野 川	整備延長	3,270 m	3,270 m	100.0%	1/50確率(70mm/hr)
	生 実 川	整備延長	2,164 m	2,073 m	95.8%	1/8.3確率(50mm/hr)
	葭 川	整備延長	940 m	940 m	100.0%	1/8.3確率(50mm/hr)
	支 川 都 川	整備延長	3,540 m	980 m	27.7%	1/10確率(52mm/hr)
	坂 月 川	整備延長	2,926 m	2,926 m	100.0%	1/10確率(52mm/hr)
準 用 河 川	生 実 川	整備延長	1,190 m	1,190 m	100.0%	1/1.7確率(30mm/hr)

8 急傾斜地崩壊対策事業

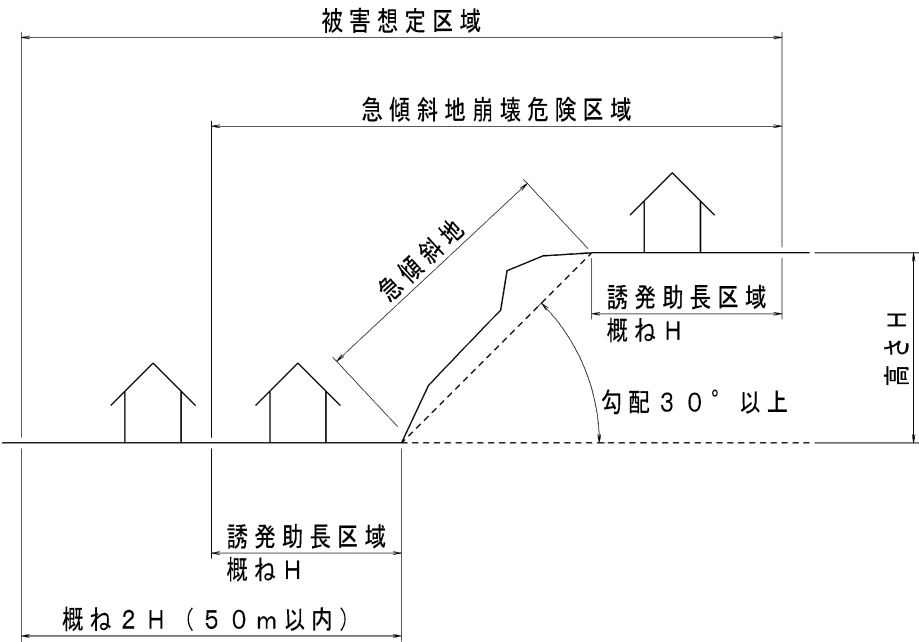
急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護することを目的として、事業を推進している。

工事実施のための条件

- (1) 地形条件等
自然がけ、高さ 5 m 以上、勾配30度以上、保全対象人家 5 戸以上、土砂災害警戒区域の指定
- (2) 地元要望者への条件
急傾斜地崩壊危険区域指定の同意、負担金納付の同意、工事時の土地使用同意、施設整備後の土地使用貸借契約の締結
- (3) 地元負担割合

がけの高さ	5 m 以上	10m 以上
工事の実施	千葉市	千葉県
負担割合	工事費の 5 %	工事費の 4 %

< 概略図 >



整備状況

	令和 6 年度まで	令和 7 年度末
急傾斜地崩壊防止工事実施済箇所	3 4 か所	3 5 か所

9 農業集落排水事業

平成4年度、大和田地区の供用開始に始まり、平成19年度、更科地区が供用開始されたことにより、計画10地区（大和田地区、平川地区、本郷地区、野呂地区、中野・和泉地区、中田・古泉地区、谷当地区、富田地区、平山地区、更科地区）全て供用開始となった。しかし、一部の施設では耐用年数を超過するなど老朽化が進行しており、汚水処理場を改築更新する時期に差し掛かっている。そのため、令和2年度に農業集落排水施設再編計画を策定し、既に公共下水道へ接続済みの平山地区を除いた9地区を4地区に再編・統合して公共下水道へ接続することで、維持管理を含めた事業費の縮減を図り、持続的な污水处理システムを構築することとした。令和7年度には、野呂地区の汚水処理場を廃止し、公共下水道への接続を開始した。

第18章

水道局

1 水 道

本市の上水道は、若葉区及び緑区の一部市域を市営水道が給水しており、その他の大部分の市域を県営水道が給水している。

中長期経営計画に基づき、「強靱」な水道、水道サービスの「持続」、「安全」な水道という3つの基本方針を踏まえて事業を進めていく。令和8年度は、未普及地区において配水管の整備を行うほか、安定給水を確保するため、配水管や浄水場設備の耐震化・更新を行う。

1 市 営 水 道

(1) 第3次拡張（平成15年4月11日認可）

計画目標年度 平成27年度

計画給水人口 78,100人

計画給水区域 緑区あすみが丘1丁目～9丁目、あすみが丘東1丁目～5丁目、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台1丁目・2丁目、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町並びに若葉区五十土町、和泉町、大井戸町、大広町、小間子町、上泉町、川井町、北谷津町、古泉町、御殿町、更科町、佐和町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、富田町、中田町、中野町、野呂町及び谷当町（80.28km²）

計画1日最大

給水量 33,700m³（霞ヶ浦導水4,900m³、霞ヶ浦開発28,800m³）

事業費 460億円

(2) 業 務 状 況

ア 給水普及状況

令和8年3月31日現在

区分 年度	計画給水区域内		実績給水		普及率	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
令和6	25,717戸	53,601人	20,650戸	44,884人	80.3%	83.7%
令和7	25,861戸	53,311人	20,744戸	44,577人	80.2%	83.6%

イ 給水量

令和8年3月31日現在

区分 年度	年間 総給水量	有効水量		無効水量	1日最大 給水量	1日平均 給水量	有収率
		有収水量	無収水量				
令和6	4,549,016 m ³	4,513,121 m ³	23,025 m ³	12,870 m ³	14,027 m ³	12,463 m ³	99.2%
令和7	4,550,446 m ³	4,511,045 m ³	22,651 m ³	16,750 m ³	14,077 m ³	12,467 m ³	99.1 m ³

2 市域水道普及状況

令和8年3月31日現在

区 分	給水区域内人口	給水人口	普及率
千 葉 市	987,754人	960,859人	97.3%

3 水道使用料（令和8年4月1日より適用）

基本料金
（1カ月につき）

量水器の口径	千葉市	千葉県
13 mm	470	円
20	1,103	
25	1,970	
40	7,866	
50	17,837	
75	41,001	
100	市長が別に定める額	79,153
150		219,993
200		445,932
250		794,007
300		1,272,145

従量料金（市、県同額）
一般用（1カ月につき）

使用水量	料金（1m ³ につき）
1m ³ から 10m ³ まで	67 円
10 を超え 20 まで	175
20 を超え 40 まで	285
40 を超え100 まで	380
100 を超え500 まで	471
500 を超えるとき	514

共用栓

1m ³ につき	67 円
---------------------	------

水道使用料（10円未満切捨て）＝（基本料金＋従量料金）に消費税・地方消費税10%を加算した額

4 給水申込納付金（令和元年10月1日より適用）

使用するメーターの口径	千葉市	千葉県
13 mm	100,000	円
20 "	270,000	
25 "	460,000	
40 "	1,400,000	
50 "	2,500,000	
75 "	6,700,000	
100 "	市長が別に定める額	14,000,000
150 "		38,000,000
200 "		78,000,000
250 "		138,000,000
300 "		219,000,000
350 " 以上		局長が定める額

※給水申込納付金＝上記表の額に消費税・地方消費税10%を加算した額

市 政 概 要 令和8年度版

発 行 年 月 令 和 8 年 8 月

編 集 発 行 千 葉 市 議 会 事 務 局 調 査 課

〒260-8722

千 葉 市 中 央 区 千 葉 港 1 番 1 号

電 話 043-245-5471

FAX 043-245-5565
